

日置市地域防災計画

【資料編】

平成 28 年 7 月

沿革 平成 29 年 6 月 2 日修正
平成 30 年 5 月 28 日修正
令和元年 6 月 13 日修正
令和 2 年 5 月 22 日修正
令和 3 年 6 月 1 日修正
令和 4 年 6 月 1 日修正
令和 5 年 6 月 1 日修正
令和 6 年 5 月 31 日修正
令和 7 年 5 月 30 日修正

目 次

1 防災組織に関する資料.....	1-1
1-1 日置市防災会議条例	1-1
1-2 日置市防災会議委員	1-4
1-3 日置市地域防災計画調査検討委員会設置規程	1-5
1-4 日置市災害対策本部条例	1-6
1-5 防災関係機関	1-7
1-6 日置市届出避難所登録要綱	1-9
2 広域応援、自衛隊の災害派遣に関する資料.....	2-1
2-1 鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定	2-4
2-2 日置市伊集院・東市来・日吉地域電力設備災害復旧に関する覚書	2-6
2-3 鹿児島県消防相互応援協定	2-14
2-4 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定	2-18
2-5 日置市における大規模な災害時の応援に関する協定書	2-21
2-6 持続可能な地域創造ネットワークを構成する市区町村の災害等における相互支援 に関する協定.....	2-27
2-7 地上デジタル放送のデータ放送における市政情報の提供に関する覚書	2-30
2-8 災害発生時における日置市と日置市内郵便局の協力に関する協定	2-31
2-9 大規模災害時における応急対策に関する協定書	2-37
2-10 大規模災害時における被害状況調査に関する協定書	2-45
2-11 大規模災害時における公共建築物の応急対策に関する協定書	2-58
2-12 災害時における応急復旧に関する協定書	2-61
2-13 大規模災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書	2-63
2-14 災害時における防疫活動に関する協定書	2-69
2-15 災害時における物資の供給に関する協定書	2-74
2-16 災害時における一時避難施設及び福祉避難所としての使用に関する協定書	2-76
2-17 災害時における救援物資提供に関する協定書	2-97
2-18 災害時における救援物資提供等に関する協定書	2-101
2-19 災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書	2-104
2-20 災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定書	2-107
2-21 特設公衆電話の設置・利用に関する協定	2-110
2-22 災害時における物資の供給協力に関する協定書	2-115
2-23 災害相互応援協定	2-118
2-24 災害時における地図製品等の供給に関する協定書	2-121
2-25 災害に係る情報発信等に関する協定	2-124
2-26 災害時における医薬品等物資の供給協力に関する協定	2-127
2-27 災害時における燃料供給等に関する協定	2-130

2-28	災害時における地下水の供給協力に関する協定	2-133
2-29	災害時におけるレンタル機材の供給協力に関する協定	2-135
2-30	災害時における物資の物流拠点の協力に関する協定	2-138
2-31	大規模災害時における応急対策に関する協定	2-141
2-32	防災パートナーシップに関する協定	2-149
2-33	災害時における災害復旧支援業務に関する協定	2-151
2-34	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	2-166
2-35	災害時における応急復旧に関する協定	2-168
2-36	災害時における移動宿泊施設等の提供に関する協定	2-170
2-37	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	2-173
2-38	デジタルケア避難所システムに関する連携協定	2-177
2-39	自衛隊災害派遣（撤収）要請様式	2-180
2-40	自衛隊災害派遣の範囲・要請先等	2-182
2-41	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	2-186
2-42	災害時における相互応援に関する協定	2-190
2-43	災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定	2-192
2-44	大規模災害時における被災者支援に関する協定	2-195
2-45	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥等の収集運搬に関する協定	2-198
3	危険箇所等に関する資料	3-1
3-1	土砂災害特別警戒区域	3-1
3-2	土砂災害警戒区域	3-14
3-3	山腹崩壊危険地区	3-35
3-4	崩土流出危険地区	3-40
4	避難等に関する資料	4-1
4-1	指定緊急避難場所・指定避難所の指定状況	4-1
4-2	孤立化集落対策マニュアル	4-5
4-3	道路表（避難路）	4-8
4-4	避難路線図	4-9
4-5	避難指示等の種類と実施責任者	4-10
5	気象観測等に関する資料	5-1
5-1	雨量観測所	5-1
5-2	水位観測所	5-2
5-3	永吉ダム観測等施設	5-3
5-4	気象情報等の種類と概要	5-4
5-5	気象警報等の伝達系統	5-17
6	通信に関する資料	6-1
6-1	防災行政無線等の整備状況	6-1
6-2	同報無線設置箇所	6-2

6-3	移動局設置箇所	6-4
6-4	永吉ダム通信等施設	6-5
7	食糧・水道等に関する資料	7-1
7-1	食糧（主食米）の調達先	7-1
7-2	政府保管米の調達系統	7-2
7-3	給水方法の種類	7-4
7-4	水道施設の概要	7-4
7-5	市内の指定給水装置工事事業者	7-5
7-6	流通在庫からの主な調達品目	7-6
7-7	県による生活必需品の給与に関する法外援護の程度	7-6
8	消防・危険物施設等に関する資料	8-1
8-1	日置市消防団の現況	8-1
8-2	消防団車両等の状況	8-2
8-3	危険物施設状況	8-2
9	水防に関する資料	9-1
9-1	重要水防箇所	9-1
9-2	交通途絶予想箇所	9-2
9-3	水防倉庫	9-3
9-4	水防関係様式	9-4
10	医療・衛生に関する資料	10-1
10-1	医療機関	10-1
10-2	各種感染症予防業務の種類と内容	10-3
10-3	日置市公共下水道施設の概要	10-4
10-4	廃棄物処理施設の概要	10-5
11	輸送に関する資料	11-1
11-1	ヘリコプター緊急時離着陸場予定地	11-1
11-2	緊急通行車両事前届出書及び届出済証	11-2
11-3	関係機関が実施する交通規制等の内容	11-3
12	災害救助法の適用に関する資料	12-1
12-1	被災世帯の算定単位	12-1
12-2	住家の滅失等の認定基準	12-2
12-3	救助の実施程度、方法及び期間一覧表	12-3
13	災害情報・被害情報の収集・伝達に関する資料	13-1
13-1	異常現象の種類と通報先	13-1
13-2	被害状況の調査班編成表	13-2
13-3	災害報告等様式	13-3

14	広報に関する資料.....	14-1
14-1	住民への広報内容の例	14-1
14-2	放送機関へ要請・発表する内容	14-2
15	その他の資料.....	15-1
15-1	救助・救急用装備・資機材等の整備内容	15-1
15-2	応急仮設住宅建設候補地一覧表	15-2
15-3	防災訓練計画（例示）	15-4
15-4	施設の安全確認チェックリスト	15-5
15-5	指定（登録）文化財一覧	15-7
15-6	従事命令等の種類と概要	15-9
15-7	一般災害ボランティアの活動内容	15-10
15-8	行方不明者の搜索方法	15-11
15-9	農林水産業災害防止のための指導対象作物	15-12
15-10	避難確保計画の作成対象施設一覧	15-13
15-11	日置市内テレビ共同受信施設組合一覧.....	15-16

1 防災組織に関する資料

1-1 日置市防災会議条例

日置市防災会議条例

平成 17 年 5 月 1 日

条例第 19 号

改正 平成 18 年 03 月 07 日条例第 05 号

平成 19 年 10 月 10 日条例第 26 号

平成 21 年 06 月 22 日条例第 21 号

平成 24 年 12 月 28 日条例第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、日置市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、災害対策基本法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 日置市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に関すること。
- (3) 市長の諮問に応じて日置市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 日置市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、日置市並びに鹿児島県、関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（組織等）

第 4 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、37 人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 鹿児島県知事の事務部局の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 鹿児島県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市消防団長及び方面団長

- (5) 市教育長
- (6) 市消防長
- (7) 指定公共機関、指定地方公共機関、市内公共的団体等のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者のうちから市長が任命する者
- (9) 市職員のうちから市長が指名する者

6 前項第1号から第7号まで及び第9号に掲げる委員がその本来の職務を離れたときは、委員の職を失うものとする。

7 第5項第8号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 防災会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、防災会議を組織する者の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

6 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(会長の専決処分)

第6条 会議が成立しないときその他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は、会議において議決すべき事項のうち、次に掲げる事項について専決処分をすることができる。

- (1) 災害対策本部の設置に関する事項
- (2) 緊急事態の発生により早急に決定を要する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、軽易な事項

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 防災会議の庶務は、総務企画部総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、防災会議が定める。

附 則

この条例は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（平成18年3月7日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年10月10日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の日置市情報公開条例の規定、第2条の規定による改正後の日置市個人情報保護条例の規定及び第3条の規定による改正後の日置市防災会議条例の規定は、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平成21年6月22日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月28日条例第34号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 平成 27 年 3 月 31 日までの間において、第 1 条の規定による改正後の日置市防災会議条例第 4 条第 5 項第 8 号の規定により新たに任命された委員の任期は、同条第 7 項の規定にかかわらず、当該任命の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

1-2 日置市防災会議委員

No.	役 職	根拠条項
1	日置市長	第4条第2項
2	鹿児島地方気象台気象防災情報調整官	第4条第5項第1号
3	鹿児島地域振興局総務企画部長	第4条第5項第2号
4	鹿児島地域振興局保健福祉環境部長	
5	鹿児島地域振興局建設部長	
6	鹿児島地域振興局農林水産部長	
7	日置警察署長	第4条第5項第3号
8	日置市消防団長	第4条第5項第4号
9	日置市消防団東市来方面団長	
10	日置市消防団伊集院方面団長	
11	日置市消防団日吉方面団長	
12	日置市消防団吹上方面団長	
13	日置市教育委員会教育長	第4条第5項第5号
14	日置市消防本部消防長	第4条第5項第6号
15	九州電力送配電株式会社鹿児島配電事業所長	第4条第5項第7号
16	N T T 西日本鹿児島支店災害対策担当課長	
17	日置市社会福祉協議会代表	
18	日置市地域女性連絡協議会代表	
19	東市来地域自主防災組織代表	第4条第5項第8号
20	伊集院地域自主防災組織代表	
21	日吉地域自主防災組織代表	
22	吹上地域自主防災組織代表	
23	副市長	第3条第1項第9号
24	総務企画部長	
25	市民福祉部長	
26	産業建設部長	
27	教育委員会事務局長	
28	議会事務局長	
29	東市来支所長	
30	日吉支所長	
31	吹上支所長	
32	福祉課長	
33	健康保険課長	
34	介護保険課長	
35	農地整備課長	
36	建設課長	
37	上下水道課長	

1-3 日置市地域防災計画調査検討委員会設置規程

日置市地域防災計画調査検討委員会設置規程

平成27年10月 1 日

訓令第32号

(設置)

第1条 災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第42条第1項に基づき策定した日置市地域防災計画（以下「計画」という。）について、必要な修正を加えるに当たり、全庁的に調査及び検討するため、日置市地域防災計画調査検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画に係る調査及び検討に関すること。
- (2) 計画の修正案の作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育長をもって充てる。
- 4 委員は、総務企画部長、市民福祉部長、産業建設部長、教育委員会事務局長、議会事務局長、消防長、東市来支所長、日吉支所長、吹上支所長及び総務課長をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、委員長の命を受け、委員会の事務に従事する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員会を組織する者の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 委員会は、必要に応じ部会を設置することができる。

- 2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務企画部総務課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この訓令は、平成27年10月 1 日から施行する。

1-4 日置市災害対策本部条例

日置市災害対策本部条例

平成 17 年 5 月 1 日

条例第 20 号

改正 平成 24 年 12 月 28 日条例第 34 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、日置市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるとき又は災害対策本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部又は支部の設置)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部又は支部を置くことができる。

2 部又は支部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を、支部に支部長を置き、災害対策本部員のうちから災害対策本部長が指名する。

4 部長又は支部長は、部又は支部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 28 日条例第 34 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

1-5 防災関係機関

(1) 県

機関名	電話番号	所在地
鹿児島県危機管理防災局危機管理防災課	099-286-2256	鹿児島市鴨池新町 10-1
鹿児島地域振興局総務企画部	099-805-7203	鹿児島市小川町 3-56
鹿児島地域振興局保健福祉環境部	099-273-2332	日置市伊集院町下谷口 1960-1
鹿児島地域振興局建設部	099-805-7302	鹿児島市小川町 3-56
鹿児島地域振興局農林水産部	099-805-7352	鹿児島市小川町 3-56
伊集院保健所	099-273-2332	日置市伊集院町下谷口 1960-1

(2) 警察

機関名	電話番号	所在地
日置警察署	099-273-0110	日置市伊集院町徳重 1-11-1

(3) 指定地方行政機関

機関名	電話番号	所在地
九州管区警察局	092-622-5000	福岡市博多区東公園 7-7
九州総合通信局	096-326-7860	熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎
九州財務局鹿児島財務事務所	099-226-6155	鹿児島市山下町 13-21
九州厚生局	092-472-2361	福岡市博多区博多駅前 3-2-8
鹿児島労働局	099-223-8277	鹿児島市山下町 13-21
伊集院公共職業安定所	099-273-3161	日置市伊集院町大田 825-3
九州農政局鹿児島地域センター	099-222-0121	鹿児島市小川町 3-64
九州森林管理局鹿児島森林管理署	099-247-7111	鹿児島市浜町 12-1
九州経済産業局	092-482-5405	福岡市博多駅東 2-11-1
九州産業保安監督部	092-482-5927	福岡市博多駅東 2-11-1
九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所	099-223-3296	鹿児島市城南町 23-1
九州地方整備局鹿児島国道事務所	099-216-3111	鹿児島市浜町 2-5
九州運輸局鹿児島運輸支局	099-222-5660	鹿児島市泉町 18-2
大阪航空局鹿児島空港事務所	0995-58-4440	霧島市溝辺町麓字 838
九州地方測量部	092-411-7881	福岡市博多駅東 2-11-1
鹿児島地方気象台	099-250-9911	鹿児島市東郡元町 4-1 鹿児島第2地方合同庁舎
第十管区海上保安本部	099-250-9800	鹿児島市東郡元町 4-1 鹿児島第2地方合同庁舎
串木野海上保安部	0996-32-3592	いちき串木野市浦和町 54-1
九州地方環境事務所	096-322-2400	熊本市西区春日 2-10-1
九州防衛局	092-483-8811	福岡市博多区博多駅東 2-10-7

(4) 自衛隊

機関名	電話番号	所在地
陸上自衛隊第12普通科連隊（国分自衛隊）	0995-46-0350	霧島市国分福島 2-4-14
海上自衛隊第1航空群（鹿屋自衛隊）	0994-43-3111	鹿屋市西原 3-11-2

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	電話番号	所在地
九州旅客鉄道（株）鹿児島支社	099-256-0165	鹿児島市武 1-2-1
日本貨物鉄道（株）九州支社	093-583-6201	福岡県北九州市小倉北区室町 3-2-57
西日本電信電話株式会社鹿児島支店	099-258-8520	鹿児島市松原町 4-26
郵便事業株式会社鹿児島中央郵便局	099-252-4188	鹿児島市中央町 1-2
日本銀行鹿児島支店	099-259-3231	鹿児島市上之園町 5-15
日本赤十字社鹿児島県支部	099-252-0600	鹿児島市鴨池新町 1-5
日本放送協会鹿児島放送局	099-253-6615	鹿児島市本港新町 4-6
株式会社南日本放送	099-254-7111	鹿児島市高麗町 5-25
鹿児島テレビ放送株式会社	099-258-1111	鹿児島市紫原 6-15-8
株式会社鹿児島放送	099-251-5111	鹿児島市与次郎 2-5-12
株式会社鹿児島読売テレビ	099-285-5575	鹿児島市与次郎 1-9-34
株式会社エフエム鹿児島	099-227-0798	鹿児島市東千石町 1-38（鹿児島商工会議所ビル 3F）
西日本高速道路株式会社九州支社	092-717-1730	福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ
日本通運株式会社鹿児島支店	099-226-6111	鹿児島市浜町 1-8
いわさきコーポレーション株式会社	099-259-2888	鹿児島市鴨池新町 12-12 第2岩崎ビル
公益社団法人鹿児島県トラック協会	099-261-1167	鹿児島市谷山港 2-4-15
九州電力送配電株式会社鹿児島支店	099-285-5268	鹿児島市与次郎 2-6-16
九州電力送配電株式会社鹿児島営業所	0120-986-804	鹿児島市与次郎 2-6-16
九州電力送配電株式会社加世田営業所	0120-986-805	南さつま市加世田地頭所町 1-5
一般社団法人日置市医師会	099-273-6669	日置市伊集院町妙円寺 1-72-10
公益社団法人日置地区歯科医師会	0996-33-5777	いちき串木野市昭和通 278 ひまわり 歯科医師内
公益社団法人鹿児島県看護協会	099-256-8081	鹿児島市鴨池新町 21-5

(6) その他

機関名	電話番号	所在地
日置市社会福祉協議会	099-292-2321	日置市日吉町日置 1132-1
さつま日置農業協同組合	099-273-3911	日置市伊集院町下谷口 1810
江口漁業協同組合	099-274-2326	日置市東市来町伊作田 2101
吹上漁業協同組合	099-296-2405	日置市吹上町入来 4090-4
太陽ガス協業組合	099-273-2651	日置市伊集院町徳重 11
社団法人鹿児島県エルピーガス協会	099-250-2535	鹿児島市鴨池新町 5-6
社団法人鹿児島県建設業協会日置支部	099-272-2506	日置市伊集院町下谷口 1960-10

1-6 日置市届出避難所登録要綱

日置市届出避難所登録要綱

令和2年5月22日

告示第54号

(目的)

第1条 この告示は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項に規定する指定緊急避難場所及び同法第49条の7第1項に規定する指定避難所とは別に、自治公民館、集会所等を届出避難所として登録し、当該避難所に対する支援を行うことにより、災害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に市民が自主的に避難する場所を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「届出避難所」とは、市民が自主的に開設し、運営する避難所として第5条の規定による登録を受けたものをいう。

(対象とする施設)

第3条 届出避難所とすることができる施設は、自治公民館、集会所等（以下「自治公民館等」という。）のうち、避難する市民が災害から身を守ることができる立地、構造等を有するものとする。

2 自治公民館等の所有者が第5条第1項の届出者以外の者であるときは、当該所有者の同意を得なければ、当該自治公民館等を届出避難所とすることができない。

(届出避難所を設置することができるもの)

第4条 届出避難所を設置することができるものは、自治会、自主防災組織その他これらに準ずるものとして市長が認めるもの（以下「自治会等」という。）とする。

(登録の届出等)

第5条 届出避難所を設置しようとする自治会等（以下「届出者」という。）は、届出避難所登録届出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 自治公民館等の位置図及び平面図

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る自治公民館等を届出避難所として登録する。ただし、届出避難所とすることができない施設であると認める場合は、この限りでない。

3 市長は、前項の規定による届出避難所の登録に当たり、開設に関する条件を付することができる。

4 市長は、第2項の規定により届出避難所の登録をしたときは、届出避難所登録通知書

（様式第2号）により届出者に通知するとともに、届出避難所であることを証する書類（以下「標識」という。）を交付するものとする。

（標識の設置）

第6条 前条第4項の規定による通知を受けた者（以下「設置者」という。）は、標識を届出避難所の見やすい場所に掲示しなければならない。

（開設、運営及び費用負担）

第7条 届出避難所の開設及び運営は、設置者が自主的に行うものとし、市は、職員の派遣を行わないものとする。

2 届出避難所の開設及び運営に係る経費は、設置者の負担とする。

3 市は、開設された届出避難所に対し、必要に応じて救援物資を供用するものとする。

（市長への報告）

第8条 設置者は、届出避難所を開設したときは、その旨を市長に報告するものとする。届出避難所に避難した者があったとき及び届出避難所を閉鎖したときも、同様とする。

（登録内容の変更）

第9条 設置者は、登録内容に変更があったときは、届出避難所登録内容変更届（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

（登録の廃止）

第10条 設置者は、届出避難所を廃止したときは、届出避難所廃止届（様式第4号）により市長に届け出るものとする。

（登録の取消し）

第11条 市長は、届出避難所周辺の環境の変化、土砂災害警戒区域の指定その他の事情の変化により、届出避難所が避難する市民が災害から身を守ることができる立地、構造等を有しないものとなったと認める場合は、当該届出避難所の登録を取り消すことができる。

2 市長は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る届出避難所の登録を取り消すものとする。

3 市長は、前2項の規定により登録を取り消したときは、届出避難所登録取消通知書（様式第5号）により設置者に通知するものとする。

4 設置者は、第1項又は第2項の規定により登録を取り消されたときは、市の指示に従い、標識を市に返還し、又は処分するものとする。

（訓練等）

第12条 設置者は、届出避難所を利用すると想定される地域住民に対して訓練等を実施し、届出避難所の利用に関する理解を深めるよう努めるものとする。

（届出避難所の維持管理）

第13条 設置者は、届出避難所の機能が十分に発揮できるよう良好な状態に維持管理するよう努めるものとする。

(事故等の損害賠償等)

第 14 条 届出避難所の開設、運営又は利用に伴う事故等によって生じた損害に係る賠償等については、市及び設置者はその責めを負わないものとする。

(その他)

第 15 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 2 年 5 月 22 日から施行する。

2 広域応援、自衛隊の災害派遣に関する資料

7 分野 51 件

協定種別	協定名称	機関	締結日	内容
公的団体等	鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定	鹿児島県、県内市町村及び消防組合	H10.6.26	航空機の活動
	鹿児島県消防相互応援協定	県内市町村及び消防組合	H18.10.25	大規模な火災や自然災害において、災害発生市町村等での対応が困難な場合における人員及び資機材等の提供
	鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定	鹿児島県及び県内市町村	H19.6.27	食料や飲料水などの物資の提供並びに職員の派遣等
	日置市における大規模な災害時の応援に関する協定書	国土交通省九州地方整備局	H23.9.14	国土交通省所管施設（直轄施設を除く。）に係る資機材及び職員の応援
	災害発生時における日置市と日置市内郵便局の協力に関する協定	日置市内郵便局	H27.10.6	被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
	日置市伊集院・東市来・日吉地域電力設備災害復旧に関する覚書	九州電力株式会社 鹿児島営業所	H28.12.20	災害情報の相互提供や停電時における庁舎への発電機車による応急送電
	災害時相互応援協定	福島県相馬市	H29.10.18	気象災害、地震・津波災害その他の災害が発生した場合において、相互に応援・協力し、応急措置を実施
	持続可能な地域創造ネットワークを構成する市区町村の災害等における相互支援に関する協定	関係市区町村	R3.3.30	食料や飲料水などの物資の提供並びに職員の派遣等
	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	日置市社会福祉協議会	R4.3.23	ボランティアセンターの設置・運営 ボランティアニーズの把握 ボランティアの受付 ボランティアセンター、災害ボランティアの活動に関する情報発信 その他の応急復旧に必要であると日置市が必要と認める業務
	災害時相互応援協定	熊本県宇土市	R4.9.26	気象災害、地震・津波災害その他の災害が発生した場合において、相互に応援・協力し、応急措置を実施
	陸上自衛隊西部方面隊と九州市長会との災害等対応における相互協力に関する協定	陸上自衛隊西部方面隊 九州市長会	R4.11.7	気象災害、地震・津波災害その他の災害が発生した場合において、相互に協力し、迅速・円滑な対応を実施
広報	地上デジタル放送のデータ放送における市政情報の提供に関する覚書	株式会社南日本放送	H27.4.1	データ放送による住民への情報の提供
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R1.5.9	防災情報、災害時の住民への情報提供
	防災パートナーシップに関する協定	株式会社南日本放送	R3.1.19	自然災害の被害を軽減するための防災情報の発信など
	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	株式会社パカン	R3.3.24	災害時避難施設の開設や混雑状況等必要な情報の発信など
社会基盤復旧	大規模災害時における応急対策に関する協定	社団法人鹿児島県建設業協会日置支部	H19.8.28	公共施設に係る障害物の除去や復旧等
	災害時における応急復旧に関する協定	日置市管工事組合	H20.11.28	水道施設の損傷等の応急復旧
	大規模災害時における被害状況調査に関する協定	日置市測量設計協会	H23.11.1	公共土木施設等の被災状況調査、情報収集
	大規模災害時における公共建築物の応急対策に関する協定	日置市建築協会の	H24.5.17	公共建築物に係る障害物の除去や復旧等
	災害時における応急対策に関する協定	吹上町建設互助会	R2.12.2	・公共施設の被害状況の収集・報告 ・公共施設からの障害物の除去および応急の復旧など
	災害時における災害復旧支援業務に関する協定	日本下水道事業団 全国上下水道コンサルタント協会 日本下水道管路管理業協会 日本下水道施設管理業協会	R3.2.1	・上下水道施設の被害状況の収集・報告 ・上下水道施設の応急復旧など
	災害時における応急復旧に関する協定	日置市電気工事組合	R3.9.1	・公共施設の電気設備などの応急復旧 ・避難所の電気設備等の応急復旧 ・道路散開ための倒木等の除去作業など

2 広域応援、自衛隊の災害派遣に関する資料

2 広域応援、自衛隊の災害派遣に関する資料

物資供給	災害時における救援物資提供に関する協定	コカ・コーラ ボトラーズ ジャパン株式会社	H18.6.26	災害対応型自動販売機内の飲料水の無償提供及び電 光掲示板を使つての災害情報の表示等
	災害時における救援物資提供に関する協定	ワールドサンフーズ株式 会社	H19.11.12	災害対応型自動販売機内の飲料水の無償提供及びA E D（自動体外式除細動器）の設置等
	大規模災害時におけるL Pガス等の供 給に関する協定	鹿児島県L Pガス協会川 薩支部及び同支部日置分 会	H23.4.19	L Pガス等の調達及び運搬
	災害時における物資の供給に関する協 定	日之出紙器工業株式会社	H24.10.16	段ボール製簡易ベッド、段ボール製パーテーショ ン、段ボールケースその他取扱商品の供給
	災害時における食料等物資の供給に関 する協定	生活協同組合コープかご しま	H28.10.26	食料等物資の供給協力
	災害時における物資の供給に関する協 定	NPO法人コメリ災害対策セ ンター	H29.3.30	必要な物資の供給及び運搬
	災害時における地図製品等の供給に関 する協定	株式会社ゼンリン	H30.7.17	地図製品等の供給及び利用
	災害における医薬品等物資の供給協力 に関する協定	株式会社コスモス	R1.7.12	医薬品等の物資の供給
	災害時における燃料供給等に関する協 定	鹿児島県石油商業組合 日置支部	R1.11.19	燃料等の供給
	災害時における地下水の供給協力に関 する協定	松下 慶太郎 氏	R5.5.31	飲料水の供給
	災害時におけるレンタル機材の供給協 力に関する協定	株式会社アクティオ	R2.8.20	レンタル機材の優先供給及び運搬
	災害時における物資の物流拠点の協力 に関する協定	さつま日置農業協同組合	R2.9.24	・市の開設する物流拠点等の荷捌き業務に必要 となる人員の派遣および資機材の提供 ・物流拠点となる施設の提供
	災害時における支援物資の受入及び配 送等に関する協定	佐川急便株式会社	R4.7.5	・物資の配送計画の策定及び配送の実施
	電気自動車を活用した脱炭素社会の実 現及び災害対応に関する連携協定	日産自動車株式会社及び 鹿児島日産自動車株式会 社	R6.3.18	停電などで電力不足が想定される避難所等におい て、電気自動車から電力を供給することにより、住 民の生命、身体及び財産を守るもの。
環境・衛生	災害時における防疫活動に関する協定	一般社団法人鹿児島県ベ ストコントロール協会	H23.11.1	消毒、薬剤の提供等
	災害時におけるユニットハウス等の物 資の供給協力に関する協定	三協フロンテア株式会社	R5.5.30	・移動式ユニットハウス等の物資の優先供給及び運 搬 ・物資運搬車両の緊急又は優先通行の支援
	災害時における廃棄物処理等の協力に 関する協定	社団法人 鹿児島県産業廃棄物協会	H25.8.27	災害に伴い発生した破棄物（し尿及び浄化槽汚泥を 除く）で、生活環境の保全上、特に処理が必要な廃 棄物の撤去、収集・運搬及び処分
	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥等 の収集運搬に関する協定	鹿児島県環境整備事業協 同組合	R7.4.25	災害に伴い発生するし尿等を円滑に収集運搬し、市 民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るもの

2 広域応援、自衛隊の災害派遣に関する資料

避難所	災害時における一時避難施設及び福祉避難所としての使用に関する協定	(全体的内容)	所有する施設の一部を一時避難施設及び福祉避難所として市民に使用させる	
		社会福祉法人健康村	H24.11.20 H28.4.1	・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）やはすの里
		医療法人昭泉会	H24.11.20 H28.4.1	・介護老人保健施設 湯の浦ナーシングホーム
		医療法人健誠会	H24.11.20 H28.4.1	・介護老人保健施設 アンダンテ伊集院
		社会福祉法人九十九会	H24.11.20 H28.4.1	・介護老人保健施設（特別養護老人ホーム）秋光園
		医療法人誠心会	H24.11.20 H28.4.1	・介護老人保健施設シルバーセンター光の里 ・介護付き有料老人ホーム ビクトリア街 ・高齢者多機能福祉施設 ふきあげタウン
		社会福祉法人恵里会	H24.11.20 H28.4.1	・ケアハウス 光の海 ・盲養護老人ホーム 光の岬 ・養護老人ホーム 美里
		社会福祉法人曙福祉会	H24.11.20 H28.4.1	・障害者支援施設 吹上学園 ・介護老人福祉施設 喜楽奈家
	特設公衆電話の設置・利用に関する協定	西日本電信電話株式会社	H29.3.3	26避難所に特設公衆電話35台を設置し、被災者の安否確認など円滑な避難所運営を図る
被災者支援	デジタルケア避難所システムに関する連携協定	G c o mホールディングス株式会社 行政システム九州株式会社 鹿児島支店	R4.1.31	デジタルケア避難所システムの実践的な活用により、日置市における避難所運営のデジタル化を推進、住民サービス及び避難所運営の効率化する実証事業を行う
	災害における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	株式会社デベロップ	R4.3.22	・保有又は管理する移動式宿泊施設等の優先的な提供 ・移動式宿泊施設等の運営への協力
	大規模災害時における被災者支援に関する協定	鹿児島県行政書士会	R6.9.25	罹災証明書申請書類に関する相談・手続業務、自動車登録申請書類に関する相談等各種手続に関する支援。

2-1 鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定

鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定

（目的）

第1条 この協定は、鹿児島県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、鹿児島県が所有する消防・防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに關し必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第2条 本協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

（応援要請）

第4条 この協定に基づく応援要請は、市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、鹿児島県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、航空機以外に適切な手段がなく、航空機による活動が最も有効な場合

（応援要請の方法）

第5条 応援要請は、鹿児島県防災航空センター所長に電話又はファクシミリにより、次の事項を明らかにして行うものとし、後日、鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要領第5第2項の鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法

(6) 応援に要する資機材の品目及び数量

(7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、第4条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、鹿児島県消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、相互応援協定第11条の規定にかかわらず、鹿児島県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、鹿児島県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成10年6月26日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保持する。

平成10年6月26日

鹿児島県知事

2-2 日置市伊集院・東市来・日吉地域電力設備災害復旧に関する覚書

日置市(伊集院・東市来・日吉地域)電力設備災害復旧に関する覚書

日置市（以下「甲」という。）と九州電力株式会社鹿児島配電事業所（以下「乙」という。）とは、台風、水害、地震等による災害発生時に、日置市伊集院・東市来・日吉地域の電力の確保と早期復旧を図るため、日置市災害対策本部及び九州電力株式会社鹿児島配電事業所対策部の相互において災害対応の連携を密にし、電力設備災害の復旧に関する協力（以下「協力」という。）を行うため、次のとおり覚書を交わすものとする。

（協力の種類）

第1条 協力の種類は、次のとおりとする。

- (1) 甲乙相互の災害情報の提供
- (2) 乙の発電機車等による応急送電
- (3) 乙の復旧に要する拠点として事務所および駐車場の甲による提供
- (4) 甲の道路啓開に支障となる電力設備及び、電力設備への掛かり木除去等の対応
- (5) 乙の電力設備復旧に支障のある道路障害箇所の甲による道路啓開
- (6) 乙の復旧要員の宿泊施設確保の甲による協力
- (7) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（協力要請の手続き等）

第2条 甲又は乙は、協力が必要となったときは、次の各号に定める要領により第4条に定める連絡責任者を通じて、協力の要請を行うものとする。

甲から乙への協力要請、情報提供については、別紙1により行うものとする。

- (1) 甲乙相互の災害情報の提供

災害情報の提供については、可能な範囲で次の表に掲げる情報を相互に連絡するものとする。

甲 → 乙	乙 → 甲
-------	-------

ア 道路情報	ア 停電状況
イ 家屋等被害状況	イ 復旧状況
ウ 電力設備等の被害状況	ウ 復旧見込み
	エ 被害状況
	オ 復旧体制

(2) 乙の発電機車等による応急送電

甲は医療機関、水道施設等、その必要がある施設について優先順位を決定し、乙に連絡するものとし、乙は、甲からの連絡に基づき送電箇所の検討を行うものとする。

(3) 乙の復旧に要する拠点として事務所および駐車場（以下「前進基地」という。）の甲による提供

乙は、災害が発生もしくは予想され、復旧にあたり前進基地を必要とした場合は、甲に対して施設使用について協力を依頼できる。

また、乙が災害訓練を実施するにあたり前進基地を必要とする場合においても、甲に対して施設使用について協力を依頼することができる。

ア 対象施設

あらかじめ次の施設について、その施設の管理者と使用の形態・方法等を協議しておくものとし、災害時の使用に際しては、乙はその都度申請を行い、甲の許可を受けるものとする。

施設名	所在地	電話番号
日置市伊集院 総合体育館	日置市伊集院町郡1丁目 60	総務課 248- 9401 体育館 273- 1033

イ 使用期間

(ア) 災害時

原則として、災害が発生もしくは予想され、乙による前進基地等の確保が必要と判明した時から乙による復旧工事が終了するまで。

(イ) 災害対策訓練時

災害対策訓練のため、乙が前進基地を必要とした時から訓練終了時まで。

ウ 使用の依頼

乙は施設利用の必要が生じたとき、又はその恐れがあるときは、甲に対し、速やかに電話による依頼を行うものとし、使用に際しては、文書による申請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭または電話により申請することができる。

エ 施設使用の許可

甲は乙から施設使用の申請を受けたときは、最優先して施設の使用を許可するものとする。この場合において許可は文書をもって行うが、緊急を要し文書を交付するいとまがないときは、口頭により許可を行い、後日文書を交付することができるものとする。

オ 施設使用の際の注意事項

乙が施設使用の許可を受けて施設を使用するときは、電気・ガス・水道の安全確認、火気の取り締まり、館内の清潔保持等の施設管理を善良なる管理者の責務をもって行うものとし、施設使用の際の乙の統括責任者は、九州電力株式会社鹿児島配電事業所対策部支援班長、現場責任者は、前進基地等の方面統括責任者とする。

カ 使用後の報告

乙は甲に対し、施設使用終了後速やかに文書により、使用期間、利用人員、光熱費使用実績等について報告を行うものとする。

キ 施設使用期間中に乙が甲の設備を損傷した場合

乙の負担により賠償する。

ク 乙が設置する設備等

乙が対象施設を前進基地として使用する場合に必要な設備・諸什器類については「別紙2」に定め、乙がこれを設置する。

なお、前進基地設置期間以外においても、乙が所有する設備・什器類の残置を認め、甲の善良な管理下に置くものとする。

(4) 甲の道路啓開に支障となる電力設備及び、電力設備への掛かり木等の対応

甲が道路啓開時に、乙の電力設備（電柱転倒等）及び、電力設備への掛かり木等により安全に作業が出来ないと判断された場合は、乙に対して協力を依頼できる。

(5) 乙の電力設備復旧に支障のある道路障害箇所の甲による道路啓開

乙の電力設備復旧に支障のある道路障害箇所の道路啓開が必要となった場合は、乙は甲による道路啓開を依頼できる。

道路啓開に関する連絡方法等については、「別紙3」の通りとする。

(6) 乙の復旧要員の宿泊施設確保の甲による協力

乙は民間宿泊施設等の確保が困難な場合は、甲へ公共施設の開放等の、宿泊施設確保について協力を依頼できるものとする。

(7) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(経費等の負担)

第3条 協力に要した費用は、原則として協力を行った者の負担とする。ただし、施設を使用した場合の費用（施設使用料及び光熱水道料）については、使用者の負担とする。

(連絡責任者)

第4条 第2条に掲げる協力要請に関する連絡を確実に、円滑に行うため、日置市総務企画部総務課長及び九州電力株式会社鹿児島配電事業所配電G長を連絡責任者とする。

(協議)

第5条 この覚書の実施に関し必要な事項及びこの覚書の定めのない事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(内容の変更等)

第6条 甲乙のいずれかの申出により、内容変更等が必要となった場合は、甲乙協議の上、この覚書を変更する事ができる。

尚、別紙については、内容変更が必要となった都度、双方の協議により差替える事が出来るものとする。

この覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年 月 日

甲 日置市伊集院町郡一丁目100番地
日置市長 宮路 高光

乙 鹿児島市与次郎二丁目 6番 16号
九州電力株式会社 鹿児島配電事業所
所長 北村 弘光

別紙 1

甲から乙への協力要請、情報提供について

甲は、甲の入手した地域住民や甲の各部署からの情報については、「情報連絡票（防災担当部署専用）」を用いて乙へ連絡するものとする。

乙は、甲からの情報に基づき適切な対応を行うものとする。

1 情報の内容

- 停電に関する問合せ
- 電力設備に関する被害情報等
- 電力設備への掛かり木除去依頼
- 優先順位を考慮した応急送電の協力

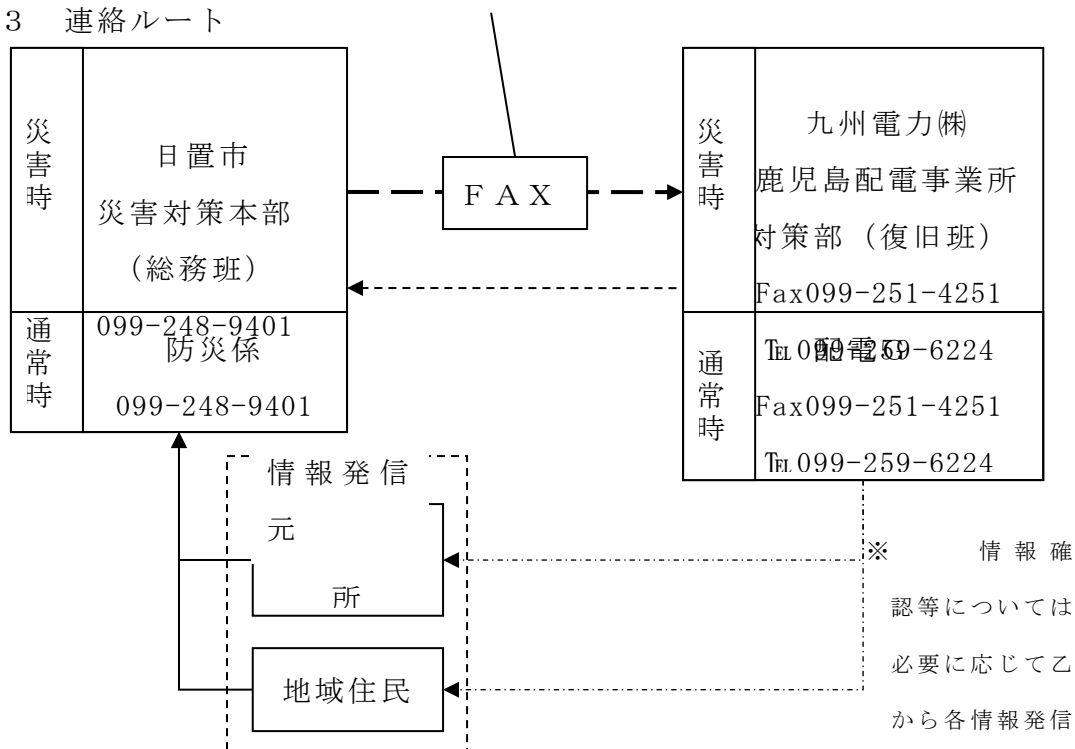
2 「情報連絡票（防災担当部署専用）」の取扱い

双方対策部が設置されている時はFAXのみで可とする。

通常時においても利用する事ができる。但し通常時の場合は、FAX送付後に甲から乙へ電話連絡をするものとする。

「情報連絡票（防災担当部署専用）」（別紙1-1）

3 連絡ルート



別紙 1 - 1

月 日 () 時 分 発信

九州電力(株)鹿児島配電事業所 配電G 行き

専用FAX: 099-251-4251 (専用電話) 099-259-6224

情 報 連 絡 票 (防災担当部署専用)

発 信 者	自治体名		担当者名	連絡先
				() -

申 出 内 容	分類	・電柱	・電線	・停電(苦情)	電柱番号 (□の中は数字、○の中はカタカナ)	
		・防犯灯	・その他 ()			□ □ □ ○ □ □ □

申 出 者	氏 名	電 話	携帯電話
	住所(所在地等)		住宅地図
			P - -

(お願い)

◎FAX送信後は電話連絡をお願いします。

◎なお、対策本部設置およびそれ以後は電話連絡不要です。

※九州電力記入欄

受 信 者	日時	氏名	対応状況
	/		

別紙 2

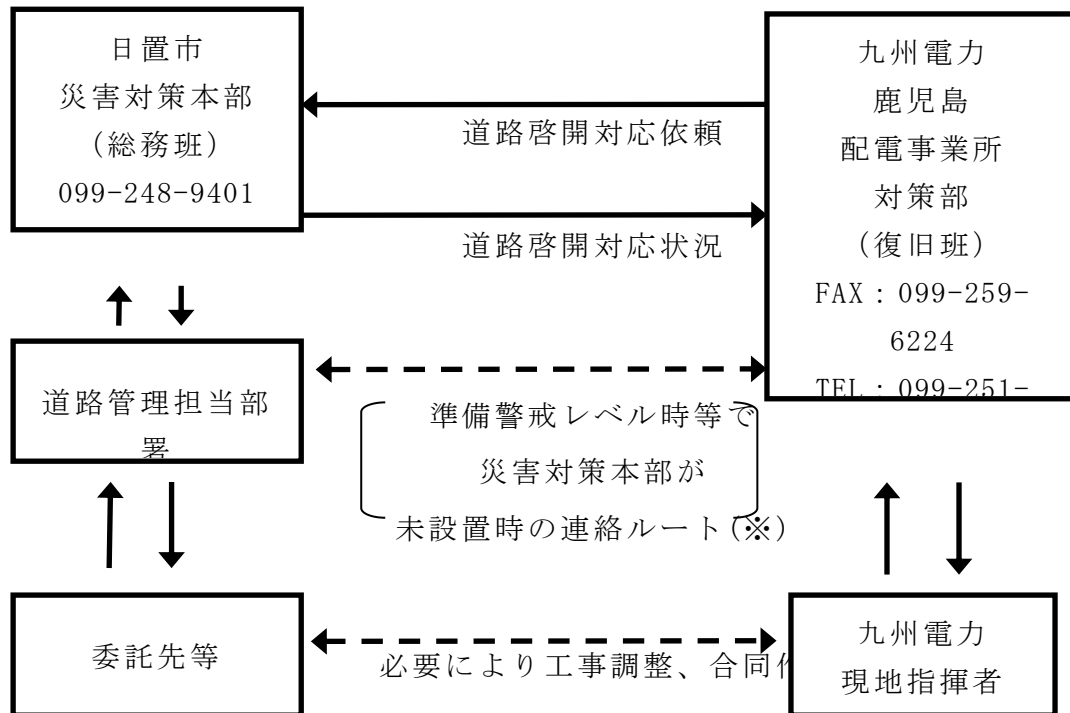
九州電力設置設備等明細書

品 目	個 数
九州電力 L A N 回線	1 回線
九州電力社内電話回線	1 回線
N T T 臨時電話回線	4 回線
収納ロッカー	2 台
ホワイトボード	2 台

別紙 3

乙から甲への道路障害の復旧（道路啓開）に関する連絡ルート

(1) 情報連絡ルート



(※)対策本部が未設置の場合や、通常時で道路啓開等の必要な事案が発生した場合は、乙は甲の担当部署へ直接依頼できるものとする。

道路管理担当部署			
伊集院地区	市道	産業建設部 建設課	TEL(099)-273-8871 FAX(099)-273-8877
	農道	産業建設部 農地整備課	TEL(099)-273-8873 FAX(099)-273-8877
	林道	産業建設部 農林水産課	TEL(099)-273-8870 FAX(099)-273-8877
東市来地区	市道	東市来支所 産業建設課	TEL(099)-274-2114 FAX(099)-274-4079
	農道		
	林道	伊集院地区に同じ	—
日吉地区	市道	日吉支所 産業建設課	TEL(099)-292-2114 FAX(099)-292-3055
	農道		
	林道	伊集院地区に同じ	—

2-3 鹿児島県消防相互応援協定

鹿児島県消防相互応援協定

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、鹿児島県（以下「県」という。）内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が消防の相互応援に関し、協定することについて必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互に応援を行い、もって被害を最小限に防止することを目的とする。

（地域の区分及び代表消防機関等）

第2条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、協定を締結する市町村等の中から代表消防機関を選任するものとする。

2 県内を5地域に区分し、区分した地域ごとにそれぞれ地域代表消防機関を選任するものとする。

3 代表消防機関及び地域代表消防機関は、それぞれ代行消防機関を選任するものとする。

（対象とする災害）

第3条 この協定において相互応援の対象とする「大規模災害等」とは、次に掲げる災害のうち大部隊又は特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とするものをいう。

- (1) 高層建築物火災、林野火災又は危険物施設火災等で大規模なもの
- (2) 大規模な地震、火山爆発又は風水害等の自然災害
- (3) 石油コンビナート指定地域災害
- (4) 航空機事故、列車事故等で大規模なもの又は特殊な救急・救助を必要とするもの
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる大規模災害

（応援隊の登録）

第4条 各市町村等は、応援が可能な消防隊、救急隊及び資機材等（以下「応援隊」という。）をあらかじめ登録しておくものとする。この場合においては2以上の市町村等が合同して1の応援隊を登録することができる。

（応援要請）

第5条 この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、第3条に規定する大規模災害等が発生した市町村等の長、他の市町村等の長に対し、次に掲

げるいずれかの事態が生じたときに行うものとする。

- (1) 災害の発生地を管轄する市町村等の消防力では、災害の防ぎょが著しく困難であるとき。
- (2) 災害を防ぎょするため、他の市町村等が保有する消防車両、資機材等を必要とするとき。

(応援要請の種別)

第6条 応援要請の種別は、災害の規模等により次のとおり区分する。

(1) 第1要請

隣接市町村等の間で現に締結されている相互応援協定では対応が困難な場合に、第2条第2項の規定により区分された地域内の市町村等に対して行う応援要請

(2) 第2要請

第1要請における消防力では災害防ぎょが困難な場合に、第1要請に加えて他の地域の市町村等に対して行う応援要請

(応援要請の方法)

第7条 応援要請は、原則として第1要請、第2要請の順に行うものとし、応援を要請する市町村等の長（以下「要請側市町村等の長」という。）が、第1要請については地域代表消防機関を通じて地域内の市町村等に対し、第2要請については地域代表消防機関を通じて代表消防機関に対し行うものとする。ただし、要請側市町村等の長が特に必要と認める場合においては、直ちに、第2要請を行うことができる。

2 第2要請を受けた代表消防機関は、地域代表消防機関を通じて応援要請を行うものとする。

3 応援要請を行うときは、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

- (1) 災害の種別、発生場所及び災害の状況
- (2) 応援隊の人員、車両、資機材の数量等
- (3) 応援隊の集結場所及び活動内容
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名
- (5) 使用無線系統
- (6) その他必要な事項

4 要請側市町村等の長が応援要請を行ったときに、直ちに県及び代表消防機関に対して当該要請に係る事項について通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第8条 応援要請を受けた市町村等の長（以下「応援側市町村等の長」という。）は応援隊を派遣するものとする。

2 応援側市町村等の長は、応援隊の派遣を決定したとき、又はやむを得ない理由により要請に応ずることができないときは、その旨を速やかに第1要請の場合にあっては地域代表消防機関を通じて要請側市町村等の長に、第2要請の場合にあっては地域代表消防機関及び代表消防機関を通じて要請側市町村等の長に通知するものとする。

3 応援側市町村等の長は前項の規定による通知の内容について県に通報するものとする。

（応援の中断）

第9条 応援側市町村等の長は、応援隊を復帰させるべき特別の事情が生じた場合においては、要請側市町村等の長と協議の上応援を中断することができるものとする。

（応援隊の指揮）

第10条 応援隊は、法第47条の規定に基づき要請側市町村等の長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第11条 応援に要した費用は、次の各号に定めるところにより応援側市町村等又は要請側市町村等がそれぞれ負担するものとする。

（1）応援側市町村等の負担する費用

ア 受援地において機械器具を破損した場合の修理費

イ 応援における隊員の諸手当及び被服等の損料

ウ 応援隊が災害出動中に自己管内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費

エ 消防作業に要した消耗品及び器材の消耗費用

（2）要請側市町村等の負担する費用

ア 応援隊が災害活動中に要請側市町村等管轄内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費

イ 応援が長期間にわたるため必要となる場合の食糧の費用

ウ 応援隊が受援地において補給した消耗品の費用

（3）応援側市町村等及び要請側市町村等の協議により負担する費用

ア 応援隊が災害出動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費

イ 応援隊が災害活動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費

ウ 協定に定めのない経費

2 応援した隊員が作業中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償に関する事務手続は、応援側市町村等において行うものとする。

(協定の効力)

第12条 この協定は、平成18年11月1日からその効力を生じる。

(改廃)

第13条 この協定の改廃は、この協定を締結する市町村等（以下「協定市町村等」という。）の長の協議により行うものとする。

(委任)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村等の消防長及び消防本部を置かない村にあってはその長から委任を受けた者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書60通を作成し、協定市町村等の長が記名押印のうえ各自1通を所持するものとする。

平成18年10月25日

県下市町村及び消防組合で締結

2-4 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定

鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害が県内で発生し、被災市町村のみでは十分な応急措置を実施することができない場合に、災対法第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県及び県内市町村による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

(1) 以下に掲げる物資等の提供及びあっせん

ア 食料、飲料水、生活必需品、その他必要な資機材

イ 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

ウ 救助活動に必要な車両、船艇等

(2) 救護及び応急措置に必要な医療職、技術職等職員の派遣

(3) 以下に掲げる施設等の提供

ア 被災者の一時収容のための施設

イ ごみ・し尿等の処理のための施設・車両等

(4) 前3号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、防災行政無線、電話等により要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援項目の種類及び内容

ア 第2条第1号に掲げる物資等の提供及びあっせん

物資等の品目・数量、搬入場所、搬入期間

イ 第2条第2号に掲げる職員の派遣

職種、人員、派遣場所、活動内容、派遣期間

ウ 第2条第3号アに掲げる施設等の提供

被災者数、移送方法、移送日時、収容期間

エ 第2条第3号イに掲げる施設・車両等の提供

依頼する処理の内容、数量、車両の必要性の有無

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援要請の順序)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次の順序により応援を要請するものとする。

(1) 隣接市町村に対し応援要請する。

(2) 発生した被害の程度が隣接市町村では対応できないと考えられ、市町村を所管する県災害対策支部又は地域連絡協議会（以下「県支部等」という。）での対応が可能と考えられる場合は、被災市町村を所管する県支部等に対し応援要請する。

(3) 被災の状況によっては、県災害対策本部又は危機管理防災課（以下「県本部等」という。）に直接応援要請をすることができるものとする。

(県支部等の応援要請)

第5条 県支部等は、前条第2号の応援要請に基づき、自ら応援を行うとともに応援可能な管内市町村に対し応援要請を行う。

2 県支部等は、県支部等による応援では対応できないと考えられる場合、県本部等に対し応援要請を行い、県本部等は、自ら応援を行うとともに応援可能な県内市町村に対し応援要請を行う。

(自主応援)

第6条 被災市町村又は県支部等若しくは県本部等から応援要請がない場合においても、被害の状況に応じ、緊急の応援を行う必要を認めた市町村は、第3条による被災市町村からの応援要請を待たずに、自主的に応援を行うことができるものとする。

2 前項の場合において、応援を行う市町村は、応援内容をあらかじめ電話等により被災市町村に連絡するとともに、被災市町村を管轄する県支部等に対し、応援の内容を報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 県又は市町村が第2条に基づく応援に要した経費は、原則として、応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援を受けた市町村が、前項に定める経費を支弁できないやむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 第6条の自主応援に関する経費については、応援を行った市町村と被災市町村

が、その都度協議する。

（情報の交換等）

第8条 市町村は、この協定に基づく相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、応援項目ごとの応援可能量など必要な情報等を相互に交換するよう努める。

（職員の公務災害補償）

第9条 応援職員が、応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めによるものとする。

（補則）

第10条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町村が協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成19年6月27日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、知事、各市町村長から委任を受けた鹿児島県市長会会長及び鹿児島県町村会会長が記名押印の上、各1通を保管し、各市町村長はその写を保管するものとする。

平成19年6月27日

鹿児島県知事

鹿児島県市長会会長

鹿児島県町村会会長

2-5 日置市における大規模な災害時の応援に関する協定書

日置市における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）と日置市長（以下「市長」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第77条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止することを目的として、次の条項により協定を締結する。

（応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

- （1）所管施設の被害状況の把握
- （2）情報連絡網の構築
- （3）現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- （4）災害応急措置
- （5）その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第2条 日置市内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、九州地方整備局と日置市は相互に連絡するものとする。なお、市長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員を日置市に派遣し情報交換を行うものとする。この場合において、市長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

（応援の実施）

第3条 局長は、市長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第4条 市長は、日置市内の所管施設に大規模な災害が発生、又は発生のおそれがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、九州地方整

備局鹿児島国道事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙－１の文書にて応援要請を提出するものとする。

- ２ 局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。）は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、市長（市長からの指示を受けた日置市の職員を含む。）に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙－２の文書により応援内容を通知する。

（応援要請の手続ができない場合の応援）

第５条 日置市内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が速やかにできない場合において、特に緊急を要し、かつ応援要請に時間を要する場合は、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、局長は、あらかじめ別紙－３の文書により応援内容を市長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸断されている等、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

（経費の負担）

第６条 第１条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

- （１）災害初動時に第１条（１）、（２）及び（３）の応援を行う場合

九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。

- （２）第１条（４）及び（５）の応援を行う場合

原則として日置市の負担とするが、第１条（４）の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当する場合は、原則として九州地方整備局の負担とする。

- ① 大規模な災害と認められる場合
- ② 国土交通本省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し、又は非常体制を発令している場合
- ③ 被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧を含まない。）
- ④ 広域災害等であって、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、又は関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置又は災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合

（平常時の連絡）

第７条 九州地方整備局企画部防災課と日置市総務課は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、局長と市長とが協議して定めるものとする。

2 この協定に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、日置市においては総務企画部総務課長とする。

(運用)

第9条 この協定書は、平成23年9月14日から適用する。

平成23年9月14日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

国土交通省九州地方整備局長

中 嶋 章 雅

鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目100番地

日 置 市 長

宮 路 高 光

別紙－1

文 書 番 号
令和 年 月 日

国土交通省 九州地方整備局長 殿

日 置 市 長

大規模な災害時の応援について（要請）

「日置市における大規模な災害時の応援に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり応援を要請します。

- 1 期間
- 2 場所
- 3 応援内容
- 4 その他

別紙－2

文 書 番 号
令和 年 月 日

日 置 市 長 殿

国土交通省 九州地方整備局長

大規模な災害時の応援について（通知）

○年○月○日付け○○第○号で要請のあったことについては、「日置市における大規模な災害時の応援に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり応援する旨通知します。

- 1 期間
- 2 場所
- 3 応援内容
- 4 その他

別紙－3

文 書 番 号
令和 年 月 日

日 置 市 長 殿

国土交通省 九州地方整備局長

大規模な災害時の応援について（通知）

「日置市における大規模な災害時の応援に関する協定書」第5条に基づき、下記のとおり応援する旨通知します。

- 1 期間
- 2 場所
- 3 応援内容
- 4 その他

2-6 持続可能な地域創造ネットワークを構成する市区町村の災害等における相互支援に関する協定

持続可能な地域創造ネットワークを構成する市区町村の災害等における相互支援に関する協定

(略称 持続可能な地域創造ネットワーク災害支援協定)

(支援の対象となる災害)

第1条 支援の対象となる災害は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害
- (2) 原子力災害対策特別措置法第2条第1号に規定する災害
- (3) 前2号に準じる市区町村単独で対処することが困難な事態が生じた場合
- (4) 前3号に掲げる事態の発生を事前に予見した場合

(支援の種類)

第2条 支援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水および生活必需品並びにその供給に必要な資機材および物資の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧に必要な資機材および物資の提供
- (3) 救援および救援活動に必要な車両の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの呼びかけ・斡旋
- (6) 被災者に対する住宅の斡旋
- (7) 地元企業、団体等への被災地支援の呼びかけ・斡旋
- (8) 一時避難の受け入れ
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(支援の手続き)

第3条 支援を要請する正会員市区町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし緊急の場合には、電話又はその他の通信手段をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる支援を要請する場合にあっては、物資の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種および人員
- (4) 応援場所および応援場所への経路ならびに移動手段

(5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(支援の実施)

第4条 支援を要請された締結団体は、可能な限りこれに応ずるように努めるものとする。

(支援経費の負担)

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を要請した正会員市区町村の負担とする。ただし締結団体間の協議によっては、この限りではない。

2 支援を要請した正会員市区町村が、前項に規定する経費を支出するいとまがなく、かつ、支援を要請した正会員市区町村から申し出があった場合には、支援を要請された締結団体は、一時立替支出するものとする。

(連絡責任者)

第6条 締結団体は、第3条に掲げる要請に関する事項の連絡を確実、かつ円滑に行うために、防災担当部局の責任者またはこれに準ずる者をもって、連絡責任者に充てるものとする。

(体制の整備)

第7条 締結団体は、この協定に基づく支援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。ただし当面の間、締結団体相互間における訓練・行事等は実施しない。協定運営に関する定常組織・会計等は設けず参加負担金等は設定しない。

(協定の離脱)

第8条 締結団体は、次の各号に掲げる場合に協定を離脱する。

- (1) 持続可能な地域創造ネットワークを退会したとき
- (2) 締結団体から申出のあったとき

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項およびこの協定に定めのない事項は、締結団体相互で協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、2021年3月30日より適用する。

附則 本協定は持続可能な地域創造ネットワーク正会員自治体に参加することを原則とするが、参加を強制するものではなく各自自治体の実情と判断に応じ参加は任意とする。また協定への参加の有無にかかわらず持続可能な地域創造ネットワーク会員間において相互支援が必要となったときは協力するように努める。

この協定への参加を証するため、当事者記名押印の上、正本 1 部を持続可能な地域創造ネットワーク事務局に、副本 1 部を締結団体に保管するものとする。

2-7 地上デジタル放送のデータ放送における市政情報の提供に関する覚書

地上デジタル放送のデータ放送における 市政情報の提供に関する覚書

日置市（以下、「甲」という）と 株式会社南日本放送（以下、「乙」という）は、乙の行う地上デジタルテレビ放送のデータ放送に、甲の発信する情報の提供について、次のとおり覚書を締結する。

1. 甲及び乙は、地上デジタルテレビ放送のデータ放送において住民へ適切に情報を提供するため、お互いに協力するものとする。
2. 甲の提供する情報とは、自治体から住民に向けて発信する文字による情報とする。
3. 甲は、発信する情報を甲の責任において作成し、乙へ別途定める手順により送信し、必要に応じて変更、訂正、削除その他の対応を適切に行うものとする。
4. 乙は、甲の送信した情報を、地上デジタルテレビ放送のデータ放送により放送する。その際、乙の判断により内容の変更、削除を行うことがある。
5. 放送にかかる費用等については、無償とする。
6. この覚書にない事項や、この覚書について疑義が生じたときは、甲と乙は協議の上決定するものとする。
7. この覚書の有効期限は、平成28年3月31日とする。なお、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から何ら申し出のない場合は、期間満了の翌日からさらに1年間延長し、以降も同様とする。
8. この覚書の証として、本書2通を作成し、甲と乙双方記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成27年4月1日

甲 日置市伊集院町郡一丁目 100 番地
日置市
日置市長 宮路 高光

乙 鹿児島市高麗町5番25号
株式会社南日本放送
代表取締役 中村 耕治

2-8 災害発生時における日置市と日置市内郵便局の協力に関する協定

災害発生時における日置市と日置市内郵便局の協力に関する協定

日置市（以下「甲」という。）と日置市内の郵便局及び関係局（以下「乙」という。）は、日置市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

この協定において、日置市内郵便局及び関係局は、別紙 1 記載の郵便局をいい、代表郵便局は、吹上温泉郵便局をいう。

（定義）

第 1 条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める被害をいう。

（協力要請）

第 2 条 甲及び乙は、日置市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集、交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項（注）
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート(避難先届)別紙2及び別紙3又は転居届の配布、回収を含む。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の負担について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定するものとする。

(個人情報保護)

第5条 甲及び乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外に漏らしてはならない。

(災害情報連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 日置市総務企画部総務課長

乙 吹上温泉郵便局長

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(協定の効力)

第10条 この協定の有効期限は、協定の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成27年10月6日

甲 日置市伊集院町郡一丁目 100番地
日置市
日置市長 宮路高光

乙 熊本県熊本市中央区城東1-1
日本郵便株式会社九州支社
九州支社長 龍 芳成

別紙 1

日置市内郵便局及び関係局一覧

日置市内の代表郵便局 吹上温泉郵便局 電話番号296-2004

郵便局名	所在地	電話番号
1 伊集院郵便局	〒899-2599 伊集院町下谷口1933	272-2844
2 吹上温泉郵便局	〒899-3303 吹上町湯之浦1214-3	296-2004
3 日置郵便局	〒899-3199 日吉町日置3453	292-2042
4 吹上永吉郵便局	〒899-3221 吹上町永吉14197-1	297-2442
5 吹上郵便局	〒899-3399 吹上町中原2476	296-4039
6 吉利郵便局	〒899-3299 日吉町吉利876-4	292-2035
7 伊集院北郵便局	〒899-2513 伊集院町麦生田668-1	273-9210
8 妙円寺団地郵便局	〒899-2503 伊集院町妙円寺1-2200-791	272-3380
9 江口郵便局	〒899-2203 東市来町伊作田2110-3	274-3221
10 東市来長里郵便局	〒899-2202 東市来町長里7-10	274-3220
11 下伊集院郵便局	〒899-2499 東市来町美山1085	274-2333
12 東市来郵便局	〒899-2299 東市来町湯田3180	274-3235
13 上市来郵便局	〒899-2399 東市来町養母12897	274-9230
14 鹿児島中央郵便局	〒890-8799 鹿児島市中央町1-2	252-4188

日置市用

避難者情報確認シート（避難先届）

別紙 2

年 月 日現在

御記入いただいた個人情報に関しては、市の業務だけに使用し、厳正に管理します。

また、次に承諾いただいた場合は、「災害発生時における日置市と日置市内郵便局の協力に関する協定」に基づき、日置市内郵便局に提供します。

なお、承諾されるときは、□にレを付してください

□このシートの記載情報を日置市内郵便局へ提供することを承諾します。

1 届出者氏名 _____（ふりがなをお願いします。）

2 届出事項

(1) 今までの住所

（アパート等集合住宅の場合は、部屋番号まで記入してください。）

〒 _____

(2) 郵便物の配達先の希望について（いずれかに、○をしてください。）

ア 現在、避難している場所（ _____ ）

イ その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

(3) 上記で、アに○をした方は、避難先の住所の記入をお願いします。

〒 _____

(4) 家族の状況等（ふりがなをお願いします。）

氏名等 姓 名 備考

世帯主氏名

ご家族又は

同居人の氏

名

事業所名

お問合せ先 日置市総務企画部総務課 電話 248-9401（直通）

日置市内郵便局用

避難者情報確認シート（避難先届）

別紙 3

年 月 日現在

御記入いただいた個人情報に関しては、郵便業務だけに使用し、厳正に管理します。

また、次に承諾いただいた場合は、「災害発生時における日置市と日置市内郵便局の協力に関する協定」に基づき、日置市に提供します。

なお、承諾されるときは、□にレを付してください

□このシートの記載情報を日置市へ提供することを承諾します。

1 届出者氏名 _____（ふりがなをお願いします。）

2 届出事項

(1) 今までの住所

（アパート等集合住宅の場合は、部屋番号まで記入してください。）

〒 _____

(2) 郵便物の配達先の希望について（いずれかに、○をしてください。）

ア 現在、避難している場所（ _____ ）

イ その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

(3) 上記で、アに○をした方は、避難先の住所の記入をお願いします。

〒 _____

(4) 家族の状況等（ふりがなをお願いします。）

氏名等	姓	名	備考
世帯主氏名			

ご家族又は
同居人の氏
名

事業所名

お問合せ先 ○○郵便局 電話○○○-○○○○

2-9 大規模災害時における応急対策に関する協定書

大規模災害時における応急対策に関する協定書

日置市（以下「甲」という。）と社団法人鹿児島県建設業協会日置支部（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合又はそのおそれがある場合における乙の社会貢献活動の一環として実施する応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する公共施設における大規模災害時の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（細目協定の締結）

第2条 この協定とは別に、応急対策業務の実施に関する細目について協定を締結するものとする。

（その他）

第3条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じた時は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印して、各自その1通を保有するものとする。

平成19年8月28日

甲 日置市
日置市長

乙 社団法人鹿児島県建設業協会日置支部
支部長

大規模災害時における応急対策に関する細目協定書

日置市（以下「甲」という。）と社団法人鹿児島県建設業協会日置支部（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合又はそのおそれがある場合における乙の社会貢献活動の一環として実施する応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する公共施設（以下「公共施設」という。）における大規模災害時の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（応急対策業務の実施対象）

第2条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合に応急対策業務を実施する。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第23条第1項及び同法第42条第1項の規定により作成された日置市地域防災計画に基づき、日置市災害対策本部が設置された場合
- (2) 前号に定める場合のほか、大規模災害が発生するおそれがあり、甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策業務の内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設の被害情報の収集及び甲に対する報告
- (2) 公共施設からの障害物の除去及び応急の復旧
- (3) その他甲が必要と認める業務

（協力要請）

第4条 甲は、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対して、災害応急対策業務要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により協力を要請するものとする。ただし、要請書をもって要請する暇がない場合は、電話等の通信手段又は口頭で要請し、その後速やかに要請書で要請するものとする。

2 乙は、前項に規定する協力要請があったときは、乙の会員が保有する稼働可能な建設資機材及び労力等を勘案して、応急対策業務に従事可能な乙の会員を甲に連絡するものとする。

3 甲は、前項の規定による乙からの連絡に基づき、応急対策業務を実施する乙の

会員を選定し、当該会員に対して業務内容の詳細を指示するものとする。

4 甲は、前項の規定により乙の会員を選定したときは、応急対策業務施工者名簿（様式第2号）に登載するものとする。

5 乙は、第1項に規定する協力要請があったときは、特別な理由がない限り甲に協力するものとする。

（協力体制の整備）

第5条 乙は、甲から協力要請があったときは、これに迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

（業務の報告）

第6条 第4条第3項の規定により選定された乙の会員は、要請された応急対策業務のうち第3条第1号に規定する業務は、被害情報連絡票（様式第3号）をもって行うものとする。

2 前項の乙の会員は、応急対策業務を実施したときは、速やかに甲に報告し、業務を終了した後に災害応急対策業務完了報告書（様式第4号）を甲に提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 応急対策業務の実施に要した経費のうち、第3条第2号及び第3号の経費については、甲が負担するものとし、同条第1号の経費について、甲は、負担しないものとする。

（第三者等に対する損害）

第8条 乙の会員が応急対策業務の実施に伴い甲又は第三者に損害を与えたときは、当該応急対策業務を実施した乙の会員の責めに帰すべき事由によるものを除き、甲及び当該応急対策業務を実施した乙の会員が協議してその賠償を行うものとする。

（補償）

第9条 この協定に基づき応急対策業務に従事した者が、当該応急対策業務に従事したことにより疾病にかかり、若しくは負傷し、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによるものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、その他の関係法令等に基づく災害補償について、甲及び当該応急対策業務を実施した乙の会員が協議するものとする。

（協定の効力）

第10条 この協定の有効期限は、協定の日から平成20年3月31日までとする。ただ

し、期間満了の日の30日前までに甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印して、各自その1通を保有するものとする。

平成19年8月28日

甲 日置市

日置市長

乙 社団法人鹿児島県建設業協会日置支部

支部長

様式第1号（第4条関係）

災害応急対策業務要請書

年 月 日

社団法人鹿児島県建設業協会日置支部

支部長 様

日置市長

大規模災害時における応急対策業務に関する協定書第4条第1項の規定により、下記のとおり応急対策業務の実施を要請します。

記

1 応急対策業務箇所

2 業務内容

3 その他

様式第2号（第4条関係）

応急対策業務施工者名簿

区域		年 月 日現在		
路線名 地区名等	会社名 代表者名	住 所 T E L F A X	連絡責任者 連絡先① 連絡先②	備考

様式第3号（第6条関係）

被害情報連絡票

日置市長 様

第 報 区域名： _____

年 月 日 応急対策業務施工者： _____

災害発生箇所	被害状況（現状と今後の被害拡大等の見通し）	備考

様式第4号（第6条関係）

災害応急対策業務完了報告書

令和 年 月 日

日置市長 様

（応急対策業務施工者）

印

応急対策業務が完了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 業務期間
- 2 業務箇所
- 3 業務内容
- 4 その他

添付書類：業務現況写真

2-10 大規模災害時における被害状況調査に関する協定書

大規模災害時における被害状況調査に関する協定書

日置市（以下「甲」という。）と日置市測量設計協会（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における乙の社会貢献活動の一環として実施する被害状況調査（以下「調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設等（以下「公共土木施設等」という。）が大規模災害時に被害を受けた場合において、その被害状況の調査を要請するに当たり必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 乙は、この協定の締結に関し、乙の会員を代表するものとする。

（調査の内容）

第2条 甲が乙に対し要請する調査の内容は、次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設等の被災状況の目視等による調査、写真撮影及び概略図の作成並びにこれらの情報収集
- (2) 公共土木施設等の被災状況の甲への報告
- (3) 費用を伴わない範囲での技術的助言
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める調査

（調査の実施要請）

第3条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙に対し調査の実施を要請する。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項及び第42条第1項の規定により作成された日置市地域防災計画に基づき、日置市災害対策本部が設置された場合において、公共土木施設等が被災したとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、甲が乙の調査が必要であると認めたとき。

（調査の実施及び報告）

第4条 乙は、前条の規定による要請があったときは、特別な理由がない限り、これに協力するものとする。

2 乙は、前項の規定により調査の要請に応じたときは、直ちに乙の会員のうちから調査を実施する者を選定し、甲に回答するものとする。

3 乙は、調査を実施したときは、その結果を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 調査の実施に要する経費は、乙の負担とする。

（連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、迅速かつ的確に調査を実施するため、あらかじめ連絡体制を整備しておくものとする。

（第三者等に対する損害）

第7条 乙の会員が調査の実施に伴い甲又は第三者に損害を与えたときは、当該調査を実施した乙の会員の責めに帰すべき事由によるものを除き、甲及び当該調査を実施した乙の会員が協議してその賠償を行うものとする。

（補償）

第9条 この協定に基づき調査を実施した者が、当該調査を実施したことにより疾病にかかり、若しくは負傷し、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによるものとする。

（協定の効力）

第10条 この協定の有効期限は、この協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（補則）

第11条 この協定に基づく要請、報告等は、原則として書面により行うものとする。

2 調査の実施に関する細目は、別に定めるものとする。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印して、各自その1通を保有するものとする。

平成23年11月1日

甲 日置市

日置市長 宮路 高光

乙 日置市測量設計協会

会長 永井純一郎

大規模災害時における被害状況調査の支援協力に

関する協定に係る実施要領

「大規模災害時における被害状況調査の支援協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）第9条の規定に基づく調査の実施に関する運用は以下のとおりとする。

1 甲の管理する公共土木施設等（第1条関係）

協定書第1条に規定する「甲の管理する公共土木施設等」とは、現有公共土木施設のみならず、新たに公共土木施設の設置が予想される災害箇所も支援協力の対象とする。

2 被害状況の速やかな把握（第1条関係）に必要な支援協力の期間

協定書第1条に規定する「被害状況の速やかな把握」に必要な支援協力の期間は、災害発生時から災害報告までの期間とし、災害報告以降に実施する災害査定や復旧工事に必要な測量等は含まない。

3 対象となる災害（第3条（2）関係）

協定書第3条（2）に規定する「甲が乙の調査が必要であると認めたとき」の対象となる大規模災害とは、次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設等に広範囲又は大規模な被害が発生したとき。
- (2) その他災害に関する情報収集を緊急に実施する必要があるとき。

4 支援協力を要請する者（第3条関係）

協定書第3条に規定する書面による要請は、日置市産業建設部長（以下「産業建設部長」という。）が行うものとする。

5 支援協力を要請する必要があると認めたとき（第3条関係）

協定書第3条に規定する「乙に対し調査の実施を要請する」場合は、産業建設部長が、所管区域内の災害発生状況を総合的に勘案し、所属職員のみでは被害状況の速やかな把握が困難であると判断した場合とする。

6 調査の実施要請の方法等（第3条関係）

- (1) 協定書第3条に基づく調査の実施要請は、次に掲げる事項を記載した文書

(別記様式第1号)をもって行うものとする。

ただし、書面をもって要請することが困難又は緊急やむを得ない場合は、口頭、ファックス又は電子メールで要請し、その後、速やかに書面で要請するものとする。

ア 調査要請年月日

イ 調査範囲

ウ 調査内容

エ 担当者及び連絡先

オ その他必要な事項

(2) 産業建設部長は、支援要請を行うに当たり、あらかじめ建設課長へその内容を連絡すること。

(3) 第1項の要請に係る文書の送付は、甲の産業建設部の長以下「産業建設部長」という。)から乙に対して行うものとする。

(4) 協定書第5条に基づく調査を実施する者の報告は、書面(様式第2号)をもって行うものとする。

ただし、書面をもって報告することが困難又は緊急やむを得ない場合は、口頭、ファックス又は電子メールで行い、その後、速やかに書面を提出するものとする。

(5) 調査は、路線又は支川等の区間(範囲)を指定して要請を行うものとし、被災箇所の脱漏等が生じて、調査した者の責としない。

7 調査の方法(第2条及び第4条関係) 協定書第2条に定める目視等による調査(以下「調査」という。)とは、レベルやトランシット等の機器を用いることなく、目視や巻尺・ポールを使用した簡易な調査による被害状況調査程度を原則とし、概要図(ポンチ絵)等で記録する。

8 調査を実施する者の身分証明について(第5条関係) 乙の会員が、支援要請に基づき調査を実施する際は、支援協力要請に基づく協会の活動であることを明らかにするため、協会が発行する身分証明書を携帯するとともに、腕章を着用するものとする。

9 報告内容等(第4条関係)

- (1) 協定書第4条に基づく調査結果の報告（以下「報告」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（様式第3号）をもって行うものとする。

ただし、書面をもって報告することが困難又は緊急やむを得ない場合は、ファックス又は電子メールで行い、その後、速やかに書面にて提出するものとする。

ア 調査日時

イ 調査した場所及び路線・河川名等

ウ 被災状況（被災箇所平面、横断、写真等）

エ 調査した者及び連絡先

オ その他報告を必要とする事項

- (2) 前項の報告に係る文書の提出は、産業建設部長に対して行うものとする。

10 支援協力の連絡体制（第6条関係）

- (1) 甲にあつては、産業建設部長を、乙にあつては日置市測量設計協会長を、それぞれ連絡責任者と定め、各々の連絡責任者が協定書第6条第1項に規定する連絡体制を様式第4号（別紙）により定めるものとする。

- (2) 協定書第7条第2項に基づく報告は、様式第4号によるものとする。

- (3) 産業建設部長は、前項の報告を行ったとき又は報告を受けたとき、速やかに写しを建設課長へ提出するものとする。

11 支援協力に関する連絡会の開催

- (1) 甲乙連絡責任者は、本協定の円滑な運用が図られるよう、双方の関係者からなる連絡会を開催し、以下について協議・調整を行うものとする。

ア 双方の連絡体制の確認（身分証の発行状況（名簿）、実務窓口の確認）

イ 日置市の公共土木施設等の状況や想定される災害等の確認

ウ 支援協力の範囲及び災害時の被害状況調査内容の確認

エ 情報伝達訓練（年1回実施）

オ その他調整が必要な事項など

- (2) 連絡会を開催した場合、産業建設部長は、会議録及び甲乙の連絡体制の写しを建設課長へ提出するものとする。

- (3) 建設課長は、前項の資料提出を受け、常に状況を把握しておくものとする。

12 情報提供及び情報管理

- (1) 産業建設部長は、災害に備え、乙に対し、特に重要と思われる公共土木施設の名称・場所及び日置市地域防災計画に基づく緊急輸送施設等、支援業務の遂行に必要な情報提供を行うものとする。
- (2) 乙は、甲から提供された情報について、適切な管理を行うこととし、協定に基づく支援業務以外の目的に使用しないこと。

大規模災害時における被害状況調査の支援協力に関する 協定の運用に係る留意事項

大規模災害時における被害状況調査の支援協力に関する協定書の運用に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

1 支援協力に関する連絡会について

相互の関係者からなる連絡会の開催は、少なくとも年1回は開催することとし、初年度においては協定締結後速やかに、次年度以降は年度初め（遅くとも梅雨入りまで）に、開催すること。

2 支援協力の内容について

(1) 支援協力の内容については、実施要領及び各様式に定める範囲内に留めること。

（調査内容の追加、調査手法の限定などを強制しないこと。）

(2) 運用上改善が必要となった場合、産業建設部長は、建設課長へ報告すること。

(3) 建設課長は、産業建設部長からの報告があった場合は、協定書第11条に基づきと協議の上、実施要領等へ反映させ、統一的な運用が図られるよう努めること。

3 支援協力要請の基本的な考え方について産業建設部長は、所管区域内の災害発生状況を総合的に勘案し、所管区域の所属職員で対応可能か否かを判断し、局所属職員のみでは被害状況の速やかな把握が困難であると判断した場合に、支援協力を要請すること。

4 調査実施上の注意事項

(1) 調査を行う者は、調査を開始する前に日置市役所担当者と打合せを行い、調査対象施設、調査範囲の確認を行うこと。

(2) 産業建設部長は、調査範囲に重複が生じないように配慮するなど、円滑な支援協力の実施に努めること。

(3) 産業建設部長にあっては、二次災害のおそれある状況下での調査を強要しないこと。

- (4) 乙の会員にあっては、支援協力に従事する者に対し、下記事項に係る研修を実施し、周知徹底を図ること。

ア 作業時の安全確保に関すること(二次災害防止)

イ 調査内容及び調査時の留意事項

- (5) 調査要請のあった範囲外において、被災を確認した場合には、調査を行う者はその旨を産業建設部長へ連絡すること。

- (6) 産業建設部長は、上記の連絡を受けた場合には、追加支援要請が必要か否かを判断し、適切な対応に努めること。

5 支援協力成果の活用

- (1) 支援協力の調査結果は、災害報告の参考資料として活用するものとし、被災箇所・施設の確認、災害適用の可否等については、各施設管理者の責において自ら行うこと。
- (2) 建設部が所管する以外その他施設管理者施設の被災報告があった場合、産業建設部長は、当該施設管理者へ調査内容を提供すること。

6 関係機関との連絡調整について

産業建設部長は、協定書に基づく支援協力を要請した場合には、調査区域を所管する警察及び消防等に対し、災害調査を実施する者の立入りへの配慮を要請し、円滑な支援協力の実施が図られるよう努めること。

- 7 支援協力と指名選定との関係について乙は、社会貢献（ボランティア）活動の一環として支援協力を行うことから、甲は、災害測量設計委託の指名選定に当たり、支援協力を行った者に対する配慮は行わない。

様式第 1 号

(文 書 番 号)

令和 年 月 日

日置市測量設計協会

会 長 ○ ○ ○ ○ 殿

日置市役所

産業建設部長 ○ ○ ○ ○

□印

被害状況調査に係る支援協力について（要請）

災害時における被害状況調査の支援協力に関する協定書第 4 条に基づき、下記
のとおり被害状況調査を要請します。

記

1 調査範囲

日置市 町 地内

市道○○○○線□□□ ～ △△△ （区間で範囲を指定）

（路線名、河川名等は必ず明示すること。）

2 調査内容

台風○号（豪雨、地震等）による公共土木施設等に係る被害箇所調査

3 担当者

所 属 名 日置市役所産業建設部○○○課○○○係

職 名

担 当 者 名 ○○ ○○○

連 絡 先 TEL○○-○○○-××××

FAX○○-○○○-××××

E-メール・ ・ ・ ・ @ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

様式第2号

日測設協発第 号
令和 年 月 日

日置市役所

産業建設部長〇〇〇〇殿

日置市測量設計協会
会長〇〇〇〇印

被害状況調査に係る支援協力について（回答）

令和 年 月 日付け（文書番号）で支援協力の要請があった被害状況調査の実施に当たっては、下記の者を選定したので報告します。

記

1 調査範囲

日置市〇〇町〇〇地内
市道〇〇〇〇線□□□ ～ △△△（区間で範囲を指定）
（路線名、河川名等は必ず明示すること。）

2 調査内容

台風〇号（豪雨、地震等）による公共土木施設等に係る被害箇所調査

3 調査を実施する者

各ブロックの班名を記載する。
（例示：東市来町養母ブロック第1班及び第2班）

4 連絡担当者

連絡責任者（正） 〇〇〇〇、（副）〇〇〇〇、（副）〇〇〇〇
連絡先TEL 0 9 9 - 〇〇〇 - ××××
FAX 0 9 9 - 〇〇〇 - ××××
Eメール・・・@・・・

様式第3号

日測設協発第 号

令和 年 月 日

日置市役所

産業建設部長 ○ ○ ○ ○ 殿

日置市測量設計協会

会長 ○ ○ ○ ○ □ 印

支援協力要請に基づく被害状況調査報告について

令和 年 月 日付け文書番号で応援協力の要請があった被害状況調査の結果について、災害時における被害状況調査の支援協力に関する協定書第4条に基づき、別紙のとおり報告します。

(調書その他、住宅地図等に被災位置を図示して提供のこと)

様式第4号

(文書番号)

令和 年 月 日

日置市測量設計協会

会長○○○○殿

日置市役所

産業建設部長○○○○印

協定に関する被害状況調査の連絡体制について（報告）

災害時における被害状況調査の支援協力に関する協定書第7条第1項の規定に基づき、調査の連絡体制を定めた（変更した）ので、同条第2項の規定に基づき別紙のとおり報告します。

様式第 5 号

日測設協発第 号
令和 年 月 日

日置市役所
産業建設部長 ○ ○ ○ ○ 殿

日置市測量設計協会
会長 ○ ○ ○ ○ □ 印

協定に関する被害状況調査の連絡体制について（報告）

災害時における被害状況調査の支援協力に関する協定書第 7 条第 1 項の規定に基づき、調査の連絡体制を定めた（変更した）ので、同条第 2 項の規定に基づき別紙のとおり報告します。

2-11 大規模災害時における公共建築物の応急対策に関する協定書

大規模災害時における公共建築物の応急対策に関する協定書

日置市（以下「甲」という。）と日置市建築協力会（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合又はそのおそれがある場合における乙の社会貢献活動の一環として実施する応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する公共建築物（以下「公共建築物」という。）における大規模災害時の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 乙は、この協定の締結に関し、乙の会員を代表するものとする。

（応急対策業務の実施対象）

第2条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合に応急対策業務を実施する。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第23条第1項及び同法第42条第1項の規定により作成された日置市地域防災計画に基づき、日置市災害対策本部が設置された場合
- (2) 前号に定める場合のほか、大規模災害が発生するおそれがあり、甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策業務の内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 公共建築物の被害状況の調査、情報収集及び甲に対する報告
- (2) 公共建築物における障害物の除去及び応急の復旧
- (3) 被災した公共建築物に起因する二次災害を防止するために必要な安全確保上の措置
- (4) その他甲が必要と認める業務

（協力要請）

第4条 甲は、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

2 乙は、前項に規定する協力要請があったときは、乙の会員が保有する稼働可能

な建設資機材、労力等を勘案して、応急対策業務に従事可能な乙の会員を甲に連絡するものとする。

3 甲は、前項の規定による乙からの連絡に基づき、応急対策業務を実施する乙の会員を選定し、当該会員に対して業務内容の詳細を指示するものとする。

4 甲は、前項の規定により乙の会員を選定したときは、応急対策業務を実施する者の名簿を作成するものとする。

5 乙は、第1項に規定する協力要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。

（協力体制の整備）

第5条 乙は、甲から協力要請があったときは、これに迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

（業務の報告）

第6条 第4条第3項の規定により選定された乙の会員は、要請された応急対策業務を実施する際は、第3条第1号に規定する事項をあらかじめ甲に報告するものとする。ただし、甲が特に認めたときは、この限りでない。

2 前項の乙の会員は、応急対策業務を実施したときは、速やかに甲に報告し、業務を終了した後は、書面により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第7条 応急対策業務の実施に要した経費のうち、第3条第2号から第4号までの経費については、甲が負担するものとし、同条第1号の経費について、甲は、負担しないものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費の金額は、甲の積算基準により算出した額を基準として、甲及び当該業務を実施する乙の会員が協議して定めるものとする。

（第三者等に対する損害）

第8条 乙の会員が応急対策業務の実施に伴い甲又は第三者に損害を与えたときは、当該応急対策業務を実施した乙の会員の責めに帰すべき事由によるものを除き、甲及び当該応急対策業務を実施した乙の会員が協議してその賠償を行うものとする。

（補償）

第9条 この協定に基づき応急対策業務に従事した者が、当該応急対策業務に従事したことにより疾病にかかり、若しくは負傷し、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによるものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、その他の関係法令等に基づく災害補償について、甲及び当該応急対策業務を実施した乙の会員が協議するものとする。

（協定の効力）

第10条 この協定の有効期限は、協定の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印して、各自その1通を保有するものとする。

平成24年5月17日

甲 日置市

日置市長 宮路高光

乙 日置市建築協力会

会長 重留 静

2-12 災害時における応急復旧に関する協定書

災害時における応急復旧に関する協定書

日置市（以下「甲」という）と日置市管工事組合（以下「乙」という）は、応急復旧の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害により給水機能に支障をきたした場合において、給水機能を早期に回復するため、甲の応援要請により乙が実施する応急復旧に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（応援の範囲）

第2条 応援の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 水道施設の損傷等の応急復旧
- (2) 配水管の分岐からメーターまでの給水装置の損傷等の応急復旧
- (3) その他の応急復旧に必要であると甲が判断した行為等

（応援要請の手続）

第3条 第1条に定める応援要請は、災害の状況及び場所並びに復旧作業の内容、人員及び機材について甲が乙に要請書で行うものとする。ただし、文書による応援要請のいとまがなく、口頭により行った場合は、後日、速やかに要請書を送付するものとする。

（応援の実施）

第4条 乙は前条の規定により応援要請を受けたときは、速やかに応急復旧を行うための人員、機材を出動させ、甲が行う応急復旧に協力するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 乙がこの協定に基づく応援のために要した費用については、甲が定める基準に基づき甲が負担するものとする。

（労務補償）

第6条 この協定に基づく応援復旧活動に従事した乙の組合員の従業員が負傷し、若しくは疫病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、当該従業員の所属する乙の組合員の労働災害保険等において補償するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、応援を要する災害が発生したときに速やかに相互に連絡する

ため、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

（人員・機材の状況報告）

第8条 甲は、この協定により乙が出動できる人員及び機材について、必要に応じ
て乙にその報告を求めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとす
る。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終
了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同
様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な細目事項に
ついては、必要に応じ甲、乙が協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各
自1通を保有する。

平成20年11月28日

甲 日置市
日置市長

乙 日置市管工事組合
会長

2-13 大規模災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書

大規模災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書

日置市（以下「甲」という。）と鹿児島県LPガス協会川薩支部及び同支部日置分会（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における応急対策業務に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、避難所等（甲が設置した避難所、仮設住宅等をいう。以下同じ。）における応急対策業務の実施を甲が乙に対し要請する際に必要な事項を定めることを目的とする。

2 乙は、この協定の締結に関し乙の会員を代表するものとする。

（定義）

第2条 この協定において「LPガス等」とは、LPガス、LPガスの容器並びにLPガスの供給に必要な配管、燃焼器具等の資機材並びに設置及び撤去に係る工事をいう。

2 この協定において「応急対策業務」とは、LPガス等の調達及び運搬をいう。

（応急対策業務の要請）

第3条 甲は、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対し災害時応急対策業務実施要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、当該要請書による要請をする暇がない場合は、電話等の通信手段又は口頭により要請し、その後速やかに当該要請書を送付するものとする。

（乙が執るべき措置）

第4条 乙は、前条の規定による要請があったときは、特別の理由がない限り、当該要請に応じるものとし、応急対策業務の実施その他必要な事項を乙の会員に対し指示するものとする。

（運搬、設置等）

第5条 LPガス等の運搬方法は、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 甲は、乙の会員がLPガス等を運搬する際は、当該運搬を行う車両が緊急又は優先車両として通行することができるよう支援するものとする。

3 甲は、避難所等にLPガス等を設置する際は、甲の職員をして当該LPガス等

の設置を確認させ、及び引き取らせるものとする。

（業務の報告）

第6条 乙は、応急対策業務を実施したときは、その旨を応急対策業務状況報告書（様式第2号）により甲に遅滞なく報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 応急対策業務に要する費用は、乙の負担とする。ただし、仮設住宅にLPガス等を設置した場合において、当該仮設住宅設置後のLPガス等の使用に係る費用は、当該仮設住宅の入居者の負担とする。

（第三者等に対する損害賠償）

第8条 乙の会員が応急対策業務の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、乙の責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議の上、その賠償を行うものとする。

（災害補償）

第9条 この協定に基づき応急対策業務に従事した乙の会員の従業者等が、当該応急対策業務に関し疾病、負傷又は死亡したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところにより、災害補償を行うものとする。

2 前項の規定によりがたい場合における災害補償は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（担当者等の報告）

第10条 甲及び乙は、この協定締結後、速やかにこの協定に係る担当者及び連絡先を担当者連絡先報告書（様式第3号）により報告するものとする。担当者又は連絡先に変更があった場合も、同様とする。

（協定の効力）

第11条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲又は乙から文書による別段の意思表示がないときは、その期間を更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印して、各自その1通を保有するものとする。

平成23年4月19日

甲 日置市伊集院町郡一丁目100番地

日置市長 宮路高光

乙 薩摩川内市勝目町4103

鹿児島県LPガス協会川薩支部

支部長 田中 実

鹿児島県LPガス協会川薩支部

日置分会長 有川 亨

様式第1号（第3条関係）

災害時応急対策業務実施要請書

第 号

年 月 日

鹿児島県LPガス協会

川薩支部 支部長 様

同 日置分会長 様

日置市長

大規模災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書第3条の規定により、下記のとおり要請します。

記

1 要請内容

2 要請場所

3 要請する応急資機材

(1) 資機材要請予定期間

年 月 日から 年 月 日まで

(2) 資機材名（要請数量）

ア LPガス容器（ ）

イ 調整器（ ）

ウ 接続具一式（ ）

エ ガスコンロ（ ）

(3) 搬入場所

4 その他必要事項

注 資機材要請数量は、搬入場所1箇所の数量とする。

様式第2号（第6条関係）

応急対策業務状況報告書

年 月 日

日置市長 様

鹿児島県LPガス協会

川薩支部 支部長 印

同 日置分会長 印

大規模災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書第6条の規定により、応急対策業務の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1 実施内容

2 実施場所

3 応急資機材設置状況

(1) 資機材名（要請数量）

ア LPガス容器（ ）

イ 調整器（ ）

ウ 接続具一式（ ）

エ ガスコンロ（ ）

(2) 用途

4 実施状況（必要に応じて図面又は写真を添付）

5 その他必要事項

様式第3号（第10条関係）

担当者連絡先報告書

年 月 日

様

報告者 職

氏名

印

大規模災害時におけるLPガス等応急生活物資の供給に関する協定書第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

担当者氏名	担当業務	所属事業所名	緊急連絡先
			電 話 F A X 携帯電話
			電 話 F A X 携帯電話
			電 話 F A X 携帯電話
			電 話 F A X 携帯電話

注1 担当業務については、具体的に記入すること。

2 電話、FAX及び携帯電話については、緊急時に連絡するためについてのみ使用すること。

2-14 災害時における防疫活動に関する協定書

災害時における防疫活動に関する協定書

日置市（以下「甲」という。）と一般社団法人鹿児島県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）に伴い、日置市内において感染症が発生し、又は感染症が発生するおそれがある場合において、感染症の拡大防止及び市民生活の安定を図るため、甲が乙に要請する防疫活動に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生に伴い、甲が防疫処置を実施するに当たり、甲のみでは当該防疫処置の実施が困難な場合において、乙に対し防疫活動を要請する際に必要な事項を定めることを目的とする。

2 乙は、この協定の締結に関し乙の会員を代表するものとする。

（防疫活動の内容）

第2条 防疫活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 感染症の発生地域又は発生する恐れのある地域における消毒
- (2) 薬剤（薬剤の使用に必要な資材等を含む。）の提供等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に甲が要請する事項

（防疫活動の実施要請）

第3条 甲は、防疫活動の実施を要請する必要があると認めたときは、乙に対し防疫活動実施要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、当該要請書による要請をする暇がない場合は、電話等の通信手段又は口頭により要請し、その後速やかに当該要請書を送付するものとする。

（防疫活動の実施及び報告）

第4条 乙は、前条の規定による要請があったときは、特別の理由がない限り、当該要請に協力するものとする。

2 乙は、前項の規定により防疫活動の要請に応じたときは、直ちに乙の会員のうちから防疫活動を実施する者を選定し、甲の職員の指示により防疫活動を実施させるものとする。

3 前項の場合において、防疫活動を実施する場所に甲の職員がいないときは、防疫活動を実施する者は、甲の要請事項に基づき、自らの判断で防疫活動を実施す

るものとする。

（防疫活動の実施報告）

第5条 乙は、前条の規定により防疫活動を実施したときは、防疫活動実施報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

（費用の負担等）

第6条 防疫活動に要した薬剤、労務等の費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用は、災害の発生直前における価格を基準として甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

3 甲は、前条に規定する防疫活動実施報告書の提出があったときは、その内容を確認の上、適当と認めたときは、乙の請求により第1項の費用を支払うものとする。

（個人情報保護の保護）

第7条 乙は、防疫活動に実施に当たり知り得た個人情報を取り扱う場合は、その重要性を認識し、個人の権利及び利益を侵害することのないようにしなければならない。

（連絡体制の整備）

第8条 甲及び乙は、迅速かつ的確に防疫活動を実施するため、あらかじめ連絡体制を整備しておくものとする。

2 この協定に係る連絡体制の責任者は、甲にあっては市民福祉部市民生活課長と、乙にあっては鹿児島県ペストコントロール協会事務局長とする。

（協定の効力）

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲又は乙から文書による別段の意思表示がないときは、その期間を更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

（災害時以外の要請）

第10条 甲は、災害以外の場合において、感染症が発生し、又は感染症が発生するおそれがあるときにおいても、乙に対し防疫活動の実施を要請することができる。この場合において、あらかじめ乙と協議しなければならない。

2 第3条から第7条までの規定は、前項の場合について準用する。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印して、各自その

1 通を保有するものとする。

平成23年11月 1 日

甲 日置市伊集院町郡一丁目100番地
日置市長 宮路高光

乙 鹿児島市千日町1番1号
一般社団法人鹿児島県ペストコントロール協会
会長 永田公宏

様式第1号（第3条関係）

防疫活動実施要請書

第 号
年 月 日一般社団法人鹿児島県ペストコントロール協会
会長 様

日置市長



災害時における防疫活動に関する協定書第3条の規定により、下記のとおり要請します。

記

1 災害発生状況等

- (1) 日 時 年 月 日 () 時頃
(2) 発生場所 日置市
(3) 災害状況

2 要請日時 年 月 日 () 時

3 要請場所

4 要請内容

5 備考

様式第2号（第5条関係）

防疫活動実施報告書

年 月 日

日置市長 様

一般社団法人
鹿児島県ペストコントロール協会
会長 印

災害時における防疫活動に関する協定書第5条の規定により、防疫活動の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1 活動日時 年 月 日（ ） 時から
年 月 日（ ） 時まで

2 活動場所

3 活動内容

4 使用資材

5 備考

2-15 災害時における物資の供給に関する協定書

災害時における物資の供給に関する協定書

日置市（以下「要請者」という。）と日之出紙器工業株式会社（以下「供給者」という。）とは、災害発生時等（地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）における段ボール製品等（以下「物資」という。）の供給に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時等において、被災者に対する物資の供給を、迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（供給の要請）

第2条 要請者は、災害発生時等における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量等を記入した書面により、供給者に物資の供給を要請するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、書面により要請できないときは、口頭で要請し、当該事情がやんだ後、速やかに書面により通知するものとする。

（供給の実施）

第3条 供給者は、前条の規定による要請を受けたときは、営業に支障のない範囲において、要請者に対し優先的に、かつ、速やかに物資を供給するものとする。

2 供給者は、物資を供給したときは、速やかに要請者が指定する書面に物資名、数量等の必要事項を記入し、要請者に提出するものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、段ボール製簡易ベット、段ボール製パーテーション、段ボールシート、段ボールケースその他の供給者の取扱商品とする。

（物資の搬入）

第5条 供給者は、第2条の規定により供給の要請を受けた時から、原則として72時間以内に要請者が指定した避難所等へ物資を搬入するものとする。

2 要請者は、前項の規定による搬入（以下「物資の搬入」という。）を受けるときは、当該職員に物資を確認させ、及び受領させるものとする。

3 物資の搬入が困難な場合における物資の搬入場所等については、要請者と供給者が協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第6条 物資、物資の搬入等に要する費用は、要請者が負担するものとし、供給者からの請求に基づき、当該費用を遅滞なく支払うものとする。この場合において、当該費用は、災害発生直前における価格を基準として、要請者と供給者が協議して定めるものとする。

（車両優先通行の確保）

第7条 要請者は、供給者が物資の搬入等をする際は、搬入車両が優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（体制の整備）

第8条 要請者及び供給者は、物資の供給に支障を来さないよう、連絡体制等の整備について、常に点検及び改善に努めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該期間が満了する1月前までに、要請者又は供給者のいずれからでも、特段の意思表示がないときは、協定期間は、期間満了の翌日から更に1年延長するものとし、以後同様とする。

（協議）

第10条 この協定に関し疑義があるとき又はこの協定に定めのない事項があるときは、その都度、要請者と供給者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、要請者と供給者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年10月16日

要請者 日置市伊集院町郡一丁目 100番地
日置市
日置市長 宮路高光 印

供給者 日置市伊集院町麦生田2158
日之出紙器工業株式会社
代表取締役社長 藤田哲郎 印

2-16 災害時における一時避難施設及び福祉避難所としての使用に関する協定書

(1) 社会福祉法人健康村

災害時における一時避難施設及び福祉避難所としての 使用に関する協定書

災害時における一時避難施設及び福祉避難所としての使用に関し日置市と社会福祉法人健康村（以下「協力施設」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、協力施設の協力を得てその所有する施設の一部を一時避難施設及び福祉避難所として市民に使用させるに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(一時避難施設及び福祉避難所の指定及び周知)

第2条 日置市は、この協定による施設を、民間協力による緊急一時避難施設及び福祉避難所として指定し、市民に周知する。

(使用施設)

第3条 協力施設は、次に定める施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難施設及び福祉避難所として市民に使用させるものとする。ただし、協力施設の被災等のやむを得ない事情により、市の協力の要請に応じられない場合は、この限りでない。

施設名称	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）やはずの里
所在地	日置市伊集院町飯牟礼369番1号
所有者	社会福祉法人健康村
構造	鉄筋コンクリート造
建築年	平成14年
その他	

(使用範囲)

第4条 使用施設の範囲は、次のとおりとする。ただし協力施設の判断で使用施設以外の施設を使用する場合は、この限りでない。

避難場所	集会室、会議室	介護者教育室
使用床面積	48.3㎡	31.6㎡

収 容 人 員	20人（福祉避難所 6 人）	15人（福祉避難所 3 人）
---------	----------------	----------------

（施設変更の報告）

第 5 条 協力施設は、使用施設の増改築により、使用施設の面積等に変更が生じる場合又は事情により使用施設の使用が不可能となる場合は、日置市に連絡するものとする。

（一時避難施設及び福祉避難所の開設）

第 6 条 日置市は、次に掲げる場合は、協力施設に対して使用施設を一時避難施設及び福祉避難所として開設するよう要請することができる。

- (1) 大規模な地震・台風等により津波又は洪水・高潮等災害が発生し、又は発生するおそれがあり、周辺住民の避難に緊急を要する場合
- (2) 著しく住民の生命を脅かす事態になり、使用施設に避難させる必要があると認めた場合
- (3) 福祉避難所を開設する必要があると認めた場合

2 前項の規定による要請は、日置市が協力施設に対し、書面により行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情があるときは、口頭により行うことができる。

3 協力施設は、日置市の要請を待たずに、自主的に使用施設として開設することができるものとし、この場合は、その旨を日置市に連絡する。

（要配慮者の受入れ等）

第 7 条 福祉避難所への要配慮者の受入れ等については、次のとおりとし、協力施設は可能な範囲で協力を行うものとする。

- (1) 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として家族等の当該要配慮者を介助する者が行う。
- (2) 要配慮者を福祉避難所に受け入れる際は、原則として家族等の当該要配慮者を介助する者が同伴するものとし、福祉避難所においても当該同伴する者が責任をもって要配慮者の介助を行う。

（避難者の誘導）

第 8 条 協力施設は、使用施設への避難者に対し、当該使用施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（使用施設の運営）

第 9 条 使用施設の運営については、施設の運営に支障のない範囲で、日置市に協力するものとする。また、福祉避難所開設時は次に掲げる業務を行う。

- (1) 要配慮者への相談等に応じる相談員等の配置及び福祉避難所に避難した要

配慮者へ食品の給与、生活必需品の給与・貸与等の日常生活上の支援

(2) 要配慮者の状況の急変時における対応協力

(施設提供期間)

第10条 使用施設としての提供期間は、原則として災害発生直後の一時的な施設提供とし、被災者が自宅に帰宅又は日置市が指定する避難所等に移動するまでの期間とする。また、福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況等によりこれを超えて使用する場合は、日置市と協力施設が協議して決定するものとする。

(経費の負担)

第11条 使用施設を一時避難施設及び福祉避難所として使用した経費で必要と認めるものは、予算その他法令の定める手続きにより日置市が負担するものとする。

(使用施設の閉鎖)

第12条 日置市は、使用施設を閉鎖する場合は、協力施設に対し書面により通知するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、日置市と協力施設が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、日置市と協力施設いずれかからも協定の解除又は変更の申出がないときは、有効期間は、同一の内容で更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、日置市と協力施設が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

日置市伊集院町郡一丁目100番地

日置市長 宮路高光

日置市伊集院町飯牟礼369番1号

社会福祉法人健康村

理事長 藤井勝己

(2) 医療法人昭泉会

災害時における一時避難施設及び福祉避難所としての 使用に関する協定書

災害時における一時避難施設及び福祉避難所としての使用に関し日置市と医療法人昭泉会（以下「協力施設」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、協力施設の協力を得てその所有する施設の一部を一時避難施設及び福祉避難所として市民に使用させるに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（一時避難施設及び福祉避難所の指定及び周知）

第2条 日置市は、この協定による施設を、民間協力による緊急一時避難施設及び福祉避難所として指定し、市民に周知する。

（使用施設）

第3条 協力施設は、次に定める施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難施設及び福祉避難所として市民に使用させるものとする。ただし、協力施設の被災等のやむを得ない事情により、市の協力の要請に応じられない場合は、この限りでない。

施設名称	介護老人保健施設 湯の浦ナーシングホーム
所在地	日置市吹上町湯之浦1353番地
所有者	医療法人昭泉会
構造	本館棟鉄筋コンクリート造、増築棟鉄骨造
建築年	本館棟平成9年、増築棟平成24年
その他	本館棟3918.84㎡、増築棟1379.10㎡

（使用範囲）

第4条 使用施設の範囲は、次のとおりとする。ただし協力施設の判断で使用施設以外の施設を使用する場合は、この限りでない。

避難場所	デイルーム（3階増築棟）
使用床面積	216㎡

収 容 人 員	50人（福祉避難所10人）
---------	---------------

（施設変更の報告）

第5条 協力施設は、使用施設の増改築により、使用施設の面積等に変更が生じる場合又は事情により使用施設の使用が不可能となる場合は、日置市に連絡するものとする。

（一時避難施設及び福祉避難所の開設）

第6条 日置市は、次に掲げる場合は、協力施設に対して使用施設を一時避難施設及び福祉避難所として開設するよう要請することができる。

- (1) 大規模な地震・台風等により津波又は洪水・高潮等災害が発生し、又は発生するおそれがあり、周辺住民の避難に緊急を要する場合
- (2) 著しく住民の生命を脅かす事態になり、使用施設に避難させる必要があると認めた場合
- (3) 福祉避難所を開設する必要があると認めた場合

2 前項の規定による要請は、日置市が協力施設に対し、書面により行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情があるときは、口頭により行うことができる。

3 協力施設は、日置市の要請を待たずに、自主的に使用施設として開設することができるものとし、この場合は、その旨を日置市に連絡する。

（要配慮者の受入れ等）

第7条 福祉避難所への要配慮者の受入れ等については、次のとおりとし、協力施設は可能な範囲で協力を行うものとする。

- (1) 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として家族等の当該要配慮者を介助する者が行う。
- (2) 要配慮者を福祉避難所に受け入れる際は、原則として家族等の当該要配慮者を介助する者が同伴するものとし、福祉避難所においても当該同伴する者が責任をもって要配慮者の介助を行う。

（避難者の誘導）

第8条 協力施設は、使用施設への避難者に対し、当該使用施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（使用施設の運営）

第9条 使用施設の運営については、施設の運営に支障のない範囲で、日置市に協力するものとする。また、福祉避難所開設時は次に掲げる業務を行う。

- (1) 要配慮者への相談等に応じる相談員等の配置及び福祉避難所に避難した要

配慮者へ食品の給与、生活必需品の給与・貸与等の日常生活上の支援

(2) 要配慮者の状況の急変時における対応協力

(施設提供期間)

第10条 使用施設としての提供期間は、原則として災害発生直後の一時的な施設提供とし、被災者が自宅に帰宅又は日置市が指定する避難所等に移動するまでの期間とする。また、福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況等によりこれを超えて使用する場合は、日置市と協力施設が協議して決定するものとする。

(経費の負担)

第11条 使用施設を一時避難施設及び福祉避難所として使用した経費で必要と認めるものは、予算その他法令の定める手続きにより日置市が負担するものとする。

(使用施設の閉鎖)

第12条 日置市は、使用施設を閉鎖する場合は、協力施設に対し書面により通知するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、日置市と協力施設が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、日置市と協力施設いずれかからも協定の解除又は変更の申出がないときは、有効期間は、同一の内容で更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、日置市と協力施設が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

日置市伊集院町郡一丁目100番地

日置市長 宮路高光

日置市吹上町湯之浦 2 3 7 8 番地

医療法人昭泉会

理事長 馬場順道

(3) 医療法人健誠会

災害時における一時避難施設及び福祉避難所としての 使用に関する協定書

災害時における一時避難施設及び福祉避難所としての使用に関し日置市と医療法人健誠会（以下「協力施設」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、協力施設の協力を得てその所有する施設の一部を一時避難施設及び福祉避難所として市民に使用させるに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（一時避難施設及び福祉避難所の指定及び周知）

第 2 条 日置市は、この協定による施設を、民間協力による緊急一時避難施設及び福祉避難所として指定し、市民に周知する。

（使用施設）

第 3 条 協力施設は、次に定める施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難施設及び福祉避難所として市民に使用させるものとする。ただし、協力施設の被災等のやむを得ない事情により、市の協力の要請に応じられない場合は、この限りでない。

施設名称	介護老人保健施設 アンダンテ伊集院
所在地	日置市伊集院町妙円寺三丁目1303番地10
所有者	医療法人健誠会
構造	鉄筋コンクリート造、鉄骨造、地上 2 階、地下 2 階
建築年	平成 9 年
その他	

（使用範囲）

第 4 条 使用施設の範囲は、次のとおりとする。ただし協力施設の判断で使用施設以外の施設を使用する場合は、この限りでない。

避難場所	デイルーム、談話コーナー、ホール
使用床面積	180.9㎡
収容人員	50人（福祉避難所22人）

（施設変更の報告）

第5条 協力施設は、使用施設の増改築により、使用施設の面積等に変更が生じる場合又は事情により使用施設の使用が不可能となる場合は、日置市に連絡するものとする。

（一時避難施設及び福祉避難所の開設）

第6条 日置市は、次に掲げる場合は、協力施設に対して使用施設を一時避難施設及び福祉避難所として開設するよう要請することができる。

- （1）大規模な地震・台風等により津波又は洪水・高潮等災害が発生し、又は発生するおそれがあり、周辺住民の避難に緊急を要する場合
- （2）著しく住民の生命を脅かす事態になり、使用施設に避難させる必要があると認めた場合
- （3）福祉避難所を開設する必要があると認めた場合

2 前項の規定による要請は、日置市が協力施設に対し、書面により行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情があるときは、口頭により行うことができる。

3 協力施設は、日置市の要請を待たずに、自主的に使用施設として開設することができるものとし、この場合は、その旨を日置市に連絡する。

（要配慮者の受入れ等）

第7条 福祉避難所への要配慮者の受入れ等については、次のとおりとし、協力施設は可能な範囲で協力を行うものとする。

- （1）福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として家族等の当該要配慮者を介助する者が行う。
- （2）要配慮者を福祉避難所に受け入れる際は、原則として家族等の当該要配慮者を介助する者が同伴するものとし、福祉避難所においても当該同伴する者が責任をもって要配慮者の介助を行う。

（避難者の誘導）

第8条 協力施設は、使用施設への避難者に対し、当該使用施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（使用施設の運営）

第9条 使用施設の運営については、施設の運営に支障のない範囲で、日置市に協力するものとする。また、福祉避難所開設時は次に掲げる業務を行う。

- (1) 要配慮者への相談等に応じる相談員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者へ食品の給与、生活必需品の給与・貸与等の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者の状況の急変時における対応協力
(施設提供期間)

第10条 使用施設としての提供期間は、原則として災害発生直後の一時的な施設提供とし、被災者が自宅に帰宅又は日置市が指定する避難所等に移動するまでの期間とする。また、福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況等によりこれを超えて使用する場合は、日置市と協力施設が協議して決定するものとする。

(経費の負担)

第11条 使用施設を一時避難施設及び福祉避難所として使用した経費で必要と認めるものは、予算その他法令の定める手続きにより日置市が負担するものとする。

(使用施設の閉鎖)

第12条 日置市は、使用施設を閉鎖する場合は、協力施設に対し書面により通知するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、日置市と協力施設が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、日置市と協力施設いずれかからも協定の解除又は変更の申出がないときは、有効期間は、同一の内容で更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、日置市と協力施設が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

日置市伊集院町郡一丁目100番地

日置市長 宮路 高光

日置市東市来町湯田 2 9 9 4 番地

医療法人健誠会

理事長 斉藤 稔

(4) 社会福祉法人九十九会

災害時における一時避難施設及び福祉避難所としての 使用に関する協定書

災害時における一時避難施設及び福祉避難所としての使用に関し日置市と社会福祉法人九十九会（以下「協力施設」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、協力施設の協力を得てその所有する施設の一部を一時避難施設及び福祉避難所として市民に使用させるに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（一時避難施設及び福祉避難所の指定及び周知）

第2条 日置市は、この協定による施設を、民間協力による緊急一時避難施設及び福祉避難所として指定し、市民に周知する。

（使用施設）

第3条 協力施設は、次に定める施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難施設及び福祉避難所として市民に使用させるものとする。ただし、協力施設の被災等のやむを得ない事情により、市の協力の要請に応じられない場合は、この限りでない。

施設名称	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 秋光園
所在地	日置市東市来町長里360番地1
所有者	社会福祉法人九十九会
構造	鉄筋コンクリート造
建築年	平成6年
その他	

(使用範囲)

第4条 使用施設の範囲は、次のとおりとする。ただし協力施設の判断で使用施設以外の施設を使用する場合は、この限りでない。

避難場所	会議室、ホール
使用床面積	100.5㎡
収容人員	30人（福祉避難所12人）

(施設変更の報告)

第5条 協力施設は、使用施設の増改築により、使用施設の面積等に変更が生じる場合又は事情により使用施設の使用が不可能となる場合は、日置市に連絡するものとする。

(一時避難施設及び福祉避難所の開設)

第6条 日置市は、次に掲げる場合は、協力施設に対して使用施設を一時避難施設及び福祉避難所として開設するよう要請することができる。

- (1) 大規模な地震・台風等により津波又は洪水・高潮等災害が発生し、又は発生するおそれがあり、周辺住民の避難に緊急を要する場合
- (2) 著しく住民の生命を脅かす事態になり、使用施設に避難させる必要があると認めた場合
- (3) 福祉避難所を開設する必要があると認めた場合

2 前項の規定による要請は、日置市が協力施設に対し、書面により行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情があるときは、口頭により行うことができる。

3 協力施設は、日置市の要請を待たずに、自主的に使用施設として開設することができるものとし、この場合は、その旨を日置市に連絡する。

(要配慮者の受入れ等)

第7条 福祉避難所への要配慮者の受入れ等については、次のとおりとし、協力施設は可能な範囲で協力を行うものとする。

- (1) 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として家族等の当該要配慮者を介助する者が行う。
- (2) 要配慮者を福祉避難所に受け入れる際は、原則として家族等の当該要配慮者を介助する者が同伴するものとし、福祉避難所においても当該同伴する者が責任をもって要配慮者の介助を行う。

(避難者の誘導)

第8条 協力施設は、使用施設への避難者に対し、当該使用施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（使用施設の運営）

第9条 使用施設の運営については、施設の運営に支障のない範囲で、日置市に協力するものとする。また、福祉避難所開設時は次に掲げる業務を行う。

(1) 要配慮者への相談等に応じる相談員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者へ食品の給与、生活必需品の給与・貸与等の日常生活上の支援

(2) 要配慮者の状況の急変時における対応協力

（施設提供期間）

第10条 使用施設としての提供期間は、原則として災害発生直後の一時的な施設提供とし、被災者が自宅に帰宅又は日置市が指定する避難所等に移動するまでの期間とする。また、福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況等によりこれを超えて使用する場合は、日置市と協力施設が協議して決定するものとする。

（経費の負担）

第11条 使用施設を一時避難施設及び福祉避難所として使用した経費で必要と認めるものは、予算その他法令の定める手続きにより日置市が負担するものとする。

（使用施設の閉鎖）

第12条 日置市は、使用施設を閉鎖する場合は、協力施設に対し書面により通知するものとする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、日置市と協力施設が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、日置市と協力施設いずれかからも協定の解除又は変更の申出がないときは、有効期間は、同一の内容で更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、日置市と協力施設が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年 4 月 1 日

日置市伊集院町郡一丁目 1 0 0 番地

日置市長 宮路高光

日置市東市来町長里 3 6 0 番地 1

社会福祉法人九十九会

理事長 久保哲

(5) 医療法人誠心会グループ、社会福祉法人恵里会、社会福祉法人佑心会

災害時における一時避難施設及び福祉避難所としての 使用に関する協定書

災害時における一時避難施設及び福祉避難所としての使用に関し日置市と医療法人誠心会グループ、社会福祉法人恵里会及び社会福祉法人祐心会（以下「協力施設」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、協力施設の協力を得てその所有する施設の一部を一時避難施設及び福祉避難所として市民に使用させるに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（一時避難施設及び福祉避難所の指定及び周知）

第2条 日置市は、この協定による施設を、民間協力による緊急一時避難施設及び福祉避難所として指定し、市民に周知する。

（使用施設）

第3条 協力施設は、別表に定める施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難施設及び福祉避難所として市民に使用させるものとする。ただし、協力施設の被災等のやむを得ない事情により、市の協力の要請に応じられない場合は、この限りでない。

施設名称	別表のとおり
所在地	〃
所有者	〃

構 造	〃
建 築 年	〃
そ の 他	〃

(使用範囲)

第4条 使用施設の範囲は、次のとおりとする。ただし協力施設の判断で使用施設以外の施設を使用する場合は、この限りでない。

避 難 場 所	別表のとおり
使用床面積	〃
収 容 人 員	〃

(施設変更の報告)

第5条 協力施設は、使用施設の増改築により、当該使用施設の面積等に変更が生じる場合又は事情により使用施設の使用が不可能となる場合は、日置市に連絡するものとする。

(一時避難施設及び福祉避難所の開設)

第6条 日置市は、次に掲げる場合は、協力施設に対して使用施設を一時避難施設及び福祉避難所として開設するよう要請することができる。

- (1) 大規模な地震・台風等により津波又は洪水・高潮等災害が発生し、又は発生するおそれがあり、周辺住民の避難に緊急を要する場合
- (2) 著しく住民の生命を脅かす事態になり、使用施設に避難させる必要があると認めた場合
- (3) 福祉避難所を開設する必要があると認めた場合

2 前項の規定による要請は、日置市が協力施設に対し、書面により行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情があるときは、口頭により行うことができる。

3 協力施設は、日置市の要請を待たずに、自主的に使用施設として開設することができるものとし、この場合は、その旨を日置市に連絡する。

(要配慮者の受入れ等)

第7条 福祉避難所への要配慮者の受入れ等については、次のとおりとし、協力施設は可能な範囲で協力を行うものとする。

- (1) 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として家族等の当該要配慮者を介助する者が行う。
- (2) 要配慮者を福祉避難所に受け入れる際は、原則として家族等の当該要配慮

者を介助する者が同伴するものとし、福祉避難所においても当該同伴する者が責任をもって要配慮者の介助を行う。

（避難者の誘導）

第8条 協力施設は、使用施設への避難者に対し、当該使用施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（使用施設の運営）

第9条 使用施設の運営については、施設の運営に支障のない範囲で、日置市に協力するものとする。また、福祉避難所開設時は次に掲げる業務を行う。

- (1) 要配慮者への相談等に応じる相談員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者へ食品の給与、生活必需品の給与・貸与等の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者の状況の急変時における対応協力

（施設提供期間）

第10条 使用施設としての提供期間は、原則として災害発生直後の一時的な施設提供とし、被災者が自宅に帰宅又は日置市が指定する避難所等に移動するまでの期間とする。また、福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況等によりこれを超えて使用する場合は、日置市と協力施設が協議して決定するものとする。

（経費の負担）

第11条 使用施設を一時避難施設及び福祉避難所として使用した経費で必要と認めるものは、予算その他法令の定める手続きにより日置市が負担するものとする。

（使用施設の閉鎖）

第12条 日置市は、使用施設を閉鎖する場合は、協力施設に対し書面により通知するものとする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、日置市と協力施設が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、日置市と協力施設いずれかからも協定の解除又は変更の申出がないときは、有効期間は、同一の内容で更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定締結の証として、本協定書を4通作成し、日置市と協力施設が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

日置市伊集院町郡一丁目100番地
日置市長 宮路高光

日置市東市来町湯田3614番地
医療法人誠心会
理事長 前原くるみ

日置市東市来町伊作田7078番地1
社会福祉法人恵里会
理事長 前原くるみ

日置市吹上町小野1482番地1
社会福祉法人佑心会
理事長 柏木 智文

(6) 社会福祉法人曙福社会

災害時における一時避難施設及び福祉避難所としての 使用に関する協定書

災害時における一時避難施設及び福祉避難所としての使用に関し日置市と社会福祉法人曙福社会（以下「協力施設」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、協力施設の協力を得てその所有する施設の一部を一時避難施設及び福祉避難所として市民に使用させるに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（一時避難施設及び福祉避難所の指定及び周知）

第2条 日置市は、この協定による施設を、民間協力による緊急一時避難施設及び福祉避難所として指定し、市民に周知する。

（使用施設）

第3条 協力施設は、次に定める施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難施設及び福祉避難所として市民に使用させるものとする。ただし、協力施設の被災等のやむを得ない事情により、市の協力の要請に応じられない場合は、この限りでない。

施設名称	別表のとおり
所在地	〃
所有者	〃
構造	〃
建築年	〃
その他	〃

（使用範囲）

第4条 使用施設の範囲は、次のとおりとする。ただし協力施設の判断で使用施設以外の施設を使用する場合は、この限りでない。

避難場所	別表のとおり
使用床面積	〃
収容人員	〃

（施設変更の報告）

第5条 協力施設は、使用施設の増改築により、使用施設の面積等に変更が生じる場合又は事情により使用施設の使用が不可能となる場合は、日置市に連絡するものとする。

（一時避難施設及び福祉避難所の開設）

第6条 日置市は、次に掲げる場合は、協力施設に対して使用施設を一時避難施設及び福祉避難所として開設するよう要請することができる。

- (1) 大規模な地震・台風等により津波又は洪水・高潮等災害が発生し、又は発生するおそれがあり、周辺住民の避難に緊急を要する場合
- (2) 著しく住民の生命を脅かす事態になり、使用施設に避難させる必要があると認めた場合
- (3) 福祉避難所を開設する必要があると認めた場合

2 前項の規定による要請は、日置市が協力施設に対し、書面により行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情があるときは、口頭により行うことができる。

3 協力施設は、日置市の要請を待たずに、自主的に使用施設として開設することができるものとし、この場合は、その旨を日置市に連絡する。

（要配慮者の受入れ等）

第7条 福祉避難所への要配慮者の受入れ等については、次のとおりとし、協力施設は可能な範囲で協力を行うものとする。

- (1) 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として家族等の当該要配慮者を介助する者が行う。
- (2) 要配慮者を福祉避難所に受け入れる際は、原則として家族等の当該要配慮者を介助する者が同伴するものとし、福祉避難所においても当該同伴する者が責任をもって要配慮者の介助を行う。

（避難者の誘導）

第8条 協力施設は、使用施設への避難者に対し、当該使用施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（使用施設の運営）

第9条 使用施設の運営については、施設の運営に支障のない範囲で、日置市に協力するものとする。また、福祉避難所開設時は次に掲げる業務を行う。

- (1) 要配慮者への相談等に応じる相談員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者へ食品の給与、生活必需品の給与・貸与等の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者の状況の急変時における対応協力

(施設提供期間)

第10条 使用施設としての提供期間は、原則として災害発生直後の一時的な施設提供とし、被災者が自宅に帰宅又は日置市が指定する避難所等に移動するまでの期間とする。また、福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況等によりこれを超えて使用する場合は、日置市と協力施設が協議して決定するものとする。

(経費の負担)

第11条 使用施設を一時避難施設及び福祉避難所として使用した経費で必要と認めるものは、予算その他法令の定める手続きにより日置市が負担するものとする。

(使用施設の閉鎖)

第12条 日置市は、使用施設を閉鎖する場合は、協力施設に対し書面により通知するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、日置市と協力施設が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、日置市と協力施設いずれかからも協定の解除又は変更の申出がないときは、有効期間は、同一の内容で更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、日置市と協力施設が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

日置市伊集院町郡一丁目100番地

日置市長 宮路高光

日置市吹上町湯之浦2758番地

社会福祉法人曙福社会

理事長 佐野 公一

様式第 1 号

日 総 第 号
令和 年 月 日

様

日置市長 永山由高

一時避難施設及び福祉避難所開設要請書

災害時における一時避難施設及び福祉避難所としての使用に関する協定書に基づき、一時避難施設及び福祉避難所の開設について、次のとおり要請します。

日 時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
場 所	施設の名称： 住 所：
内 容	一時避難施設及び福祉避難所の開設
そ の 他	

(要請者)

日置市総務企画部総務課

担 当： 印

電 話 248-9401 (内線 1215)

F A X 273-3063

様式第2号

日総第 号
令和 年 月 日

様

日置市長 永山由高

一時避難施設及び福祉避難所閉鎖通知書

災害時における一時避難施設及び福祉避難所としての使用に関する協定書に基づき、一時避難施設及び福祉避難所の閉鎖について、次のとおり通知します。

日 時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
場 所	施設の名称： 住 所：
内 容	一時避難施設及び福祉避難所の閉鎖
そ の 他	

(要請者)

日置市総務企画部総務課

担 当： 印

電 話 248-9401 (内線 1215)

F A X 273-3063

2-17 災害時における救援物資提供に関する協定書

災害時における救援物資提供に関する協定書

日置市（以下「甲」という。）と南九州コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の提供について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が実施する社会貢献活動の一環として行う災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 県内に震度5弱以上の地震、または同等以上の災害が発生、又はその発生する恐れがある場合、甲の対策本部が設置され、その対策本部から乙に対して物資の提供について要請があったときに、乙は甲に対して次項以下の内容により協力するものとする。

2 乙は、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型又はキースイッチ式）（以下「自動販売機」という。）内の在庫製品を甲に無償提供するものとする。

3 乙は、第1項の物資提供の要請があったときは、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路の不通及び停電等によりその供給に支障が生じた場合は、甲と協議の上、対策を講じるものとする。

4 乙は、甲に対して飲料水を優先的に安定供給するものとする。飲料水の引渡し場所は、甲、乙協議を行い決定し、甲は、当該場所において乙の納品書等に基づいて確認を行い引き取るものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲はこの協定に基づいて乙に対して前条の物資提供の要請を行うときは、救援物資提供要請書（様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに上記の要請書を提出するものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲、乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもってさらに1年間継続し、以後同様

の取扱いを行うものとする。

- 2 前項の解消の申し出は、有効期間終了の1ヶ月前までに書面をもって相手方に申し出るものとする。

(甲の責務)

第5条 甲は、第2条第4項に基づき乙から供給された飲料水の対価を負担するものとし、価格は甲、乙協議の上決定するものとする。

- 2 乙が設置する別表の自動販売機については、日置市使用料徴収条例第3条第5項の規定に基づいて、その設置に対する行政財産目的外使用料を免除する。

(乙の責務)

第6条 乙は、自動販売機の設置に関する費用及び維持管理費用(電気代等)を負担するものとする。また、自動販売機内の製品詰め替え並びに空き缶等の収集について責任を持って対応するとともに周囲の環境美化に努めるものとする。

- 2 乙は、別表の甲が指定する施設以外に設置する自動販売機については、その売上高の5%相当分を日置市社会福祉協議会に納入するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年6月26日

甲 鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目100番地
日置市長

乙 熊本市南高江3丁目5番1号
南九州コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役

別表

1. 甲が指定する施設

	施 設 の 名 称	所 在 地
1	東市来農業構造改善センター	東市来町養母11393番地 1
2	日置市役所	伊集院町郡一丁目100番地
3	日置市中央公民館	伊集院町郡一丁目100番地
4	妙円寺中央公園	伊集院町妙円寺一丁目220番地571
5	日吉老人福祉センター	日吉町日置1132番地 1
6	日吉支所	日吉町日置377番地 1
7	吹上中央公民館	吹上町中原2568番地

2. 甲が指定する以外の施設

	施 設 の 名 称	所 在 地
1	東市来支所	東市来町長里87番地 1
2	伊集院文化会館	伊集院町郡一丁目100番地
3	伊作田地区公民館	東市来町伊作田4318番地
4	伊集院武道館	伊集院町下谷口1786番地 外
5	B & G 東市来海洋センター	東市来町湯田3465番地 1

様式 1（第 3 条関係）

救援物資提供要請書

年 月 日

南九州コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役 殿

日置市長

災害時における救援物資提供に関する協定第 3 条の規定により、次のとおり要請します。

1. 救援物資要請物資

2. 物資搬入日時

令和 年 月 日 時 分

3. 物資搬入場所

以 上

2-18 災害時における救援物資提供等に関する協定書

災害時における救援物資提供等に関する協定書

日置市（以下「甲」という。）と南九州ペプシ・コーラ販売株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の提供及び自動対外式除細動器（A E D）の設置について次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、乙が実施する社会貢献活動の一環として行う災害時における物資の提供及び公共施設における心室細動事故に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 県内に震度5弱以上の地震、または同等以上の災害が発生、又はその発生する恐れがある場合、甲の対策本部が設置され、その対策本部から乙に対して物資の提供について要請があったときに、乙は甲に対して次項以下の内容により協力するものとする。

2 乙は、設置する自動販売機内の在庫製品を甲に無償提供するものとし、併せて非常用の水40ケースを別途備蓄するものとする。

3 乙は、第1項の物資提供の要請があったときは、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路の不通及び停電等によりその供給に支障が生じた場合は、甲と協議の上、対策を講じるものとする。

4 乙は、甲に対して飲料水を優先的に安定供給するものとする。飲料水の引渡し場所は、甲、乙協議を行い決定し、甲は、当該場所において乙の納品書等に基づいて確認を行い引き取るものとする。

5 乙は、甲が指定する公共施設（別表）に自動対外式除細動器（A E D）を設置する。

（要請の手続き）

第3条 甲はこの協定に基づいて乙に対して前条の物資提供の要請を行うときは、救援物資提供要請書（様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに上記の要請書を提出するものとする。

(期 間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲、乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもってさらに1年間継続し、以後同様の取扱いを行うものとする。

2 前項の解消の申し出は、有効期間終了の1ヶ月前までに書面をもって相手方に申し出るものとする。

(甲の責務)

第5条 甲は、第2条第4項に基づき乙から供給された飲料水の対価を負担するものとし、価格は甲、乙協議の上決定するものとする。

2 乙が設置する別表の自動販売機については、日置市使用料徴収条例第3条第5項の規定に基づいて、その設置に対する行政財産目的外使用料を免除する。

3 甲は、有効期間内に甲の事情により協定を解消した場合、自動対外式除細動器(AED)のリース残存期間に対する経費を負担するものとする。

(乙の責務)

第6条 乙は、自動販売機の設置に関する費用及び維持管理費用(電気代等)を負担するものとする。また、自動販売機内の製品詰め替え並びに空き缶等の収集について責任を持って対応するとともに周囲の環境美化に努めるものとする。

2 乙は、自動対外式除細動器(AED)の定期的な保守を行うものとする。

(協 議)

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な次項、その他この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

第8条

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年11月12日

甲 鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目100番地
日置市長

乙 熊本市桜町3番35号 サンコービル5F
南九州ペプシ・コーラ販売株式会社

別表

1. 自動販売機を設置する施設

	施 設 の 名 称	所 在 地	対 外 式 除 細 動 器 の 有 無
1	日置市中央公民館	伊集院町郡一丁目 100 番地	有
2	伊集院総合体育館	伊集院町郡一丁目 60 番地	有
3	東市来支所	東市来町長里 87 番地 1	無
4	日吉ふれあいセンター	日吉町日置 1123 番地 1	無
5	吹上中央公民館	吹上町中原 2568 番地	有

2-19 災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書

災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書

日置市（以下「甲」という。）と社団法人鹿児島県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、災害の発生時における廃棄物処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の行政区域内において災害が発生した場合に、甲が乙に、

災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分の協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、地震、風水害等による災害に伴い発生した廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）で、甲が生活環境の保全上、特に処理が必要と判断したものをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害が発生し、災害廃棄物について生活環境の保全上、特に処理が必要と判断したときは、災害廃棄物の処理について、乙に協力を要請するものとする。

（災害廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車輛、資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 災害廃棄物の処理に当たっては、専門的な知識や技能を活用するとともに、再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報の提供）

第5条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、乙に管内の被災及び復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

（協力要請の手続き）

第6条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 対象地区名
- (2) 処理すべき廃棄物の種類及び量
- (3) 収集運搬車の台数等
- (4) 提供希望日時
- (5) 収集及び処分場所
- (6) その他必要な事項

（実施報告）

第7条 乙は、会員が災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 対象地区名
- (2) 処理した廃棄物の種類及び量
- (3) 収集運搬車の台数等
- (4) 実施日時
- (5) 収集及び処分場所
- (6) その他必要な事項

（費用等）

第8条 第3条に規定する要請に基づき乙の会員が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、甲が負担するものとし、その額は、当該会員と甲が協議して決定するものとする。

（連絡窓口）

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては日置市市民福祉部市民生活課、乙においては社団法人鹿児島県産業廃棄物協会事務局とする。

（協会の状況等の報告）

第10条 乙は、この協定に基づく廃棄物の処理等が円滑に行われるよう、必要な資機材の確保可能台数等の状況を毎年5月末までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

（協議）

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

(適用)

第12条 この協定は、平成25年8月27日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、双方各1通を保有する。

平成25年8月27日

甲 鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目100番地
日置市
日置市長 宮路高光

乙 鹿児島県鹿児島市錦江町11番40号
社団法人鹿児島県産業廃棄物協会
会長 三谷純夫

2-20 災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定書

災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定書

日置市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープかごしま（以下「乙」という。）とは、日置市内において地震、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における食糧等物資の供給に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙とが相互に協力して食糧等の物資の安定供給を行うことにより、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において食糧等の物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する当該物資の供給について協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有物資の優先供給及び運搬に対する協力を行うよう積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、食糧品、日用品等とし、乙が保有する物資とする。

（要請手続等）

第5条 第2条の要請は、災害時における食糧等物資の供給協力要請書（別紙様式。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（物資の運搬）

第6条 乙は、第2条の要請に基づき、乙の供給できる範囲内で乙の店舗において甲に引き渡すものとする。ただし、乙による輸送が可能なときは、甲の指定する場所へ物資を運搬するものとする。

（費用負担）

第7条 乙の物資の供給及び運搬の前（緊急を要する場合にあっては、物資の供給及び運搬終了後）に災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（請求及び支払）

第8条 乙は、物資の引渡し又は納入が完了したときには、前条の価格による物資の代金について、明細書等を作成し、納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認し、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払いに予算上の措置を必要とする場合はこの限りではない。

（報告）

第9条 甲は、乙が保有する食糧等の物資の在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

2 甲乙は、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（補償）

第10条 この協定に基づき業務に従事した者が当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは死亡し、又は疾病にかかった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによるものとする。

2 前項の規定による災害補償が困難な場合は、その他の関係法律の基づく災害補償について、甲乙協議するものとする。

（その他必要な支援）

第11条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から1年とする。ただし、期限満了の3月前までに甲乙いずれからも申出がない限り、さらに1年引き続き同一の内容をもってその効力を有するものとし、以後同様する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成28年10月26日

甲 住 所 日置市伊集院町郡一丁目 100 番地
日置市

氏 名 日置市長 宮路 高光

乙 住 所 鹿児島市広木一丁目 1 番 1 号
生活協同組合コープかごしま

氏 名 理事長 松蘭 孝夫

2-21 特設公衆電話の設置・利用に関する協定

特設公衆電話の設置・利用に関する協定

鹿児島県日置市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社鹿児島支店（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、特設公衆電話を設置し、被災者等の通信の確保を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定書に規定する「災害の発生」とは、災害発生時または、災害が発生するおそれがあり甲において避難所開設を行う必要がある場合、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を設置し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（通信設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）や保安器、引込線とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 乙が設置する屋内配線や保安器、引込線の設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏

名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合、甲は乙に対し報告することとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施することとする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し合い、故障回復に向け協力するものとする。

（開設）

第9条 特設公衆電話の利用の開始については、甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者もしくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし設置場所の存在する地域において大規模災害が発生した場合など甲と乙連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

（利用）

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（利用の終了）

第11条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、乙に対し撤去した施設場所の連絡を行うこととする。

（目的外利用の禁止）

第12条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設した場合を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし

甲の目的外利用により発生した利用料は、甲が負担するものとする。

- 4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合の撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

（協議事項）

第13条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成29年3月3日

甲 鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目100番地

日置市

日置市長 宮路 高光 印

乙 鹿児島県鹿児島市松原町4番26号

西日本電信電話株式会社

鹿児島支店

支店長 末吉 政宏 印

情報管理責任者（変更）通知書

令和 年 月 日

西日本電信電話株式会社

鹿児島支店 支店長

_____ 殿

日置市長 永山由高 印

「特設公衆電話の設置・利用に関する協定書」第5条に基づき情報管理責任者（正）及び（副）を下記のとおり通知致します。

所属	情報管理責任者氏名	連絡先電話番号等
	（正）	
	（副）	

特設公衆電話 定期試験仕様書

別紙 2

試験名	実 施 手 順
Ⅰ．ＮＴＴ西日本による回線試験	① ＮＴＴ西日本から特設公衆電話の電気通信回線（モジュラージャックまで）の回線試験を実施します。
	② 回線に異常が確認された場合は、ＮＴＴ西日本が修理を実施します。
Ⅱ．自治体様による通話試験	① 各避難所にて、モジュラージャックに電話機を接続し、自治体内の部署等に電話をかけ、正常に通話ができるかの確認を実施します。
	② 通話が出来ないまたは雑音が入る等、異常が確認された場合は、ＮＴＴ西日本故障受付部門へ連絡願います。

2-22 災害時における物資の供給協力に関する協定書

災害時における物資の供給協力に関する協定書

日置市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請できる状況でないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原

則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める運送手段により運搬するものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月30日

甲 鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目100番地
日置市
日置市長 宮路 高光

乙 新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1

NPO 法人

コメリ災害対策センター

理事長 捧 雄一郎

2-23 災害相互応援協定

災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、日置市と相馬市の区域において、気象災害、地震・津波災害その他の災害が発生した場合において、相互に応援・協力し、応急措置を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類等)

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫等に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急復旧に必要な資機材、生活物資の提供
- (3) 救助、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (4) 災害援助ボランティアのあっせん
- (5) 避難が必要な被災者の受入れ
- (6) 被災地の行政機能継続場所の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請した後、速やかに文書を提出することができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第3号及び第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- (4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援の要請を受けた市は、当該応援の要請に対し、応援を行うことができない正当な理由がない限り、応ずるものとする。

2 災害発生後、被災市との連絡がとれない場合で、必要と認めたときは、自主的に職員を派遣し、被災市の情報収集を行うとともに、収集した情報に基づき第2

条に掲げる応援を実施することができるものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として、被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、両市が協議のうえ定めるものとする。

（災害補償等）

第6条 第2条第3号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中、第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市が、被災市への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、両市が協議のうえ定めるものとする。

（施行期日）

第8条 この協定は、締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成29年10月18日

鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目100番地

日置市長

福島県相馬市中村字北町63番地の3

相馬市長

立会人 日置市議会議長

相馬市議会議長

2-24 災害時における地図製品等の供給に関する協定書

災害時における地図製品等の供給に関する協定書

日置市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第（1）号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- （1） 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- （2） 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- （1） 「住宅地図」とは、日置市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- （2） 「広域図」とは、日置市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- （3） 「ZNETTOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNETTOWN」を意味するものとする。
- （4） 「ID等」とは、ZNETTOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- （5） 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNETTOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出する

ものとする。

3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

4 本条に基づく地図製品等の代金及び費用は、次のとおりとする。

(1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。

(2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNETTOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場

合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNETTOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNETTOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害に備えるものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意を持って協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年7月17日

甲) 日置市伊集院町郡一丁目100番地

日置市

日置市長

乙) 熊本県熊本市南田迎一丁目7番1号

株式会社ゼンリン 九州第二エリアグループ

グループ長

2-25 災害に係る情報発信等に関する協定

災害に係る情報発信等に関する協定

日置市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、日置市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、日置市が日置市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ日置市の行政機能の低下を軽減させるため、日置市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、日置市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、日置市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、日置市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 日置市が、日置市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 日置市が、日置市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 日置市が、災害発生時の日置市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 日置市が、日置市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 日置市が、日置市内の避難所に避難している避難者の名簿を提供する場合、

ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2. 日置市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、日置市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく日置市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、日置市から提供を受ける情報について、日置市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、日置市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、日置市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、日置市とヤフー両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

2019 年 5 月 9 日

日置市：鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目 100 番地

日置市

日置市長 宮路 高光

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

ヤフー株式会社

代表取締役 川 邊 健 太 郎

2-26 災害時における医薬品等物資の供給協力に関する協定

災害時における医薬品等物資の供給協力に関する協定書

日置市（以下「甲」という。）と株式会社コスモス薬品（以下「乙」という。）とは、日置市内において地震、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における医薬品等物資の供給に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙とが相互に協力して医薬品等の物資の安定供給を行うことにより、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において医薬品等の物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する当該物資の供給について協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有物資の優先供給及び運搬に対する協力を行うよう積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、医薬品、衛生用品等とし、乙が保有する物資とする。

（要請手続等）

第5条 第2条の要請は、災害時における医薬品等物資の供給協力要請書（別紙様式。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（物資の運搬）

第6条 乙は、第2条の要請に基づき、乙の供給できる範囲内で乙の店舗において甲に引き渡すものとする。ただし、乙による輸送が可能なときは、甲の指定する場所へ物資を運搬するものとする。

（費用負担）

第7条 乙の物資の供給及び運搬の前（緊急を要する場合にあっては、物資の供給及び運搬終了後）に災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（請求及び支払）

第8条 乙は、物資の引渡し又は納入が完了したときには、前条の価格による物資の代金について、明細書等を作成し、納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認し、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払いに予算上の措置を必要とする場合はこの限りではない。

（報告）

第9条 甲乙は、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（補償）

第10条 この協定に基づき業務に従事した者が当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは死亡し、又は疾病にかかった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによるものとする。

2 前項の規定による災害補償が困難な場合は、その他の関係法律の基づく災害補償について、甲乙協議するものとする。

（その他必要な支援）

第11条 この協定に定める事項のほか、医薬品等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から1年とする。ただし、期限満了の3月前までに甲乙いずれからも申出がない限り、さらに1年引き続き同一の内容をもってその効力を有するものとし、以後同様する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和元年7月12日

甲 住 所 日置市伊集院町郡一丁目100番地

日置市

氏 名 日置市長 宮路 高光

乙 住 所 福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号

第一福岡ビルS館4階

株式会社コスモス薬品

氏 名 代表取締役社長 横山 英昭

2-27 災害時における燃料供給等に関する協定

災害時における燃料供給等に関する協定書

日置市（以下「甲」という。）と鹿児島県石油商業組合日置支部（以下「乙」という。）とは、日置市内において地震、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における燃料の供給に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、被災者及び避難者に対する救援の円滑化を図るため、甲と乙が協力し、災害時の燃料の優先供給を円滑に行うことを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、次の各号に掲げる必要があると認めたときは、乙に対し、燃料の供給を要請することができるものとする。

- (1) 災害応急対策を行うために必要な施設・車両（緊急通行及び借上車両を含む。）
- (2) 災害拠点病院や福祉避難所など医療・福祉関係施設のうち特に緊急度が高いもの
- (3) ライフラインの維持に重要な施設・車両
- (4) 市内に設置された避難所
- (5) その他、特に必要とされる重要施設等

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有燃料の優先供給及び運搬に対する協力を行うよう積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する燃料は、ガソリン、軽油、灯油、A重油等とする。

（要請手続等）

第5条 第2条の要請は、災害時における食糧等物資の供給協力要請書（別紙様式。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（燃料の運搬）

第6条 乙は、第2条の要請に基づき、乙の供給できる範囲内で乙の店舗において甲に引き渡すものとする。ただし、乙による輸送が可能なときは、甲の指定する場所へ燃料を運搬するものとする。

（費用負担）

第7条 乙の燃料の供給及び運搬の前（緊急を要する場合にあっては、燃料の供給及び運搬終了後）に災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（請求及び支払）

第8条 乙は、燃料の引渡し又は納入が完了したときには、前条の価格による燃料の代金について、明細書等を作成し、納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認し、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払いに予算上の措置を必要とする場合はこの限りではない。

（報告）

第9条 甲乙は、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（補償）

第10条 この協定に基づき業務に従事した者が当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは死亡し、又は疾病にかかった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによるものとする。

2 前項の規定による災害補償が困難な場合は、その他の関係法令に基づく災害補償について、甲乙協議するものとする。

（その他必要な支援）

第11条 この協定に定める事項のほか、燃料等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から1年とする。ただし、期限満了の3月前までに甲乙いずれからも申出がない限り、さらに1年引き続き同一の内容をもってその効力を有するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和元年 11 月 19 日

甲 住 所 日置市伊集院町郡一丁目 100 番地

氏 名 日置市

日置市長 宮路 高光

乙 住 所 日置市伊集院町徳重 429

氏 名 鹿児島県石油商業組合日置支部

支部長 久保 健一郎

2-28 災害時における地下水の供給協力に関する協定

災害時における地下水の供給協力に関する協定書

日置市（以下「甲」という。）と松下慶太郎（以下「乙」という。）とは、日置市内において地震、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における地下水の供給に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙とが相互に協力して生活用水等を確保することにより、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において地下水を必要とするときは、乙に対して乙の保有する地下水の供給について協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、地下水の供給に対する協力を行うよう積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する地下水は、乙の管理する施設の地下水とする。

（要請手続等）

第5条 第2条の要請は、文書により要請することができる。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（費用負担）

第6条 地下水の供給は、無償により行うものとする。

（報告）

第7条 甲乙は、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（補償）

第8条 この協定に基づき業務に従事した者が当該業務に従事したことに

より負傷し、若しくは死亡し、又は疾病にかかった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の定めるところによるものとする。

2 前項の規定による災害補償が困難な場合は、その他の関係法律の基づく災害補償について、甲乙協議するものとする。

（協議）

第 9 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 10 条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から 1 年とする。ただし、期限満了の 3 月前までに甲乙いずれからも申出がない限り、さらに 1 年引き続き同一の内容をもってその効力を有するものとし、以後同様する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名又は押印のうえ各自その 1 通を保有する。

令和 5 年 5 月 31 日

甲 住 所 日置市伊集院町郡一丁目 100 番地
日置市

氏 名 日置市長 永山 由高

乙 住 所 東京都世田谷区桜丘 2-8-1-403

氏 名 松下慶太郎

2-29 災害時におけるレンタル機材の供給協力に関する協定

災害時におけるレンタル機材の供給協力に関する協定書

日置市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）とは、日置市内において地震、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるレンタル機材の供給に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙とが相互に協力してレンタル機材の安定供給を行うことにより、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時においてレンタル機材を必要とするときは、乙に対して乙の保有する当該レンタル機材の供給について協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有レンタル機材の優先供給及び運搬に対する協力を行うよう積極的に努めるものとする。

（レンタル機材の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請するレンタル機材は、仮設トイレ、発電機、その他機材とし、乙が保有するレンタル機材とする。

（要請手続等）

第5条 第2条の要請は、災害時における医薬品等物資の供給協力要請書（別紙様式。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（レンタル機材の運搬）

第6条 第2条の要請に基づくレンタル機材の提供は、甲の指定する場所で引渡すものとする。その際、甲は当該引渡場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、当該レンタル機材を確認するものとする。

2 甲は、乙がレンタル機材を運搬する際には、運搬する車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

（費用負担）

第7条 乙のレンタル機材の供給及び運搬の前（緊急を要する場合にあっては、レンタル機材の供給及び運搬終了後）に災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（請求及び支払）

第8条 乙は、レンタル機材の引渡し又は納入が完了したときには、前条の価格によるレンタル機材の代金について、明細書等を作成し、納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認し、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払いに予算上の措置を必要とする場合はこの限りではない。

（報告）

第9条 甲乙は、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（補償）

第10条 この協定に基づき業務に従事した者が当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは死亡し、又は疾病にかかった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによるものとする。

2 前項の規定による災害補償が困難な場合は、その他の関係法律の基づく災害補償について、甲乙協議するものとする。

（その他必要な支援）

第11条 この協定に定める事項のほか、レンタル機材について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から1年とする。ただし、期限満了の3月前までに甲乙いずれからも申出がない限り、さらに1年引き続き同一の内容をもってその効力を有するものとし、以後同様する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

令和 2 年 8 月 20 日

甲 住 所 日置市伊集院町郡一丁目 100 番地
日置市
氏 名 日置市長 宮路 高光

乙 住 所 福岡市博多区博多駅前三丁目 2 番 8 号
株式会社アクティオ
氏 名 上席執行役員九州支店長 橋爪 正一

2-30 災害時における物資の物流拠点の協力に関する協定

災害時における物資の物流拠点の協力に関する協定書

日置市（以下「甲」という。）とさつま日置農業協同組合（以下「乙」という。）とは、日置市内において地震、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物流拠点の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙とが相互に協力して物資を迅速かつ円滑に避難所等に安定供給することにより、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物流拠点を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物流拠点の提供等について協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物流拠点の提供等に対する協力を行うよう積極的に努めるものとする。

（協力の内容）

第4条 甲が乙に要請する内容は、次のとおりとする。

(1) 市の開設する物流拠点等の荷捌き業務に必要となる人員の派遣及び資機材の提供

(2) 物流（集積及び配送）拠点となる施設の提供

1	施設名称	東市来ライスセンター
	所在地	日置市東市来町養母 2661-1
	構造	鉄骨スレート葺平屋建
	建築年	平成3年
	使用床面積	688.2 m ²
2	その他	
	施設名称	中部倉庫
	所在地	日置市伊集院町古城 654-1
	構造	鉄骨スレート葺平屋建
	建築年	昭和63年

3	使用床面積	1,010.54 m ²
	その他	
	施設名称	日吉集荷場
	所在地	日置市日吉町日置 668
	構造	鉄骨スレート葺平屋建
	建築年	昭和 61 年
	使用床面積	446.5 m ²
	その他	

(要請手続等)

第 5 条 第 2 条の要請は、災害時における医薬品等物資の供給協力要請書（別紙様式。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

(費用負担)

第 6 条 協力要請に基づき乙が実施した物流拠点の協力に要した費用は、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

(請求及び支払)

第 7 条 乙は、第 3 条に基づく協力を行ったときは、その終了後速やかに実績報告書等を作成し、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認し、その日から起算して 30 日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払いに予算上の措置を必要とする場合はこの限りではない。

(報告)

第 8 条 甲乙は、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(補償)

第 9 条 この協定に基づき業務に従事した者が当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは死亡し、又は疾病にかかった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の定めるところによるものとする。

2 前項の規定による災害補償が困難な場合は、その他の関係法律の基づく災害補償について、甲乙協議するものとする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から 1 年とする。ただし、期限満了の 3 月前までに甲乙いずれからも申出がない限り、さらに 1 年引き続き同一の内容をもってその効力を有するものとし、以後同様する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

令和 2 年 月 日

甲 住 所 日置市伊集院町郡一丁目 100 番地

日置市

氏 名 日置市長 宮路 高光

乙 住 所 日置市伊集院町下谷口 1810

さつま日置農業協同組合

氏 名 代表理事組合長 宇都 清照

2-31 大規模災害時における応急対策に関する協定

大規模災害時における応急対策に関する協定書

日置市（以下「甲」という。）と吹上町建設互助会（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合又はそのおそれがある場合における乙の社会貢献活動の一環として実施する応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する公共施設における大規模災害時の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（細目協定の締結）

第2条 この協定とは別に、応急対策業務の実施に関する細目について協定を締結するものとする。

（その他）

第3条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じた時は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印して、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 日置市
日置市長

乙 吹上町建設互助会
会長

大規模災害時における応急対策に関する細目協定書

日置市（以下「甲」という。）と吹上町建設互助会（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合又はそのおそれがある場合における乙の社会貢献活動の一環として実施する応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する公共施設（以下「公共施設」という。）における大規模災害時の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（応急対策業務の実施対象）

第2条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合に応急対策業務を実施する。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第23条の 2 第 1 項及び同法第42条第 1 項の規定により作成された日置市地域防災計画に基づき、日置市災害対策本部が設置された場合
- (2) 前号に定める場合のほか、大規模災害が発生するおそれがあり、甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策業務の内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設の被害情報の収集及び甲に対する報告
- (2) 公共施設からの障害物の除去及び応急の復旧
- (3) その他甲が必要と認める業務

（協力要請）

第4条 甲は、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対して、災害応急対策業務要請書（様式第 1 号。以下「要請書」という。）により協力を要請するものとする。ただし、要請書をもって要請する暇がない場合は、電話等の通信手段又は口頭で要請し、その後速やかに要請書で要請するものとする。

2 乙は、前項に規定する協力要請があったときは、乙の会員が保有する稼働可能な建設資機材及び労力等を勘案して、応急対策業務に従事可能な乙の会員を甲に連絡するものとする。

3 甲は、前項の規定による乙からの連絡に基づき、応急対策業務を実施する乙の

会員を選定し、当該会員に対して業務内容の詳細を指示するものとする。

4 甲は、前項の規定により乙の会員を選定したときは、応急対策業務施工者名簿（様式第2号）に登載するものとする。

5 乙は、第1項に規定する協力要請があったときは、特別な理由がない限り甲に協力するものとする。

（協力体制の整備）

第5条 乙は、甲から協力要請があったときは、これに迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

（業務の報告）

第6条 第4条第3項の規定により選定された乙の会員は、要請された応急対策業務のうち第3条第1号に規定する業務は、被害情報連絡票（様式第3号）をもって行うものとする。

2 前項の乙の会員は、応急対策業務を実施したときは、速やかに甲に報告し、業務を終了した後に災害応急対策業務完了報告書（様式第4号）を甲に提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 応急対策業務の実施に要した経費のうち、第3条第2号及び第3号の経費については、甲が負担するものとし、同条第1号の経費について、甲は、負担しないものとする。

（第三者等に対する損害）

第8条 乙の会員が応急対策業務の実施に伴い甲又は第三者に損害を与えたときは、当該応急対策業務を実施した乙の会員の責めに帰すべき事由によるものを除き、甲及び当該応急対策業務を実施した乙の会員が協議してその賠償を行うものとする。

（補償）

第9条 この協定に基づき応急対策業務に従事した者が、当該応急対策業務に従事したことにより疾病にかかり、若しくは負傷し、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによるものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、その他の関係法令等に基づく災害補償について、甲及び当該応急対策業務を実施した乙の会員が協議するものとする。

（協定の効力）

第10条 この協定の有効期限は、協定の日から令和3年3月31日までとする。ただ

し、期間満了の日の30日前までに甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印して、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 日置市
日置市長

乙 吹上町建設互助会
会長

様式第 1 号（第 4 条関係）

災害応急対策業務要請書

年 月 日

吹上町建設互助会

会長

様

日置市長

大規模災害時における応急対策業務に関する協定書第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり応急対策業務の実施を要請します。

記

1 応急対策業務箇所

2 業務内容

3 その他

様式第2号（第4条関係）

応急対策業務施工者名簿

区域		年 月 日現在		
路線名 地区名等	会社名 代表者名	住 所 T E L F A X	連絡責任者 連絡先① 連絡先②	備考

様式第3号（第6条関係）

被害情報連絡票

日置市長 様

第 報 区域名： _____
年 月 日 応急対策業務施工者： _____

災害発生箇所	被害状況（現状と今後の被害拡大等の見通し）	備考

様式第4号（第6条関係）

災害応急対策業務完了報告書

令和 年 月 日

日置市長 様

（応急対策業務施工者）

印

応急対策業務が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 業務期間

2 業務箇所

3 業務内容

4 その他

添付書類：業務現況写真

2-32 防災パートナーシップに関する協定

防災パートナーシップに関する協定

日置市（以下「甲」という。）と株式会社南日本放送（以下「乙」という。）は、自然災害による被害の軽減に連携して取り組むため、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携して自然災害の被害を軽減するための防災情報の発信並びに防災活動に取り組むことにより、住民の安全の確保に寄与することを目的とする。

（緊急時の放送の要請）

第2条 甲は、避難勧告や避難指示等、住民への情報伝達が急を要すると判断した場合、電話または電子メール、ファクス等により、テレビやラジオによる防災情報の放送を乙に直接要請することができる。乙は甲から要請を受けた際は、当該情報のテレビ・ラジオでの速やかな放送に努める。

（データ放送およびアプリによる災害時の情報発信）

第3条 甲は、乙のテレビのデータ放送を通じて、行政情報を発信できる。災害時または災害が発生する恐れのある場合、甲はこのデータ放送に防災情報を送信できる。乙は、甲の送信した防災情報をデータ放送で放送するほか、乙のテレビおよびラジオ、ならびにホームページ等での発信に努める。また、甲が発信した防災情報を乙はMBCアプリを通じて当該エリアに通知し、地域住民に対して重層的に防災情報の伝達を図る。

（平常時の連携）

第4条 甲および乙は、甲が見舞われた災害の映像や写真、画像等の提供を、防災のため使用する目的のもと、互いに相手方に要請することができる。要請があった場合、甲と乙は、提供に関する条件等を協議の上、いずれも可能な範囲でそれぞれが保有する映像や写真、画像等を相手方に提供する。

2 甲は、地域の小中高校生や住民を対象に防災に関する学習会等を開催する際、乙に協力を要請することができる。乙は学習会への講師の派遣や災害映像の提供等、可能な範囲でこれに協力する。

(連絡担当者)

第5条 甲および乙は、相互に連絡を取り合うための担当者をそれぞれ指定し、担当者の連絡先、連絡手段等を互いに確認する。

2 甲および乙は、人事異動等によりそれぞれの担当者に変更が生じた場合、速やかに相手方に通知するとともに、新しい担当者の連絡先、連絡手段等を互いに確認する。

(協定の期間)

第6条 この協定は締結の日から効力を生ずるものとし、甲または乙が相手方にこの協定の終了を通知しない限り継続する。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、またはこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、対応を決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自その1通を保管する。

令和3年1月19日

甲 鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目100番地

日置市長 宮路高光

乙 鹿児島県鹿児島市高麗町5番25号

株式会社南日本放送

代表取締役社長 中野寿康

2-33 災害時における災害復旧支援業務に関する協定

日置市・日本下水道事業団災害支援協定

日置市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、
甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道
施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に
関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援
の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、も
って浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防
止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する
災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津
波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象

二 その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、次に掲げるもの（以下「協定下水道施
設」という。）とする。

一 伊集院終末処理場

二 徳重汚水中継ポンプ場

三 妙円寺団地第1号汚水中継ポンプ場

四 妙円寺団地第2号汚水中継ポンプ場

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援の内容は、次に掲げるものとする。

一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）

- 二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条第1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
- 三 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
- 四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
- 五 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

- 第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。
- 2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）

- 第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、国土交通省九州地方整備局又は鹿児島県から災害支援の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条第1号及び第2号に規定する災害支援を行うことができる。

（災害支援の完了の報告）

- 第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

（費用の負担）

- 第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。
- 2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

- 3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

（廃止）

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

- 2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

（事務局）

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

- 一 甲の事務局 日置市 上下水道課
- 二 乙の事務局 日本下水道事業団 九州総合事務所 施工管理課

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和5年9月30日までとする。

第11条 甲は、協定を締結したときは、乙に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。

- 2 甲は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況届を乙に提出するものとする。

- 3 甲は、前二項に規定する現況届に基づき、当該協定を締結した日から起算して1年を経過するごとに、その間の経過を速やかに乙に報告するものとする。

- 4 第一項及び第二項に定める現況届は、別記様式によるものとする。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和 3 年 2 月 1 日

甲 鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目 1 0 0 番地

日置市

代表者 市長 宮 路 高 光

乙 東京都文京区湯島二丁目 3 1 番 2 7 号

日本下水道事業団

代表者 理事長 森 岡 泰 裕

災害時における災害復旧支援業務に関する協定

日置市（以下、「甲」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会九州支部（以下、「乙」という。）は、日置市内に、地震・風水害その他災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における甲の管理する上下水道施設が被災したときの災害復旧に係る災害査定資料作成等、復旧支援協力に関して、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時に甲が管理する上下水道施設の復旧支援協力に関する基本的事項を定め、甲乙が協力して被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（復旧支援協力の範囲）

第2条 支援協力の実施範囲は、甲の管理する上下水道施設における被災箇所又は災害が発生する恐れのある箇所に対して、甲から要請された範囲を基本とする。

（支援要請）

第3条 甲は、災害時に乙の支援が必要であると認めるときは、乙に対して復旧支援協力を要請することができるものとする。

2 乙は、復旧支援内容について、甲と調整及び確認を行うものとする。

3 乙は第1項に基づき、甲から要請があった場合は、速やかに乙を構成する会員（以下「会員」という。）から派遣可能な会員を甲へ通知するものとする。

4 甲は、前項により通知された会員の中から協力を要請する会員を特定するものとしその結果を乙及び特定した会員（以下「業務実施者」という。）に通知するものとする。

5 災害の状況等により甲が乙に連絡することが不可能な場合又は緊急を要する場合は、甲は業務実施者に直接協力要請を行うことができるものとする。その場合においては、甲はその旨を事後、乙に通知するものとする。

（経費負担）

第4条 甲は、業務実施者と業務内容を協議し速やかに業務委託契約を締結するものとする。

2 復旧支援協力にかかる費用は、甲がその経費を負担するものとする。

（労務災害）

第5条 復旧支援協力において、労務災害は発生した場合は、業務実施者の労災保険により補償するものとする。

（損害補償）

第6条 業務の実施に伴い、甲及び業務実施者の責に帰することかできない事由により、第三者に損害を及ぼした場合又は業務実施の従事者に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲に報告し、その措置について甲及び業務実施者は協議のうえ、決定するものとする。

（訓練）

第7条 乙は、甲が実施する情報伝達訓練等への参加依頼があった場合には協力するものとする。

（連絡体制）

第8条 復旧支援業務の要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲、乙それぞれ連絡責任者を定めておくものとする。

2 本協定の連絡窓口は、甲は日置市上下水道課と乙は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会九州支部事務局とする。

（実施細目）

第9条 本協定の実施に関して必要な事項については、甲と乙が協議して確認するものとする。

（協定期間）

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙双方から申し出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第11条 各条項に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項について、
甲乙双方による協議のうえ、決定するものとする。

2 甲又は乙が、この協定の定めに違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

令和 3 年 2 月 1 日

甲 鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目100番地

日置市

日置市長 宮路 高光

乙 北九州市八幡東区西本町二丁目5番5号

一般社団法人 全国上下水道コンサルタント協会

九州支部長 松尾 禎奏

災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

日置市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した協定下水道施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した協定下水道施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

（1）被災した協定下水道施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）

（2）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は日置市上下水道課、乙の連絡窓口は公益社団

法人日本下水道管路管理業協会九州支部鹿児島県担当とする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行する。

（費用）

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

(報告)

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

(下水道台帳データの提供)

第5条 甲は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙に提供するものとする。

2 乙は甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

(下水道台帳データの開示)

第6条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。

(広域被災)

第7条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出でない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 3年 2月 1日

甲 鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目100番地
日置市長 宮路 高光

乙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
公益社団法人 日本下水道管路管理業協会
会 長 長谷川 健司

受任者 福岡県福岡市早良区内野4丁目14番8号 (株)カブード内
公益社団法人 日本下水道管路管理業協会九州支部
九州支部長 橋本 恒幸

自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事に関する協定書

日置市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本下水道施設業協会（以下「乙」という。）とは、自然災害発生時における下水道機械・電気設備復旧のための緊急工事（以下「緊急工事」という。）に関し、次の通り協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、甲が管理する下水道機械・電気設備の緊急工事を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、緊急工事を実施する必要があると認めたときは、乙に必要な協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、その要請の趣旨に従い甲に協力するものとする。

（会員との協定）

第3条 甲は、緊急工事を円滑に実施するために、乙の会員と、甲乙協議のうえ別途定めた協定及びその様式を予め締結しておくものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和3年3月31日までとする。

但し、期間満了の30日前までに甲又は乙の一方から本協定を終了させる意思表示をしないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（補 則）

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 3 年 2 月 1 日

甲 鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目100番地
日置市
日置市長 宮路 高光

乙 東京都中央区新川二丁目6番16号
一般社団法人 日本下水道施設業協会
会 長 木股 昌俊

災害時における復旧支援協力に関する協定

日置市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本下水道施設管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により甲の管理する下水道施設（以下、「下水道施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、甲の管理する被災した下水道施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対して、被災した下水道施設の復旧に関し、支援協力を要請することができる。

2 前項の規定による復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は、日置市上下水道課とし、乙の連絡窓口は一般社団法人日本下水道施設管理業協会九州支部とする。

3 乙の支援協力は、原則として甲と運転管理委託契約を締結している乙の会員会社（以下「委託会員事業者」という。）が行うものとする。ただし、災害等により委託会員事業者が被災し、本協定に基づく支援活動が困難となった場合には、甲は、乙に対して、委託会員事業者に対する支援を要請することができる。

4 甲の乙に対する復旧支援協力の要請は、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請することができるものとし、その後速やかに書面により要請するものとする。

5 乙は、甲から、第1項の規定による復旧支援協力の要請があった場合は、特段の事由がない限り、必要な人員、機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

6 乙は、災害時において電話等の通信手段が使用できない場合、委託会員事業者による下水道施設の被害状況の確認により、被害の発生を確認し、又は被害の発生が推測されるときは、甲からの協力要請がない時点においても、甲が「日置市下水道BCP」で定める対応拠点のうち最寄りの場所に参集するよう努めるものとする。

(支援内容)

第3条 この協定に基づき乙が行う復旧支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災した下水道施設の応急復旧のために必要な業務
- (2) その他緊急的な措置等が必要な業務及び工事

(費用)

第4条 この協定に基づき乙の会員事業者が復旧支援に要した費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用の算定については、乙の会員事業者の見積もりを参考に甲の積算により算出するものとする。

3 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務等にかかる費用については、甲と乙の会員事業者が別に契約を締結し、乙の会員事業者からの請求に応じて甲が支払うものとする。

(報告)

第5条 乙は、甲からのこの協定に基づく要請により行った支援活動が終了したときは、速やかに甲に対し、書面により報告するものとする。

2 乙は、毎年4月末までに当該年の4月1日現在における災害時の支援に備えて支援協力が可能な委託会員事業者並びに提供可能な機器及び人員を、甲に報告するものとする。

(広域被災)

第6条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が

設置された場合には、これらの組織の活動と支援活動の相互調整を行うが、委託会員事業者は可能な限り甲の要請事項を実施するために必要な措置をとるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から解約の申入れがない場合は、この協定は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項が生じたとき及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙双方による協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 3 年 2 月 1 日

甲 鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目100番地
日置市
日置市長 宮路 高光

乙 東京都中央区八丁堀三丁目25番9号
一般社団法人日本下水道施設管理業協会
会 長 大野 博通

2-34 災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定

災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定

日置市（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）は、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時の避難施設について、甲が住民に対し必要な情報を提供する手段を充実させるため、甲及び乙が互いに協力することを目的とする。

（実施内容）

第2条 前条の目的を達成するため、次の内容を実施する。

- (1) 甲は、甲の避難所の開設等に係る情報を乙に提供すること。
- (2) 乙は、甲が提供する情報を、自社サービス上に掲載するなどし、住民に対し周知すること。

（費用の負担）

第3条 前条に基づく甲及び乙それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担する。

（2次利用）

第4条 乙は、この協定に基づいて得た情報を、第三者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の2か月前までに、甲又は乙から意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（疑義等の決定）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

令和 3 年 3 月 24 日

甲 住 所 日置市伊集院町郡一丁目 100 番地

氏 名 日置市
日置市長

乙 住 所 東京都千代田区永田町二丁目 1 7 番地 3

氏 名 株式会社バカン
代表取締役

2-35 災害時における応急復旧に関する協定

災害時における応急復旧に関する協定書

日置市（以下「甲」という）と日置市電気工事組合（以下「乙」という）は、応急復旧の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害により電気設備に支障をきたした場合において、電気設備等を早期に回復するため、甲の応援要請により乙が実施する応急復旧に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（応援の範囲）

第2条 応援の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設の電気設備等の応急復旧
- (2) 避難所の電気設備等の応急復旧
- (3) 道路啓開ための倒木等の除去作業
- (4) その他の応急復旧に必要であると甲が判断した行為等

（応援要請の手続）

第3条 第1条に定める応援要請は、災害の状況及び場所並びに復旧作業の内容、人員及び機材について甲が乙に要請書で行うものとする。ただし、文書による応援要請のいとまがなく、口頭により行った場合は、後日、速やかに要請書を送付するものとする。

（応援の実施）

第4条 乙は前条の規定により応援要請を受けたときは、速やかに応急復旧を行うための人員、機材を出動させ、甲が要請した応急復旧に協力するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 乙がこの協定に基づく応援のために要した費用については、甲が定める基準に基づき甲が負担するものとする。

（労務補償）

第6条 この協定に基づく応援復旧活動に従事した乙の組合員の従業員が負傷し、若しくは疫病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、

当該従業員の所属する乙の組合員の労働災害保険等において補償するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、応援を要する災害が発生したときに速やかに相互に連絡するため、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

（人員・機材の状況報告）

第8条 甲は、この協定により乙が出動できる人員及び機材について、必要に応じて乙にその報告を求めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な細目事項については、必要に応じ甲、乙が協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年9月1日

甲 日置市伊集院町郡一丁目100番地
日置市
日置市長 永山 由高

乙 日置市東市来町長里1076番地の1
日置市電気工事組合
会長 松尾 悦朗

2-36 災害時における移動宿泊施設等の提供に関する協定

災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書

日置市(以下「甲」という。)と株式会社デベロッパ(以下「乙」という。)は、災害時におけるコンテナモジュール (以下「移動式宿泊施設等」という。) の提供について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、地震、風水害、その他の災害 (以下「災害」という。) が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲の要請に応じ、乙がその保有又は管理する移動式宿泊施設等を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 災害時に必要とし、甲から要請があったとき、乙は特段の理由がない限り保有又は管理する移動式宿泊施設等の優先的な提供による協力を行うものとする。

2 移動式宿泊施設等の運営は甲が主体となって行うものとし、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に対して前条に定める協力を要請するときは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電子メール等で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

(移動式宿泊施設等の引渡し)

第4条 移動式宿泊施設等は甲が指定する場所へ乙が搬入し、甲の派遣した職員が当該移動式宿泊施設等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(移動式宿泊施設等の返却)

第5条 甲は、移動式宿泊施設等の使用が終了したときは、速やかに乙の

確認を受けた上で返還するものとする。

（費用の負担及び支払い）

第6条 甲は、移動式宿泊施設等の提供に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、又移動式宿泊施設等の維持、管理費用等を勘案し、甲と乙が協議の上、算出した額とする。

2 甲は、前項の費用について、乙から請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

（移動式宿泊施設等の破損等の対応）

第7条 災害時の使用における移動式宿泊施設等の破損、汚損等については、甲と乙の協議により、決定した復旧費用を甲が負担するものとする。

（連絡責任者の報告）

第8条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届（別紙）」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定書の締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第10条 本協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年3月22日

- 甲 鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目100番地
日置市
日置市長 永山 由高
- 乙 千葉県市川市市川一丁目4番10号市川ビル8階
株式会社デベロップ
代表取締役 岡村 健史

2-37 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定

災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

日置市（以下「甲」という。）と日置市社会福祉協議会（以下、「乙」という。）は、災害時における、市災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターの設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、乙はセンターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関、団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を

決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 被災情報の把握
 - （2） ボランティアニーズの把握
 - （3） 災害ボランティアの募集、受付
 - （4） 災害ボランティア活動の情報発信
 - （5） センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
 - （6） ボランティア活動保険の加入手続
 - （7） 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
 - （8） 災害ボランティア活動に必要な移動支援
 - （9） 市災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ア 被災状況
 - イ インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ウ ボランティアによる支援活動の状況
 - エ 特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - オ その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
 - （10） 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
 - （11） その他、センターの活動に必要な業務
- （資機材等の確保）

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）

第9条 センターの拠点設置費用等について、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整事務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務

手当（休日勤務、宿日直を含む）、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金、並びに乙の運営する災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費について、甲の負担とすることができる。

3 乙は、前2項の費用の内訳について、支出状況がわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

（請求及び支払）

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

3 支出状況がわかる書類等に関する資料は、会計法に基づき5年間保管するものとする。

（センターの閉鎖）

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害補償）

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

（報告）

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

（平常時における体制整備）

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンターの機能の整備・保持に努めるものとし、甲は必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する

ものとする。

(有効期間)

第 16 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年間とする。ただし、期間満了の 3 か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1 年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するために、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 4 年 3 月 23 日

甲 日置市伊集院町郡一丁目 100 番地
日置市
日置市長 永山 由高

乙 日置市日吉町日置 1132 番地 1
日置市社会福祉協議会
会長 宮路 高光

2-38 デジタルケア避難所システムに関する連携協定

デジタルケア避難所システムに関する連携協定書

日置市、行政システム九州株式会社及びG c o mホールディングス株式会社（以下「三者」という。）は、災害等発生時に避難所の混雑情報を配信する住民サービス及び避難所運営の効率化を目的とした実証事業（以下「実証事業」という。）に取り組むことについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本実証事業は、日置市の避難所運営のデジタル化を三者によって推進するものとし、デジタルケア避難所システムの実践的な活用において実用化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 三者は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携を図るものとする。

- （1）プロジェクト実施フィールドの提供・斡旋
- （2）庁内・地元調整
- （3）模擬防災訓練計画・防災訓練実施
- （4）プロジェクトが事業化した場合の対外的広報
- （5）システム開発・導入・運用保守に係る運営全般
- （6）プロジェクトで得られたデータ等の検証及び共有
- （7）その他、協定締結後に三者の協議により合意した連携事項に関すること。

2 前項に定める事項の具体的な実施方法等については、三者協議の上、決定し、その内容を実施計画等に纏め推進するものとする。

3 本実証事業の実施に当たっては、日置市内の住民団体等との連携に努めるものとする。

（秘密の保持）

第3条 三者は、この協定の履行に際して知得した秘密情報について、第三者に開示又は漏えいしないよう、厳重に管理するものとする。

（協定の変更）

第4条 三者のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出た場合は、三者協議の上、この協定の変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了後に更に踏み込んだ実証事業を希望する場合は、三者協議の上、新たに協定書を締結し本実証事業を継続するものとする。

（対価）

第6条 本協定に基づく一切の対価は無償であることを確認する。

（著作権）

第7条 本実証事業で作成されたすべての成果物に関する著作権は、G c o mホールディングス株式会社に帰属するものとする。ただし、日置市及び行政システム九州株式会社が従来より有していた著作物の著作権に関してはこの限りでない。

2 前項のいずれの場合であっても、三者は原則「成果物」を利用可能とする。

（協定の解約）

第8条 三者のいずれかが有効期間の中途において解約を申し出た場合には、三者は協議を行うものとする。この場合において、合意が成立しないときは、相手方に対して1か月前までに書面で通知することにより、相手方に何ら責任を負うことなく、本協定を解約することができる。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、三者協議の上、定めるものとする。

この協定締結を証するため、本書を3通作成し、三者において署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年1月31日

鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目100番地
日置市

日置市長 永山 由高

鹿児島県鹿児島市中央町12番2号
行政システム九州株式会社 鹿児島支店

支店長 市来 登

福岡県福岡市博多区東平尾一丁目3番3号
G c o mホールディングス株式会社

代表取締役 平石 大助

2-39 自衛隊災害派遣（撤収）要請様式

自衛隊災害派遣（撤収）要請様式

(1) 自衛隊災害派遣要請依頼書

第 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

日置市長

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

災害対策基本法第68条の2第1項の規定により、下記のとおり自衛隊に対し、自衛隊法第83条第1項の要請をするよう依頼します。

記

1 災害の状況及び自衛隊の災害派遣が必要な事由

(1) 災害の状況

(2) 自衛隊の災害派遣が必要な事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの期間

3 自衛隊の災害派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

(2) 自衛隊災害派遣撤収要請書

第 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

日置市長

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（要請）

年 月 日付け 第 号で要請したこのことについては、下記のとおり派遣部隊の撤収を要請します。

記

- 1 撤収日時 年 月 日 時 分
- 2 撤収理由
- 3 その他必要事項

2-40 自衛隊災害派遣の範囲・要請先等

(1) 自衛隊の災害派遣の範囲

No.	範囲
1	災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合。
2	災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合。
3	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合。
4	災害に際し、通信の途絶等により市長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が市長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合。
5	災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合。
6	災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合。
7	庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合。

(2) 自衛隊の災害派遣活動の内容

区分	活動内容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要あるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積み込み等の活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
応急医療、感染症予防、 病虫害防除等の支援	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、感染症予防、病虫害防除等の支援を行うが、薬剤等は、通常地方公共団体の提供するものを使用するものとする。
通信支援	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において、外部通信を支援する。
人員及び物資の 緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯及び給水の支援を行う。

区分	活動内容
救助物資の無償貸付 又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和 33 年総理府令第 1 号）」に基づき、救援物資を無償貸付又は譲与する。
交通規制の支援	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において、方面総監が必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(3) 県への災害派遣要請要求の連絡先

災害派遣要請要求先		電話番号	所在地	備考
担当部名	主管課			
串木野海上保安部	警備救護課	0996-32-3592	いちき串木野市浦和町 54-1	県内
鹿児島県危機管理防災局	危機管理課	099-286-2256	鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号	
総務部	人事課	099-286-2045		
保健福祉部	保健医療福祉課	099-286-2656		
農政部	農政課	099-286-3085		
土木部	監理課	099-286-3483		
土木部	河川課	099-286-3586		
環境林務部	環境林務課	099-286-3327		
商工労働水産部	商工政策課	099-286-2925		
教育委員会	総務福利課	099-286-5190		
出納局	会計課	099-286-3765		
警察本部	警備課	099-206-0110		

(4) 自衛隊派遣時の市の経費負担

- 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費。
- 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料。
- 派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱、水道、電話料等。
- 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償。（自衛隊装備に係るものを除く。）
- その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

（注 1）自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担する。

（注 2）2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町が協議して定める。

2-41 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定

日置市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)とは、日置市内に大規模な災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、災害時において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2) 「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4) 「避難所等」とは、支援物資の配達先となる日置市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (5) 「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役作業」という。)若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

- 2 甲は、日置市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入及び配送並びに派遣の要請)

第4条 甲は、第3条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。

ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

(1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施

(2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集

(3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施

(4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(物資受入及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

3 甲及び乙は、第4条及び第6条前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、乙

に対し速やかに支払いを行うものとする。

（事故等）

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により交付するものとする。

（損害の負担）

第9条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

（補償）

第10条 本協定に基づいて業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

（機密の保持及び情報提供）

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

（連絡責任者）

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

（協議）

第13条 本協定は、定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目100番地
日置市
日置市長 永山由高

乙 熊本県熊本市東区小山町1816番地1
佐川急便株式会社 南九州支店
支店長 竹内一憲

2-42 災害時における相互応援に関する協定

鹿児島県日置市と熊本県宇土市(以下「協定市」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第8条第2項第12号の規定に基づく相互応援に関する協定を次のとおり締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、協定市に法第2条第1項に規定する災害が発生し、被災した協定市のみでは、十分な応急対策及び復旧対策(以下「応急復旧」という。)ができない場合において、法第67条の規定に基づく相互に応援を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 前条に規定する応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫並びにこれらを行うための施設の応急復旧に必要な資器(機)材及び物資の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需物資及びこれらの供給に必要な資器(機)材の提供
- (3) 救援、救助及び応急復旧の活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を要請する市(以下「要請市」という。)は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話その他の方法をもって要請することができるものとし、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げるものを要請する場合は、種類及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる職員の派遣を要請する場合は、職種別人員数及び派遣期間
- (4) 応援の場所及びその経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請市が必要とする事項

(緊急応援)

第4条 応援を行う市(以下「応援市」という。)は、災害の状況を鑑み、要請市が前条に規定する要請を行うことができない状況にあると判断したときは、同条の要請を待たず、必要な応援の措置を行うことができるものとする。

(指揮権)

第5条 第2条第4号の規定により派遣された職員は、要請市の長の指揮下に入り、行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、応援市から特別な申出がない限り、要請市の負担とする。

2 要請市において、前項に規定する経費の支弁についてやむを得ない特別な事情がある場合は、要請市からの申出により、応援市が一時立替支弁するものとする。

3 前2項の規定により難い場合は、協定市で協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第7条 第2条第4号の規定により派遣され、応援に従事した職員に係る公務災害補償等については、原則として応援市が行うものとする。

2 前項の職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請市が、要請市への往復途中に生じたものについては応援市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(連絡責任者)

第8条 第3条に規定する応援要請の手続が確実かつ円滑に行われるよう、協定市はあらかじめ連絡責任者等を定めるものとする。

2 前項の規定に基づき、連絡責任者等を定めた場合は、連絡責任者等届出書(様式第1号)により相手先に通知するものとし、記載内容に変更があった場合は、速やかに通知するものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定の実施に関し必要な事項は、協定市がその都度協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 本協定は、令和4年9月26日から適用する。

以上協定締結の証として、本協定書2通を作成し、協定市が署名の上、各自1通を保有する。

令和4年9月26日

鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目100番地

日置市

日置市長 永山由高

熊本県宇土市浦田町51番地

宇土市

宇土市長 元松茂樹

2-43 災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定

日置市（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、日置市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定を図るため、救援物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（供給物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、ユニットハウス等（仮設事務所、仮設トイレ等）の乙が取扱い可能な物資とするものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、物資（ユニットハウス等）供給要請書（様式第1号）により、乙に対して要請手続きを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、後日、物資供給要請書を提出するものとする。

（供給の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、速やかに業務を実施するものとする。

（引渡し等）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬設置は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（報告及び承認）

第 6 条 乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、実施状況を書面（様式第 2 号）により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（費用の負担等）

第 7 条 物資の供給に要した費用は甲が負担するものとし、負担額は災害時直前における適正な価格を基準に、甲・乙協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第 8 条 物資の供給に要した費用は、乙が第 6 条に規定する実施状況について甲の承認を得た後、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は乙から前項に規定する請求があった場合、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第 9 条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての意見交換を行い、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第 10 条 この協定の有効期間は、協定の日から 1 年とする。ただし、有効期間満了日の 1 カ月前までに、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは 1 年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

（協議）

第 11 条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲・乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 5 年 5 月 30 日

甲 鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目 100 番地
日置市
日置市長 永山 由高

乙 千葉県柏市新十番地 5 番地
三協フロンテア株式会社
代表取締役社長 長妻 貴嗣

2-44 大規模災害時における被災者支援に関する協定

大規模災害時における被災者支援に関する協定書

日置市（以下「甲」という。）と鹿児島県行政書士会（以下「乙」という。）とは、日置市内において地震、風水害等による大規模災害が発生時（以下「大規模災害時」という。）における被災者支援に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害時において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を甲と乙とが相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（行政書士業務相談）

第2条 この協定において行政書士業務相談とは次に掲げる事項とする。

- (1) 罹災証明書申請書類に関する相談・手続業務
- (2) 自動車登録申請書類に関する相談
- (3) 相続関係書類に関する相談
- (4) 許認可申請書類に関する相談
- (5) 権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- (6) その他行政書士法に定める業務に関する相談

2 要請する支援内容は、前項の第1号から第6号に規定する行政書士業務相談の中から、甲乙調整のうえ第4条第2項に定める方法により行うものとする。

（相談対象）

第3条 行政書士相談業務を受けることができる者は、以下のとおりとする。

- (1) 大規模災害により被害を受けた日置市内在住者（企業その他団体等を含む。）
- (2) 前号の者の親族、介護者又は現に支援に当たっている者で甲又は乙が必要と認めたもの

（支援業務の要請）

第4条 甲は、大規模災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して第2条に規定する行政書士相談業務を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として大規模災害時支援要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第5条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、乙は可能な限り乙の会員の中から行政書士相談業務に従事する者を選定し、派遣するものとする。

（相談場所の調整及び広報）

第6条 甲は、大規模災害時において乙に協力の要請をする際は、被災者支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

（報告）

第7条 乙は、第2条に規定する行政書士業務相談を実施した場合においては、甲から報告を求められた時は、行政書士業務相談の実施状況その他必要な事項について行政書士業務相談報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（費用）

第8条 行政書士業務相談は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。

2 行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、乙の会員が負担するものとする。

（第三者に対する損害）

第9条 行政書士業務相談に従事する乙の会員が、甲又は第三者に損害を与えたときは、当該業務に従事した乙の会員の責めに帰すべき事由によるものを除き、甲及び当該業務に従事した乙の会員が協議して、その賠償を行うものとする。

（損害の補償）

第10条 行政書士業務相談に従事する乙の会員が、負傷し、又は疾

病にかかり、あるいは死亡した場合における補償については、労働者災害補償保険法の定めるところによるものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、甲及び当該業務に従事した乙の会員が協議するものとする。

（連絡責任者）

第 11 条 この協定の実施にあたって、甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者（相互の連絡、連携等を主に行う者をいう。）を各々定めなければならない。

（有効期間）

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。
ただし、期限満了の 3 月前までに甲乙いずれからも申出がない限り、さらに 1 年引き続き同一の内容をもってその効力を有するものとし、以後同様する。

（協議）

第 13 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。
この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 日置市伊集院町郡一丁目 100 番地
日置市

氏 名 日置市長 永山 由高

乙 住 所 鹿児島市与次郎 2 丁目 4 - 25

鹿児島県行政書士会
氏 名 会長 青手木 良

2-45 災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥等の収集運搬に関する協定

災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥等の収集運搬に関する協定書

日置市（以下「甲」という。）と鹿児島県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の収集運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害に伴い日置市域で発生するし尿等の収集運搬に関して、甲が乙に協力を要請する場合の必要な事項を定め、災害時において迅速かつ円滑に市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「し尿等」とは、災害時に発生したし尿、浄化槽汚泥（避難所等に設置された仮設トイレ及び浄化槽設備から排出されるものを含む。）で、日置市が生活環境保全上特に処理が必要と判断したものをいう。

（協力要請の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する業務は次のとおりとし、甲が実施するし尿等の収集運搬に可能な限り協力するものとする。

- （1）災害時におけるし尿等の収集運搬に必要な車両の提供及び人員の確保
- （2）資機材の提供
- （3）派遣及びその他し尿等の収集運搬に関する必要な措置
- （4）甲が指定する処理施設への運搬
- （5）前各号に伴う必要な業務

（協力要請の手続き）

第4条 甲は、第3条に定める業務について協力を要請するときは、別紙様式第1号により乙に要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭での要請とし、後日速や

かに要請書を乙に提出するものとする。

（災害時の情報提供）

第5条 甲及び乙は、管内の被災及び復旧状況をはじめ、し尿等の運搬に係る共有すべき有用な情報があるときは、遅滞なく相互に情報を共有するよう努めるものとし、業務の内容、規模及び方法等を協議するものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、前条の規定による要請に基づき業務を実施したときは、別紙様式第2号により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 この協定に基づく業務に要した費用は、甲が負担するものとし、その額は、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

（平常時の対応）

第8条 甲及び乙は、災害の発生を想定した業務内容を事前に協議し、災害発生時の準備に努めるものとする。

（連絡窓口）

第9条 この協定に伴う事務は、甲においては市民福祉部市民生活課、乙においては鹿児島県環境整備事業協同組合事務局を窓口とする。

2 甲の組織に変更があった場合は、市民福祉部市民生活課に代わり前項の事務を行う組織を充てるものとする。

（協議）

第10条 災害補償をはじめこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、双方各1通を保有するものとする。

令和7年4月25日

甲 鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目100番地

日置市

日置市長 永山由高

乙 鹿児島県鹿児島市宇宿2丁目9-9
鹿児島県環境整備事業協同組合
理事長 宮地光弘

3 危険箇所等に関する資料

3-1 土砂災害特別警戒区域

箇所番号	区域名	自然現象の種類	地区名
dok362-0005	土・安徳 1	土石流	東市来町湯田
dok362-0026	土・下タラ山 1	土石流	東市来町湯田
dok362-0032	土・鉢谷 1	土石流	東市来町湯田
dok362-0033	土・鉢谷 2	土石流	東市来町湯田
dok362-0035	土・中 1	土石流	東市来町養母
dok362-0040	土・桃木ヶ瀬戸 1	土石流	東市来町養母
dok362-0041	土・桃木ヶ瀬戸 2	土石流	東市来町養母
dok362-0043	土・桑木田 1	土石流	東市来町養母
dok362-0048	土・片鹿倉 1	土石流	東市来町養母
dok362-0050	土・山田 1	土石流	東市来町養母
dok362-0060	土・桑木野 1	土石流	東市来町養母
dok362-0071	土・立和名 5	土石流	東市来町養母
dok362-0072	土・本迫 1	土石流	東市来町養母
dok362-0073	土・重平山 3	土石流	東市来町養母
dok362-0079	土・向枝迫 1	土石流	東市来町長里
dok362-0086	土・城之町上 3	土石流	東市来町長里
dok362-0087	土・城之町上 4	土石流	東市来町長里
dok362-0088	土・上伊作田 1	土石流	東市来町伊作田
dok362-0091	土・城之町上 5	土石流	東市来町長里
dok362-0092	土・城之町上 6	土石流	東市来町長里
dok362-0094	土・麓上 1	土石流	東市来町長里
dok362-0095	土・麓上 2	土石流	東市来町長里
dok362-0106	土・下養母上 3	土石流	東市来町養母
dok362-0107	土・笹ヶ迫 1	土石流	東市来町美山
dok362-0113	土・後臼ヶ平 1	土石流	東市来町伊作田
dok362-0123	土・大迫 1	土石流	東市来町伊作田
dok362-0124	土・大平 1	土石流	東市来町伊作田
dok363-0002	土・麦生田西 1	土石流	伊集院町麦生田
dok363-0004	土・郡上 1	土石流	伊集院町郡
dok363-0012	土・中川 1	土石流	伊集院町中川
dok363-0024	土・市来 1	土石流	伊集院町下谷口

dok363-0050	土・宇都山 1	土石流	伊集院町野田
dok363-0053	土・瀬戸ノ上 1	土石流	伊集院町寺脇
dok366-0002	土・草原 2	土石流	日吉町日置
dok366-0012	土・笠ヶ野 2	土石流	日吉町日置
dok366-0013	土・笠ヶ野 3	土石流	日吉町日置
dok366-0016	土・笠ヶ野 4	土石流	日吉町日置
dok366-0018	土・笠ヶ野 5	土石流	日吉町日置
dok366-0020	土・草見 1	土石流	日吉町日置
dok366-0032	土・諏訪 1	土石流	日吉町日置
dok366-0033	土・諏訪 2	土石流	日吉町日置
dok366-0034	土・諏訪 3	土石流	日吉町日置
dok366-0035	土・中牟礼 1	土石流	日吉町日置
dok366-0036	土・古里 1	土石流	日吉町日置
dok366-0037	土・狩谷 1	土石流	日吉町日置
dok366-0038	土・柿ノ谷 1	土石流	日吉町日置
dok366-0049	土・八木山 1	土石流	日吉町山田
dok366-0050	土・外戸口 1	土石流	日吉町山田
dok366-0052	土・小原 1	土石流	日吉町山田
dok367-0006	土・北湯之元 1	土石流	吹上町湯之浦
dok367-0007	土・南湯之元 1	土石流	吹上町湯之浦
dok367-0009	土・南湯之元 3	土石流	吹上町湯之浦
dok367-0010	土・南湯之元 4	土石流	吹上町中原
dok367-0030	土・印口 2	土石流	吹上町永吉
dok367-0033	土・鍋谷 2	土石流	吹上町永吉
dok367-0034	土・鍋谷 3	土石流	吹上町永吉
dok367-0055	土・大工園 1	土石流	吹上町田尻
dok367-0059	土・大工園 2	土石流	吹上町田尻
dok367-0069	土・向与倉 1	土石流	吹上町与倉
dok367-0082	土・垂門 1	土石流	吹上町田尻
dok367-0083	土・松ヶ平 1	土石流	吹上町田尻
dok367-0087	土・大川路 1	土石流	吹上町永吉
dok367-0091	土・瀬見 1	土石流	吹上町永吉
dok367-0097	土・渡瀬口 1	土石流	吹上町永吉
dok367-0098	土・射場宇都 1	土石流	吹上町永吉
dok367-0100	土・小原 2	土石流	吹上町永吉
dok367-0108	土・山口 1	土石流	吹上町永吉

dok367-0109	土・栄林 1	土石流	吹上町永吉
dok367-0110	土・梅木ヶ谷 1	土石流	吹上町永吉
dok367-0111	土・黒瀬見 1	土石流	吹上町永吉
dok367-0118	土・塩水流迫 1	土石流	吹上町与倉
dok367-0119	土・塩水流 1	土石流	吹上町与倉
dok367-0120	土・柳原 1	土石流	吹上町与倉
dok367-0128	土・麦ヶ迫 1	土石流	吹上町与倉
dok367-0129	土・麦ヶ迫 2	土石流	吹上町与倉
dok367-0132	土・吉迫 1	土石流	吹上町与倉
dok367-0133	土・楠バエ 1	土石流	吹上町与倉
dok367-0135	土・楠バエ 3	土石流	吹上町与倉
dok367-0139	土・西之迫 1	土石流	吹上町与倉
dok367-0140	土・西野迫 1	土石流	吹上町与倉
dok367-0142	土・中馬山 1	土石流	吹上町湯ノ浦
dok367-0145	土・田之尻 1	土石流	吹上町湯ノ浦
dok367-0151	土・荒谷口 1	土石流	吹上町与倉
dok367-0152	土・原 1	土石流	吹上町与倉
dok367-0154	土・大平野 1	土石流	吹上町与倉
dok367-0157	土・河野 1	土石流	吹上町与倉
dok367-0159	土・河野 2	土石流	吹上町与倉
dok367-0161	土・堀ヶ瀬戸 1	土石流	吹上町与倉
dok367-0164	土・扇山 1	土石流	吹上町与倉
dok367-0167	土・場貫 1	土石流	吹上町与倉
dok367-0168	土・笛ヶ竹 1	土石流	吹上町与倉
dok367-0169	土・笛ヶ竹 2	土石流	吹上町与倉
dok367-0172	土・菖蒲ヶ谷 1	土石流	吹上町和田
dok367-0173	土・涼石 1	土石流	吹上町和田
dok367-0178	土・塩水流 2	土石流	吹上町与倉
dok367-0179	土・塩水流東迫 1	土石流	吹上町和田
dok367-0180	土・小峰前 1	土石流	吹上町和田
dok367-0184	土・金剛野 1	土石流	吹上町和田
dok367-0186	土・庭阪 1	土石流	吹上町和田
dok367-0192	土・宇都口 1	土石流	吹上町和田
dok367-0193	土・北平 1	土石流	吹上町和田
dok367-0199	土・石橋 1	土石流	吹上町湯ノ浦
dok367-0200	土・長尾ノ平 1	土石流	吹上町湯ノ浦

kyu362-0003	急・山下平 1	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-0005	急・下片白 1	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-0007	急・麦田 1	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-0009	赤崎 1	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-0013	急・原ノ下 1	急傾斜	東市来町伊作田
kyu362-0020	急・船崎平 1	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-0021	急・上原平 1	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-0022	急・山下 1	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-0042	急・中尾 1	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-0045	急・高井野上 1	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-0048	急・上穴山 1	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-0051	急・芝居段 1	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-0054	急・下梨子木野平 1	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-0055	急・熊鷹山 1	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-0057	急・西ノ田 1	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-0063	急・前田 1	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-0067	急・松尾 1	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0070	急・下タラ山 1	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-0088	急・大平 1	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0116	急・端丸 1	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0117	急・桐ヶ迫 1	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0120	急・枯松ヶ迫 1	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0122	急・弓場ヶ迫 1	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0123	急・弓場ヶ迫 2	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0126	急・桃木ヶ瀬戸 1	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0137	急・上郷戸 1	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0165	急・伊勢ノ上 3	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0166	急・伊勢ノ上 1	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0172	急・梅木 1	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0174	急・梅木 22	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0177	急・梅木 5	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0181	急・梅木 6	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0184	急・梅木 7	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0186	急・梅木 9	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0188	急・梅木 11	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0192	急・梅木 15	急傾斜	東市来町養母

kyu362-0193	急・梅木 16	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0231	急・立和名 6	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0245	急・高塚東 2	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0295	急・田代東 3	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0298	急・田代東 5	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0301	急・田代東 7	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0324	急・梅木 21	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0341	急・城之町上 3	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0342	急・城之町上 4	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0349	急・下養母上 1	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0350	急・上伊作田 1	急傾斜	東市来町伊作田
kyu362-0360	急・城之町上 6	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0362	急・城之町上 7	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0369	急・坂之上下 1	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0370	急・坂之上下 2	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0374	急・杉之迫 1	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-0385	急・麓下 10	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0386	急・麓上 1	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0387	急・麓上 2	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0389	急・麓上 4	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0396	急・麓上 7	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0400	急・下養母下 2	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0401	急・下養母下 3	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0406	急・下養母下 4	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0407	急・下養母下 5	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0417	急・下養母上 4	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0418	急・下養母上 5	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0420	急・下養母上 6	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0422	急・下養母上 7	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0436	急・中野 5	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0440	急・中野 6	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0465	急・樋掛 1	急傾斜	東市来町美山
kyu362-0470	急・宮之脇 1	急傾斜	東市来町美山
kyu362-0473	急・植木山 1	急傾斜	東市来町美山
kyu362-0484	急・山下 2	急傾斜	東市来町南神之川
kyu362-0495	急・塩入 1	急傾斜	東市来町神之川

kyu362-0501	急・永山平 1	急傾斜	東市来町伊作田
kyu362-0502	急・立元原 1	急傾斜	東市来町伊作田
kyu362-0530	急・北藪 1	急傾斜	東市来町伊作田
kyu362-0532	急・小田峯 1	急傾斜	東市来町伊作田
kyu362-0533	急・小田峯 2	急傾斜	東市来町伊作田
kyu362-0540	急・西小藪平 1	急傾斜	東市来町伊作田
kyu362-0545	急・米丸平 1	急傾斜	東市来町伊作田
kyu362-0547	急・辻ノ藪 1	急傾斜	東市来町伊作田
kyu362-0549	急・牧ノ口 1	急傾斜	東市来町伊作田
kyu362-0550	急・柊木元 1	急傾斜	東市来町伊作田
kyu362-1000	急・福利ヶ迫 1	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-1001	急・伊勢ノ上 2	急傾斜	東市来町養母
kyu362-1002	麦田 2	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-1003	麦田 3	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-1004	急・上久見迫 1	急傾斜	東市来町湯田
kyu363-0002	急・麦生田西 1	急傾斜	伊集院町麦生田
kyu363-0004	急・麦生田西 3	急傾斜	伊集院町麦生田
kyu363-0006	急・麦生田西 4	急傾斜	伊集院町麦生田
kyu363-0008	急・麦生田下 1	急傾斜	伊集院町麦生田
kyu363-0009	急・麦生田下 2	急傾斜	伊集院町麦生田
kyu363-0010	急・麦生田下 3	急傾斜	伊集院町麦生田
kyu363-0012	急・麦生田下 4	急傾斜	伊集院町麦生田
kyu363-0015	急・麦生田下 5	急傾斜	伊集院町麦生田
kyu363-0018	急・麦生田中 1	急傾斜	伊集院町麦生田
kyu363-0019	急・麦生田中 2	急傾斜	伊集院町麦生田
kyu363-0021	急・麦生田中 3	急傾斜	伊集院町麦生田
kyu363-0022	急・麦生田中 4	急傾斜	伊集院町麦生田
kyu363-0023	急・麦生田中 5	急傾斜	伊集院町麦生田
kyu363-0027	急・鍋ヶ原 1	急傾斜	伊集院町清藤
kyu363-0028	急・鍋ヶ原 2	急傾斜	伊集院町清藤
kyu363-0029	急・下土橋 1	急傾斜	伊集院町土橋
kyu363-0031	急・下土橋 2	急傾斜	伊集院町土橋
kyu363-0032	急・下土橋 3	急傾斜	伊集院町土橋
kyu363-0033	急・下土橋 4	急傾斜	伊集院町土橋
kyu363-0034	急・下土橋 5	急傾斜	伊集院町土橋
kyu363-0035	急・下土橋 6	急傾斜	伊集院町土橋

kyu363-0039	急・上土橋 1	急傾斜	伊集院町土橋
kyu363-0041	急・上土橋 2	急傾斜	伊集院町土橋
kyu363-0042	急・上土橋 3	急傾斜	伊集院町土橋
kyu363-0047	急・竹之山 1	急傾斜	伊集院町竹之山
kyu363-0048	急・竹之山 2	急傾斜	伊集院町竹之山
kyu363-0050	急・下方限 1	急傾斜	伊集院町竹之山
kyu363-0051	急・竹之山 3	急傾斜	伊集院町竹之山
kyu363-0052	急・竹之山 4	急傾斜	伊集院町竹之山
kyu363-0056	急・竹之山 5	急傾斜	伊集院町竹之山
kyu363-0058	急・竹之山 6	急傾斜	伊集院町竹之山
kyu363-0066	急・上土橋 4	急傾斜	伊集院町土橋
kyu363-0067	急・上土橋 5	急傾斜	伊集院町土橋
kyu363-0069	急・上土橋 6	急傾斜	伊集院町土橋
kyu363-0078	急・中川 1	急傾斜	伊集院町中川
kyu363-0080	急・中川 2	急傾斜	伊集院町中川
kyu363-0090	急・中川 3	急傾斜	伊集院町中川
kyu363-0091	急・中川 4	急傾斜	伊集院町中川
kyu363-0092	急・中川 5	急傾斜	伊集院町中川
kyu363-0093	急・中川 6	急傾斜	伊集院町中川
kyu363-0094	急・つつじヶ丘 1	急傾斜	伊集院町麦生田
kyu363-0097	急・麦生田西 5	急傾斜	伊集院町麦生田
kyu363-0103	急・麦生田東 1	急傾斜	伊集院町麦生田
kyu363-0104	急・麦生田東 2	急傾斜	伊集院町麦生田
kyu363-0105	急・麦生田東 3	急傾斜	伊集院町麦生田
kyu363-0106	急・麦生田東 4	急傾斜	伊集院町麦生田
kyu363-0108	急・鍋ヶ原 3	急傾斜	伊集院町清藤
kyu363-0110	急・猪鹿倉 1	急傾斜	伊集院町猪鹿倉
kyu363-0111	急・猪鹿倉 2	急傾斜	伊集院町猪鹿倉
kyu363-0112	急・猪鹿倉 3	急傾斜	伊集院町猪鹿倉
kyu363-0113	急・猪鹿倉 4	急傾斜	伊集院町猪鹿倉
kyu363-0114	急・猪鹿倉 5	急傾斜	伊集院町猪鹿倉
kyu363-0115	急・猪鹿倉 6	急傾斜	伊集院町猪鹿倉
kyu363-0116	急・清藤 1	急傾斜	伊集院町清藤
kyu363-0118	急・下大迫 1	急傾斜	伊集院町清藤
kyu363-0123	急・切道 1	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0124	急・下谷口 1	急傾斜	伊集院町下谷口

kyu363-0125	急・清水馬場 1	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0133	急・天神馬場 3	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0134	急・平楠 1	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0135	急・川之上 1	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0136	急・平楠 2	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0139	急・下谷口 2	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0148	急・下谷口 3	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0149	急・永山 1	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0150	急・下谷口 4	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0151	急・下谷口 5	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0155	急・下谷口 6	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0156	急・松木田 1	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0157	急・下谷口 7	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0158	急・下谷口 8	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0160	急・三破レ 1	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0161	急・下ノ園 1	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0163	急・下谷口 9	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0165	急・下谷口 10	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0168	急・下京迫 1	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0170	急・下谷口 11	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0173	急・下谷口 12	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0175	急・下谷口 13	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0176	急・山中 1	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0177	急・山中 2	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0178	急・下平 1	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0180	急・下平 2	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0181	急・下平 3	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0184	急・清藤 2	急傾斜	伊集院町清藤
kyu363-0185	急・清藤 3	急傾斜	伊集院町清藤
kyu363-0186	急・清藤 4	急傾斜	伊集院町清藤
kyu363-0190	急・清藤 5	急傾斜	伊集院町清藤
kyu363-0191	急・桑迫 1	急傾斜	伊集院町清藤
kyu363-0192	急・井手原 1	急傾斜	伊集院町清藤
kyu363-0193	急・清藤 6	急傾斜	伊集院町清藤
kyu363-0196	急・下土橋 7	急傾斜	伊集院町清藤
kyu363-0199	急・上坂元田 1	急傾斜	伊集院町大田

kyu363-0200	急・堂ノ迫 1	急傾斜	伊集院町大田
kyu363-0203	急・荒瀬田 1	急傾斜	伊集院町大田
kyu363-0204	急・湯牟田 1	急傾斜	伊集院町大田
kyu363-0209	急・坂中 1	急傾斜	伊集院町大田
kyu363-0215	急・瀬戸山 1	急傾斜	伊集院町大田
kyu363-0217	急・宮脇 1	急傾斜	伊集院町大田
kyu363-0257	急・山口 1	急傾斜	伊集院町飯牟礼
kyu363-0268	急・並松 1	急傾斜	伊集院町飯牟礼
kyu363-0269	急・西ノ下里 1	急傾斜	伊集院町古城
kyu363-0280	急・肥後迫 1	急傾斜	伊集院町飯牟礼
kyu363-0286	急・島ヶ字都 1	急傾斜	伊集院町飯牟礼
kyu363-0289	急・タカス掘 1	急傾斜	伊集院町飯牟礼
kyu363-0290	急・上園迫 1	急傾斜	伊集院町飯牟礼
kyu363-0297	急・堂ノ迫 2	急傾斜	伊集院町古城
kyu363-0321	急・桑水 1	急傾斜	伊集院町野田
kyu363-0325	急・崩下 1	急傾斜	伊集院町野田
kyu363-0327	急・山内 1	急傾斜	伊集院町野田
kyu363-0333	急・諏訪前 1	急傾斜	伊集院町野田
kyu363-0336	急・上山内 1	急傾斜	伊集院町寺脇
kyu363-0337	急・屋敷添 1	急傾斜	伊集院町寺脇
kyu363-0338	急・越段 1	急傾斜	伊集院町寺脇
kyu363-0339	急・水流 1	急傾斜	伊集院町寺脇
kyu363-0343	急・前牟田 1	急傾斜	伊集院町徳重
kyu363-0345	急・六反 1	急傾斜	伊集院町徳重
kyu363-0359	急・塔原 1	急傾斜	伊集院町野田
kyu363-0362	急・馬場下 1	急傾斜	伊集院町徳重
kyu363-0366	急・片平 1	急傾斜	伊集院町郡
kyu363-0368	急・込原 1	急傾斜	伊集院町郡
kyu363-0380	急・五反田 1	急傾斜	伊集院町上神殿
kyu363-0381	急・伊牟田 1	急傾斜	伊集院町上神殿
kyu363-0382	急・寒水山 1	急傾斜	伊集院町上神殿
kyu363-0384	急・小原 4	急傾斜	伊集院町下神殿
kyu363-0385	急・外園 1	急傾斜	伊集院町下神殿
kyu363-0387	急・外園 2	急傾斜	伊集院町下神殿
kyu363-0388	急・山中 3	急傾斜	伊集院町下神殿
kyu363-0389	急・宮路迫 1	急傾斜	伊集院町下神殿

kyu363-0392	急・樋掛下 1	急傾斜	伊集院町下神殿
kyu363-0393	急・西ノ迫 1	急傾斜	伊集院町下神殿
kyu363-0394	急・下御領 1	急傾斜	伊集院町下神殿
kyu363-0395	急・榎木田 1	急傾斜	伊集院町桑畑
kyu363-0398	急・胡羅久田 1	急傾斜	伊集院町下神殿
kyu363-0399	急・砂入 1	急傾斜	伊集院町下神殿
kyu363-0405	急・永山 2	急傾斜	伊集院町下神殿
kyu363-0407	急・永山 3	急傾斜	伊集院町下神殿
kyu363-0427	急・段ノ前 1	急傾斜	伊集院町上神殿
kyu363-0429	急・諏訪迫 1	急傾斜	伊集院町上神殿
kyu363-0433	急・山ノ口 1	急傾斜	伊集院町上神殿
kyu363-0435	急・上井手 1	急傾斜	伊集院町上神殿
kyu363-0436	急・山王後 1	急傾斜	伊集院町上神殿
kyu363-0438	急・前田 2	急傾斜	伊集院町上神殿
kyu363-0439	急・山内 2	急傾斜	伊集院町上神殿
kyu363-0446	急・上ノ園 1	急傾斜	伊集院町上神殿
kyu363-0447	急・中川 7	急傾斜	伊集院町中川
kyu363-0448	急・中川 8	急傾斜	伊集院町中川
kyu363-0449	急・中川 9	急傾斜	伊集院町中川
kyu363-0450	急・中川 10	急傾斜	伊集院町中川
kyu363-0451	急・中川 11	急傾斜	伊集院町中川
kyu363-1000	急・寺跡 1	急傾斜	伊集院町郡
kyu363-1001	急・宇都平 1	急傾斜	伊集院町郡
kyu363-1002	急・廣過木 1	急傾斜	伊集院町下神殿
kyu363-1003	急・山内 3	急傾斜	伊集院町上神殿
kyu363-9001	急・中川 12	急傾斜	伊集院町中川
kyu366-0011	急・川口 1	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0057	急・毘沙門 6	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0058	急・毘沙門 7	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0100	岩井田 1	急傾斜	日吉町吉利
kyu366-0118	本山 1	急傾斜	日吉町吉利
kyu366-0120	上六反田 1	急傾斜	日吉町吉利
kyu366-0123	立花 1	急傾斜	日吉町吉利
kyu366-0128	城ノ尾 1	急傾斜	日吉町吉利
kyu366-0136	小吹 1	急傾斜	日吉町吉利
kyu366-0140	瀬ノ下 1	急傾斜	日吉町吉利

kyu366-0160	掛下 1	急傾斜	日吉町吉利
kyu366-0161	上菱ヶ宇都 1	急傾斜	日吉町吉利
kyu366-0168	白井月 1	急傾斜	日吉町吉利
kyu366-0215	平田堀 1	急傾斜	日吉町日置
kyu367-0005	急・小野 1	急傾斜	吹上町小野
kyu367-0011	急・下田尻 1	急傾斜	吹上町田尻
kyu367-0013	急・下田尻 3	急傾斜	吹上町田尻
kyu367-0019	急・中田尻 3	急傾斜	吹上町田尻
kyu367-0027	急・中津 1	急傾斜	吹上町中津
kyu367-0030	急・中津 2	急傾斜	吹上町中津
kyu367-0038	急・今田 2	急傾斜	吹上町今田
kyu367-0039	急・伊作 1	急傾斜	吹上町今田
kyu367-0042	急・多宝寺 1	急傾斜	吹上町中原
kyu367-0046	急・多宝寺 2	急傾斜	吹上町中原
kyu367-0054	急・多宝寺 8	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0056	急・入来浜 1	急傾斜	吹上町入来
kyu367-0090	急・上中之里 1	急傾斜	吹上町中之里
kyu367-0091	急・上中之里 2	急傾斜	吹上町中之里
kyu367-0102	急・宮坂 1	急傾斜	吹上町中之里
kyu367-0103	急・宮坂 2	急傾斜	吹上町中之里
kyu367-0116	急・小牧 2	急傾斜	吹上町湯之浦
kyu367-0118	急・多宝寺 9	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0127	急・小牧 10	急傾斜	吹上町湯之浦
kyu367-0128	急・北湯之元 1	急傾斜	吹上町湯之浦
kyu367-0143	急・南湯之元 7	急傾斜	吹上町湯之浦
kyu367-0152	急・天昌寺 2	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0153	急・榎下 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0154	急・浜田中 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0157	急・川久保 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0158	急・下草田 3	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0165	急・中草田 2	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0166	急・中草田 3	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0167	急・中草田 4	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0169	急・上草田 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0181	急・永吉ふもと 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0183	急・永吉ふもと 3	急傾斜	吹上町永吉

kyu367-0188	急・梅里下 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0198	急・小山田 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0199	急・小山田 2	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0202	急・梅里 2	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0205	急・七呂 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0219	急・鍋谷 2	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0223	急・松下 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0226	急・松下 2	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0228	急・小永吉 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0244	急・豊後田 1	急傾斜	吹上町田尻
kyu367-0245	急・大工園 1	急傾斜	吹上町田尻
kyu367-0247	急・大工園 2	急傾斜	吹上町田尻
kyu367-0252	急・大牟田迫 1	急傾斜	吹上町田尻
kyu367-0258	急・管牟田 1	急傾斜	吹上町田尻
kyu367-0262	急・下与倉 1	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0264	急・本寺 1	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0267	急・向与倉 1	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0270	急・亀尾 1	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0272	急・並松 2	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0292	急・庵之宇都 1	急傾斜	吹上町田尻
kyu367-0298	急・坊野下 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0302	急・常堀 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0305	急・小平 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0307	急・山瀬戸 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0316	急・出口 1	急傾斜	吹上町田尻
kyu367-0317	急・根切松 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0320	急・射場宇都 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0324	急・小原 5	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0339	急・柱野 1	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0340	急・栄林 1	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0344	急・一ノ谷 1	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0366	急・射場元 1	急傾斜	吹上町湯ノ浦
kyu367-0370	急・下ノ小坂 1	急傾斜	吹上町湯ノ浦
kyu367-0372	急・牛落 1	急傾斜	吹上町湯ノ浦
kyu367-0377	急・風穴平 1	急傾斜	吹上町湯ノ浦
kyu367-0378	急・秋水 1	急傾斜	吹上町与倉

kyu367-0379	急・ウケ口 1	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0380	急・柳原 1	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0385	急・宮之山 1	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0388	急・宇堂迫 1	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0400	急・吉迫 1	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0446	急・田之尻 1	急傾斜	吹上町湯ノ浦
kyu367-0470	急・大平野 1	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0477	急・堀ヶ瀬戸 1	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0488	急・笛ヶ竹 1	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0507	急・馬渡 1	急傾斜	吹上町和田
kyu367-0508	急・中島 1	急傾斜	吹上町和田
kyu367-0509	急・上床 1	急傾斜	吹上町和田
kyu367-0514	急・今村 1	急傾斜	吹上町和田
kyu367-0518	急・荷付石 1	急傾斜	吹上町和田
kyu367-0538	急・塩水流 1	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0544	急・穴ヶ原 1	急傾斜	吹上町和田
kyu367-0545	急・内林 1	急傾斜	吹上町和田
kyu367-0546	急・小峰原 3	急傾斜	吹上町和田
kyu367-0547	急・助代 1	急傾斜	吹上町和田
kyu367-0569	急・大岩ノ平 1	急傾斜	吹上町湯ノ浦
kyu367-0572	急・長迫平 1	急傾斜	吹上町湯ノ浦
kyu367-0581	急・新木場 1	急傾斜	吹上町和田
kyu367-0586	急・平鹿倉西 1	急傾斜	吹上町和田
kyu367-0591	急・菖蒲賀本 1	急傾斜	吹上町和田
kyu367-0614	急・楠の下 1	急傾斜	吹上町湯ノ浦
kyu367-0642	急・古瀬戸迫 1	急傾斜	吹上町湯ノ浦
kyu367-0648	急・鶴山 1	急傾斜	吹上町湯ノ浦
kyu367-0649	急・下戸 1	急傾斜	吹上町湯ノ浦
kyu367-9001	急・笛ヶ竹 2	急傾斜	吹上町与倉

3-2 土危険箇所等に関する資料砂災害警戒区域

3-2 土砂災害警戒区域

箇所番号	区域名	自然現象の種類	地区名
dok362-0002	土・上片白 1	土石流	東市来町湯田
dok362-0004	土・ビワノ首 1	土石流	東市来町湯田
dok362-0005	土・安徳 1	土石流	東市来町湯田
dok362-0006	土・石原 1	土石流	東市来町湯田
dok362-0007	土・下梨子木野平 1	土石流	東市来町湯田
dok362-0018	土・上梨子 木野平 1	土石流	東市来町湯田
dok362-0026	土・下タラ山 1	土石流	東市来町湯田
dok362-0032	土・鉾谷 1	土石流	東市来町湯田
dok362-0033	土・鉾谷 2	土石流	東市来町湯田
dok362-0035	土・中 1	土石流	東市来町養母
dok362-0040	土・桃木ヶ瀬戸 1	土石流	東市来町養母
dok362-0041	土・桃木ヶ瀬戸 2	土石流	東市来町養母
dok362-0042	土・上郷戸 1	土石流	東市来町養母
dok362-0043	土・桑木田 1	土石流	東市来町養母
dok362-0048	土・片鹿倉 1	土石流	東市来町養母
dok362-0050	土・山田 1	土石流	東市来町養母
dok362-0051	土・梅木 2	土石流	東市来町養母
dok362-0054	土・立和名 1	土石流	東市来町養母
dok362-0055	土・立和名 2	土石流	東市来町養母
dok362-0060	土・桑木野 1	土石流	東市来町養母
dok362-0067	土・重平山 1	土石流	東市来町養母
dok362-0068	土・重平山 2	土石流	東市来町養母
dok362-0069	土・立和名 3	土石流	東市来町養母
dok362-0070	土・立和名 4	土石流	東市来町養母
dok362-0071	土・立和名 5	土石流	東市来町養母
dok362-0072	土・本迫 1	土石流	東市来町養母
dok362-0073	土・重平山 3	土石流	東市来町養母
dok362-0074	土・重平山 4	土石流	東市来町養母
dok362-0075	土・梅木 3	土石流	東市来町養母
dok362-0079	土・向枝迫 1	土石流	東市来町長里
dok362-0080	土・城之町上 1	土石流	東市来町長里
dok362-0081	土・城之町上 2	土石流	東市来町長里

3-2 土危険箇所等に関する資料砂災害警戒区域

dok362-0086	土・城之町上 3	土石流	東市来町長里
dok362-0087	土・城之町上 4	土石流	東市来町長里
dok362-0088	土・上伊作田 1	土石流	東市来町伊作田
dok362-0089	土・上伊作田 2	土石流	東市来町伊作田
dok362-0091	土・城之町上 5	土石流	東市来町長里
dok362-0092	土・城之町上 6	土石流	東市来町長里
dok362-0093	土・城之町上 7	土石流	東市来町長里
dok362-0094	土・麓上 1	土石流	東市来町長里
dok362-0095	土・麓上 2	土石流	東市来町長里
dok362-0096	土・麓上 3	土石流	東市来町長里
dok362-0098	土・麓上 4	土石流	東市来町長里
dok362-0102	土・中野 1	土石流	東市来町養母
dok362-0105	土・下養母上 2	土石流	東市来町養母
dok362-0106	土・下養母上 3	土石流	東市来町養母
dok362-0107	土・笹ヶ迫 1	土石流	東市来町美山
dok362-0113	土・後臼ヶ平 1	土石流	東市来町伊作田
dok362-0123	土・大迫 1	土石流	東市来町伊作田
dok362-0124	土・大平 1	土石流	東市来町伊作田
dok363-0002	土・麦生田西 1	土石流	伊集院町麦生田
dok363-0004	土・郡上 1	土石流	伊集院町郡
dok363-0012	土・中川 1	土石流	伊集院町中川
dok363-0020	土・鍋ヶ原 1	土石流	伊集院町清藤
dok363-0023	土・市来 2	土石流	伊集院町下谷口
dok363-0024	土・市来 1	土石流	伊集院町下谷口
dok363-0050	土・宇都山 1	土石流	伊集院町野田
dok363-0053	土・瀬戸ノ上 1	土石流	伊集院町寺脇
dok366-0001	土・草原 1	土石流	日吉町日置
dok366-0002	土・草原 2	土石流	日吉町日置
dok366-0009	土・草原 3	土石流	日吉町日置
dok366-0010	土・遠矢ヶ原 1	土石流	日吉町日置
dok366-0011	土・笠ヶ野 1	土石流	日吉町日置
dok366-0012	土・笠ヶ野 2	土石流	日吉町日置
dok366-0013	土・笠ヶ野 3	土石流	日吉町日置
dok366-0016	土・笠ヶ野 4	土石流	日吉町日置
dok366-0018	土・笠ヶ野 5	土石流	日吉町日置
dok366-0020	土・草見 1	土石流	日吉町日置

3-2 土危険箇所等に関する資料砂災害警戒区域

dok366-0032	土・諏訪 1	土石流	日吉町日置
dok366-0033	土・諏訪 2	土石流	日吉町日置
dok366-0034	土・諏訪 3	土石流	日吉町日置
dok366-0035	土・中牟礼 1	土石流	日吉町日置
dok366-0036	土・古里 1	土石流	日吉町日置
dok366-0037	土・狩谷 1	土石流	日吉町日置
dok366-0038	土・柿ノ谷 1	土石流	日吉町日置
dok366-0048	土・後谷 1	土石流	日吉町山田
dok366-0049	土・八木山 1	土石流	日吉町山田
dok366-0050	土・外戸口 1	土石流	日吉町山田
dok366-0051	土・岩殿寺 1	土石流	日吉町山田
dok366-0052	土・小原 1	土石流	日吉町山田
dok367-0001	土・中田尻 1	土石流	吹上町田尻
dok367-0002	土・中田尻 2	土石流	吹上町田尻
dok367-0003	土・多宝寺 1	土石流	吹上町中原
dok367-0006	土・北湯之元 1	土石流	吹上町湯之浦
dok367-0007	土・南湯之元 1	土石流	吹上町湯之浦
dok367-0008	土・南湯之元 2	土石流	吹上町湯之浦
dok367-0009	土・南湯之元 3	土石流	吹上町湯之浦
dok367-0010	土・南湯之元 4	土石流	吹上町中原
dok367-0014	土・新川原下 1	土石流	吹上町永吉
dok367-0015	土・新川原下 2	土石流	吹上町永吉
dok367-0016	土・永吉ふもと 1	土石流	吹上町永吉
dok367-0017	土・永吉ふもと 2	土石流	吹上町永吉
dok367-0018	土・梅里下 1	土石流	吹上町永吉
dok367-0019	土・梅里下 2	土石流	吹上町永吉
dok367-0020	土・梅里 1	土石流	吹上町永吉
dok367-0021	土・新川原上 1	土石流	吹上町永吉
dok367-0029	土・印口 1	土石流	吹上町永吉
dok367-0030	土・印口 2	土石流	吹上町永吉
dok367-0031	土・印口 3	土石流	吹上町永吉
dok367-0032	土・鍋谷 1	土石流	吹上町永吉
dok367-0033	土・鍋谷 2	土石流	吹上町永吉
dok367-0034	土・鍋谷 3	土石流	吹上町永吉
dok367-0035	土・鍋谷 4	土石流	吹上町永吉
dok367-0041	土・鍋谷 5	土石流	吹上町永吉

3-2 土危険箇所等に関する資料砂災害警戒区域

dok367-0043	土・松下 1	土石流	吹上町永吉
dok367-0044	土・小永吉 1	土石流	吹上町永吉
dok367-0055	土・大工園 1	土石流	吹上町田尻
dok367-0059	土・大工園 2	土石流	吹上町田尻
dok367-0069	土・向与倉 1	土石流	吹上町与倉
dok367-0082	土・垂門 1	土石流	吹上町田尻
dok367-0083	土・松ヶ平 1	土石流	吹上町田尻
dok367-0087	土・大川路 1	土石流	吹上町永吉
dok367-0091	土・瀬見 1	土石流	吹上町永吉
dok367-0097	土・渡瀬口 1	土石流	吹上町永吉
dok367-0098	土・射場宇都 1	土石流	吹上町永吉
dok367-0100	土・小原 2	土石流	吹上町永吉
dok367-0108	土・山口 1	土石流	吹上町永吉
dok367-0109	土・栄林 1	土石流	吹上町永吉
dok367-0110	土・梅木ヶ谷 1	土石流	吹上町永吉
dok367-0111	土・黒瀬見 1	土石流	吹上町永吉
dok367-0113	土・北湯之元 2	土石流	吹上町湯之浦
dok367-0118	土・塩水流迫 1	土石流	吹上町与倉
dok367-0119	土・塩水流 1	土石流	吹上町与倉
dok367-0120	土・柳原 1	土石流	吹上町与倉
dok367-0123	土・登尾 1	土石流	吹上町与倉
dok367-0128	土・麦ヶ迫 1	土石流	吹上町与倉
dok367-0129	土・麦ヶ迫 2	土石流	吹上町与倉
dok367-0132	土・吉迫 1	土石流	吹上町与倉
dok367-0133	土・楠バエ 1	土石流	吹上町与倉
dok367-0134	土・楠バエ 2	土石流	吹上町与倉
dok367-0135	土・楠バエ 3	土石流	吹上町与倉
dok367-0139	土・西之迫 1	土石流	吹上町与倉
dok367-0140	土・西野迫 1	土石流	吹上町与倉
dok367-0142	土・中馬山 1	土石流	吹上町湯ノ浦
dok367-0145	土・田之尻 1	土石流	吹上町湯ノ浦
dok367-0151	土・荒谷口 1	土石流	吹上町与倉
dok367-0152	土・原 1	土石流	吹上町与倉
dok367-0154	土・大平野 1	土石流	吹上町与倉
dok367-0157	土・河野 1	土石流	吹上町与倉
dok367-0159	土・河野 2	土石流	吹上町与倉

3-2 土危険箇所等に関する資料砂災害警戒区域

dok367-0161	土・堀ヶ瀬戸 1	土石流	吹上町与倉
dok367-0163	土・堀ヶ瀬戸 2	土石流	吹上町与倉
dok367-0164	土・扇山 1	土石流	吹上町与倉
dok367-0167	土・場貫 1	土石流	吹上町与倉
dok367-0168	土・笛ヶ竹 1	土石流	吹上町与倉
dok367-0169	土・笛ヶ竹 2	土石流	吹上町与倉
dok367-0171	土・荷付石 1	土石流	吹上町和田
dok367-0172	土・菖蒲ヶ谷 1	土石流	吹上町和田
dok367-0173	土・涼石 1	土石流	吹上町和田
dok367-0178	土・塩水流 2	土石流	吹上町与倉
dok367-0179	土・塩水流東迫 1	土石流	吹上町和田
dok367-0180	土・小峰前 1	土石流	吹上町和田
dok367-0184	土・金剛野 1	土石流	吹上町和田
dok367-0186	土・庭阪 1	土石流	吹上町和田
dok367-0187	土・瀬谷 1	土石流	吹上町和田
dok367-0192	土・宇都口 1	土石流	吹上町和田
dok367-0193	土・北平 1	土石流	吹上町和田
dok367-0199	土・石橋 1	土石流	吹上町湯ノ浦
dok367-0200	土・長尾ノ平 1	土石流	吹上町湯ノ浦
kyu362-0003	急・山下平 1	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-0005	急・下片白 1	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-0007	急・麦田 1	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-0009	赤崎 1	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-0013	急・原ノ下 1	急傾斜	東市来町伊作田
kyu362-0020	急・船崎平 1	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-0021	急・上原平 1	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-0022	急・山下 1	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-0042	急・中尾 1	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-0045	急・高井野上 1	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-0048	急・上穴山 1	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-0051	急・芝居段 1	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-0054	急・下梨子 木野平 1	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-0055	急・熊鷹山 1	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-0057	急・西ノ田 1	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-0063	急・前田 1	急傾斜	東市来町湯田

3-2 土危険箇所等に関する資料砂災害警戒区域

kyu362-0067	急・松尾 1	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0070	急・下タラ山 1	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-0088	急・大平 1	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0116	急・端丸 1	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0117	急・桐ヶ迫 1	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0120	急・枯松ヶ迫 1	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0122	急・弓場ヶ迫 1	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0123	急・弓場ヶ迫 2	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0126	急・桃木ヶ瀬戸 1	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0137	急・上郷戸 1	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0165	急・伊勢ノ上 3	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0166	急・伊勢ノ上 1	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0172	急・梅木 1	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0173	急・梅木 2	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0174	急・梅木 22	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0175	急・梅木 3	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0176	急・梅木 4	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0177	急・梅木 5	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0181	急・梅木 6	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0184	急・梅木 7	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0185	急・梅木 8	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0186	急・梅木 9	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0187	急・梅木 1 0	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0188	急・梅木 11	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0189	急・梅木 1 2	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0190	急・梅木 1 3	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0191	急・梅木 1 4	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0192	急・梅木 15	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0193	急・梅木 16	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0194	急・梅木 1 7	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0195	急・鉾之原 1	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0196	急・鉾之原 2	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0200	急・立和名 1	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0201	急・立和名 2	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0203	急・梅木 1 8	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0205	急・梅木 1 9	急傾斜	東市来町養母

3-2 土危険箇所等に関する資料砂災害警戒区域

kyu362-0207	急・梅木 2 0	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0210	急・田代西 1	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0215	急・田代西 2	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0217	急・田代西 3	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0219	急・田代西 4	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0221	急・田代西 5	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0222	急・田代西 6	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0225	急・鉾之原 3	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0226	急・鉾之原 4	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0228	急・立和名 3	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0229	急・立和名 4	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0230	急・立和名 5	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0231	急・立和名 6	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0233	急・高塚東 1	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0244	急・高塚西 1	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0245	急・高塚東 2	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0246	急・高塚東 3	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0247	急・高塚東 4	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0248	急・高塚東 5	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0249	急・高塚東 6	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0251	急・高塚東 7	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0253	急・高塚東 8	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0254	急・高塚東 9	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0259	急・郷戸 1	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0261	急・郷戸 2	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0271	急・郷戸 3	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0273	急・桑木野 1	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0274	急・桑木野 2	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0276	急・桑木野 3	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0282	急・立和名 7	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0283	急・立和名 8	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0284	急・立和名 9	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0286	急・田代西 7	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0287	急・田代西 8	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0289	急・田代東 1	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0293	急・田代東 2	急傾斜	東市来町養母

3-2 土危険箇所等に関する資料砂災害警戒区域

kyu362-0295	急・田代東 3	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0296	急・田代東 4	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0298	急・田代東 5	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0300	急・田代東 6	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0301	急・田代東 7	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0302	急・田代東 8	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0303	急・田代東 9	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0304	急・田代東 1 0	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0305	急・田代東 1 1	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0307	急・田代東 1 2	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0308	急・田代東 1 3	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0311	急・田代東 1 4	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0323	急・田代西 9	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0324	急・梅木 21	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0333	急・城之町上 1	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0336	急・城之町上 2	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0341	急・城之町上 3	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0342	急・城之町上 4	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0345	急・城之町上 5	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0348	急・下養母下 1	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0349	急・下養母上 1	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0350	急・上伊作田 1	急傾斜	東市来町伊作田
kyu362-0351	急・上伊作田 2	急傾斜	東市来町伊作田
kyu362-0352	急・上伊作田 3	急傾斜	東市来町伊作田
kyu362-0353	急・城之町下 1	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0354	急・上伊作田 4	急傾斜	東市来町伊作田
kyu362-0355	急・上伊作田 5	急傾斜	東市来町伊作田
kyu362-0356	急・城之町下 2	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0357	急・上伊作田 6	急傾斜	東市来町伊作田
kyu362-0359	急・城之町下 3	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0360	急・城之町上 6	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0362	急・城之町上 7	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0364	急・城之町上 8	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0365	急・城之町上 9	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0369	急・坂之上下 1	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0370	急・坂之上下 2	急傾斜	東市来町長里

3-2 土危険箇所等に関する資料砂災害警戒区域

kyu362-0371	急・麓下 1	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0372	急・麓下 2	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0373	急・麓下 3	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0374	急・杉之迫 1	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-0375	急・杉之迫 2	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0379	急・麓下 4	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0380	急・麓下 5	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0381	急・麓下 6	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0382	急・麓下 7	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0383	急・麓下 8	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0384	急・麓下 9	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0385	急・麓下 10	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0386	急・麓上 1	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0387	急・麓上 2	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0388	急・麓上 3	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0389	急・麓上 4	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0390	急・麓上 5	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0395	急・麓上 6	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0396	急・麓上 7	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0397	急・麓上 8	急傾斜	東市来町長里
kyu362-0400	急・下養母下 2	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0401	急・下養母下 3	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0406	急・下養母下 4	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0407	急・下養母下 5	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0415	急・下養母上 2	急傾斜	東市来町養母・ 東市来町長里
kyu362-0416	急・下養母上 3	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0417	急・下養母上 4	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0418	急・下養母上 5	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0420	急・下養母上 6	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0422	急・下養母上 7	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0428	急・中野 1	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0430	急・中野 2	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0431	急・中野 3	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0435	急・中野 4	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0436	急・中野 5	急傾斜	東市来町養母

3-2 土危険箇所等に関する資料砂災害警戒区域

kyu362-0440	急・中野 6	急傾斜	東市来町養母
kyu362-0465	急・樋掛 1	急傾斜	東市来町美山
kyu362-0470	急・宮之脇 1	急傾斜	東市来町美山
kyu362-0473	急・植木山 1	急傾斜	東市来町美山
kyu362-0484	急・山下 2	急傾斜	東市来町南神之川
kyu362-0495	急・塩入 1	急傾斜	東市来町神之川
kyu362-0501	急・永山平 1	急傾斜	東市来町伊作田
kyu362-0502	急・立元原 1	急傾斜	東市来町伊作田
kyu362-0530	急・北菌 1	急傾斜	東市来町伊作田
kyu362-0532	急・小田峯 1	急傾斜	東市来町伊作田
kyu362-0533	急・小田峯 2	急傾斜	東市来町伊作田
kyu362-0540	急・西小菌平 1	急傾斜	東市来町伊作田
kyu362-0545	急・米丸平 1	急傾斜	東市来町伊作田
kyu362-0547	急・辻ノ菌 1	急傾斜	東市来町伊作田
kyu362-0549	急・牧ノ口 1	急傾斜	東市来町伊作田
kyu362-0550	急・柵木元 1	急傾斜	東市来町伊作田
kyu362-1000	急・福利ヶ迫 1	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-1001	急・伊勢ノ上 2	急傾斜	東市来町養母
kyu362-1002	麦田 2	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-1003	麦田 3	急傾斜	東市来町湯田
kyu362-1004	急・上久見迫 1	急傾斜	東市来町湯田
kyu363-0002	急・麦生田西 1	急傾斜	伊集院町麦生田
kyu363-0004	急・麦生田西 3	急傾斜	伊集院町麦生田
kyu363-0006	急・麦生田西 4	急傾斜	伊集院町麦生田
kyu363-0008	急・麦生田下 1	急傾斜	伊集院町麦生田
kyu363-0009	急・麦生田下 2	急傾斜	伊集院町麦生田
kyu363-0010	急・麦生田下 3	急傾斜	伊集院町麦生田
kyu363-0012	急・麦生田下 4	急傾斜	伊集院町麦生田
kyu363-0015	急・麦生田下 5	急傾斜	伊集院町麦生田
kyu363-0018	急・麦生田中 1	急傾斜	伊集院町麦生田
kyu363-0019	急・麦生田中 2	急傾斜	伊集院町麦生田
kyu363-0021	急・麦生田中 3	急傾斜	伊集院町麦生田
kyu363-0022	急・麦生田中 4	急傾斜	伊集院町麦生田
kyu363-0023	急・麦生田中 5	急傾斜	伊集院町麦生田
kyu363-0027	急・鍋ヶ原 1	急傾斜	伊集院町清藤
kyu363-0028	急・鍋ヶ原 2	急傾斜	伊集院町清藤

3-2 土危険箇所等に関する資料砂災害警戒区域

kyu363-0029	急・下土橋 1	急傾斜	伊集院町土橋
kyu363-0031	急・下土橋 2	急傾斜	伊集院町土橋
kyu363-0032	急・下土橋 3	急傾斜	伊集院町土橋
kyu363-0033	急・下土橋 4	急傾斜	伊集院町土橋
kyu363-0034	急・下土橋 5	急傾斜	伊集院町土橋
kyu363-0035	急・下土橋 6	急傾斜	伊集院町土橋
kyu363-0039	急・上土橋 1	急傾斜	伊集院町土橋
kyu363-0041	急・上土橋 2	急傾斜	伊集院町土橋
kyu363-0042	急・上土橋 3	急傾斜	伊集院町土橋
kyu363-0047	急・竹之山 1	急傾斜	伊集院町竹之山
kyu363-0048	急・竹之山 2	急傾斜	伊集院町竹之山
kyu363-0050	急・下方限 1	急傾斜	伊集院町竹之山
kyu363-0051	急・竹之山 3	急傾斜	伊集院町竹之山
kyu363-0052	急・竹之山 4	急傾斜	伊集院町竹之山
kyu363-0056	急・竹之山 5	急傾斜	伊集院町竹之山
kyu363-0058	急・竹之山 6	急傾斜	伊集院町竹之山
kyu363-0066	急・上土橋 4	急傾斜	伊集院町土橋
kyu363-0067	急・上土橋 5	急傾斜	伊集院町土橋
kyu363-0069	急・上土橋 6	急傾斜	伊集院町土橋
kyu363-0078	急・中川 1	急傾斜	伊集院町中川
kyu363-0080	急・中川 2	急傾斜	伊集院町中川
kyu363-0090	急・中川 3	急傾斜	伊集院町中川
kyu363-0091	急・中川 4	急傾斜	伊集院町中川
kyu363-0092	急・中川 5	急傾斜	伊集院町中川
kyu363-0093	急・中川 6	急傾斜	伊集院町中川
kyu363-0094	急・つつじヶ丘 1	急傾斜	伊集院町麦生田
kyu363-0097	急・麦生田西 5	急傾斜	伊集院町麦生田
kyu363-0103	急・麦生田東 1	急傾斜	伊集院町麦生田
kyu363-0104	急・麦生田東 2	急傾斜	伊集院町麦生田
kyu363-0105	急・麦生田東 3	急傾斜	伊集院町麦生田
kyu363-0106	急・麦生田東 4	急傾斜	伊集院町麦生田
kyu363-0108	急・鍋ヶ原 3	急傾斜	伊集院町清藤
kyu363-0110	急・猪鹿倉 1	急傾斜	伊集院町猪鹿倉
kyu363-0111	急・猪鹿倉 2	急傾斜	伊集院町猪鹿倉
kyu363-0112	急・猪鹿倉 3	急傾斜	伊集院町猪鹿倉
kyu363-0113	急・猪鹿倉 4	急傾斜	伊集院町猪鹿倉

3-2 土危険箇所等に関する資料砂災害警戒区域

kyu363-0114	急・猪鹿倉 5	急傾斜	伊集院町猪鹿倉
kyu363-0115	急・猪鹿倉 6	急傾斜	伊集院町猪鹿倉
kyu363-0116	急・清藤 1	急傾斜	伊集院町清藤
kyu363-0118	急・下大迫 1	急傾斜	伊集院町清藤
kyu363-0123	急・切道 1	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0124	急・下谷口 1	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0125	急・清水馬場 1	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0133	急・天神馬場 3	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0134	急・平楠 1	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0135	急・川之上 1	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0136	急・平楠 2	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0139	急・下谷口 2	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0148	急・下谷口 3	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0149	急・永山 1	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0150	急・下谷口 4	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0151	急・下谷口 5	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0155	急・下谷口 6	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0156	急・松木田 1	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0157	急・下谷口 7	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0158	急・下谷口 8	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0160	急・三破レ 1	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0161	急・下ノ園 1	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0163	急・下谷口 9	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0165	急・下谷口 10	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0168	急・下京迫 1	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0170	急・下谷口 11	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0173	急・下谷口 12	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0175	急・下谷口 13	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0176	急・山中 1	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0177	急・山中 2	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0178	急・下平 1	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0180	急・下平 2	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0181	急・下平 3	急傾斜	伊集院町下谷口
kyu363-0184	急・清藤 2	急傾斜	伊集院町清藤
kyu363-0185	急・清藤 3	急傾斜	伊集院町清藤
kyu363-0186	急・清藤 4	急傾斜	伊集院町清藤

3-2 土危険箇所等に関する資料砂災害警戒区域

kyu363-0190	急・清藤 5	急傾斜	伊集院町清藤
kyu363-0191	急・桑迫 1	急傾斜	伊集院町清藤
kyu363-0192	急・井手原 1	急傾斜	伊集院町清藤
kyu363-0193	急・清藤 6	急傾斜	伊集院町清藤
kyu363-0196	急・下土橋 7	急傾斜	伊集院町清藤
kyu363-0199	急・上坂元田 1	急傾斜	伊集院町大田
kyu363-0200	急・堂ノ迫 1	急傾斜	伊集院町大田
kyu363-0203	急・荒瀬田 1	急傾斜	伊集院町大田
kyu363-0204	急・湯牟田 1	急傾斜	伊集院町大田
kyu363-0209	急・坂中 1	急傾斜	伊集院町大田
kyu363-0215	急・瀬戸山 1	急傾斜	伊集院町大田
kyu363-0217	急・宮脇 1	急傾斜	伊集院町大田
kyu363-0257	急・山口 1	急傾斜	伊集院町飯牟礼
kyu363-0268	急・並松 1	急傾斜	伊集院町飯牟礼
kyu363-0269	急・西ノ下里 1	急傾斜	伊集院町古城
kyu363-0280	急・肥後迫 1	急傾斜	伊集院町飯牟礼
kyu363-0286	急・島ヶ字都 1	急傾斜	伊集院町飯牟礼
kyu363-0289	急・タカス掘 1	急傾斜	伊集院町飯牟礼
kyu363-0290	急・上園迫 1	急傾斜	伊集院町飯牟礼
kyu363-0297	急・堂ノ迫 2	急傾斜	伊集院町古城
kyu363-0321	急・桑水 1	急傾斜	伊集院町野田
kyu363-0325	急・崩下 1	急傾斜	伊集院町野田
kyu363-0327	急・山内 1	急傾斜	伊集院町野田
kyu363-0333	急・諏訪前 1	急傾斜	伊集院町野田
kyu363-0336	急・上山内 1	急傾斜	伊集院町寺脇
kyu363-0337	急・屋敷添 1	急傾斜	伊集院町寺脇
kyu363-0338	急・越段 1	急傾斜	伊集院町寺脇
kyu363-0339	急・水流 1	急傾斜	伊集院町寺脇
kyu363-0343	急・前牟田 1	急傾斜	伊集院町徳重
kyu363-0345	急・六反 1	急傾斜	伊集院町徳重
kyu363-0359	急・塔原 1	急傾斜	伊集院町野田
kyu363-0362	急・馬場下 1	急傾斜	伊集院町徳重
kyu363-0366	急・片平 1	急傾斜	伊集院町郡
kyu363-0368	急・込原 1	急傾斜	伊集院町郡
kyu363-0380	急・五反田 1	急傾斜	伊集院町上神殿
kyu363-0381	急・伊牟田 1	急傾斜	伊集院町上神殿

3-2 土危険箇所等に関する資料砂災害警戒区域

kyu363-0382	急・寒水山 1	急傾斜	伊集院町上神殿
kyu363-0384	急・小原 4	急傾斜	伊集院町下神殿
kyu363-0385	急・外園 1	急傾斜	伊集院町下神殿
kyu363-0387	急・外園 2	急傾斜	伊集院町下神殿
kyu363-0388	急・山中 3	急傾斜	伊集院町下神殿
kyu363-0389	急・宮路迫 1	急傾斜	伊集院町下神殿
kyu363-0392	急・樋掛下 1	急傾斜	伊集院町下神殿
kyu363-0393	急・西ノ迫 1	急傾斜	伊集院町下神殿
kyu363-0394	急・下御領 1	急傾斜	伊集院町下神殿
kyu363-0395	急・榎木田 1	急傾斜	伊集院町桑畑
kyu363-0398	急・胡羅久田 1	急傾斜	伊集院町下神殿
kyu363-0399	急・砂入 1	急傾斜	伊集院町下神殿
kyu363-0405	急・永山 2	急傾斜	伊集院町下神殿
kyu363-0407	急・永山 3	急傾斜	伊集院町下神殿
kyu363-0427	急・段ノ前 1	急傾斜	伊集院町上神殿
kyu363-0429	急・諏訪迫 1	急傾斜	伊集院町上神殿
kyu363-0433	急・山ノ口 1	急傾斜	伊集院町上神殿
kyu363-0435	急・上井手 1	急傾斜	伊集院町上神殿
kyu363-0436	急・山王後 1	急傾斜	伊集院町上神殿
kyu363-0438	急・前田 2	急傾斜	伊集院町上神殿
kyu363-0439	急・山内 2	急傾斜	伊集院町上神殿
kyu363-0446	急・上ノ園 1	急傾斜	伊集院町上神殿
kyu363-0447	急・中川 7	急傾斜	伊集院町中川
kyu363-0448	急・中川 8	急傾斜	伊集院町中川
kyu363-0449	急・中川 9	急傾斜	伊集院町中川
kyu363-0450	急・中川 10	急傾斜	伊集院町中川
kyu363-0451	急・中川 11	急傾斜	伊集院町中川
kyu363-1000	急・寺跡 1	急傾斜	伊集院町郡
kyu363-1001	急・宇都平 1	急傾斜	伊集院町郡
kyu363-1002	急・廣過木 1	急傾斜	伊集院町下神殿
kyu363-1003	急・山内 3	急傾斜	伊集院町上神殿
kyu363-9001	急・中川 12	急傾斜	伊集院町中川
kyu366-0001	急・草原 1	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0003	急・草原 2	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0011	急・川口 1	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0012	急・川口 2	急傾斜	日吉町日置

3-2 土危険箇所等に関する資料砂災害警戒区域

kyu366-0030	急・遠矢ヶ原 1	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0031	急・草原 3	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0032	急・草原 4	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0037	急・草原 5	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0040	急・草原 6	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0042	急・遠矢ヶ原 2	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0043	急・遠矢ヶ原 3	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0044	急・草原 7	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0045	急・草原 8	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0048	急・遠矢ヶ原 4	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0052	急・毘沙門 3	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0053, 0054	急・毘沙門 4	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0055	急・毘沙門 5	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0057	急・毘沙門 6	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0058	急・毘沙門 7	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0059	急・毘沙門 8	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0060	急・毘沙門 9	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0063	急・笠ヶ野 1	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0064	急・笠ヶ野 2	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0065	急・笠ヶ野 3	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0066	急・笠ヶ野 4	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0075	急・草見 1	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0077	急・笠ヶ野 5	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0078	急・笠ヶ野 6	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0079	急・笠ヶ野 7	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0081	急・笠ヶ野 8	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0084	急・草見 2	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0087	急・草見 3	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0089	急・草見 4	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0090	急・草見 5	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0091	急・草見 6	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0100	岩井田 1	急傾斜	日吉町吉利
kyu366-0118	本山 1	急傾斜	日吉町吉利
kyu366-0120	上六反田 1	急傾斜	日吉町吉利
kyu366-0123	立花 1	急傾斜	日吉町吉利
kyu366-0128	城ノ尾 1	急傾斜	日吉町吉利

3-2 土危険箇所等に関する資料砂災害警戒区域

kyu366-0136	小吹 1	急傾斜	日吉町吉利
kyu366-0140	瀬ノ下 1	急傾斜	日吉町吉利
kyu366-0160	掛下 1	急傾斜	日吉町吉利
kyu366-0161	上菱ヶ宇都 1	急傾斜	日吉町吉利
kyu366-0168	白井月 1	急傾斜	日吉町吉利
kyu366-0188	急・中牟礼 1	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0190	急・松ヶ尾 1	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0191	急・古里 1	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0193	急・松ヶ尾 2	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0194	急・松ヶ尾 3	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0195	急・松ヶ尾 4	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0199	急・柿之谷 1	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0201	急・柿之谷 3	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0205	急・柿之谷 4	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0207	急・柿之谷 5	急傾斜	日吉町日置
kyu366-0215	平田堀 1	急傾斜	日吉町日置
kyu367-0003	急・小野浜 1	急傾斜	吹上町小野
kyu367-0004	急・下草田 1	急傾斜	吹上町小野
kyu367-0005	急・小野 1	急傾斜	吹上町小野
kyu367-0009	急・花熟里 1	急傾斜	吹上町田尻
kyu367-0010	急・花熟里 2	急傾斜	吹上町田尻
kyu367-0011	急・下田尻 1	急傾斜	吹上町田尻
kyu367-0012	急・下田尻 2	急傾斜	吹上町田尻
kyu367-0013	急・下田尻 3	急傾斜	吹上町田尻
kyu367-0015	急・中田尻 1	急傾斜	吹上町田尻
kyu367-0018	急・中田尻 2	急傾斜	吹上町田尻
kyu367-0019	急・中田尻 3	急傾斜	吹上町田尻
kyu367-0024	急・亀原 1	急傾斜	吹上町中原
kyu367-0025	急・亀原 2	急傾斜	吹上町中原
kyu367-0027	急・中津 1	急傾斜	吹上町中津
kyu367-0030	急・中津 2	急傾斜	吹上町中津
kyu367-0032	急・中津 3	急傾斜	吹上町中原
kyu367-0033	急・入来 1	急傾斜	吹上町入来
kyu367-0037	急・今田 1	急傾斜	吹上町今田
kyu367-0038	急・今田 2	急傾斜	吹上町今田
kyu367-0039	急・伊作 1	急傾斜	吹上町今田

3-2 土危険箇所等に関する資料砂災害警戒区域

kyu367-0041	急・伊作 2	急傾斜	吹上町中原
kyu367-0042	急・多宝寺 1	急傾斜	吹上町中原
kyu367-0046	急・多宝寺 2	急傾斜	吹上町中原
kyu367-0047	急・多宝寺 3	急傾斜	吹上町中原
kyu367-0049	急・多宝寺 4	急傾斜	吹上町中原
kyu367-0050	急・多宝寺 5	急傾斜	吹上町中原
kyu367-0051	急・多宝寺 6	急傾斜	吹上町中原
kyu367-0052	急・多宝寺 7	急傾斜	吹上町中原
kyu367-0054	急・多宝寺 8	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0056	急・入来浜 1	急傾斜	吹上町入来
kyu367-0060	急・入来浜 2	急傾斜	吹上町入来
kyu367-0062	急・入来浜 3	急傾斜	吹上町入来
kyu367-0068	急・入来 2	急傾斜	吹上町入来
kyu367-0069	急・入来 3	急傾斜	吹上町入来
kyu367-0070	急・入来 4	急傾斜	吹上町入来
kyu367-0079	急・下中之里 1	急傾斜	吹上町中之里
kyu367-0081	急・下中之里 2	急傾斜	吹上町中之里
kyu367-0082	急・下中之里 3	急傾斜	吹上町中之里
kyu367-0083	急・下中之里 4	急傾斜	吹上町中之里
kyu367-0084	急・下中之里 5	急傾斜	吹上町中之里
kyu367-0086	急・下中之里 6	急傾斜	吹上町中之里
kyu367-0087	急・下中之里 7	急傾斜	吹上町中之里
kyu367-0088	急・下中之里 8	急傾斜	吹上町中之里
kyu367-0090	急・上中之里 1	急傾斜	吹上町中之里
kyu367-0091	急・上中之里 2	急傾斜	吹上町中之里
kyu367-0098	急・下中之里 9	急傾斜	吹上町中之里
kyu367-0102	急・宮坂 1	急傾斜	吹上町中之里
kyu367-0103	急・宮坂 2	急傾斜	吹上町中之里
kyu367-0104	急・宮坂 3	急傾斜	吹上町中之里
kyu367-0107	急・宮坂 4	急傾斜	吹上町中之里
kyu367-0108	急・宮坂 5	急傾斜	吹上町中之里
kyu367-0109	急・宮坂 6	急傾斜	吹上町湯之浦
kyu367-0110	急・宮坂 7	急傾斜	吹上町湯之浦
kyu367-0113	急・宮坂 8	急傾斜	吹上町湯之浦
kyu367-0115	急・小牧 1	急傾斜	吹上町湯之浦
kyu367-0116	急・小牧 2	急傾斜	吹上町湯之浦

3-2 土危険箇所等に関する資料砂災害警戒区域

kyu367-0117	急・小牧 3	急傾斜	吹上町湯之浦
kyu367-0118	急・多宝寺 9	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0119	急・小牧 4	急傾斜	吹上町湯之浦
kyu367-0120	急・小牧 5	急傾斜	吹上町湯之浦
kyu367-0121	急・小牧 6	急傾斜	吹上町湯之浦
kyu367-0122	急・小牧 7	急傾斜	吹上町湯之浦
kyu367-0123	急・多宝寺 1 0	急傾斜	吹上町湯之浦
kyu367-0124	急・多宝寺 1 1	急傾斜	吹上町湯之浦
kyu367-0125	急・小牧 8	急傾斜	吹上町湯之浦
kyu367-0126	急・小牧 9	急傾斜	吹上町湯之浦
kyu367-0127	急・小牧 10	急傾斜	吹上町湯之浦
kyu367-0128	急・北湯之元 1	急傾斜	吹上町湯之浦
kyu367-0129	急・南湯之元 1	急傾斜	吹上町湯之浦
kyu367-0131	急・南湯之元 2	急傾斜	吹上町湯之浦
kyu367-0138	急・南湯之元 3	急傾斜	吹上町湯之浦
kyu367-0139	急・南湯之元 4	急傾斜	吹上町湯之浦
kyu367-0141	急・南湯之元 5	急傾斜	吹上町湯之浦
kyu367-0142	急・南湯之元 6	急傾斜	吹上町湯之浦
kyu367-0143	急・南湯之元 7	急傾斜	吹上町湯之浦
kyu367-0144	急・南湯之元 8	急傾斜	吹上町湯之浦
kyu367-0147	急・南湯之元 9	急傾斜	吹上町湯之浦
kyu367-0148	急・南湯之元 1 0	急傾斜	吹上町湯之浦
kyu367-0149	急・北湯之元 2	急傾斜	吹上町湯之浦
kyu367-0151	急・天昌寺 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0152	急・天昌寺 2	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0153	急・榎下 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0154	急・浜田中 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0155	急・下草田 2	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0156	急・浜田後 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0157	急・川久保 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0158	急・下草田 3	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0161	急・中草田 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0165	急・中草田 2	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0166	急・中草田 3	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0167	急・中草田 4	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0169	急・上草田 1	急傾斜	吹上町永吉

3-2 土危険箇所等に関する資料砂災害警戒区域

kyu367-0171	急・上草田 2	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0177	急・永吉中和田 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0178	急・永吉中和田 2	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0179	急・新川原下 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0181	急・永吉ふもと 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0182	急・永吉ふもと 2	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0183	急・永吉ふもと 3	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0184	急・永吉ふもと 4	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0185	急・永吉ふもと 5	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0186	急・永吉ふもと 6	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0188	急・梅里下 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0189	急・新川原上 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0190	急・新川原上 2	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0192	急・新川原上 3	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0193	急・新川原上 4	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0196	急・新川原上 5	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0198	急・小山田 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0199	急・小山田 2	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0201	急・梅里 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0202	急・梅里 2	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0205	急・七呂 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0206	急・七呂 2	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0208	急・七呂 3	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0209	急・七呂 4	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0211	急・印口 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0214	急・印口 2	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0215	急・印口 3	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0216	急・印口 4	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0218	急・鍋谷 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0219	急・鍋谷 2	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0223	急・松下 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0226	急・松下 2	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0228	急・小永吉 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0230	急・小永吉 2	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0231	急・小永吉 3	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0232	急・小永吉 4	急傾斜	吹上町永吉

3-2 土危険箇所等に関する資料砂災害警戒区域

kyu367-0233	急・小永吉 5	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0234	急・小永吉 6	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0235	急・小永吉 7	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0236	急・小永吉 8	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0244	急・豊後田 1	急傾斜	吹上町田尻
kyu367-0245	急・大工園 1	急傾斜	吹上町田尻
kyu367-0247	急・大工園 2	急傾斜	吹上町田尻
kyu367-0252	急・大牟田迫 1	急傾斜	吹上町田尻
kyu367-0258	急・管牟田 1	急傾斜	吹上町田尻
kyu367-0262	急・下与倉 1	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0264	急・本寺 1	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0267	急・向与倉 1	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0270	急・亀尾 1	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0272	急・並松 2	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0292	急・庵之字都 1	急傾斜	吹上町田尻
kyu367-0298	急・坊野下 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0302	急・常堀 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0305	急・小平 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0307	急・山瀬戸 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0316	急・出口 1	急傾斜	吹上町田尻
kyu367-0317	急・根切松 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0320	急・射場宇都 1	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0324	急・小原 5	急傾斜	吹上町永吉
kyu367-0339	急・柱野 1	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0340	急・栄林 1	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0344	急・一ノ谷 1	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0366	急・射場元 1	急傾斜	吹上町湯ノ浦
kyu367-0370	急・下ノ小坂 1	急傾斜	吹上町湯ノ浦
kyu367-0372	急・牛落 1	急傾斜	吹上町湯ノ浦
kyu367-0377	急・風穴平 1	急傾斜	吹上町湯ノ浦
kyu367-0378	急・秋水 1	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0379	急・ウケ口 1	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0380	急・柳原 1	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0385	急・宮之山 1	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0388	急・宇堂迫 1	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0400	急・吉迫 1	急傾斜	吹上町与倉

3-2 土危険箇所等に関する資料砂災害警戒区域

kyu367-0446	急・田之尻 1	急傾斜	吹上町湯ノ浦
kyu367-0464	急・大山 1	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0470	急・大平野 1	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0477	急・堀ヶ瀬戸 1	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0488	急・笛ヶ竹 1	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0507	急・馬渡 1	急傾斜	吹上町和田
kyu367-0508	急・中島 1	急傾斜	吹上町和田
kyu367-0509	急・上床 1	急傾斜	吹上町和田
kyu367-0514	急・今村 1	急傾斜	吹上町和田
kyu367-0518	急・荷付石 1	急傾斜	吹上町和田
kyu367-0538	急・塩水流 1	急傾斜	吹上町与倉
kyu367-0544	急・穴ヶ原 1	急傾斜	吹上町和田
kyu367-0545	急・内林 1	急傾斜	吹上町和田
kyu367-0546	急・小峰原 3	急傾斜	吹上町和田
kyu367-0547	急・助代 1	急傾斜	吹上町和田
kyu367-0569	急・大岩ノ平 1	急傾斜	吹上町湯ノ浦
kyu367-0572	急・長迫平 1	急傾斜	吹上町湯ノ浦
kyu367-0581	急・新木場 1	急傾斜	吹上町和田
kyu367-0586	急・平鹿倉西 1	急傾斜	吹上町和田
kyu367-0591	急・菖蒲賀本 1	急傾斜	吹上町和田
kyu367-0614	急・楠の下 1	急傾斜	吹上町湯ノ浦
kyu367-0642	急・古瀬戸迫 1	急傾斜	吹上町湯ノ浦
kyu367-0648	急・鶴山 1	急傾斜	吹上町湯ノ浦
kyu367-0649	急・下戸 1	急傾斜	吹上町湯ノ浦
kyu367-9001	急・笛ヶ竹 2	急傾斜	吹上町与倉
jis366-0054	地・日吉 1	地すべり	日置
jis366-0063	地・毘沙門 1	地すべり	日置
jis366-0085	地・城ノ下 1	地すべり	日置

3-3 山危険箇所等に関する資料腹崩壊危険地区

3-3 山腹崩壊危険地区

番号	地区名	位置		番号	地区名	位置	
		大字	字			大字	字
362-0001	下郷戸山迫	東市来町養母	下郷戸山迫	362-0050	犬ヶ原	東市来町伊作田	犬ヶ原
362-0002	鍋之上	東市来町養母	鍋之上	362-0051	春日前	東市来町長里	春日前
362-0003	屋敷段	東市来町養母	屋敷段	362-0052	笹ヶ迫	東市来町長里	笹ヶ迫
362-0004	比良原	東市来町養母	比良原	362-0053	綱屋平	東市来町伊作田	綱屋平
362-0005	宮持後迫	東市来町養母	宮持後迫	362-0054	上崩	東市来町伊作田	上崩
362-0006	喜左衛門堀	東市来町湯田	喜左衛門堀	362-0055	米丸平	東市来町伊作田	米丸平
362-0007	上松葉佐	東市来町長里	上松葉佐	362-0056	小田峯	東市来町伊作田	小田峯
362-0008	松坂	東市来町養母	松坂	362-0057	小俣	東市来町伊作田	小俣
362-0009	上り堅	東市来町養母	上り堅	362-0058	郷ノ平	東市来町伊作田	郷ノ平
362-0010	伊勢之上	東市来町養母	伊勢之上	362-0059	鉦口	東市来町伊作田	鉦口
362-0011	瀬戸上	東市来町養母	瀬戸上	362-0060	永山平	東市来町伊作田	永山平
362-0012	下梨子木野平	東市来町湯田	下梨子木野平	362-0061	願南	東市来町伊作田	願南
362-0013	上五反田	東市来町養母	上五反田	362-0062	堂ノ元	東市来町伊作田	堂ノ元
362-0014	小井出	東市来町養母	小井出	362-0063	枯松ヶ迫	東市来町養母	枯松ヶ迫
362-0015	上原平	東市来町湯田	上原平	362-0064	野中	東市来町養母	野中
362-0016	熊鷹山	東市来町湯田	熊鷹山	362-0065	弓場迫	東市来町養母	弓場迫
362-0017	瀬之内	東市来町養母	瀬之内	362-0066	野平	東市来町養母	野平
362-0018	梅木	東市来町養母	梅木	362-0067	萩平	東市来町養母	萩平
362-0019	折木	東市来町養母	折木	362-0068	皆野	東市来町養母	皆野
362-0020	八久保	東市来町湯田	八久保	362-0069	立和名	東市来町養母	立和名
362-0021	田之頭	東市来町長里	田之頭	362-0070	庭迫	東市来町養母	庭迫
362-0022	免田	東市来町養母	免田	362-0071	木の下平	東市来町湯田	木の下平
362-0023	本内山寺	東市来町養母	本内山田	362-0072	上梨子木野平	東市来町湯田	上梨子木野平
362-0024	小俣	東市来町養母	小俣	362-0073	上尾曲	東市来町養母	上尾曲
362-0025	荷福	東市来町養母	荷福	362-0074	彦山岳	東市来町養母	彦山岳
362-0026	桶	東市来町養母	桶	362-0075	福利ヶ迫	東市来町湯田	福利ヶ迫
362-0027	西牟田	東市来町長里	西牟田	362-0076	桑ヶ迫	東市来町長里	桑ヶ迫
362-0028	童ヶ迫	東市来町長里	童ヶ迫	362-0077	杉山	東市来町長里	杉山
362-0029	田之頭	東市来町長里	田之頭	362-0078	新名谷	東市来町長里	新名谷
362-0030	竹下	東市来町養母	竹下	362-0079	波之上	東市来町伊作田	波之上
362-0031	瀬戸口	東市来町養母	瀬戸口	362-0080	上前迫	東市来町長里	上前迫
362-0032	坂之上下	東市来町長里	坂之上下	362-0081	米丸平	東市来町伊作田	米丸平
362-0033	岡	東市来町湯田	岡	362-0082	境ヶ平	東市来町美山	境ヶ平
362-0034	赤崎	東市来町湯田	赤崎	362-0083	後迫	東市来町伊作田	後迫
362-0035	浦田	東市来町長里	浦田	362-0084	堂之宇都	東市来町美山	堂の宇都
362-0036	城ヶ崎	東市来町長里	城ヶ崎	362-0085	山下	東市来町伊作田	山下
362-0037	長谷	東市来町長里	長谷	362-0086	桐ヶ迫	東市来町養母	桐ヶ迫
362-0038	長谷	東市来町長里	長谷	362-0087	立木	東市来町養母	立木
362-0039	大根城	東市来町長里	大根城	362-0088	中管田	東市来町養母	中管田
362-0040	平迫比良	東市来町伊作田	平迫比良	362-0089	郷戸	東市来町養母	郷戸
362-0041	茶屋ヶ前	東市来町伊作田	茶屋ヶ前	362-0090	中野	東市来町養母	中野
362-0042	城之町	東市来町長里	城之町	362-0091	枯松ヶ迫	東市来町養母	枯松ヶ迫
362-0043	楠ヶ丸	東市来町長里	楠ヶ丸	362-0092	比良原	東市来町養母	比良原
362-0044	藤之尾	東市来町長里	藤之尾	362-0093	極楽	東市来町養母	極楽
362-0045	古市	東市来町長里	古市	362-0094	下前迫	東市来町長里	下前迫
362-0046	井出元	東市来町長里	井出元	362-0095	浦田	東市来町長里	浦田
362-0047	浜ノ丸平	東市来町伊作田	浜ノ丸平	362-0096	下ノ山	東市来町湯田	下ノ山
362-0048	戸崎	東市来町伊作田	戸崎	362-0097	鐘突田	東市来町湯田	鐘突田
362-0049	東岩寺	東市来町伊作田	東岩寺	362-0098	前田	東市来町湯田	前田

3-3 山危険箇所等に関する資料腹崩壊危険地区

番号	地区名	位置		番号	地区名	位置	
		大字	字			大字	字
362-0099	前田	東市来町湯田	前田	362-0150	大庭ヶ原	東市来町湯田	大庭ヶ原
362-0100	上穴山	東市来町湯田	上穴山	362-0151	松尾	東市来町養母	松尾
362-0101	井出之上	東市来町養母	井出之上	362-0152	落シ	東市来町長里	落シ
362-0102	山崎	東市来町養母	山崎	362-0153	札立之上	東市来町長里	札立之上
362-0103	園田	東市来町養母	園田	363-0001	宮田	伊集院町麦生田	宮田
362-0104	後迫	東市来町長里	後迫	363-0002	上屋平	伊集院町土橋	上屋平
362-0105	桑ヶ迫	東市来町長里	桑ヶ迫	363-0003	頭田	伊集院町上神殿	頭田
362-0106	二置	東市来町養母	二置	363-0004	段ノ前	伊集院町上神殿	段ノ前
362-0107	洗出	東市来町養母	洗出	363-0005	伊牟田	伊集院町上神殿	伊牟田
362-0108	池ノ尻	東市来町養母	池ノ尻	363-0006	桑水	伊集院町桑畑	桑水
362-0109	ワラビ迫	東市来町養母	ワラビ迫	363-0007	小竹下	伊集院町桑畑	小竹下
362-0110	下永田	東市来町養母	下永田	363-0008	込原	伊集院町郡	込原
362-0111	田淵山	東市来町養母	田淵山	363-0009	五反田	伊集院町上神殿	五反田
362-0112	峯崎峠	東市来町養母	峯崎峠	363-0010	八枝	伊集院町野田	八枝
362-0113	西玉ヶ原	東市来町伊作田	西玉ヶ原	363-0011	宇都久保	伊集院町中川	宇都久保
362-0114	森の脇	東市来町伊作田	森の脇	363-0012	宇都	伊集院町下神殿	宇都
362-0115	石ノ元	東市来町伊作田	石ノ元	363-0013	山中	伊集院町下神殿	山中
362-0116	後足	東市来町伊作田	後足	363-0014	崩下	伊集院町野田	崩下
362-0117	上大迫	東市来町伊作田	上大迫	363-0015	東内	伊集院町寺脇	東内
362-0118	管田上	東市来町養母	管田上	363-0016	中川内	伊集院町寺脇	中川内
362-0119	崎山	東市来町養母	崎山	363-0017	野中	伊集院町徳重	野中
362-0120	陣ヶ原	東市来町養母	陣ヶ原	363-0018	前田平	伊集院町徳重	前田平
362-0121	鉾井出	東市来町養母	鉾井出	363-0019	前迫平	伊集院町土橋	前迫平
362-0122	伊勢之上	東市来町養母	伊勢之上	363-0020	姥ヶ宇都	伊集院町土橋	姥ヶ宇都
362-0123	焼山平	東市来町養母	焼山平	363-0021	碓ヶ谷	伊集院町土橋	碓ヶ谷
362-0124	池ノ尻	東市来町養母	池ノ尻	363-0022	宇都	伊集院町土橋	宇都
362-0125	上赤仁田	東市来町養母	上赤仁田	363-0023	地藏免	伊集院町竹之山	地藏免
362-0126	下赤仁田	東市来町養母	下赤仁田	363-0024	高別府	伊集院町清藤	高別府
362-0127	論田	東市来町養母	論田	363-0025	大堀	伊集院町清藤	大堀
362-0128	狸ヶ宇都	東市来町養母	狸ヶ宇都	363-0026	大堀	伊集院町清藤	大堀
362-0129	北迫	東市来町養母	北迫	363-0027	大堀	伊集院町清藤	大堀
362-0130	郷戸平	東市来町養母	郷戸平	363-0028	大丸	伊集院町清藤	大丸
362-0131	坂口	東市来町養母	坂口	363-0029	長迫	伊集院町飯牟礼	長迫
362-0132	谷	東市来町長里	谷	363-0030	上原	伊集院町下谷口	上原
362-0133	春日前	東市来町長里	春日前	363-0031	前田	伊集院町上神殿	前田
362-0134	南老ヶ原	東市来町長里	南老ヶ原	363-0032	山之口	伊集院町上神殿	山之口
362-0135	芝居段	東市来町湯田	芝居段	363-0033	桑迫	伊集院町麦生田	桑迫
362-0136	川頭	東市来町養母	川頭	363-0034	川内迫	伊集院町猪鹿倉	川内迫
362-0137	西王ヶ原	東市来町伊作田	西王ヶ原	363-0035	下三ヶ宇都	伊集院町飯牟礼	下三ヶ宇都
362-0138	本内山寺	東市来町養母	本内山寺	363-0036	上平	伊集院町下神殿	上平
362-0139	池之尻	東市来町伊作田	池之尻	363-0037	桃木迫	伊集院町下神殿	桃木迫
362-0140	下原	東市来町湯田	下原	363-0038	越ノ宇都	伊集院町麦生田	越ノ宇都
362-0141	芝居段	東市来町湯田	芝居段	363-0039	寺下	伊集院町桑畑	寺下
362-0142	木之下平	東市来町湯田	木之下平	363-0040	前牟田	伊集院町徳重	前牟田
362-0143	菖蒲河内	東市来町伊作田	菖蒲河内	363-0041	宇都久保	伊集院町中川	宇都久保
362-0144	蓑田平	東市来町伊作田	蓑田平	363-0042	鍋ヶ宇都	伊集院町清藤	鍋ヶ宇都
362-0145	舟ヶ宇都	東市来町伊作田	舟ヶ宇都	363-0043	山ノ口	伊集院町上神殿	山ノ口
362-0146	大平	東市来町伊作田	大平	363-0044	寒水山	伊集院町上神殿	寒水山
362-0147	中島	東市来町養母	中島	363-0045	上井出	伊集院町上神殿	上井出
362-0148	下赤仁田	東市来町養母	下赤仁田	363-0046	段之前	伊集院町上神殿	段之前
362-0149	瀬戸	東市来町養母	瀬戸	363-0047	諏訪迫	伊集院町上神殿	諏訪迫

3-3 山危険箇所等に関する資料腹崩壊危険地区

番号	地区名	位置		番号	地区名	位置	
		大字	字			大字	字
363-0048	崩下	伊集院町野田	崩下	363-0099	山ノ班	伊集院町大田	山ノ班
363-0049	古作	伊集院町野田	古作	363-0100	福屋堀	伊集院町猪鹿倉	福屋堀
363-0050	樋掛下	伊集院町下神殿	樋掛下	363-0101	宮ノ原	伊集院町土橋	宮ノ原
363-0051	井出元	伊集院町下神殿	井出元	363-0102	清水馬場	伊集院町下谷口	清水馬場
363-0052	鳥越	伊集院町下神殿	鳥越	363-0103	山野	伊集院町大田	山野
363-0053	中山田	伊集院町中川	中山田	363-0104	大門口	伊集院町下谷口	大門口
363-0054	本迫	伊集院町中川	本迫	363-0105	論ヶ堀	伊集院町飯牟礼	論ヶ堀
363-0055	桑迫	伊集院町中川	桑迫	363-0106	論ヶ堀	伊集院町飯牟礼	論ヶ堀
363-0056	柳ヶ迫	伊集院町土橋	柳ヶ迫	363-0107	上之園迫	伊集院町飯牟礼	上之園迫
363-0057	後迫	伊集院町上神殿	後迫	363-0108	寺脇	伊集院町郡	寺脇
363-0058	下三ヶ字都	伊集院町飯牟礼	下三ヶ字都	363-0109	辻畑	伊集院町清藤	辻畑
363-0059	三ヶ字都	伊集院町飯牟礼	三ヶ字都	363-0110	東俣	伊集院町大田	東俣
363-0060	杉ヶ迫	伊集院町徳重	杉ヶ迫	363-0111	町田口	伊集院町大田	町田口
363-0061	迫田	伊集院町寺脇	迫田	363-0112	中ノ迫	伊集院町土橋	中ノ迫
363-0062	湯牟田	伊集院町大田	湯牟田	363-0113	大窪園	伊集院町野田	大窪園
363-0063	尾堂迫	伊集院町土橋	尾堂迫	366-0001	柊原	日吉町日置	柊原
363-0064	平原	伊集院町土橋	平原	366-0002	湯ノ尻	日吉町山田	湯ノ尻
363-0065	法京坊	伊集院町土橋	法京坊	366-0003	牧内	日吉町日置	牧内
363-0066	新山	伊集院町土橋	新山	366-0004	築手	日吉町日置	築手
363-0067	前田	伊集院町土橋	前田	366-0005	鬼ヶ字都	日吉町吉利	鬼ヶ字都
363-0068	碓谷	伊集院町土橋	碓谷	366-0006	毘沙門	日吉町日置	毘沙門堂
363-0069	下寺山	伊集院町下谷口	下寺山	366-0007	笠ヶ野	日吉町日置	石堂山
363-0070	上ノ原	伊集院町下谷口	上ノ原	366-0008	下原	日吉町日置	軽石迫
363-0071	下方限	伊集院町竹之山	下方限	366-0009	平ノ下	日吉町日置	平ノ下
363-0072	後原	伊集院町飯牟礼	後原	366-0010	宇都	日吉町日置	宇都
363-0073	上恋の迫	伊集院町恋之原	上恋の迫	366-0011	平田堀	日吉町日置	平田堀
363-0074	山ノ口	伊集院町飯牟礼	山ノ口	366-0012	松木園	日吉町日置	松木園
363-0075	上原	伊集院町下谷口	上原	366-0013	松尾	日吉町日置	松尾
363-0076	下恋迫	伊集院町恋之原	下恋迫	366-0014	奈良ノ脇	日吉町日置	奈良ノ脇
363-0077	崩下	伊集院町野田	崩下	366-0015	隠山	日吉町日置	隠山
363-0078	寺下	伊集院町桑畑	寺下	366-0016	草見	日吉町日置	野下
363-0079	東川	伊集院町寺脇	東川	366-0017	新道	日吉町日置	新道
363-0080	諸麦ヶ迫	伊集院町中川	諸麦ヶ迫	366-0018	狩谷	日吉町日置	落シ
363-0081	八反田	伊集院町上神殿	八反田	366-0019	狩谷	日吉町日置	鬼石ヶ平
363-0082	本平	伊集院町下谷口	本平	366-0020	構木	日吉町日置	木ノ下
363-0083	市来	伊集院町下谷口	市来	366-0021	岩井田	日吉町吉利	深古院
363-0084	北迫	伊集院町寺脇	北迫	366-0022	観音平	日吉町吉利	観音平
363-0085	上方限	伊集院町竹之山	上方限	366-0023	上六反田	日吉町吉利	上六反田
363-0086	田夫	伊集院町中神殿	田夫	366-0024	春ヶ迫	日吉町吉利	春ヶ迫
363-0087	長谷	伊集院町大田	長谷	366-0025	平田	日吉町吉利	平田
363-0088	阿多城	伊集院町大田	阿多城	366-0026	北区	日吉町吉利	野村原
363-0089	寺迫	伊集院町下谷口	寺迫	366-0027	牟田頭	日吉町吉利	牟田頭
363-0090	片平	伊集院町郡	片平	366-0028	伊神	日吉町吉利	伊神
363-0091	樋ノ宇都	伊集院町麦生田	樋ノ宇都	366-0029	中区	日吉町吉利	迫
363-0092	久保	伊集院町飯牟礼	久保	366-0030	高月	日吉町吉利	高月
363-0093	肥後迫	伊集院町飯牟礼	肥後迫	366-0031	柿内	日吉町日置	柿内
363-0094	山内	伊集院町野田	山内	366-0032	藤ヶ迫	日吉町日置	藤ヶ迫
363-0095	瀬戸頭	伊集院町竹之山	瀬戸頭	366-0033	毘沙門山	日吉町日置	毘沙門山
363-0096	田原迫	伊集院町土橋	田原迫	366-0034	妙見	日吉町吉利	妙見
363-0097	立迫	伊集院町土橋	立迫	366-0035	下柿ノ谷	日吉町吉利	下柿ノ谷
363-0098	上ノ原	伊集院町大田	上ノ原	366-0036	鶴ヶ迫	日吉町神之川	鶴ヶ迫

3-3 山危険箇所等に関する資料(腹崩壊危険地区)

番号	地区名	位置		番号	地区名	位置	
		大字	字			大字	字
366-0037	西ノ園	日吉町日置	西ノ園	367-0016	多宝寺	吹上町中原	中原城山
366-0038	大西平	日吉町日置	大西平	367-0017	野首	吹上町田尻	長寒水
366-0039	小畑	日吉町日置	小畑	367-0018	宮内	吹上町中原	南宮内
366-0040	西ノ迫	日吉町吉利	西ノ迫	367-0019	伊作	吹上町中原	東本町
366-0041	遠矢	日吉町日置	遠矢	367-0020	北湯之元	吹上町湯之元	湯之浦
366-0042	北浦堀	日吉町吉利	北浦堀	367-0021	南湯之元	吹上町湯之元	湯之元
366-0043	永田	日吉町山田	ハツ堀	367-0022	南湯之元	吹上町湯之元	片平
366-0044	川口頭	日吉町日置	川口頭	367-0023	上和田	吹上町和田	寺田
366-0045	シンタク	日吉町山田	シンタク	367-0024	笠岡	吹上町和田	馬渡
366-0046	上浪	日吉町山田	上浪	367-0025	中和田	吹上町和田	中島
366-0047	板見堂	日吉町日置	板見堂	367-0026	段平迫	吹上町与倉	段平迫
366-0048	瀬戸口	日吉町吉利	瀬戸口	367-0027	油木迫	吹上町和田	油木迫
366-0049	腰平	日吉町日置	腰平	367-0028	二俣	吹上町永吉	二俣
366-0050	前ノ迫	日吉町日置	前ノ迫	367-0029	小平	吹上町永吉	小平
366-0051	弓削迫	日吉町日置	弓削迫	367-0030	馬越	吹上町永吉	馬越
366-0052	喜勢ノ下	日吉町日置	喜勢ノ下	367-0031	小丸	吹上町永吉	小丸
366-0053	谷川迫	日吉町日置	谷川迫	367-0032	床並	吹上町永吉	床並
366-0054	野井田	日吉町日置	野井田	367-0033	田淵	吹上町与倉	田淵
366-0055	櫛木畠	日吉町吉利	櫛木畠	367-0034	柳原	吹上町与倉	柳原
366-0056	下柿ノ谷	日吉町吉利	下柿ノ谷	367-0035	上長崎平	吹上町湯之浦	上長崎平
366-0057	笠ヶ野	日吉町日置	笠ヶ野	367-0036	王良	吹上町永吉	王良
366-0058	笠ヶ野	日吉町日置	笠ヶ野	367-0037	梅里	吹上町永吉	梅里
366-0059	外屋敷	日吉町吉利	外屋敷	367-0038	松下	吹上町永吉	松下
366-0060	永山	日吉町吉利	永山	367-0039	井ノ上	吹上町田尻	井ノ上
366-0061	牟田頭	日吉町吉利	牟田頭	367-0040	大園	吹上町与倉	大園
366-0062	草原	日吉町日置	草原	367-0041	花見城	吹上町中原	花見城
366-0063	柊原	日吉町日置	柊原	367-0042	多宝寺	吹上町中原	多宝寺
366-0064	宮ノ上	日吉町山田	宮ノ上	367-0043	完喰	吹上町湯之浦	完喰
366-0065	小原	日吉町吉利	小原	367-0044	寺田	吹上町和田	寺田
366-0066	徳尾川	日吉町日置	徳尾川	367-0045	牛免	吹上町湯之浦	牛免
366-0067	迫尻	日吉町日置	迫尻	367-0046	飛松	吹上町永吉	飛松
366-0068	牧神平	日吉町日置	牧神平	367-0047	堂園	吹上町永吉	堂園
366-0069	新宅	日吉町日置	新宅	367-0048	荒田	吹上町永吉	荒田
366-0070	田平	日吉町吉利	田平	367-0049	土穴	吹上町永吉	土穴
366-0071	小原	日吉町吉利	小原	367-0050	免田ノ上	吹上町永吉	免田ノ上
366-0072	笠々野	日吉町日置	小瀬戸	367-0051	茶木平	吹上町永吉	茶木平
367-0001	浜田中	吹上町永吉	今藤堀	367-0052	小迫	吹上町永吉	小迫
367-0002	下草田	吹上町永吉	井ノ脇	367-0053	塩賣	吹上町永吉	塩賣
367-0003	坂下	吹上町永吉	坂下	367-0054	葡萄迫	吹上町永吉	葡萄迫
367-0004	寺迫	吹上町永吉	寺迫	367-0055	湯神口	吹上町永吉	湯神口
367-0005	宇都	吹上町永吉	宇都	367-0056	釜口	吹上町永吉	釜口
367-0006	城内ヶ宇都	吹上町永吉	城内ヶ宇都	367-0057	床並	吹上町永吉	床並
367-0007	梅里	吹上町永吉	梅里	367-0058	鮎子ヶ宇都	吹上町永吉	鮎子ヶ宇都
367-0008	七呂	吹上町永吉	七呂	367-0059	射場宇都	吹上町永吉	射場宇都
367-0009	坊野上	吹上町永吉	根切松	367-0060	山口	吹上町永吉	山口
367-0010	柱野	吹上町永吉	宇野平	367-0061	浅敷之元	吹上町田尻	浅敷之元
367-0011	上田尻	吹上町田尻	上田尻	367-0062	秋葉原	吹上町田尻	秋葉原
367-0012	中田尻	吹上町田尻	三本松	367-0063	千貫	吹上町田尻	千貫
367-0013	中田尻	吹上町田尻	井ノ上	367-0064	岩淵	吹上町中原	岩淵
367-0014	東宮内	吹上町和田	寺田	367-0065	花見城	吹上町中原	花見城
367-0015	多宝寺	吹上町中原	多宝寺	367-0066	秋水	吹上町与倉	秋水

番号	地区名	位置		番号	地区名	位置	
		大字	字			大字	字
367-0067	宮之山	吹上町与倉	宮之山	362-0154	上松葉佐2	東市来町長里	上松葉佐
367-0068	吉迫	吹上町与倉	吉迫	363-0114	麦生田中	伊集院町麦生田	大園
367-0069	仮屋ヶ宇都	吹上町与倉	仮屋ヶ宇都	367-0118	神園	吹上町今田	神園
367-0070	門松	吹上町与倉	門松	363-0115	砂入	伊集院町下神殿	砂入
367-0071	大平野	吹上町与倉	大平野	363-0116	小間	伊集院町上神殿	小間
367-0072	河野	吹上町与倉	河野				
367-0073	堀ヶ瀬戸	吹上町与倉	堀ヶ瀬戸				
367-0074	射場元	吹上町湯之浦	射場元				
367-0075	下長崎平	吹上町湯之浦	下長崎平				
367-0076	北平	吹上町和田	北平				
367-0077	下長崎	吹上町和田	下長崎				
367-0078	鎌畦町	吹上町中之里	鎌畦町				
367-0079	窪	吹上町中之里	窪				
367-0080	石聚	吹上町中之里	石聚				
367-0081	宮之山	吹上町与倉	宮之山				
367-0082	射場元	吹上町湯之浦	射場元				
367-0083	山神東平	吹上町湯之浦	山神東平				
367-0084	庵之平	吹上町田尻	庵之平				
367-0085	柿ノ下	吹上町湯之浦	柿ノ下				
367-0086	寺山	吹上町永吉	寺山				
367-0087	乾田	吹上町永吉	乾田				
367-0088	小原	吹上町永吉	小原				
367-0089	松ヶ崎	吹上町永吉	松ヶ崎				
367-0090	真竹	吹上町田尻	真竹				
367-0091	壇之迫	吹上町田尻	壇之迫				
367-0092	関ヶ平	吹上町与倉	関ヶ平				
367-0093	笛ヶ竹	吹上町与倉	笛ヶ竹				
367-0094	坂元	吹上町中原	坂元				
367-0095	大手口	吹上町中原	大手口				
367-0096	住吉山	吹上町和田	住吉山				
367-0097	涼石	吹上町和田	涼石				
367-0098	新木場	吹上町和田	新木場				
367-0099	窪	吹上町中之里	窪				
367-0100	人形石	吹上町湯之浦	人形石				
367-0101	髪石	吹上町与倉	髪石				
367-0102	印口	吹上町永吉	印口				
367-0103	平山	吹上町中之里	平山				
367-0104	上谷	吹上町永吉	上谷				
367-0105	薬師平	吹上町永吉	薬師平				
367-0106	中馬山	吹上町湯之浦	中馬山				
367-0107	七枝	吹上町永吉	七枝				
367-0108	筒川	吹上町永吉	筒川				
367-0109	田之尻出口	吹上町湯之浦	田之尻出口				
367-0110	横馬場	吹上町中原	横馬場				
367-0111	神田	吹上町中原	神田				
367-0112	小原	吹上町永吉	小原				
367-0113	中馬山 I	吹上町湯之浦	中馬山				
367-0114	弓場畑	吹上町与倉	弓場畑				
367-0115	田之尻	吹上町湯之浦	田之尻				
367-0116	中馬山 II	吹上町湯之浦	中馬山 II				
367-0117	後谷	吹上町与倉	後谷				

3-4 崩土流出危険地区

番号	地区名	位置		番号	地区名	位置	
		大字	字			大字	字
362-0001	中岳	東市来町養母	中岳	366-0001	梅木園	日吉町山田	梅木園
362-0002	林野	東市来町養母	林野	366-0002	小谷	日吉町山田	小谷
362-0003	林野	東市来町養母	林野	366-0003	牧内頭	日吉町日置	牧内頭
362-0004	皆野	東市来町養母	皆野	366-0004	川原口	日吉町日置	川原口
362-0005	元山平	東市来町湯田	元山平	366-0005	上築手	日吉町日置	上築手
362-0006	半太郎堀	東市来町湯田	半太郎堀	366-0006	笠ヶ野	日吉町日置	迫頭
362-0007	上床	東市来町養母	上床	366-0007	狩谷山	日吉町日置	狩谷山
362-0008	上永山	東市来町養母	上永山	366-0008	大谷山	日吉町日置	大谷山
362-0009	中岡	東市来町養母	中岡	366-0009	釣掛	日吉町吉利	釣掛
362-0010	永山頭	東市来町養母	永山頭	366-0010	小俣	日吉町日置	小俣
362-0011	後迫	東市来町長里	後迫	366-0011	築手	日吉町日置	築手
362-0012	稲ヶ字都	東市来町長里	稲ヶ字都	366-0012	伊神	日吉町吉利	伊神
362-0013	郷戸平	東市来町養母	郷戸平	366-0013	野ノ平	日吉町日置	野ノ平
362-0014	犬ヶ原	東市来町伊作田	犬ヶ原	367-0001	熊谷	吹上町永吉	熊谷
362-0015	下前迫	東市来町長里	下前迫	367-0002	寺迫	吹上町永吉	上寺迫
362-0016	今別府	東市来町長里	今別府	367-0003	小山田	吹上町永吉	赤木迫
362-0017	綱出ノ下	東市来町伊作田	綱出ノ下	367-0004	狩集	吹上町永吉	狩集
362-0018	畑尻	東市来町伊作田	畑尻	367-0005	白木河内	吹上町永吉	白木河内
362-0019	坂元平	東市来町伊作田	坂元平	367-0006	一ノ谷	吹上町永吉	一ノ谷
362-0020	駒鍋	東市来町養母	駒鍋	367-0007	弦掛	吹上町田尻	弦掛
362-0021	宮持南平	東市来町養母	宮持南平	367-0008	福谷	吹上町田尻	福谷
363-0001	山口	伊集院町上神殿	山口	367-0009	柳原	吹上町与倉	柳原
363-0002	山口	伊集院町上神殿	山口	367-0010	北平	吹上町和田	宇都口
363-0003	永山	伊集院町麦生田	永山	367-0011	宇都	吹上町与倉	扇山
363-0004	宇都	伊集院町下神殿	宇都	367-0012	塩水流	吹上町和田	塩水流
363-0005	下高野	伊集院町	下高野	367-0013	桧木迫	吹上町永吉	桧木迫
363-0006	野田	伊集院町野田	野田	367-0014	菖蒲ヶ谷	吹上町永吉	菖蒲ヶ谷
363-0007	田郎	伊集院町桑畑	田郎	367-0015	鍋谷	吹上町永吉	鍋谷
363-0008	諸麦田ヶ迫	伊集院町中川	諸麦田ヶ迫	367-0016	栗ノ迫	吹上町永吉	栗ノ迫
363-0009	黒川	伊集院町野田	黒川	367-0017	橋迫	吹上町田尻	橋迫
363-0010	中迫	伊集院町竹之山	中迫	367-0018	上長寒水	吹上町中原	上長寒水
363-0011	地倉免	伊集院町土橋	地倉免	367-0019	梅里	吹上町永吉	梅里
363-0012	上大田	伊集院町大田	上大田	367-0020	新山	吹上町田尻	新山
363-0013	宮田	伊集院町清藤	宮田	367-0021	番久	吹上町田尻	番久
363-0014	三破	伊集院町下谷口	三破	367-0022	湯之元	吹上町湯之浦	湯之元
363-0015	田原迫	伊集院町恋之原	田原迫	367-0023	崩之尻	吹上町与倉	崩之尻
363-0016	宮田	伊集院町清藤	宮田	367-0024	前田	吹上町田尻	前田
363-0017	大藺	伊集院町古城	大藺				
363-0018	妙円寺	伊集院町妙円寺	妙円寺				
363-0019	赤仁田	伊集院町上神殿	赤仁田				
363-0020	宇都山	伊集院町野田	宇都山				
363-0021	山仁田	伊集院町野田	山仁田				
363-0022	浦田	伊集院町桑畑	浦田				
363-0023	諸麦迫	伊集院町中川	諸麦迫				
363-0024	本迫	伊集院町中川	本迫				
363-0025	タコシヤマ	伊集院町中川	タコシヤマ				
363-0026	諸麦迫	伊集院町中川	諸麦迫				
363-0027	満尾	伊集院町中川	満尾				
363-0028	前畑	伊集院町大田	前畑				
363-0029	中ノ迫	伊集院町土橋	中ノ迫				
363-0030	大堀	伊集院町清藤	大堀				
363-0031	山中	伊集院町下谷口	山中				
363-0032	寺田	伊集院町土橋	寺田				
363-0033	入道	伊集院町下谷口	入道				
363-0034	打返	伊集院町下谷口	打返				
363-0035	馬場尻	伊集院町下谷口	馬場尻				
363-0036	外藺	伊集院町古城	外藺				
363-0037	園田平	伊集院町恋之原	園田平				
363-0038	寺田平	伊集院町土橋	寺田平				
363-0039	宇都頭	伊集院町中川	宇都頭				

4-1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定避難等に関する資料状況

4 避難等に関する資料

4-1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定状況

(1) 指定緊急避難場所（全災害を対象）及び指定避難所

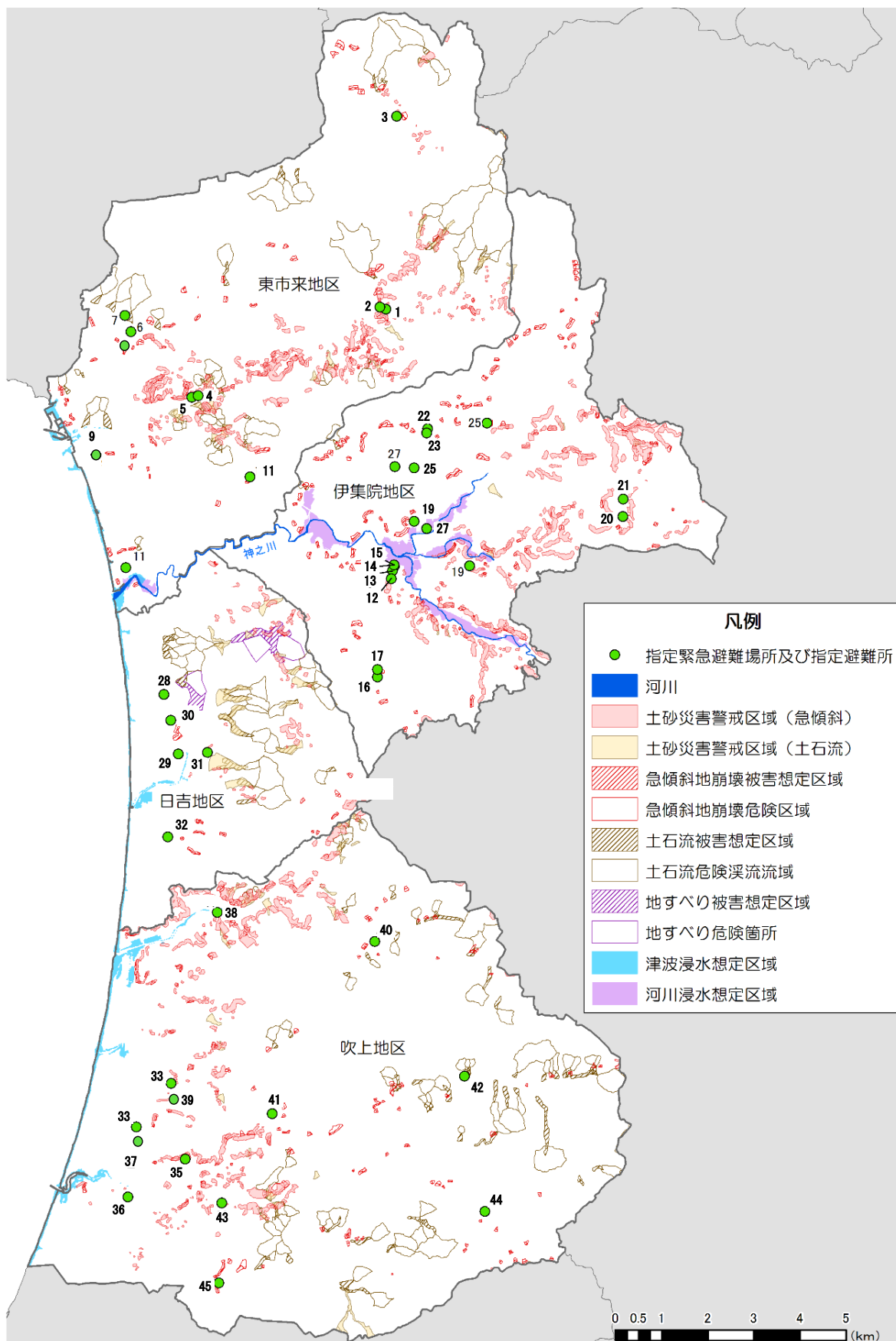
※Wi-Fiの整備を行っている避難所は、Noの数字に“○”をつけて表示 合計：35避難所

地域	No.	開設優先度				避難所	住所	電話番号	収容人数	標高(m)
		1	2	3	4					
東市来	①			○		上市来地区公民館	東市来町養母11393-1	099-274-3665	156	129.7
	②				○	上市来小学校体育館	東市来町養母11421	099-274-9302	258	108.4
	③			○		高山地区公民館	東市来町養母15819-4	099-274-9856	207	209.7
	④				○	鶴丸小学校体育館	東市来町長里165-2	099-274-2103	319	39.3
	5		○			東市来保健センター	東市来町長里185	099-274-2111	86	37.4
	6				○	東市来総合福祉センター	東市来町湯田3264	099-274-6565	175	25.4
	⑦			○		湯田地区公民館	東市来町湯田3299-1	099-274-2863	92	27.2
	⑧				○	湯田小学校体育館	東市来町湯田4042-3	099-274-2043	367	29.1
	⑨			○		伊作田地区公民館	東市来町伊作田4318	099-274-9870	116	9.8
	⑩			○		美山地区公民館	東市来町美山1690-4	099-274-4370	65	95.7
伊集院	⑪				○	伊集院中学校体育館	伊集院町下谷口1547	099-273-4851	792	102.1
	⑫				○	伊集院武道館	伊集院町下谷口1786	099-273-2111	304	79.4
	⑬				○	伊集院小学校体育館	伊集院町下谷口1836-1	099-273-4852	378	76.8
	⑭				○	伊集院地区公民館	伊集院町下谷口1857	099-273-0315	113	78.8
	⑮				○	飯牟礼地区公民館	伊集院町飯牟礼910	099-273-1632	64	152.9
	⑯				○	飯牟礼小学校体育館	伊集院町飯牟礼1049-1	099-273-2580	304	153.0
	17				○	鹿児島城西高等学校体育館	伊集院町清藤1938	099-273-1234	465	139.1
	18				○	伊集院高等学校体育館	伊集院町郡1984	099-273-2195	592	75.1
	⑰				○	土橋中学校体育館	伊集院町土橋1350	099-273-9230	305	168.7
	⑳				○	土橋小学校体育館	伊集院町土橋1377	099-273-9331	277	176.8
	㉑				○	伊集院北地区公民館	伊集院町下神殿1147-1	099-273-0769	96	87.5
	㉒				○	伊集院北中学校体育館	伊集院町下神殿1154	099-272-4996	305	82.8
	㉓				○	伊集院北小学校体育館	伊集院町下神殿1995-1	099-273-0653	321	94.9
	㉔				○	妙円寺小学校体育館	伊集院町妙円寺1-112	099-273-1822	366	141.4
	㉕				○	妙円寺地区公民館	伊集院町妙円寺1-2200-793	099-272-4550	274	130.2
日吉	㉖	○				日置市中央公民館	伊集院町郡一丁目100	099-273-1919	752	73.8
	㉗				○	日新地区公民館	日吉町山田308-2	099-292-2312	106	34.9
	㉘				○	日吉中央公民館	日吉町日置377-1	099-292-2111	207	13.7
	29		○			日吉老人福祉センター	日吉町日置1132-1	099-292-2321	901	29.6
	30				○	日吉研修棟（せつぺとべひよし館）	日吉町日置5302	099-292-2277	88	24.0
吹上	㉙				○	吉利地区公民館	日吉町吉利4329	099-292-3615	222	16.4
	㉚				○	吹上浜公園体育館	吹上町中原1353-2	099-296-3077	1,142	33.6
	㉛				○	吹上中学校体育館	吹上町中原1691	099-296-2009	390	46.4
	㉜		○			吹上中央公民館	吹上町中原2568	099-296-2124	272	11.7
	㉝				○	吹上地区公民館	吹上町入来290	099-296-2083	60	11.7
	36				○	吹上高等学校体育館	吹上町今田1003	099-296-2411	540	37.5
	㉞				○	永吉地区公民館	吹上町永吉5947	099-297-2005	106	6.3
	㉟				○	花田小学校（校舎）	吹上町田尻239	099-296-2149	105	29.2
	39				○	坊野防災備蓄倉庫	吹上町田尻4710-5	099-296-2111	25	62.2
	㊱				○	野首地区公民館	吹上町田尻6037-1	099-296-2127	69	79.3
	㊲				○	藤元地区公民館	吹上町与倉3127-8	099-296-2896	79	126.9
	42				○	吹上勤労者体育センター	吹上町湯之浦629-8	099-296-2115	262	14.0
	㊳				○	平鹿倉地区公民館	吹上町湯之浦5356-6	099-296-2889	29	296.6
	㊴				○	和田小学校（校舎）	吹上町和田2104	099-296-2134	103	26.3
	45				○	鹿児島県立農業大学校	吹上町和田1800	099-245-1071	198	53.9
合計									12,453	

※伊集院地区公民館は神之川の浸水想定災害の場合は優先度1とする。

4-1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定避難等に関する資料状況

■指定緊急避難場所（全災害を対象）及び指定避難所位置図



資料: 国土数値情報(行政区域)、鹿児島県土木部河川課(神之川浸水想定区域・土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域)

4-1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定避難等に関する資料状況

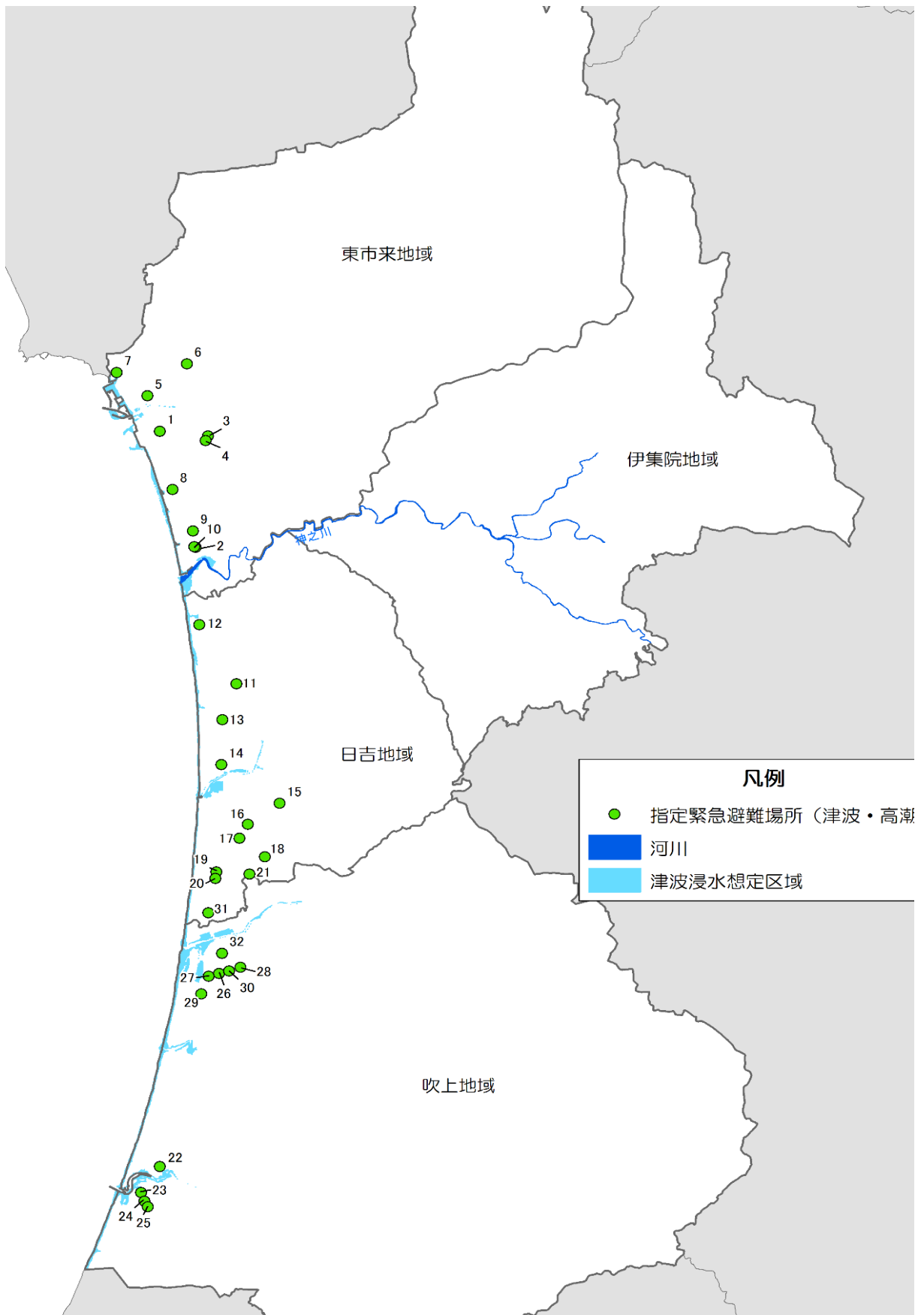
(2) 指定緊急避難場所（津波・高潮）

地域	No.	避難場所	所在地	対象自治会	収容人数	標高
東市来 (9)	1	伊作田地区公民館※	日置市東市来町伊作田4318番地	江口	300	9.8
	2	川原記念館	日置市東市来町神之川78番地1	南神之川	120	19.7
	3	赤崎公民館	日置市東市来町湯田591番地	赤崎	100	15.5
	4	東市来総合運動公園	日置市東市来町伊作田1037番地2	平迫比良	100	80.3
	5	川北慰霊堂上方国道270号バイパス	日置市東市来町伊作田1443番地先	川北	300	19
	6	中伊作田公民館	日置市東市来町伊作田3787番地2	中伊作田	50	19.3
	7	中伊作田運動広場	日置市東市来町伊作田4094番地	中伊作田	200	34.8
	8	永山公民館	日置市東市来町伊作田6678番地	永山	35	14.4
	9	鉦口運動広場	日置市東市来町伊作田7273番地	鉦口	40	16
	10	神之川公民館	日置市東市来町神之川83番地1	神之川	40	14.8
日吉 (11)	11	吉利地区公民館※	日置市日吉町吉利4329番地	中区	222	16.4
	12	旧成田商店前	日置市日吉町神之川661番地5付近	二潟	80	14.4
	13	帆之港公民館	日置市日吉町日置166番地1	帆之港	160	20.4
	14	西郷公民館	日置市日吉町日置695番地	西郷	150	20.6
	15	日新公民館	日置市日吉町日置2006番地2	日新	500	34.9
	16	吉利酪農会館広場	日置市日吉町吉利901番地3	中区	150	29.5
	17	池王神社	日置市日吉町吉利1229番地1	南区	100	30.5
	18	南区公民館	日置市日吉町吉利1350番地	南区	140	21.7
	19	旧八重倉縄屋付近広場	日置市日吉町吉利2204番地5	南区	210	40.1
	20	迫牧場付近広場	日置市日吉町吉利2925番地1	中区	100	56.8
	21	北区公民館	日置市日吉町吉利5288番地2	北区	300	38.7
吹上 (11)	22	正ちゃん前	日置市日吉町吉利1589番地付近	浜田	50	25.3
	23	若宮神社	日置市吹上町入来3853番地1	入来浜	100	18.6
	24	青屋墓地	日置市吹上町入来3911番地	入来浜	200	31
	25	青屋防火水槽付近市道	日置市吹上町入来4060番地2	入来浜	200	22.3
	26	自転車道休憩場	国有林内(吹上砂丘荘下)	入来浜	30	15.7
	27	小野浜の高台	日置市吹上町小野1256番地1付近	下草田	50	15.1
	28	塩入橋バス停上方農道	日置市吹上町永吉3166番地3	下草田	10	18.1
	29	龍泉寺駐車場	日置市吹上町永吉3533番地2	下草田	60	12.1
	30	下草田公民館上方農道	日置市吹上町永吉3567番地	下草田	20	22.4
	31	原口班ゴミステーション周辺	日置市吹上町永吉3626番地1付近	下草田	50	23.5
	32	浜田分団車庫前	日置市吹上町永吉4775番地7付近	浜田	100	22.2

※指定避難所と重複

4-1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定避難等に関する資料状況

■指定緊急避難場所（津波・高潮）位置図



資料：国土数値情報（行政区域）、鹿児島県土木部河川課（津波浸水想定区域）

4-2 孤立化集落対策マニュアル

孤立化集落対策マニュアル

1 目的

- 豪雨や地震等による道路交通や通信の途絶などにより孤立化するおそれのある集落については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置など情報収集体制の整備を図るとともに、万が一孤立化した場合には、防災関係機関の連携により被災状況の早期把握や地域住民の救出・救助等の災害応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。
- このため、県において、孤立化の未然防止と応急対策の迅速な実施のための「マニュアル」を策定し、当該「マニュアル」に基づき、市町村及び県、防災関係機関等が一体となった取組みを促進することにより、地域住民の安全確保を図る。

2 孤立化集落対策

1 孤立化^{する}おそれのある集落の把握

(1) 市町村

豪雨や地震等の各災害事象を想定した上で、道路交通の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。

また、孤立化するおそれのある集落との通信手段について、事前の整備・確保に努める。

なお、把握に当たっては、下記の例を参考にするとともに、警察、消防、自衛隊、県地域振興局（建設部、農林水産部等）等防災関係機関からの意見も参考とする。

〔孤立化のおそれのある集落(例)〕

- 道路^{交通}の状況
 - 集落につながる道路において迂回路がない。
 - 集落につながる道路において落石や崩土等の発生が予想される道路災害の危険箇所（交通途絶予想箇所など）が存在し、交通途絶の可能性が高い。
 - 集落につながる道路において、橋梁等の道路構造物の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
 - 土石流やがけ崩れなど土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。
- ※ 道路については、四輪自動車が通行可能な道路とする。
- 孤立化するおそれのある集落との通信手段への影響について
 - 道路への崩土や倒木などの被災による架線の断線等によって、電話回線による通信手段が途絶する可能性が高い集落であるか否か。
 - 固定電話及び携帯電話以外の多様な通信手段が確保されていない集落であるか否か。

2 孤立化の未然・事前防止対策

孤立化を未然に防止するため、市町村、県及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取り組む。

また、孤立化の未然防止対策に必要な施策を推進するため、防災関係機関による連絡体制を整備し、平常時からの情報共有や訓練に努める。

(1) 市町村

- ・ 孤立化するおそれのある集落においては、集落の代表者（区長、班長、消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。

- ・ 集落が孤立化した場合、市町村など公共機関による救出・救助活動が始まるまでの間、集落内の地域住民が主体となって避難生活を過ごす可能性もある。

このため、集落における自主防災組織等において、平常時から、緊急連絡体制の整備、避難所運営訓練や防災訓練の実施、食料や飲料水、非常用電源などの備蓄の整備などが図られるよう、集落内の防災力の充実・強化に取り組む。

- ・ 集落内に学校や、警察、消防等の公共的機関、通信事業者、電気事業者等の防災関係機関がある場合は、それらの機関が所有する通信手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。

- ・ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。

- ・ 孤立化するおそれのある集落において、救出・救助活動や、食料や医薬品などの支援物資の搬入を行うため、ヘリコプターなど航空機の臨時の離着陸場（「防災対応離着陸場」という）を選定・確保（校庭、空き地、休耕田等の平地）し、平常時から消防や警察等とその場所や運用方法等について情報共有を図る。

(2) 道路管理者（県・市町村等）

- ・ 崩土や落石等の危険性がある箇所の法面对策や橋梁の耐震対策などについて、孤立化するおそれのある集落へのアクセスの確保に配慮の上、計画的に取り組む。

そのため、県、市町村等は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

- ・ 発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修等を含む）による道路啓開や応急復旧等を迅速に行うため、建設業団体や、インフラ事業者等との連絡体制の整備を図る。

(3) 通信事業者

- ・ 孤立化するおそれのある集落において、市町村等からの要請を踏まえ、固定電話を災害時優先電話として登録するとともに、孤立化防止のための衛星固定電話及び衛星携帯電話の配置などについて配慮する。

3 孤立化した場合の対応

(1) 市町村

- ・ 孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、防災関係機関と連携を図り、地域住民の健康状態や、集落内の電気・水道・ガス等のライフラインの被害状況などの調査を行い、緊急的な救出・救助が必要な状況であるか把握に努める。

- ・ 孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合、県に対して、孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。

- ・ 道路等の被災状況により、孤立化の状況が長期に及ぶおそれがある場合、集落内での避難所の開設や、集落内で当面生活していくための飲料水・食料、非常用発電機等

4-3 道路表（避難避難等に関する資料路）

の日常生活に必要な物資を確保する。

- ・ また、孤立化した集落内のライフラインなどの生活環境が確保できない場合には、地域住民の要望等も踏まえ、集落外の避難所の確保を図り、防災関係機関と連携の上、地域住民を避難させる。
- ・ その他必要な対策について、防災関係機関等と連携を図りながら、迅速に実施する。

(2) 県

- ・ 市町村からの孤立している集落の発生情報の提供を受けて、消防や警察、自衛隊、国等と連携を図りながら、ヘリコプター等を活用した上空からの被害状況調査や、県職員の市町村役場への派遣（リエゾン）等による孤立化した集落内の状況把握（支援物資の要請や救急患者の搬送の有無など）を実施し、必要に応じて、救急患者の搬送や各般の応急措置を実施する。
- ・ 孤立化の要因となっている道路等の被災状況や、地域住民の健康状態等に応じて、自衛隊への災害派遣要請や、その他防災関係機関への協力要請、県市町村間の災害時相互応援協定に基づく近隣市町村への応援要請を行う。
- ・ 放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。

(3) 道路管理者（県、市町村）

- ・ 道路管理者（県、市町村）は、国や建設業団体等と連携し、早期の道路啓開等の作業を実施するとともに、通行規制情報を適宜、提供する。
- ・ 道路管理者（県、市町村）は、道路の被災状況や地域の実情等により、道路管理者での道路啓開の実施が困難であると判断した場合は、国等の関係機関に道路啓開の支援等を要請する。

(4) 通信事業者

- ・ 通信事業者は、被災による架線の断線や携帯電話基地局の被害により、通信が確保できない場合、様々な手段で応急復旧作業を速やかに実施する。
- ・ 通信事業者は、孤立化した集落との通信手段を確保するため、自社が保有している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに、避難所等に衛星通信対応の特設公衆電話を設置する。
- ・ 通信事業者は、応急復旧作業が長期化するおそれのある場合、自社の保有する移動型基地局（車載型基地局、船上基地局など）を活用し、孤立化した集落における通信手段の確保を図る。

(5) 警察

- ・ 警察は、孤立化した集落における地域住民の安否確認、行方不明者の搜索、救出・救助を実施するとともに、道路管理者と連携を図りながら、集落への緊急交通路の確保を図る。

(6) 自衛隊

- ・ 自衛隊は、県からの災害派遣要請に基づき、ヘリコプターなど航空機による被災状況の把握、孤立化した集落における地域住民の救出・救助、安否確認等を実施するとともに、避難所等における炊飯支援や給水活動、物資の輸送等を実施する。

(7) その他防災関係機関

- ・ その他防災関係機関は、県や市町村からの協力要請があった場合、被災状況の把握、孤立化した集落からの地域住民の救出・救助、資器材の輸送等の災害応急対策の実施を図る。

4-3 道路表（避難避難等に関する資料路）

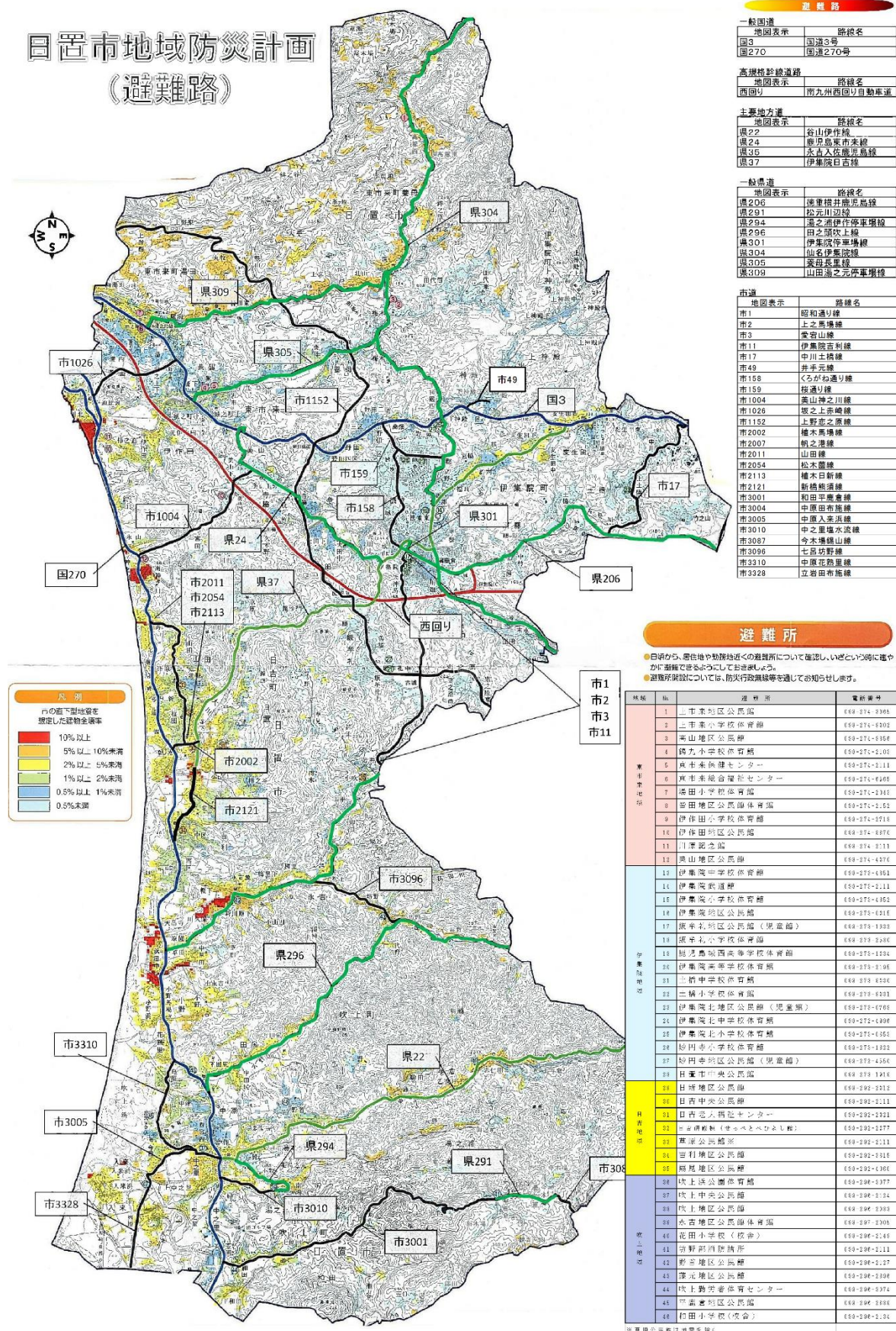
4-3 道路表（避難路）

高規格幹線道路		主要地方道		市道	
南九州西回り自動車道		県 22	谷山伊作線	市 1	昭和通り線
		県 24	鹿児島東市来線	市 2	上之馬場線
		県 35	永吉入佐鹿児島線	市 3	愛宕山線
		県 37	伊集院日吉線	市 11	伊集院吉利線
				市 17	中川土橋線
				市 49	井手元線
				市 158	くろがね通り線
一般国道		一般県道		市 159	桜通り線
国 3	国道 3 号	県 206	徳重横井鹿児島線	市 1004	美山神之川線
国 270	国道 270 号	県 291	松元川辺線	市 1026	坂之上赤崎線
		県 294	湯之浦伊作停車場線	市 1152	上野恋之原線
		県 296	田之頭吹上線	市 2002	植木馬場線
		県 301	伊集院停車場線	市 2007	帆之港線
		県 304	仙名伊集院線	市 2011	山田線
		県 305	養母長里線	市 2054	松木藺線
		県 309	山田湯之元停車場線	市 2113	植木日新線
				市 2121	新橋熊須線
				市 3001	和田平鹿倉線
				市 3004	中原田布施線
				市 3005	中原入来浜線
				市 3010	中之里塩水流線
				市 3087	今木場錫山線
				市 3096	七呂坊野線
				市 3310	中原花熟里線
				市 3328	立岩田布施線

4-4 避難路避難等に関する資料線図

4-4 避難路線図

日置市地域防災計画
(避難路)



4-5 避難指示等の種類と実施責任者

(1) 避難指示等の種類

警戒レベル	類型	発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル 3	高齢者等避難	・ 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。 ・ 氾濫警戒情報 ・ 洪水警報 ・ 洪水警報の危険度分布（警戒） ・ 大雨警報（土砂災害） ・ 土砂災害に関するメッシュ情報（警戒） など	・ 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・ その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以降の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・ 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
警戒レベル 4	避難指示	・ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。 ・ 氾濫危険情報 ・ 洪水警報の危険度分布（非常に危険） ・ 土砂災害警戒情報 ・ 土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険） ・ 土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険） など ・ 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 ・ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。	・ 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・ 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所、より安全な建物等）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」（屋内のより安全な場所へ移動）を行う。 ・ 既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状態となっており、避難の準備や判断の遅れ等により、立退き避難を躊躇していた場合は、緊急に避難する。 ・ 指定緊急避難場所への立退きのかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難

4-5 避難指示等の種類と実施責避難等に関する資料任者

			や、「屋内安全確保」を行う。 ・ 津波避難については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市長からの避難指示の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。
警戒レベル 5	緊急安全確保	・ 人的被害の発生した状況。 ・ 何らかの災害が既に発生している可能性が極めて高い状況。 ・ 氾濫発生情報 など	・ 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。

※津波については、情報収集や総合的な判断時間を費やすことが避難指示等の発令の遅れにつながる危険があるため、「強い地震（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合」又は「津波警報等を覚知した場合」は避難指示を直ちに発令することとする。

4-5 避難指示等の種類と実施責任者等に関する資料

(2) 避難指示等の実施責任者

指示等の区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
指示	市長	災害対策基本法第60条	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため、とくに必要があると認めた時	避難のための立ち退き、立ち退き先の指示（知事に報告）
	警察官	災害対策基本法第61条	災害全般	①同上において市長が指示できないと認めた時 ②同上において市長から要求があった時	避難のための立ち退き、立ち退き先の指示（市長に通知）
	知事（その命を受けた県職員）市長	水防法第29条	洪水	洪水により、危険が切迫していると認められる時	必要と認められる区域内の居住者に避難のための立ち退きを指示（市長の時は当該区域を所管する警察署長に通知）
	知事（その命を受けた県職員）	地すべり等防止法第25条	地すべり	地すべりにより危険が切迫していると認められる時	同上（当該区域を所管する警察署長に通知）
	警察官	警察官職務執行法第4条	災害全般	人命又は身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において、とくに急を要する場合	関係者に警告を発し、又は危害防止の措置を命じ、及び危害を受けるおそれのある人を避難させる（公安委員会に報告）。
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般	同上的場合において、警察官がその場にはいない時に限り、災害派遣を命ぜられた自衛官について警察官職務執行法第4条の規定が適用される。	関係者に警告を発し、管理者を命ずる等又危害を受けるおそれのある人を避難させる（公安委員会に報告）。
警戒区域の設定による立ち入り制限、退去命令	市長	災害対策基本法第63条第1項	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人命又は身体に対する危険を防止するため、警戒区域を設定したとき	災害応急対策従事者以外の人の立ち入り制限、警戒区域からの退去命令
	警察官	災害対策基本法第63条第2項	災害全般	同上的場合において ①市長又は委任を受けた市の吏員が現場にいないとき ②市長が要求したとき	同上（市長に報告）
	水防団長 水防団員 消防吏員	水防法第21条第1項	洪水等	水防上緊急の必要があるため警戒区域を設定したとき	区域への立ち入り禁止・制限又は区域からの退去命令
	警察官	水防法第21条第2項	洪水等	同上的場合において水防団長等が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき	同上
	消防吏員 消防団員 警察官	消防法第28条第1項第2項	火災	火災について消防警戒区域を設定したとき	同上

5 気象観測等に関する資料

5-1 雨量観測所

流域 河川名	観測所名	位置	雨量計種別	管理者 (所属)	備考
大里川	東市来地域気象観測所	東市来町湯田	アメダス	鹿児島地方気 象台長	
江口川	東市来支所	東市来町長里	テレメータ	県河川課長	I S
神之川	鹿児島地域振興局建設部日置支所	伊集院町下谷口	テレメータ	県河川課長	I S
神之川	日置市役所	伊集院町郡一丁目	自記	日置市長	
神之川	日置市消防本部	伊集院町徳重	自記	日置市長	
伊作川	吹上支所	吹上町中原	自記	県河川課長	I S
—	国道3号中川雨量観測所	伊集院町中川	テレメータ	鹿児島国道事 務所長	
—	国道3号美山雨量観測所	東市来町美山字深田	テレメータ	鹿児島国道事 務所長	
—	与倉	吹上町与倉	テレメータ	県砂防課長	L S
—	日吉支所	日吉町日置	自記	県河川課長	I S
永吉川	永吉ダム	吹上町永吉 9689	テレメータ	日置市長	

アメダス： 地域気象観測システム（テレメータ方式）により、アメダスセンターを経て、鹿児島地方気象台に配信される。

テレメータ： 雨量や水位などの観測データを無線回線等により監視局へ収集する。（テレメータには、別途自記雨量計及びデジタル雨量計を併設するものを含む。）

I S： H8～H10『鹿児島県河川情報システム』による整備（テレメータ化を含む。）

L S： H10～H12『鹿児島県土砂発生予測システム』による整備

5-2 水位観気象観測等に関する資料測所

5-2 水位観測所

河川名	観測所名	位置	水位				水位計 種別	管理者 (所属)	備考
			平常 (m)	水防団 待機 (m)	はん濫 注意 (m)	はん濫 危険 (m)			
江口川	大川橋	東市来町養母	0.4	1.2	1.8	2.4	普通	地域振興 局建設部	
江口川	長里橋	東市来町長里	0.1	2.1	3.1	4.2	普通	日置市長	
江口川	舟橋	東市来町長里	—	—	—	—	危機管理型	県河川課	I S
大里川	湯之元橋	東市来町湯田	0.2	1.8	2.6	3.5	テレメータ	県河川課	I S
神之川	荒瀬橋	伊集院町徳重	—	2.26	2.75	3.34	テレメータ	県河川課	I S
神之川	記念橋	伊集院町徳重	0.2	1.8	2.6	3.5	自記	地域振興 局建設部	
長松川	文化橋	伊集院町猪鹿倉	—	—	—	—	危機管理型	県河川課	I S
大川	八幡橋	日吉町日置	0.2	1.8	2.7	3.6	自記	日置市長	
大川	八幡橋	日吉町日置	—	—	—	—	危機管理型	県河川課	I S
伊作川	長田橋	吹上町中原	0.2	1.9	2.9	3.8	自記	地域振興 局建設部	
伊作川	楠元橋	吹上町中原	—	—	—	—	危機管理型	県河川課	I S
永吉川	大橋	吹上町永吉	0.1	1.9	2.9	3.8	自記	日置市長	
永吉川	永吉橋	吹上町永吉	—	—	—	—	危機管理型	県河川課	I S
小野川	和気橋	吹上町田尻	—	—	—	—	危機管理型	県河川課	I S

I S : H8～H10、H24～『鹿児島県河川情報システム』による整備（テレメータ化を含む。）

水防団待機： 水防団が出動のために待機する水位

はん濫注意： 避難準備情報等の発令判断の目安、住民のはん濫に関する情報への注意喚起、水防団への出動の目安

はん濫危険： 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫のおそれがある水位

＜参考＞市水位観測器設置位置

河川名	観測所名	位置	種別
江口川	舟橋	東市来町長里	テレメータ
大里川	湯田橋	東市来町湯田	テレメータ
神之川	神之川橋	東市来町神之川	テレメータ

5-3 永吉ダム観測等施設

(1) 観測すべき事項と回数

観測すべき事項		観測施設		観測回数
事項	名称	位置	構造対能力	
雨量	ダム雨量局	永吉ダム管理事務所	有線式テレメーター	通常時 1 時間ごと、洪水時、洪水警戒時においては 10 分ごとに 1 回
	角免雨量局	鹿児島市直木町字角免	無線式テレメーター	
	入佐雨量局	鹿児島市入佐町字太下	無線式テレメーター	
水位、流量	ダム水位局	永吉ダム管理事務所	有線式テレメーター	
	田之頭水位局	鹿児島市直木町字田之頭	無線式テレメーター	
	七呂水位局	日置市吹上町永吉字七呂	無線式テレメーター	
	中和田水位局	日置市吹上町永吉字中和田	無線式テレメーター	
各局数値	統制局	永吉ダム管理事務所	テレメーター	
ゲート開度	開度計	永吉ダム管理事務所	電動操作(遠方・現場)	全閉、全開及びストップ時

(2) 観測又は測定をすべき事項と回数

観測又は測定をすべき事項		観測又は測定の回数
気象	ダム地点における天気、気圧、気温、相対湿度、風速及び風向	毎日
水象	使用水量及び貯水池の結氷の状態	毎日
ダムの状況	温度、応力、変形及び揚圧力	少なくとも毎四半期 1 回
	漏水量	少なくとも毎月 1 回
貯水池内及びその末端付近の堆砂の状況		少なくとも毎年度 1 回

5-4 気象情報等の種類と概要

(1) 鹿児島地方気象台が発表する注意報・警報

種 類		発 表 基 準
注 意 報	気象注意報	風雪注意報
		風雪により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。 具体的には次の条件に該当する場合
		雪を伴い平均風速 12m/s 以上が予想される場合
		強風注意報
		強風により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。 具体的には次の条件に該当する場合
		平均風速 12m/s 以上が予想される場合
		大雨注意報
		大雨により災害が起こるおそれが予想される場合に行う。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合
		表面雨量指数基準 11
		土壌雨量指数基準 96
		大雪注意報
		大雪により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。 具体的には次の条件に該当する場合
		24 時間降雪の深さが平地 3 cm 以上、山地 5 cm 以上が予想される場合
		濃霧注意報
		濃霧により交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。 具体的には視程が陸上で 100m 以下又は海上で 500m 以下になると予想される場合
		雷注意報
		落雷等により被害が予想される場合
		乾燥注意報
		空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合
		最小湿度が 40% 以下で、実効湿度が 65% 以下になると予想される場合
		着氷（雪）注意報
		着氷（雪）により著しく通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合
		大雪注・警報の条件下で気温が－2℃～＋2℃、湿度が 90% 以上と予想される場合
		霜注意報
		霜により農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合
		11 月 30 日までの早霜、3 月 10 日以降の晩霜期に日最低気温が 4℃ 以下になると予想される場合
		低温注意報
		低温のため農作物に著しい被害が予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合
		冬期最低気温が海岸地方で－4℃ 以下、内陸部で－7℃ 以下と予想される場合、又は、夏期日平均気温が平年より 4℃ 以上低い日が 3 日続いた後さらに 2 日以上続くと予想される場合

5-4 気象情報等の種類と気象観測等に関する資料概要

種 類			発 表 基 準	
注 意 報	気象注意報	なだれ注意報	なだれが発生して災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合	
			積雪の深さ 100 cm以上であって、①気温 3℃以上の好天、②低気圧等による降雨、③降雪の深さ 30cm 以上のいずれかが予想される場合	
	※地面現象注意報	地面現象注意報	大雨・大雪による山くずれ、地すべり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合	
	高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について、一般の注意を喚起する必要があるとき。具体的には次の条件に該当する場合	
			潮位(T.P 上)	1.9m
	波浪注意報	波浪注意報	波浪・うねり等により災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には有義波高 2.5m 以上が予想される場合	
※浸水注意報	浸水注意報	大雨・長雨等の現象に伴う浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。		
	洪水注意報	洪水注意報	津波、高潮以外による洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合 流域雨量指数基準 江口川流域＝9.2、神之川流域＝18.8、伊作川流域＝11.9、大里川流域＝8.8、野田川流域＝8.9、長松川＝6.4、下谷口川流域＝10.6 複合基準※1 江口川流域＝（7、9.2）、神之川流域＝（9、15.6）、大里川流域＝（11、7.7）、野田川流域＝（7,8.9） 指定河川洪水予報 ー による基準	
警 報	気象警報	暴風警報	暴風により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合	
			平均風速 20m/s 以上が予想される場合	
		暴風雪警報	暴風雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合	
			雪を伴い平均風速 20m/s 以上が予想される場合	
		大雨警報	大雨により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合	
			(浸水害) 表面雨量指数基準 24	
			(土砂災害) 土壌雨量指数基準 134	
		大雪警報	大雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合	
24 時間降雪の深さが平地 10 cm以上、山地 15 cm以上が予想される場合				

5-4 気象情報等の種類と気象観測等に関する資料概要

種 類			発 表 基 準	
警 報	※地面現象警報	地面現象警報	大雨・大雪等による山くずれ、地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	
	高潮警報	高潮警報	台風等による海面の異常上昇により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当する場合	
			潮位(T.P 上)	2.6m
	波浪警報	波浪警報	風浪・うねり等により重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には有義波高6 m 以上が予想される場合	
	※浸水警報	浸水警報	大雨・長雨等の現象に伴う浸水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。	
	洪水警報	洪水警報	津波、高潮以外による洪水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合 流域雨量指数基準 江口川流域＝11.6、神之川流域＝23.5、伊作川流域＝14.9、大里川流域＝11、野田川流域＝11.2、長松川＝9.1、下谷口川流域＝15.2 複合基準※1 江口川流域＝（11、10.4）、神之川流域＝（11、21.1）、大里川流域＝（11、10.8）、野田川流域＝（11、10） 指定河川洪水予報 — による基準	
記録的短時間大雨警報		記録的短時間大雨警報	数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨になると予想される場合 対象市	

(注) (ア) 発表基準欄に記載した数値は、鹿児島県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

(イ) ※この注意報・警報は、標題を出さないで、気象注意報、警報に含めて行う。

(ウ) 注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

(エ) 高潮注意報・高潮警報の基準潮位は東京湾平均海面（T. P）を使用する。なお、T. P は日本の陸地標高の基準面である。

(オ) 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す。気象庁ホームページを参照。

(カ) 流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数を示す。気象庁ホームページを参照。

(キ) 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す。気象庁ホームページを参照。

5-4 気象情報等の種類と気象観測等に関する資料概要

- (ク) 洪水の複合基準は（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。
- (ケ) 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しており、市内における基準値の最低値を示す。
1km四方毎の基準値については、気象庁ホームページを参照。
- (コ) 災害発生のおそれのある地域を指定できる場合には、一次細分区域と二次細分区域を指定して発表する。

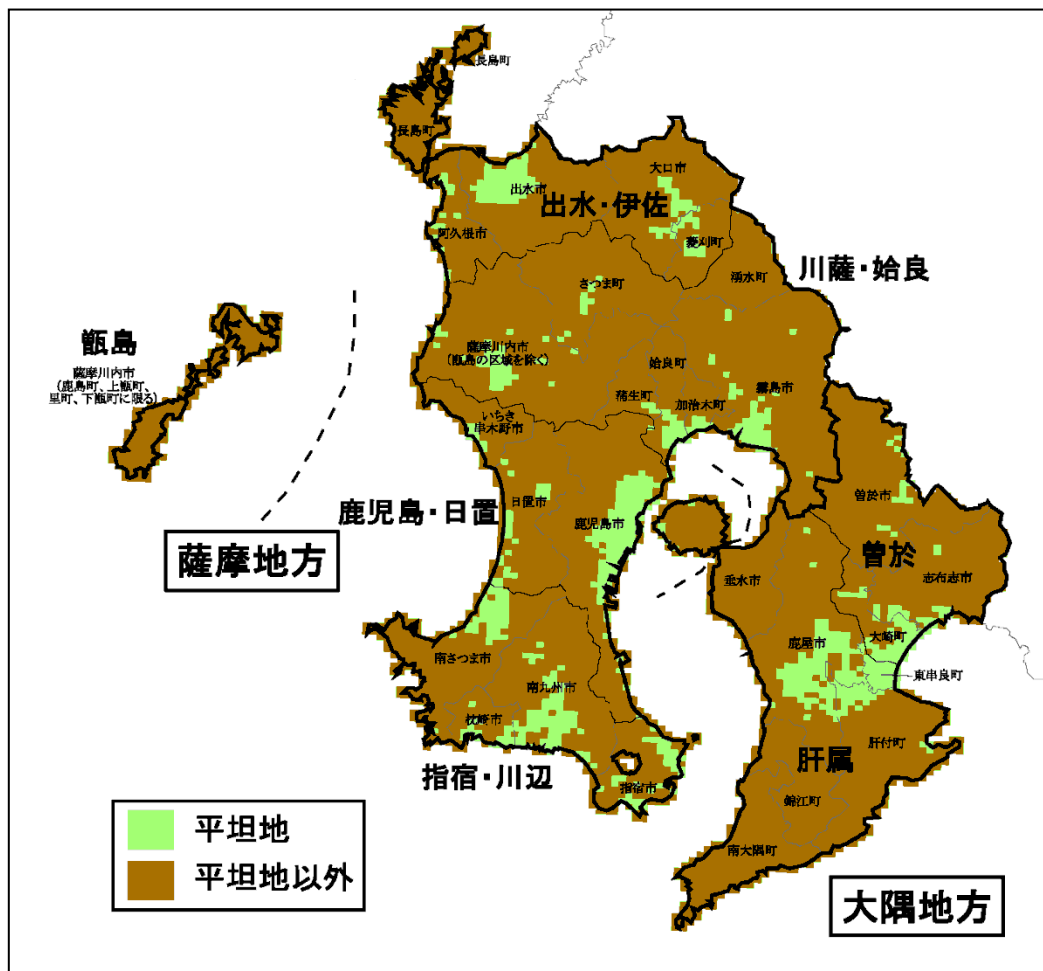
一次細分区域名	二次細分区域名	該当する市町村
薩摩地方	鹿児島・日置	日置市、鹿児島市、いちき串木野市

<参考>

土壌雨量指数： 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数： 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

■平坦地、平坦地以外の区分



5-4 気象情報等の種類と気象観測等に関する資料概要

(2) 特別警報の種類及び発表基準

現象の種類	基 準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年度に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により
高 潮	暴風が吹くと予想される場合
波 浪	高潮になると予想される場合
暴風雪	高波になると予想される場合
大 雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(3) 土砂災害警戒情報の概要

鹿児島地方気象台及び鹿児島県は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。

1) 発表機関

土砂災害警戒情報は、気象業務法、災害対策基本法により、鹿児島地方気象台と鹿児島県が共同で作成・発表する。

2) 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

3) 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、鹿児島県内全ての市町村を発表対象とする。

4) 土砂災害警戒情報の作成

市町村の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、分かりやすい文章と図を組み合わせ作成する。（「**■土砂災害警戒情報例**」参照）

5) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

(ア) 発表基準は、大雨警報発表中において、県が監視する基準（土砂災害発生予測情報システムの危険指標）と、気象台が監視する基準（土壌雨量指数の設定履歴順位）が、ともに超過すると予想されるときとする。

また、大雨警報の切り替え等各種情報を勘案して、より厳重な警戒を呼び掛ける必要があると認められる場合等には、両基準をともに超過していない時でも、県と気象台が協議のうえ土砂災害警戒情報を発表するものとする。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合には、鹿児島県土木部と鹿児島地方気象台は基準の取扱いについて協議するものとする。

(イ) 解除基準は、県が監視する基準と、気象台が監視する基準について、どちらかがその基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるとき又は大雨警報が解除されたときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数による雨量の推定貯留量の降下状況や土砂災害発生の情報等を鑑み、県と気象台が協議のうえ解除するものとする。

ただし、土砂災害警戒情報が解除されたときでも、斜面が緩んでおり崩壊等が起こりやすい状態にあるので、避難指示の解除に当たっては、斜面や溪流の状況を確認した後

に判断するものとする。

6) 土砂災害警戒情報の利用に当たっての留意点

(ア) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度を、降雨に基づいて判定しているが、雨の多少にかかわらず急傾斜地等が崩壊することもある。

したがって、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということ、また、がけ崩れなど表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としないということに留意すること。

(イ) 市長が行う避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流・斜面の状況や気象状況、県の土砂災害発生予測情報システムの雨量データ及び雨量状況による危険度を示す危険指標レベル1、2、3等も合わせて総合的に判断すること。

■土砂災害警戒情報例

鹿児島県土砂災害警戒情報 第号

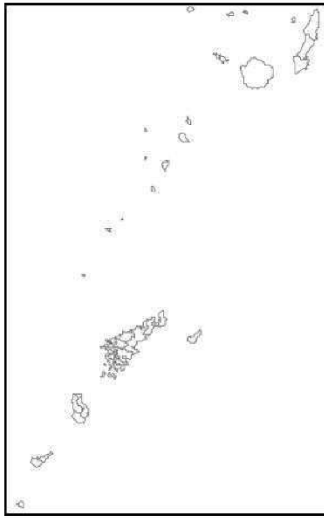
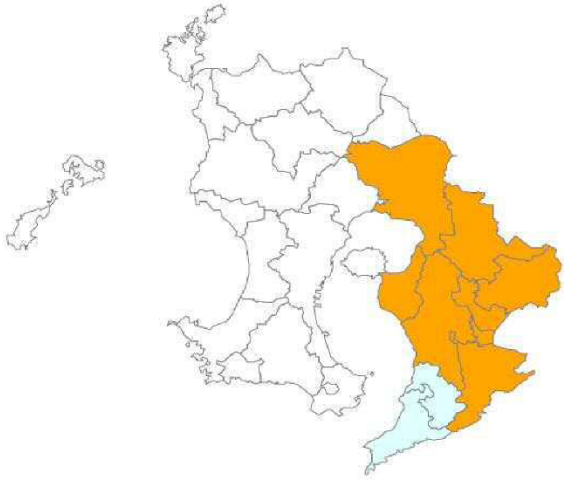
年月日 時分
鹿児島県 鹿児島地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】
霧島市* 鹿屋市 垂水市 東串良町 肝付町 曾於市* 志布志市* 大崎町*

【警戒解除地域】
錦江町 南大隅町

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】
 <概況>
 降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。
 <とるべき措置>
 崖や川の近くなど土砂災害の発生する恐れのある地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難勧告などの情報に注意してください。

警戒対象地域
 警戒解除地域

問い合わせ先
 099-286-3616 (鹿児島県土木部砂防課)
 099-250-9913 (鹿児島地方気象台観測予報課)

(4) 火災気象通報及び火災警報の概要

1) 火災気象通報

(ア) 発表機関及び伝達系統

火災気象通報とは、消防法に基づいて鹿児島地方気象台長が、気象状況が火災予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、その通報を受けたときは、直ちにそれを市町村長に通知しなければならない。

(イ) 発表基準

火災気象通報を行う場合の基準は、次のとおりである。

担当気象官署	火 災 気 象 通 報 の 基 準
鹿児島地方気象台	実効湿度 65%以下で、最小湿度が 40%を下り、かつ最大風速が 7 m/s を超える見込みのとき。

2) 火災警報

(ア) 発表機関

火災警報は、市長が火災気象通報の伝達を受けたとき、又はその他によって気象状況を知ったとき、その地域の条件等を考慮して必要な地域について発表する。

(イ) 発表基準

空気が乾燥し、かつ、風の強いとき等で、火災の危険が予想されるとき市が発表するものとし、具体的発表基準は次のような気象状況を考慮して、定めておく。

- ① 効湿度 65%以下又は最小湿度が 35%以下に下がる見込みのとき
- ② 均風速 12m/s 以上の風が吹く見込みのとき

(5) 地震及び津波に関する情報

1) 緊急地震速報

気象庁は、震度 5 弱以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表し、日本放送協会(NHK)に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能)全国瞬時警報システム(J-ALERT)経路による市町村の防災無線等を通して住民に伝達する。

なお、震度 6 弱以上揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。鹿児島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

なお、緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

2) 地震情報

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・ 震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名(全国を約 190 地域に区分:鹿児島県は、薩摩、大隅、甕島、種子島、屋久島、十島村、奄美北部、奄美南部の 8 地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・ 震度 3 以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下いずれかを満たした場合 ・ 震度 3 以上 ・ 大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・ 若干の海面変動が予想される場合 ・ 緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・ 震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・ マグニチュード 7.0 以上 ・ 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・ 震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度(震度 4 以上)を図情報として発表。

3) 大津波警報、津波警報、津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。

このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

■津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ 数値での発表	定性的表現 での発表	津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超		陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m	巨大	
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	（表記なし）	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

■津波警報・注意報と避難のポイント

- 震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始しましょう。
- 津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。直ちにできる限り避難しましょう。
- 津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。

5-4 気象情報等の種類と気象観測等に関する資料概要

- 津波は長い時間繰り返し襲ってきます。津波警報が解除されるまでは、避難を続けましょう。

4) 津波情報

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

■津波情報の種類と発表内容

情報の種類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを 5 段階（メートル単位）または 2 種類の定性的表現で発表 ※発表される津波の高さの値は、「■津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 - 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。 - 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 - 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。 - 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 - ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができて他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

■津波情報の留意事項等

津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

情報の種類	留意事項
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	- 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。 - 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場合によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
津波観測に関する情報	- 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。 - 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
沖合の津波観測に関する情報	- 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。 - 津波は非常に早く伝わり「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合がある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

5) 津波予報

(ア) 津波予報の発表基準と発表内容

津波情報の留意事項等地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

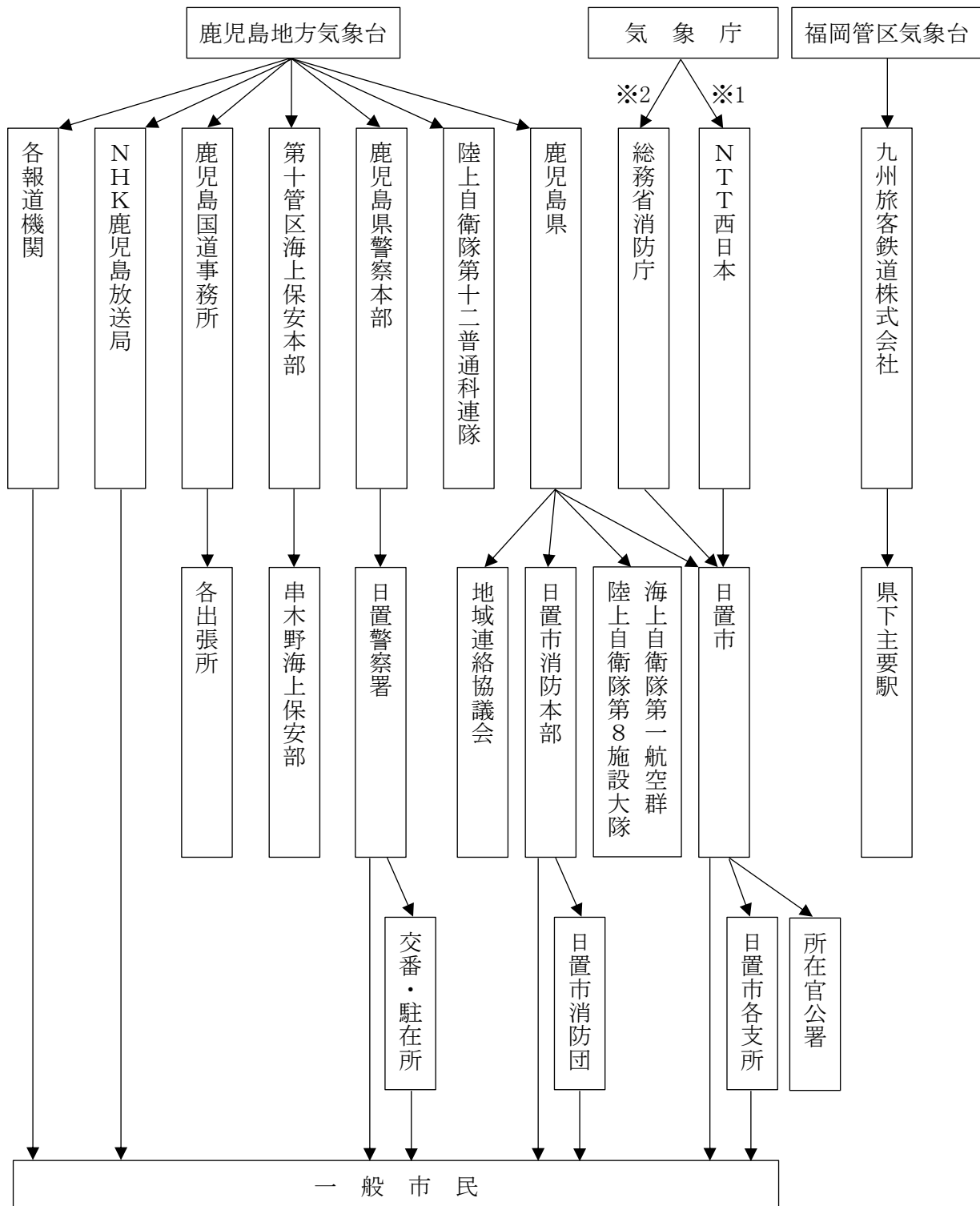
(イ) 津波予報区

鹿児島県の津波予報区は「鹿児島県東部」、「鹿児島県西部」、「種子島・屋久島地方」、「奄美群島・トカラ列島」の4つに分けられており、本市は「鹿児島県西部」に属する。

津波予報区	区域
鹿児島県東部	鹿児島県（佐多岬南端以北の太平洋沿岸に限る。）
鹿児島県西部	鹿児島県（佐多岬南端以北の太平洋沿岸、西之表市、奄美市、熊毛郡、大島郡、鹿児島郡の三島村及び十島村を除く。）
種子島・屋久島地方	鹿児島県（西之表市、熊毛郡及び鹿児島郡三島村に限る。）
奄美群島・トカラ列島	鹿児島県（奄美市、大島郡及び鹿児島郡十島村に限る。）

5-5 気象警報等の伝達系統

(1) 気象予警報等の伝達系統



(注) ※1 気象資料伝送システム（オンライン）特別警報・警報のみ伝達

※2 気象資料伝送システム（オンライン）

5-5 気象警報等の伝達気象観測等に関する資料系統

(2) 鹿児島地方気象台が通知する予警報等の種類と伝達方法及び形式

担当気象官署	種類 伝達先	特 別 警 報・警 報						注 意 報						火災気象通報	情 報	伝達方法	特別警報・警報・注意報の伝達形成	
		暴風	暴風雪	大雨・大雪	高潮	洪水 (警報のみ)	波浪	強風	風雪	大雨・大雪	高潮	洪水	波浪					警報のない注意報※
鹿児島地方気象台	NTT 西日本又は東日本	○*	○*	○*	○*	○*	○*									オンライン	全文	
	鹿児島県	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○	○	○*1	○	防災情報提供システム	〃
	第十管区海上保安部	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○	○		○	〃	〃
	鶴田ダム管理所	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○	○		○	〃	〃
	NHK鹿児島放送局	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○	○		○	〃	〃
	鹿児島県警察本部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	〃	〃
	川内河川・大隈河川国道・鹿児島国道事務所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	〃	〃

(注) 1 災害時及び通信障害時においては、伝達先の機関において気象官署に職員を派遣する等の方法によって、防災気象情報（警報・注意報を含む）の確保に努めるものとする。

2 *印の警報は通報の送受信者氏名及び時刻を確認し、記録しておくものとする。

3 水防活動用気象注意報・警報・水防活動用高潮注意報・警報、水防活動用洪水注意報・警報、それぞれ大雨注意報・警報、高潮注意報・警報、洪水注意報・警報をもって代えるものとする。

4 *1は鹿児島地方気象台を經由し、対象機関に通知される。

5 ※警報のない注意報（雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷、着雪）

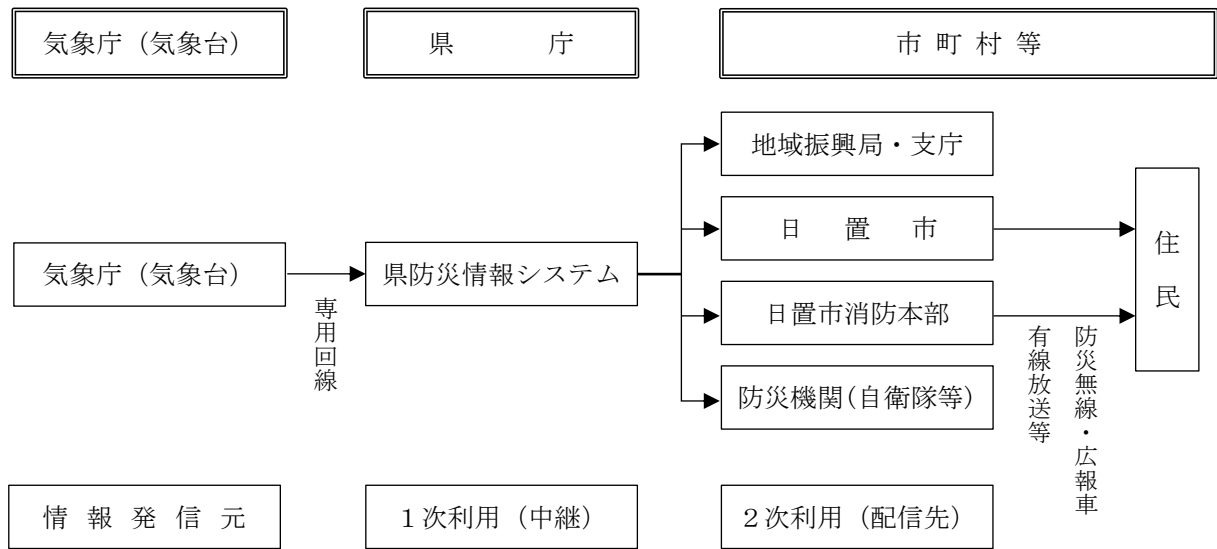
5-5 気象警報等の伝達気象観測等に関する資料系統

(3) 防災関係機関が伝達する予警報等の種類と伝達方法

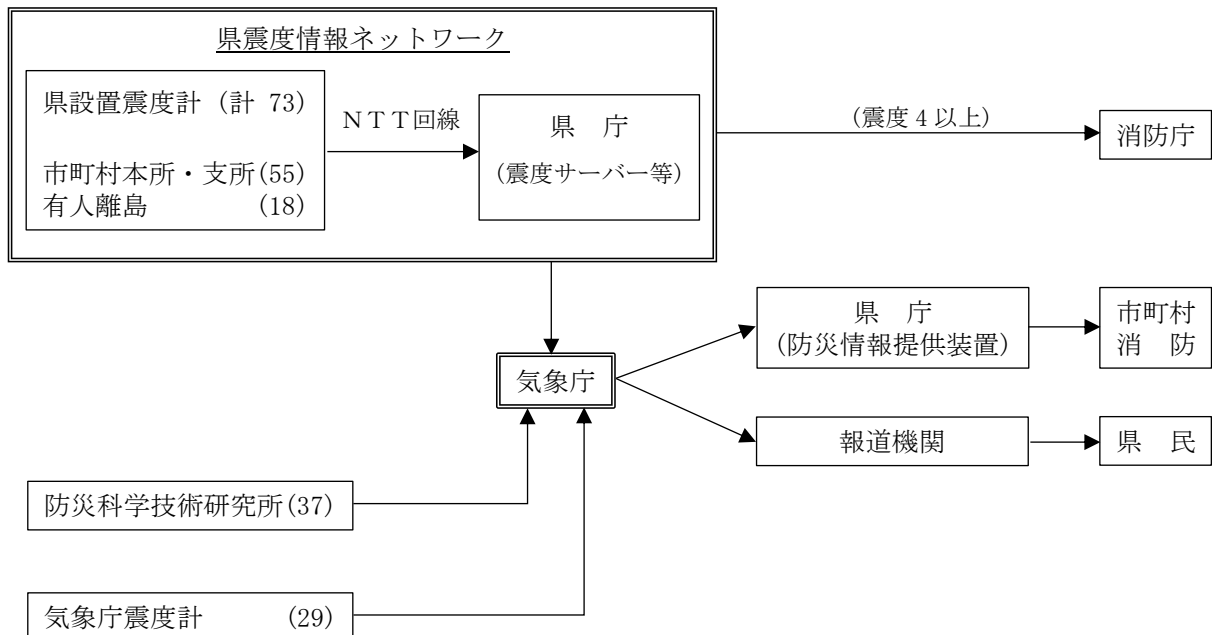
各機関の伝達先	伝 達 事 項														津波予報	伝達方式	伝達内容
	特 別 警 報・警 報							注 意 報									
	暴風	暴風雪	大雨・大雪	高潮	洪水(警報のみ)	波浪	その他	強風	風雪	大雨・大雪	高潮	洪水	波浪	その他			
川内川河川・ 大隈河川 国道事務所 →県							水防 ○									無線 FAX 又は 電話 FAX	全 文
第十管区 海上保安本部 (奄美海上保安部) →船舶	○	○	○	○		○	海上 ○								○	無線電話 その他	
N T T 西日本 又は東日本 →市町村	○	○	○	○	○	○									○	電話 F A X	全 文
鹿児島県 →市町村	○	○	○	○	○		水防 洪水 予報 ○	火災 通知 ○							洪水 予報 ○	無線 FAX 電話 FAX 加入電話 又 は 加入電報	全 文
NHK鹿児島 放送局 →一般	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	無線送電	全文略文 又 は 標題のみ
川内川河川・ 大隈河川 国道事務所・ 鹿児島气象台 →県・一般							洪水 予報 ○								洪水 予報 ○	無線 FAX 又 は 電話 FAX	全 文

(4) 地震・津波に関する情報の伝達系統

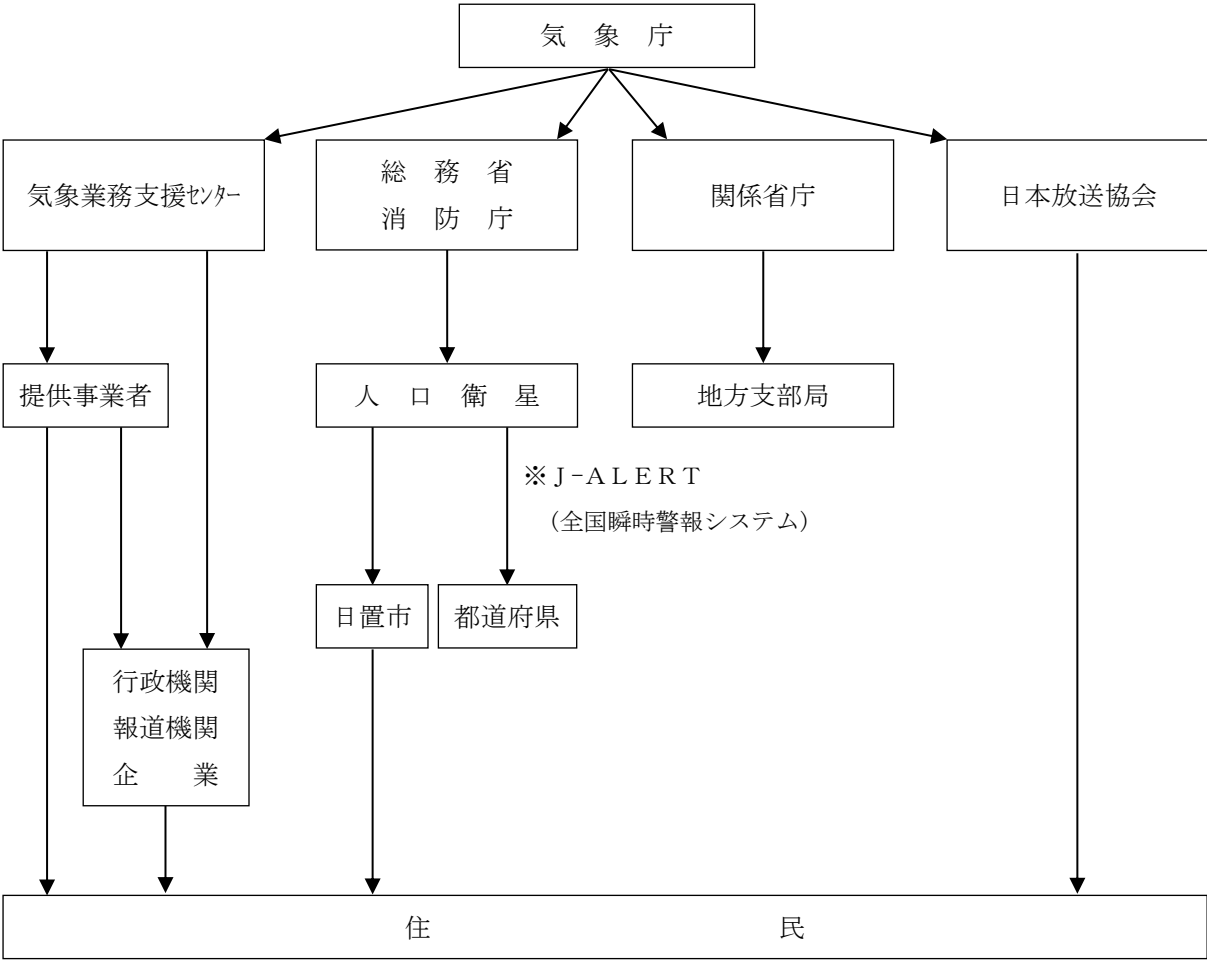
1) 気象情報自動伝達システムによる地震情報の伝達系統



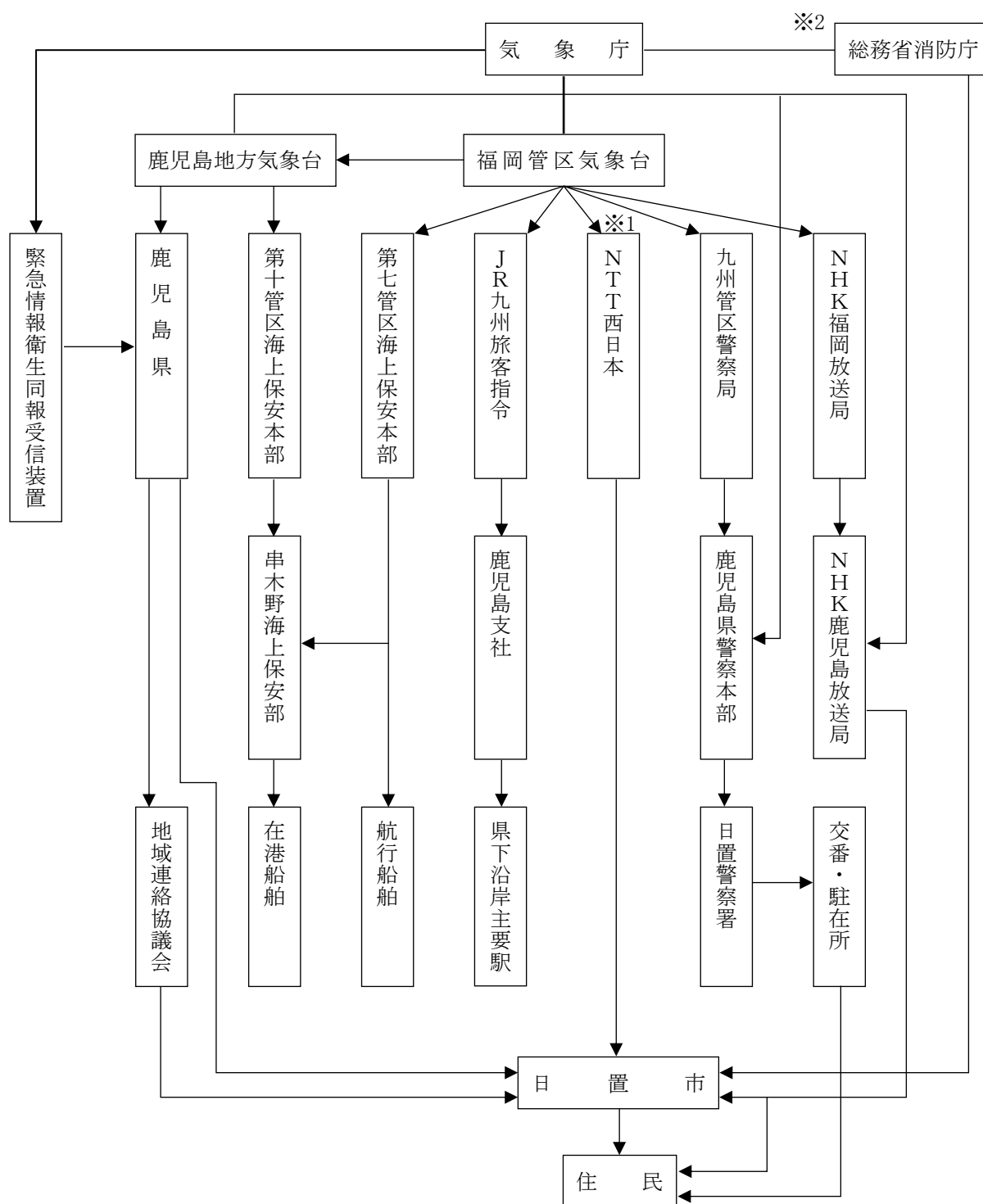
2) 震度情報ネットワークシステムによる地震情報の伝達系統



3) 緊急地震速報の伝達系統



4) 津波警報等の基本的伝達系統



3 ※2…気象資料伝送システム（オンライン）

6 通信に関する資料

6-1 防災行政無線等の整備状況

防災行政無線（同報系）は、親局（日置市役所本庁）・遠隔制御局（消防本部・各支所）から市内各所に設置された屋外拡声子局・戸別受信機等より住民の方へ一斉に情報伝達が可能なシステムです。さらに本市は、地域コミュニティ無線との接続も行っており、市役所から各家庭までの情報伝達手段を確保しています。

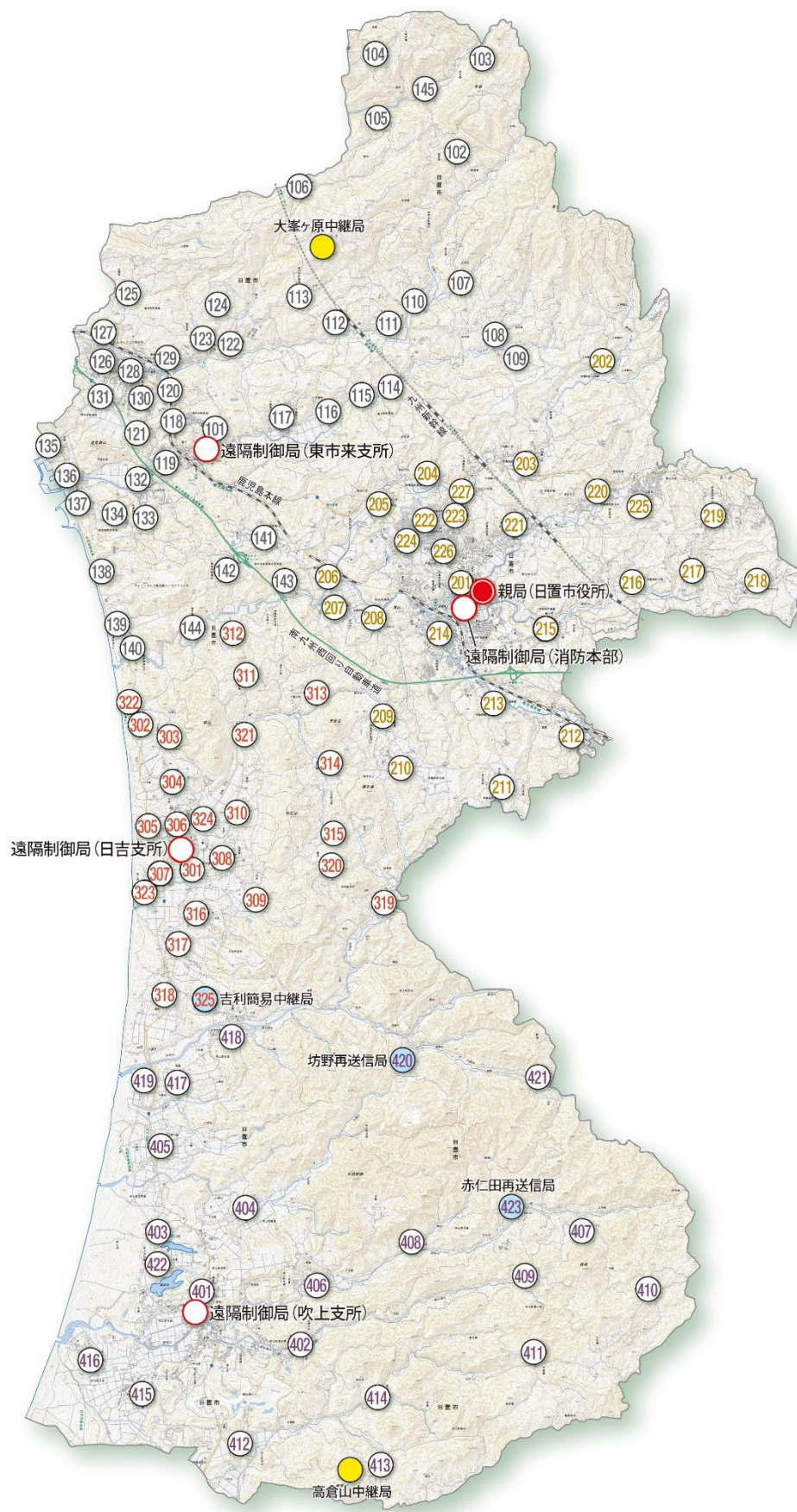
また、消防庁で運用・整備している全国瞬時警報システム（J-ALERT）と接続しており、弾道ミサイル情報・緊急地震速報・津波警報・噴火警報等は防災行政無線（同報系）を自動起動させる事により住民の方へ瞬時に情報伝達が可能なシステムとなっております。

災害時等に、固定電話・携帯電話等の一般公衆回線が通話規制・通話不能等の状況下においても確実に情報を伝達するために大きな力を発揮するシステムです。

設置場所	所在地	電話	局種	電波型式	目的
日置市役所	伊集院町郡一丁目 100 番地	099-273-2111	固定局	D7W	防災行政用
東市来支所	東市来町長里 87 番地 1	099-274-2111	固定局	D7W	防災行政用
日吉支所	日吉町日置 377 番地 1	099-292-2111	固定局	D7W	防災行政用
吹上支所	吹上町中原 2847 番地	099-296-2111	固定局	D7W	防災行政用
永吉ダム	吹上町永吉 9532 番地 1	099-296-2112	固定局	F 3 E F 2 D	水防用

6-2 同報無線設置箇所

防災行政無線（デジタル同報系）設備配備



6-2 同報無線設置通信に関する資料箇所

No.	東市来地域局名
101	東市来支所
102	高塚
103	桑木野
104	尾木場
105	野下
106	銚之谷
107	立和名
108	田代西
109	田代東
110	荻
111	北山
112	上床
113	大平
114	梅木
115	中野
116	元養母
117	下養母
118	杉之迫
119	城之町
120	紙屋敷
121	坂之上下
122	皆田東
123	皆田西
124	丸牧
125	上野
126	田之湯
127	向湯田
128	駅前
129	熊鷹山
130	グランド前
131	堀内
132	上伊作田
133	中伊作田
134	柿之迫
135	赤崎
136	川北
137	江口
138	鉾口
139	永山
140	神之川
141	美山
142	美山小学校
143	牧之角
144	宮田
145	郷戸

No.	伊集院地域局名
201	日置市役所
202	上神殿
203	下神殿
204	桑畑
205	野田
206	寺脇
207	大田下
208	大田上
209	大下
210	飯牟礼
211	恋之原
212	上方限
213	下方限
214	町中央
215	清藤
216	下土橋
217	上土橋
218	竹之山
219	中川
220	麦生田
221	郡
222	妙円寺
223	妙円寺 2
224	妙円寺 3
225	つつじヶ丘団地
226	妙円寺 4
227	妙円寺 5

No.	日吉地域局名
301	日吉支所
302	二潟
303	山田
304	日新
305	西郷
306	熊野
307	帆ノ港
308	八幡
309	柿の谷
310	諏訪
311	草原
312	川口
313	毘沙門
314	笠ヶ野
315	草見
316	北区
317	中区
318	南区
319	小吹
320	樗木
321	住吉
322	二潟海岸
323	帆之港海岸
324	寺下
325	吉利簡易中継

No.	吹上地域局名
401	吹上支所
402	北湯之元
403	亀原
404	中田尻
405	小野馬場
406	下与倉
407	上与倉
408	藤元
409	田之尻
410	日添
411	平鹿倉
412	中和田
413	瀬谷
414	助代
415	入来
416	入来浜
417	原園
418	新川原下
419	浜田後
420	坊野再送信
421	山手
422	ゆーぷる吹上
423	赤仁田再送信

6-3 移動局設置箇所

(廃止)

6-4 永吉ダム通信等施設

(1) 警報施設

名称	サイレン	放送	位置	構造及び能力
統制局	○	○	永吉ダム管理事務所	モーターサイレン 200V3.7KW スピーカー 100V150W
坊野警報局	○	○	吹上町永吉字坊野上	モーターサイレン 200V5.5KW スピーカー 100V200W
坊野下警報局	—	○	吹上町永吉字坊野下	スピーカー 100V200W
松下警報局	○	○	吹上町永吉字松下	モーターサイレン 200V7.5KW スピーカー 100V100W
梅里警報局	—	○	吹上町永吉字梅里	スピーカー 100V100W
中和田警報局	○	○	吹上町永吉字中和田	モーターサイレン 200V7.5KW スピーカー 100V100W

(2) 通信連絡施設

名称	位置	構造又は能力	備考
水防永吉基地	永吉ダム管理事務所	市役所 NTT 専用回線 (DA 128) 警報者 152.75MHz 帯 観測子局 71.76MHz 帯	
水防永吉ダム 1	警報車移動	152.57MHz 帯	
水防永吉ダム 2	日置市吹上支所	152.57MHz 帯	

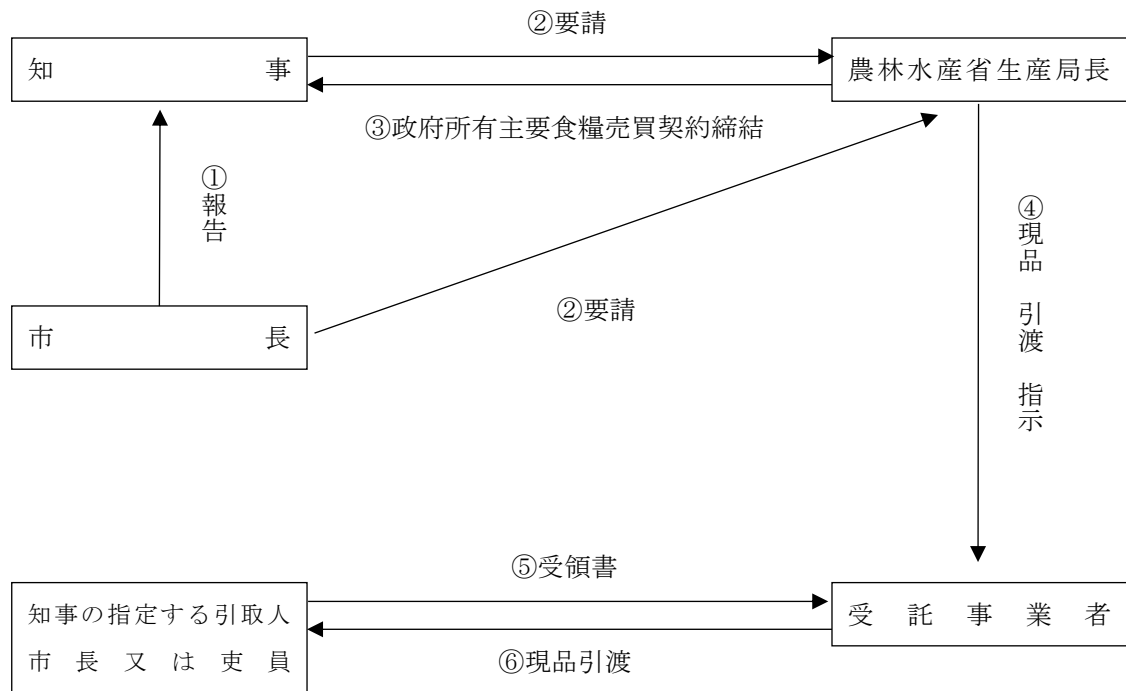
7 食糧・水道等に関する資料

7-1 食糧（主食米）の調達先

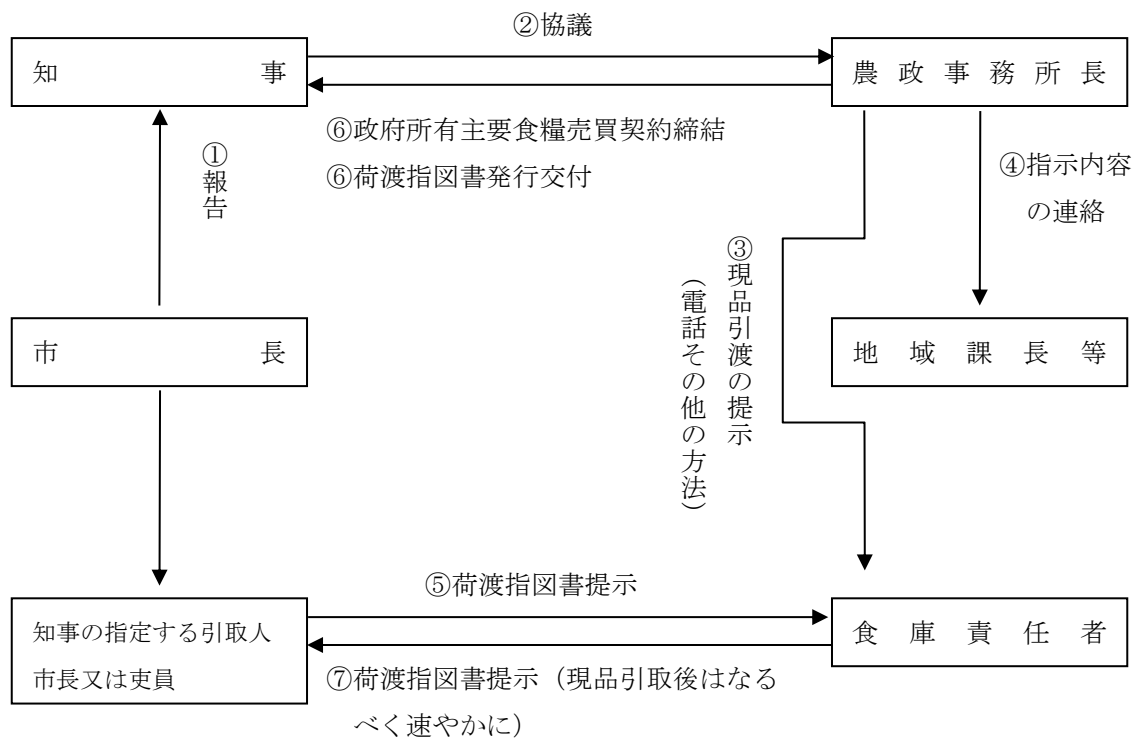
機関名	所在地	電話番号
九州農政局鹿児島地域センター	鹿児島市小川町 3-64	099-222-0121
鹿児島県農政部農産園芸課	鹿児島市鴨池新町 10-1	099-286-3177

7-2 政府保管米の調達系統

(1) 通常の場合

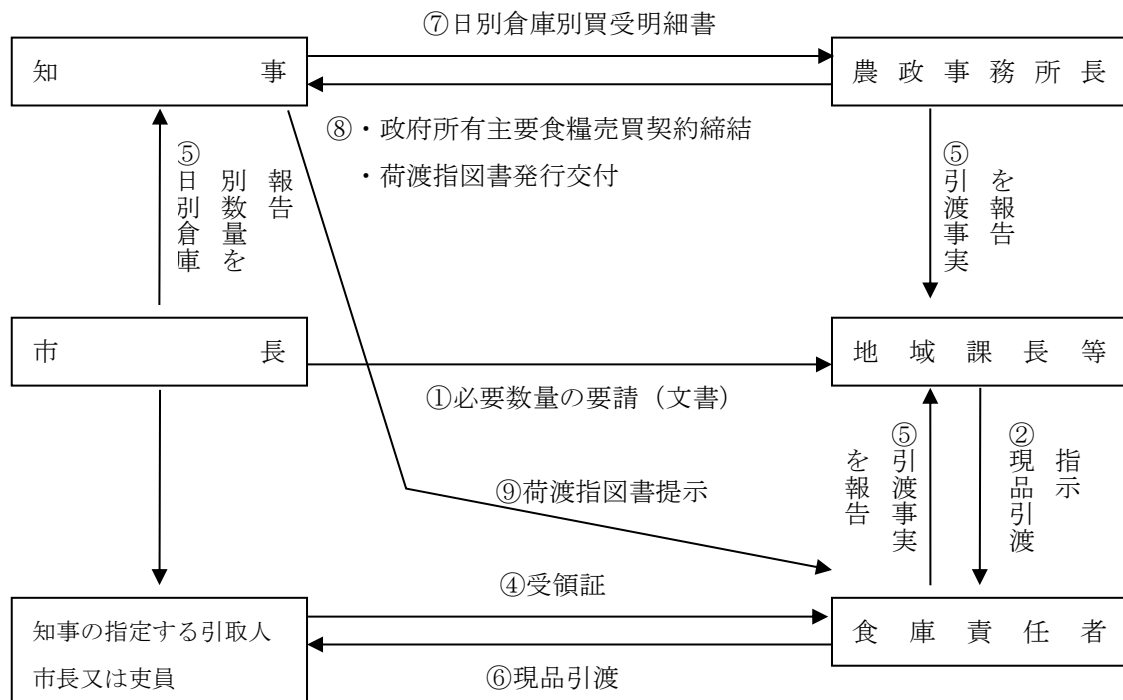


(2) 緊急を要する場合（荷渡指図書により現品の引き渡しをする暇のない場合）

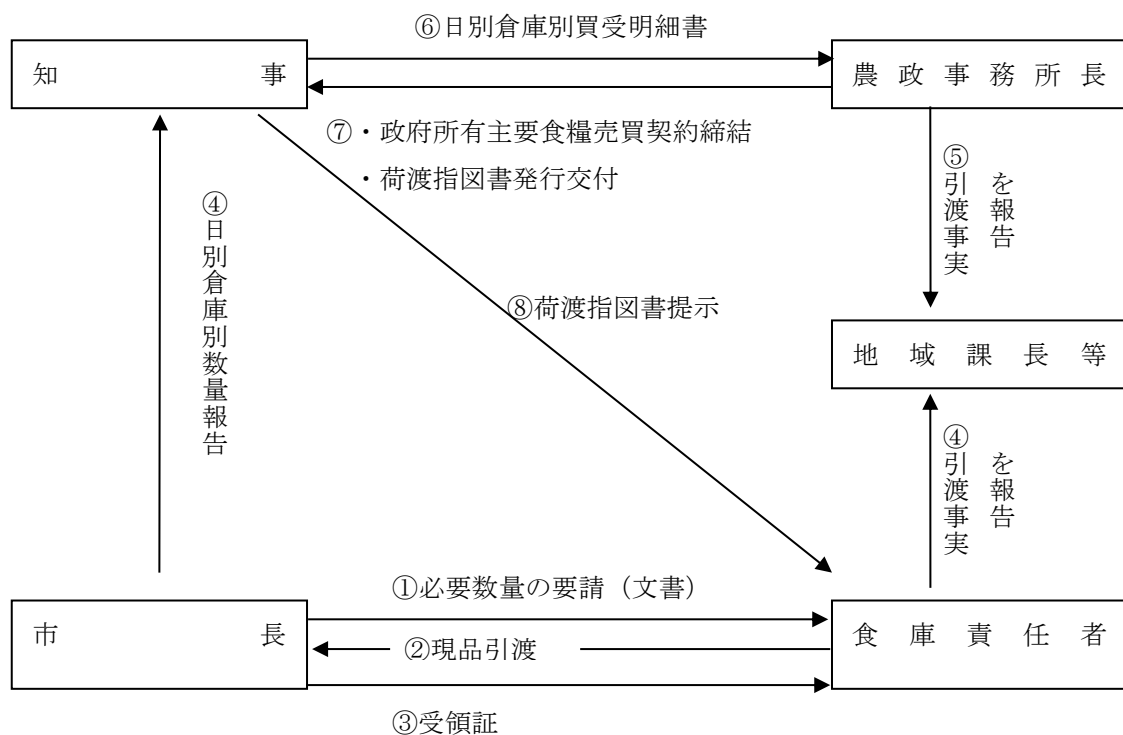


(3) 災害地が孤立し連絡不通の場合

(ア) 地域課長（地域課長に連絡できない場合、当該食庫の保管指導担当者である農政事務所職員）に直接出庫要請する場合



(イ) 倉庫責任者に対し直接出庫要請する場合（地域課長に連絡がとれない場合）



7-3 給水方法の種類

給水方法	内容
浄・給水場等での拠点給水	住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。
耐震性貯水槽等での拠点給水	耐震性貯水槽等が整備されている場合は、仮設給水栓を設置し、応急給水に利用する。
給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	①避難所等への応急給水は、原則として市が消防機関の協力を得て実施するが、実施が困難な場合は、応援要請等により行う。 ②医療機関、福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水	①配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 ②復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
ミネラルウォーター製造業者等との協力	水道施設より十分な飲料水が確保できない場合には、管内のミネラルウォーター製造業者に協力依頼を行う。

7-4 水道施設の概要

名称	計画給水人口（人）	1日最大給水量（m ³ ）
上水道事業	46,900	21,500

7-5 市内の指定給水装置工事事食糧・水道等に関する資料業者

7-5 市内の指定給水装置工事事業者

平成28年4月現在(営業所を含む)

	指定工事事業者	所在地	連絡先
伊集院	(有)伊集院電気水道設備	日置市伊集院町下谷口1826-5	099-272-2227
	(有)瑞穂商会	日置市伊集院町下谷口1915	099-273-2161
	吉村興業(株)	日置市伊集院町徳重352	099-273-2528
	(有)今村電水工業	日置市伊集院町下神殿1754-1	099-272-2377
	(有)中村商会 伊集院支店	日置市伊集院町下谷口2704-1	099-273-5473
	フクヤマ設備	日置市伊集院町下神殿1512-6	099-273-0613
	(有)有島工業	日置市伊集院町上神殿2323	099-273-9796
	(有)上浄化槽	日置市伊集院町麦生田2085-4	099-272-3658
	(有)不撓工業	日置市伊集院町麦生田2326	099-273-9385
	彦設備	日置市伊集院町郡1666-11	099-273-0762
	ライフテック	日置市伊集院町郡1712	099-273-2155
	中央工業(株) 日置本社	日置市伊集院町麦生田351	099-273-3534
	(有)古菌土木工業 伊集院営業所	日置市伊集院町竹之山771-3	099-273-9436
	(株)久保工務店	日置市伊集院町郡二丁目56	099-273-1131
	(株)ウエダ開発	日置市伊集院町大田7	099-273-6022
	豊施工	日置市伊集院町上神殿2329	099-273-9418
	松山設備	日置市伊集院町麦生田683	099-273-9072
	(有)伊集院総合建設	日置市伊集院町下神殿658	099-273-4246
	(株)二宮組	日置市伊集院町郡二丁目58	099-273-1564
	(有)大茂土木	日置市伊集院町桑畑590-2	099-273-1012
	末吉防災工業(株)	日置市伊集院町郡1521-4	099-272-3068
	三高建設(株)	日置市伊集院町一丁目27	099-272-4205
	(有)アリムラ水道工業	日置市伊集院町麦生田72番地1	099-273-3744
東市来	南海建設(株)	日置市伊集院町中川1224番地	099-2739290
	(有)平田環境設備	日置市東市来町長里2201	099-274-2517
	(株)マエダ 東市来営業所	日置市東市来町湯田2140	099-274-3296
	大庭設備	日置市東市来町湯田5927-2	099-274-1773
	徳永電機(株)	日置市東市来町湯田3361番地3	099-274-2752
	清文サービスセンター	日置市東市来町湯田1730-1	099-274-2545
	(株)森蘭建設 東市来営業所	日置市東市来町養母482	099-274-9827
	(株)マツオ電設	日置市東市来町長里1419番地の2	099-274-2726
	松尾設備	日置市東市来町湯田4466-8	099-247-0826
	(株)松建	日置市東市来町湯田2283	099-274-2926
日吉	(株)福元興業	日置市東市来町長里912番地3	099-246-6910
	(有)今村商会	日置市日吉町日置3318-1	099-292-3131
	(有)内村工業	日置市日吉町吉利3065番地	0992-92-2122
	(株)日置総合建設	日置市日吉町日置1131	099-292-2294
	(有)でんきのアップル日吉店	日置市日吉町日置480番地	099-292-3334
	(有)冨ヶ原組	日置市日吉町日置1904-2	099-292-3020
	(有)堀田電機商会	日置市日吉町日置391番地	099-292-5050
吹上	坂上ポンプ商会	日置市日吉町吉利5764-1	099-292-2495
	(有)脇電器	日置市吹上町中原2825番地1	099-296-2511
	(株)三窪建設	日置市吹上町湯之浦1445番地1	099-296-3523
	(有)池田住宅設備	日置市吹上町湯之浦1871	099-296-2963
	(株)寿産業	日置市吹上町中原2080-2	099-296-5617
	須藤配管工業	日置市吹上町入来3594-3	099-296-3284
	(有)軸屋電気商会	日置市吹上町中原2957-4	099-296-2177
	(株)つばめ機動建設	日置市吹上町中之里537-1	099-296-2901
	(有)宝楽水道設備	日置市吹上町湯之浦1776-1	099-296-5680
	(有)長野組	日置市吹上町永吉2818-1	099-297-2258
	(有)古川石油店	日置市吹上町永吉14243番地	099-297-2333
	(有)今村金物店	日置市吹上町中原2810-1	099-296-2206
	(有)池畑組	日置市吹上町花熟里2000番地1	099-296-5678
	(有)千田電機	日置市吹上町永吉14189-1	099-297-2064
	旭工業(株) 日置営業所	日置市吹上町和田3195-1	099-296-5666
	日置建設(株)	日置市吹上町与倉3119-1	099-296-6024

7-6 流通在庫からの主な調達食糧・水道等に関する資料品目

7-6 流通在庫からの主な調達品目

大品目	小品目
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布及び布団等
外衣	洋服、作業着、子供服等〔布地は給与しない（以下同じ。）〕
肌着	シャツ、パンツ等
身の回り	タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	なべ、炊飯器、包丁、ガス器具等
食器	茶碗、さら、はし等
日用品	石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
光熱材料	マッチ、ろうそく、プロパンガス等

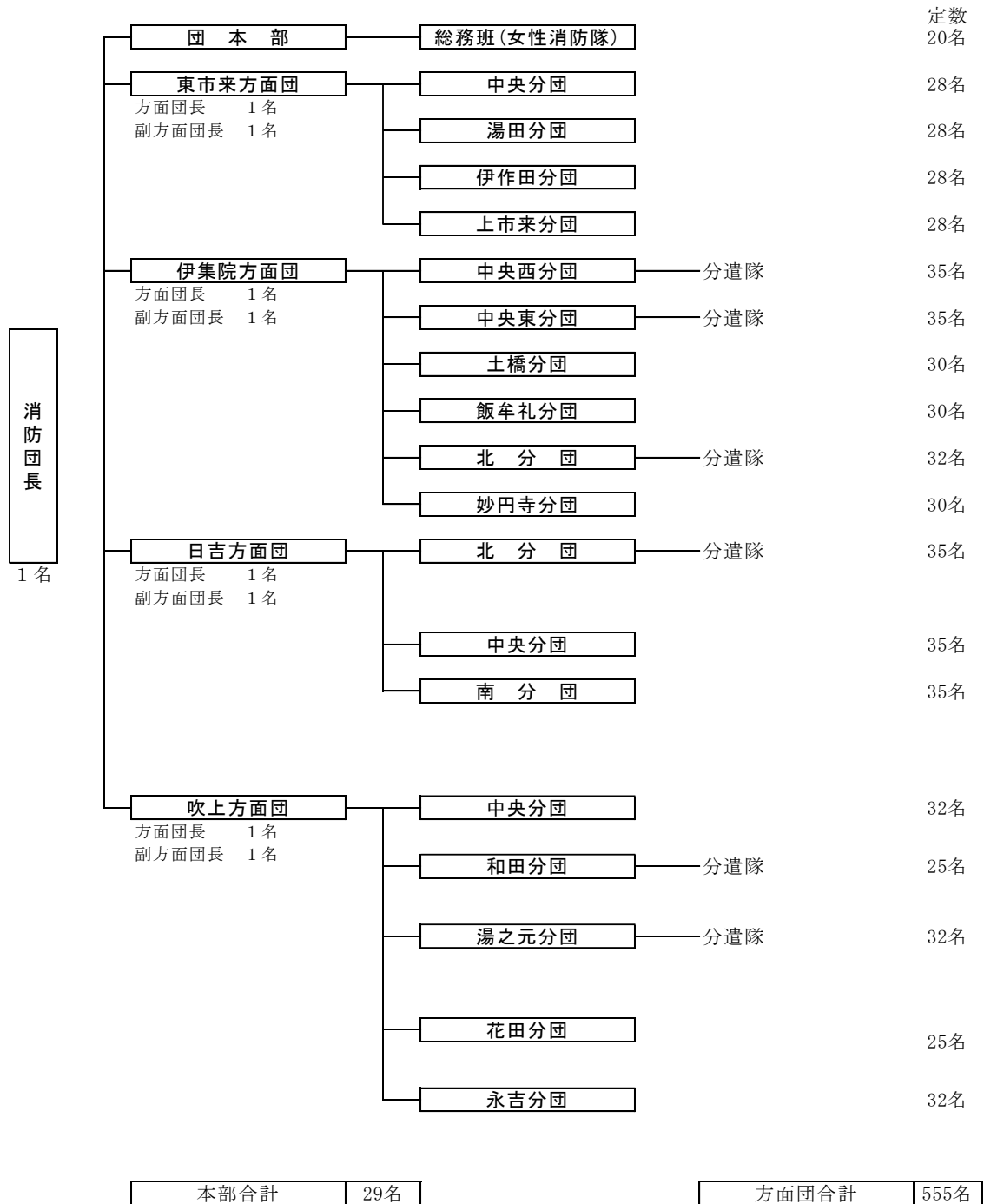
7-7 県による生活必需品の給与に関する法外援護の程度

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
全焼 全壊・流失	15,100 円	19,400 円	28,700 円	34,300 円	43,400 円	6,400 円
半焼・半壊 床上浸水	4,900 円	6,700 円	10,000 円	12,100 円	15,200 円	2,100 円

8 消防・危険物施設等に関する資料

8-1 日置市消防団の現況

令和5年4月1日 現在



8-2 消防団車両等の消防・危険物施設等に関する資料状況

8-2 消防団車両等の状況

方面団	分団数	指揮車	消防ポンプ車	積載車	軽積載車	消防ポンプ付軽自動車	小型ポンプ	消火栓	防火水槽	備考
東市来	4		4	1	2	1	4	222	166	防火水槽は20トン以上
伊集院	6	1	6		9		9	500	93	
日吉	3		3	5			5	113	97	
吹上	5		4	8			9	192	152	
合計	18	1	17	14	11	1	27	1,027	508	

8-3 危険物施設状況

地域別 製造所等	東市来	伊集院	日吉	吹上	合計
屋内貯蔵所	2	6	3	2	13
屋外タンク貯蔵所	24	6	3	10	43
屋内タンク貯蔵所					
地下タンク貯蔵所	8	18		5	31
移動タンク貯蔵所	11	6	1	6	24
屋外貯蔵所	2				2
給油取扱所・営業用	5	7	2	7	21
給油取扱所・自家用	7	8		6	21
一般取扱所	9	11	1	3	24
合計	68	62	10	39	179

9 水防に関する資料

9-1 重要水防箇所

番号	水系名 又は 海岸名	河川名 又は 海岸名	左右 岸の 別	水防管理団体名	区 間	延長(m)	指定理由	築堤・堰込	予想される危険	水防工法
36	神之川	神之川	左	日置市	梅乃前橋～河口 13k000～河口	13,000	A	築堤	溢水、決壊	積土工工 シート張工
37	神之川	神之川	右	日置市	梅乃前橋～河口 13k000～河口		A	築堤	溢水、決壊	積土工工 シート張工
38	神之川	長松川	左	日置市	清藤橋～神之川との合流点 2k600～神之川との合流点	2,600	J	堰込	溢水、決壊	積土工工 シート張工
39	神之川	長松川	右	日置市	清藤橋～神之川との合流点 2k600～神之川との合流点		J	堰込	溢水、決壊	積土工工 シート張工
40	神之川	下谷口川	左	日置市	吾田橋～神之川との合流点 4k610～神之川との合流点	7,000	J	堰込	溢水、決壊	積土工工 シート張工
41	神之川	下谷口川	右	日置市	吾田橋～神之川との合流点 4k610～神之川との合流点		J	堰込	溢水、決壊	積土工工 シート張工
44	大里川	大里川	左	日置市	6k800～轟橋	1,150	J	堰込	溢水、決壊	積土工工 シート張工
45	大里川	大里川	右	日置市	6k800～轟橋		J	堰込	溢水、決壊	積土工工 シート張工
46	薩摩沿岸	江口海岸		日置市	日置市東市市末町伊作田7421番地先～神之川河口付近	3,100			越波	積土工工

(県水防計画書)

<参考>重要水防箇所指定基準（平成29年3月3日制定）県水防箇所より抜粋

区分	種 別	基 準
A	堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所又は現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。
B	堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足している箇所。
J	浸水実績	過去に浸水の実績があり、未改修の箇所。

9-2 交通途絶予想箇所

路線名	河川名	予想される 事態	同左区域	同延長 (m)	代替路線名	備考
国道270号	江口海岸	高潮 落土	日置市東市来町江口～永山	2,500	なし	A
谷山伊作線	なし	崩土	日置市吹上町与倉	6,000	鹿児島加世田線	A
谷山伊作線	伊作川	冠水	日置市吹上町湯之浦	200	なし	A
永吉入佐鹿児島線	なし	崩土	日置市永吉	400	なし	B
松元川辺線	なし	落石	日置市吹上町和田	2,400	鹿児島加世田線	B
松元川辺線	なし	崩土	日置市吹上町与倉	5,300	なし	B
湯之浦伊作停車場線	湯之浦川	冠水	日置市吹上町湯之浦	300	なし	B
田之頭吹上線	小野川	落石	日置市吹上町田尻	1,600	永吉入佐鹿児島線	B
仙名伊集院線	なし	崩土 落石	日置市東市来町養母	3,000	川内郡山線	B

(県水防計画書)

※ A B Cは次の区分による。

A：交通量1日1,000台以上の国道並びに幹線的かつ唯一の線路及び河川の重要水防区域

に関する箇所、主要地に通じる時に緊急交通を確保する路線

B：主要地に通じる緊急交通を確保する路線、交通量1日500台以上

C：A、B以外の路線

9-3 水防倉庫

位置	備蓄主要資器材							
	俵む土 かしの まろう す	な わ 玉	杭 木	ツス ルコ ハッ シ プ	鎌 鋸	掛 矢 蛸 槌	照 明 灯	そ の 他
日置市役所 (伊集院町郡一丁目)	5,000			25	30	6		ビニールシート2 チェーンソー2 トランシーバ2
東市来支所 (東市来町湯田)	2,900	12	600	17	9	4		
吹上支所 (吹上町中原)	2,000	10	280	11	20	9		ビニールシート27 鉄線10kg 特ハンマ2 ナタ6
吹上支所 (吹上町永吉)	2,000	10	200	21	10	4		

9-4 水防関係様式

(1) 水防活動実施状況報告書

(管理団体名)

印

水防実施の 台風名又は 豪雨名								指 非 の	定 指 別			
出水の 概況								区 分		管理 団体分 円	県 支出分 円	合計 円
水防実施の 場所												
日 時		自 月 日 時 至 月 日 時		時間				人 件 費	手 当			
									そ の 他			
									計			
出 動 人 員		水防団員 人	消防団員 人	その他 人	計 人			所 要 経 費	資 材 費			
									器 材 費			
									燃 料 費			
									雑 費			
									計			
水防作業の 概況及び 工 法 延 長								合 計				
水 防 の 結 果	効 果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	使 用 資 材	土 の う	俵	俵	俵
		m	ha	ha	戸	m	m			円	円	円
	被 害								縄	kg	kg	kg
		m	ha	ha	戸	m	m			円	円	円
	被 害 額	円	円	円	円	円	円		丸 太	本	本	本
								円	円	円		
他団体よりの 援 状 況								立退きの状況及びそ それを指示した理 由				
居 住 者 出 動 状 況								水防功労者の年齢 及び所属並びに功績 概 要				
警 察 の 応 援 状 況								堤防その他の施設等 の状況、異常を生じ たときはその場所及 び 状 況				
現地指導員の 職 氏 名								水防活動に関する自 己 批 判				
水防関係者の 死 傷								備 考				

9-4 水防関係水防に関する資料様式

(2) 水防資材受払簿

水 防 資 材 受 払 簿

品名

取扱者氏名

[illegible]

(3) 水防用備蓄資材使用報告書

水 防 用 備 蓄 資 材 使 用 報 告 書

作成者氏名

責 任 者 印	使 用 数 量	使 用 箇 所	使 用 年 月 日	使 用 の 状 況 (工 法)	残 高 摘 要

10 医療・衛生に関する資料

10-1 医療機関

	名称	所在地	電話番号	診療科目
東市来	大石医院	東市来町湯田2153	274-3211	内科、消化器科
	湯田内科病院	東市来町湯田2994	274-1252	内科、神経内科、リハビリテーション科、呼吸器内科、整形外科
	石神胃腸科内科医院	東市来町湯田3261-6	274-3110	内科、消化器科、胃腸科、循環器科
	まえばら温泉クリニック	東市来町湯田3614	274-2521	整形外科、内科、眼科、リハビリテーション科
	博悠会温泉病院	東市来町湯田4648	274-2238	内科、外科、リハビリテーション科、婦人科、麻酔科
	新山皮膚泌尿器科	東市来町長里14-1	274-1775	皮膚科、泌尿器科
	浅谷小児科医院	東市来町長里252	274-3088	小児科
	伊作田診療所	東市来町伊作田351-11	274-8480	内科、神経内科、皮膚科
	米澤歯科医院	東市来町湯田2631	274-6488	歯科、小児歯科
	たさき歯科医院	東市来町湯田2869	274-6480	歯科、小児歯科、矯正歯科
	いしがみ歯科クリニック	東市来町湯田2930	813-7377	歯科、小児歯科
	こだま歯科クリニック	東市来町湯田3180-3	274-5077	歯科、小児歯科、歯科口腔外科
	長里歯科医院	東市来町長里2261	274-5911	歯科、矯正歯科、小児歯科、口腔外科
伊集院	本庄病院	伊集院町下谷口1942	272-2135	整形外科、外科、胃腸科、放射線科
	じんごあん整形外科内科クリニック	伊集院町下谷口2122	272-5151	整形外科、内科、リハビリテーション科
	整形外科はやしだ病院	伊集院町下谷口2423	272-2121	整形外科、麻酔科、リハビリテーション科
	いじゅういん脳神経外科	伊集院町徳重1丁目12-2	246-5550	脳神経外科、内科、神経内科、リハビリテーション科
	守屋病院	伊集院町徳重2丁目5-5	273-3195	外科、整形外科、リハビリテーション科、内科、消化器科
	伊集院病院	伊集院町徳重3丁目1-1	272-2311	精神科、神経科
	康生クリニック	伊集院町徳重3丁目1-3	272-1177	内科、呼吸器科、消化器科
	永浜小児科内科	伊集院町徳重395	272-2829	小児科、内科
	鹿児島こども病院	伊集院町妙円寺2-2000-669	272-2001	小児科
	前原総合医療病院	伊集院町妙円寺1-1-6	273-3939	整形外科、内科、耳鼻咽喉科、眼科、リハビリテーション科、リウマチ科、放射線科、神経内科、神経外科、糖尿病内科、ペインクリニック科、消化器科、麻酔科、循環器科
	野口クリニック	伊集院町郡1097	272-3211	脳神経外科、外科、麻酔科、整形外科、気管食道科、リハビリテーション科、肛門科、内科、呼吸器科、放射線科、消化器科、循環器科
	くすもと産婦人科	伊集院町郡1193-1	273-6666	産婦人科
	黒岩整形外科内科	伊集院町郡二丁目75	272-2330	整形外科、リハビリテーション科、循環器科、内科
	橋本耳鼻咽喉科	伊集院町郡二丁目41	273-1811	耳鼻咽喉科

10-1 医療・衛生に関する資料機関

伊集院	黒岩眼科	伊集院町郡二丁目75	272-2332	眼科
	久保内科	伊集院町猪鹿倉96-5	272-2527	内科、循環器科、消化器科、呼吸器科
	清田耳鼻咽喉科	伊集院町清藤2006-8	273-1333	耳鼻咽喉科
	せきやま皮膚科クリニック	伊集院町清藤2006-9	273-1000	皮膚科
	たもつクリニック	伊集院町麦生田338-5	246-5850	消化器科、内科
	松崎内科ひふ科	伊集院町大田798-1	272-2468	内科、消化器科、麻酔科、リハビリテーション科
	門松歯科医院	伊集院町下谷口1926	272-2015	歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科
	えご歯科医院	伊集院町下谷口2462-3	273-8020	歯科、小児歯科、矯正歯科
	清水歯科医院	伊集院町下谷口2233-3	273-2233	歯科、小児歯科、矯正歯科
	ふくはら歯科医院	伊集院町郡1258-5	272-3272	歯科、矯正歯科
	林田歯科医院	伊集院町郡一丁目81	272-3993	歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科
	ゆだデンタルクリニック	伊集院町徳重1丁目6-7	272-1788	歯科
	藤井歯科	伊集院町徳重233-7	273-2270	歯科、小児歯科、歯科口腔外科
	永濱歯科医院	伊集院町徳重390	273-2023	歯科、小児歯科、歯科口腔外科
	前田歯科・矯正歯科	伊集院町徳重3-14-1	272-6066	歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科
	福山歯科医院	伊集院町妙円寺1-72-4	273-1419	歯科、小児歯科
	前原総合医療病院	伊集院町妙円寺1-1-6	273-3939	歯科、小児歯科、歯科口腔外科
	どりーむ歯科	伊集院町麦生田2142	273-9811	歯科、矯正歯科、小児歯科、口腔外科
	そふと歯科	伊集院町猪鹿倉1丁目4-10	246-5700	歯科、矯正歯科、小児歯科、口腔外科
	サニー歯科	伊集院町徳重三丁目12-2	813-7026	歯科、矯正歯科、小児歯科、口腔外科
	さくら木歯科医院	伊集院町妙円寺一丁目1-6	208-1438	歯科、矯正歯科、小児歯科、口腔外科
日吉	みゆきクリニック	日吉町日置390-1	246-8707	内科、消化器科、麻酔科、リハビリテーション科
	ひおき診療所	日吉町日置1150-1	292-2146	内科、整形外科、リハビリテーション科
	はぜもと歯科医院	日吉町日置395-16	292-4600	歯科、小児歯科、歯科口腔外科
吹上	山之内クリニック	吹上町中原2562-3	296-2025	内科、皮膚科、放射線科、リハビリテーション科
	吹上クリニック	吹上町中原2824		内科、消化器科、放射線科
	外科馬場病院	吹上町湯之浦2378	296-2611	外科、内科、循環器科、消化器科、神経内科、整形外科、脳神経外科、リウマチ科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
	前原やすしクリニック	吹上町小野1481-1	296-6788	整形外科、内科、リハビリテーション科
	しいの内科クリニック	吹上町永吉14245-1	299-3111	内科、消化器科、小児科
	吹上歯科	吹上町中原2850	296-2508	歯科、小児歯科、歯科口腔外科
	いざく歯科	吹上町中之里1518-1	245-1080	歯科、小児歯科

10-2 各種感染症予防業務の種類と内容

業務	内容
消毒	知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施する。 なお、消毒の方法は、感染症法施行規則第 14 条の規定により、対象となる場所の状況、感染症の病原体性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行うこと。
ねずみ族、昆虫等の駆除	知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。 なお、駆除の方法は、感染症法施行規則第 15 条の規定により、対象となる区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により行う。
患者等に対する措置	被災地において、感染症患者等が発生したときは、感染症予防医療法に基づいた対策をとる。
家庭用水の供給	知事の指示に基づき、生活用水の使用停止期間中は、継続して生活用水の供給を行うものとする。 生活用水の供給は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じ適宜な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意すること。
避難所の感染症予防指導等	避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因になることが多いことから、県の指導のもとに感染症予防活動を実施する。 この際、施設の管理者を通じてできるだけ衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症予防の万全を期する。 なお、感染症予防活動は、次の事項に重点をおいて行うものとする。 - ア 疫病検査 - エ 飲料水の管理 - イ 消毒の実施 - オ その他施設の衛生管理 - ウ 集団給食の衛生管理
予防教育及び広報活動	保健所長の指導のもとにリーフレット、チラシ等の作成あるいは衛生組織その他各種団体を通じて被災地域住民に対する予防教育を徹底するとともに、広報活動を協力して実施する。

10-3 日置市公共下水道施設の概要

(1) 日置市公共下水道事業

事業名称	全体区域面積 (ha)	区域内人口 (人)	管延長 (km)
日置市公共下水道事業	577	18,905	128.7

名称	位置	対象人口 (人)	1日の計画流入量 (m3)
日置市伊集院終末処理場	日置市伊集院町大田 259 番地	19,500	11,000
徳重汚水中継ポンプ場	日置市伊集院町徳重三丁目 8 番地 4	11,513	5,987
妙円寺団地第 1 号汚水中継ポンプ場	日置市伊集院町妙円寺三丁目 1300 番地 678	595	309
妙円寺団地第 2 号汚水中継ポンプ場	日置市伊集院町妙円寺三丁目 2240 番地 5	2,147	1,116
マンホールポンプ	川畑、朝日ヶ丘、猪鹿倉	—	—

(2) 農業集落排水事業（永吉地区）

事業名称	全体区域面積 (ha)	区域内人口 (人)	管延長 (km)
農業集落排水事業（永吉地区）	52	538	11.0

名称	位置	対象人口 (人)	1日の計画流入量 (m3)
永吉地区処理場	日置市吹上町永吉 14900 番地	825	300
マンホールポンプ	川久保、天昌寺地区	—	—

10-4 廃棄物処理施設の概要

名称	日置市クリーンリサイクルセンター
所在地	鹿児島市入佐町 2319 番地
リサイクルプラザ施設	施設規模 : 25 t / 5 h 処理対象 : 粗大ゴミ、ビン、缶、可燃粗大、PET、紙パック
埋立処分地施設 浸出水処理施設	埋立容量 : 35,000 m ³ 浸出水処理能力 : 50 m ³ / 日

名称	なんさつECOの杜
所在地	鹿児島県南さつま市金峰町高橋 4148 番地 42
粗大ゴミ処理施設	処理能力 : 16 t / 日 設備方式 : 受入供給設備、破碎設備、搬送・選別設備、 貯留・搬出設備 処理対象 : 不燃ゴミ、不燃性粗大ゴミ
焼却施設	焼却炉形式 : 全連続燃焼式ストーカ炉 処理能力 : 72.5 t / 日 × 2 基 (145 t / 日) 処理対象 : 可燃ゴミ

11 輸送に関する資料

11-1 ヘリコプター緊急時離着陸場予定地

名称	所在地	設置（管理）者	連絡先	その他
東市来総合運動公園	日置市東市来町伊作田1037-2	日置市	099-274-2111	
美山小学校	日置市東市来町美山89-2	日置市	099-274-2203	
東市来中学校	日置市東市来町長里3014	日置市	099-274-2805	
農業構造改善センター・上市来地区公民館	日置市東市来町養母11393	日置市	099-274-3665	
高山地区交流センター	日置市東市来町養母15819-4	日置市	099-274-9856	
伊作田地区活性化センター・伊作田地区公民館	日置市東市来町伊作田7425-13	日置市	099-274-9870	
県消防学校	日置市東市来町長里1020-1	県	099-274-4331	
伊集院総合運動公園陸上競技場	日置市伊集院町野田1792	日置市	099-272-2525	
伊集院総合運動公園サッカー場	日置市伊集院町野田540-1	日置市	099-272-2525	
伊集院総合運動公園多目的広場	日置市伊集院町野田540-1	日置市	099-272-2525	
土橋中学校	日置市伊集院町土橋1350	日置市	099-273-9230	
伊集院北中学校	日置市伊集院町下神殿1154	日置市	099-272-4996	
伊集院北小学校	日置市伊集院町下神殿1150	日置市	099-272-4996	
伊集院高校	日置市伊集院町郡1984	県	099-273-2195	
鹿児島城西高校運動場	日置市伊集院町清藤1938	鹿児島城西高校	099-273-1234	
日吉運動公園	日置市日吉町日置4882-2	日置市	099-292-2111	
日吉学園	日置市日吉町日置356	日置市	099-292-2017	
扇尾地区公民館	日置市日吉町吉利7272	日置市	099-292-4060	
住吉地区公民館	日置市日吉町日置11241	日置市	099-292-2022	
日新地区公民館	日置市日吉町山田343	日置市	099-292-2021	
吉利地区公民館	日置市日吉町吉利4338	日置市	099-292-2030	
吹上浜公園陸上競技場	日置市吹上町中原潟	日置市	099-296-2111	
吹上中学校	日置市吹上町中原1691	日置市	099-296-2009	北側電線
平鹿倉地区公民館	日置市吹上町湯之浦5356	日置市	099-296-2889	
野首地区公民館	日置市吹上町田尻6038	日置市	099-296-2127	
永吉地区公民館	日置市吹上町永吉5947	日置市	099-297-2005	
吹上地区公民館	日置市吹上町入来290	日置市	099-296-2083	
吹上高等技術専門学校	日置市吹上町中之里1717	県	099-296-2050	
湯之浦カントリークラブ	日置市吹上町湯之浦393	湯之浦カントリークラブ	099-296-3011	

11-2 緊急通行車両事前届出書及び届出済証

災害応急対策用

緊急通行車両事前届出書

平成 年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

申請者住所

(電 話)

氏 名

印

番号標に標示
されている番号
(登録番号)

車両の用途(緊急
輸送を行う車両
にあっては、輸送
人員又は品名)

使用者 住 所
氏 名

出 発 地

(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。

第 A 一 号

災害応急対策用

緊急通行車両事前届出済証

上記のとおり事前届出を受けたことを証する。

平成 年 月 日

鹿児島県公安委員会 印

(注)

- 1 警戒宣言発令時又は災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署(幹部派出所を含む。)、交通検問所等に提出して、所要の手続を受けてください。
- 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を忘失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。
- 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
 - (1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。
 - (2) 緊急通行車両が廃車となったとき。
 - (3) その他、緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

11-3 関係機関が実施する交通規制等の内容

実施者	実 施 の 方 法
道路管理者	道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。
警察機関	(1) 交通情報の収集 警察本部は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。
	(2) 交通安全のための交通規制 災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報により承知したときは、速やかに必要な交通規制を行う。
	(3) 緊急通行車両の通行確保のための交通規制 県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。 ア 交通が混雑し、緊急直行の円滑を阻害している状況にあるときは、区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し、又は緊急の度合いに応じて車両別交通規制を行う。 イ 上記アの交通規制を行うため道路管理者に啓開要請を行う。 ウ 被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域又は道路の区間を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、また必要に応じ広域緊急援助隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。
	(4) 警察官の措置命令等 ア 警察官は、通行禁止又は制限に係る区域又は区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。 イ アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。
自衛官又は消防吏員	自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急車両の通行を確保するため、前記(4)ア、イの措置をとることができる。
港湾管理者及び海上保安官	海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要があるときは、港湾管理者は、港長、海上保安本部と緊密な連携を保ち、所轄業務を通じ相互に協力して交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。

12 災害救助法の適用に関する資料

12-1 被災世帯の算定単位

被害程度	算定単位
住家が全壊、又は全焼、流失する等の世帯。	1 世帯。
住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯。	2 世帯で 1 世帯とみなす。
家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯。	3 世帯で 1 世帯とみなす。
※住家の滅失などの認定及び世帯、住家の単位は、被害認定の算定基準の例による。	

12-2 住家の滅失等の認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要があるもののうち「重傷者」とは1カ月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1カ月未満で治癒できる見込みの者とする。
住家の被害	住家全壊 (全焼・流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達したものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊又は焼失した部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
	床上浸水	浸水がその住家の床上以上に達した程度のもので、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものとする。
	床下浸水	浸水がその住家の床以上に達しない程度のものであるとする。
	一部損壊	住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものであるとする。
住家		現実にはその建物を居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
非住家被害	非住家	住家以外の建築でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
世帯とは		生計を1つにしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯とする。またマンションのように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを1世帯とする。

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算出するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
- (4) 「第3部第2章第2節 災害情報の収集・伝達」においては、表中の「世帯とは」を「り災世帯」、「り災者」を「り災世帯の構成員」と読み替える。

12-3 救助の実施程度、方法及び期間―災害救助法の適用に関する資料一覧表

12-3 救助の実施程度、方法及び期間一覧表

救助の種類	対象	対象経費	期間		実施基準
避難所の設置	災害により現に被害を受け又は被害を受けるおそれのある者に供与する。	・避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	災害発生の日から7日以内		1人1日当たり330円以内 ※高齢者等の要援護者等に収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	・設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費	建設型仮設住宅	災害発生の日から29日以内着工	1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり5,714,000円以内 3 建設型応急住宅供与終了に伴う解体撤去後及び土地の現状復旧のために支出できる費用は、当該地域における実費。
		・家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険料等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの	賃貸型応急住宅	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実態に応じた額
炊出しその他の給与	1 避難所に収容された者 2 住宅に被害を受け、若しくは損害により現に、炊事ができない者	主食、副食及び燃料等の経費	災害発生の日から7日以内		1人1日当たり1,160円以内
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）	・水の購入費、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費並びに薬品又は資材の費用	災害発生の日から7日以内		当該地域における通常の実費

12-3 救助の実施程度、方法及び期間—災害救助法の適用に関する資料一覧表

救助の種類	対象	対象経費	期間	実施基準			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失、若しくはき損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯単位）	被害者の実情に応じ現物支給 ①被服、寝具及び身の回り品 ②日用品 ③炊事道具及び食器 ④光熱材料	災害発生の日から10日以内	・夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 ・下記金額の範囲内			
・限度額（単位：円）							
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
全壊 全焼 消失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対象	対象経費	期間	実施基準
医療	災害のために医療の途を失った者	（範囲） ①診療 ②薬剤又は治療材料の支給 ③処置、手術その他の治療及び施術 ④病院又は診療所への収容 ⑤看護	災害発生の日から10日以内	（救護班による場合） ・使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕等の実費（病院又は診療所による場合） ・国民健康保険の診療報酬の額以内 （施術者による場合） ・協定料金の額以内
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず死産及び流産を要する状態にある者）	（範囲） ・分べんの介助 ・分べん前及び分べん後の処置 ・脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給	分べんした日から7日以内	（救護班等による場合） ・使用した衛生材料等の実費（助産師による場合） ・慣行料金の100分の80以内の額

12-3 救助の実施程度、方法及び期間—災害救助法の適用に関する資料一覧表

救助の種類	対象	対象経費	期間	実施基準
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	・舟艇、その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	災害発生の日から3日以内	当該地域における通常の実費
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物を持って行う。	災害発生の日から1ヶ月以内	1 世帯当り ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準じる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流出、半壊（焼）、流失又は床上浸水により学用品を喪失又はき損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒、義務教育学校及び高等学校等生徒	・被害の実情に応じ現物給付 ①教科書 ②文房具 ③通学用品	災害発生の日から（教科書）1ヶ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材・実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たりの次の金額以内 ①小学生児童 4,500円 ②中学校生徒 4,800円 ③高等学校等生徒 5,200円
埋葬	災害の際死亡した者を対象として実際に埋葬を実施する者に支給	・棺又は棺材の現物給付 ①棺（付属品を含む） ②埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む） ③骨つぼ及び骨箱	災害発生の日から10日以内	・1 体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	災害発生の日から10日以内	当該地域における通常の実費

12-3 救助の実施程度、方法及び期間—災害救助法の適用に関する資料一覧表

救助の種類	対象	対象経費	期間	実施基準
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に対する処理（埋葬を除く）をする。	（範囲） ①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ②死体の一時保存 ③検案	災害発生の日から10日以内	①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり：3,500円以内 ②死体の一時保存 ・死体一時収容施設利用時 ・通常の実費 ・上記が利用できない場合 ・1体当たり：5,400円以内 （注）ドライアイス購入費の実費加算可 ③検案 ・救護班以外は償行料金
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費	災害発生の日から10日以内	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均137,900円以内
※この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。				

13 災害情報・被害情報の収集・伝達に関する資料

13-1 異常現象の種類と通報先

異常現象の種類		通報先
火災の発生に関するもの		日置市消防本部・署
水防に関するもの	高潮、津波又は堤防の亀裂、漏水若しくは堤防等決壊寸前の現象	日置市役所 日置市消防本部・署 日置警察署
	道路の損壊、がけ崩れ等によって、人命や住家が危険な現象	
	家屋の倒壊、流失等によって、人命等に危険な現象	
	その他水害によって、重大な災害の発生が予想される異常な現象	
気象に関するもの	竜巻の発生又は豪雪等によって、交通等が途絶し、災害救助を必要とする現象	日置市役所 日置市消防本部・署 日置警察署 串木野海上保安部
地震に関するもの	頻発している地震の現象	
水象に関するもの	異常な潮位の増減又は津波現象	
海難等に関するもの	船舶等の遭難	日置市役所 日置市消防本部・署 日置警察署 串木野海上保安部
交通に関するもの	鉄道路線の障害物の発見 交通事故の発見	伊集院駅 東市来駅 湯之元駅 日置警察署
その他の異常現象によって、人命その他に重大な災害がおこるおそれのある現象		日置市役所 日置市消防本部・署 日置警察署

13-2 被害状況の調査班編成表

被害区分	小区分	担当課	協力関係・団体等
人的、住家・ 非住家被害	死亡者、行方不明者、重傷者、軽傷者 全壊（全焼）、半壊（半焼）、一部損 壊、床上・床下浸水	総務課 地域振興課	各災害調査班 警察署、行政嘱託員
公共建物	市営住宅等の被害・復旧状況	建設課 産業建設課	
	その他公有財産の被害・復旧状況	財政管財課 地域振興課	
公共土木施設	道路、橋梁、河川等の被害・復旧状況	建設課 産業建設課	
文教施設	学校教育施設、社会教育施設、文化財等 の被害・復旧状況	教育委員会	学校
環境衛生関係	ごみ処理施設等の被害・普及状況	市民生活課	
感染症関係	感染症の発生・対処状況	健康保険課 市民生活課	保健所・医師会
医療施設	医療施設の被害・復旧状況	健康保険課 市民生活課	保健所・医師会
社会福祉施設	保育所、福祉施設の被害・復旧状況	福祉課 市民生活課	社会福祉協議会
水道施設	上水道及びその他給水施設の被害・復旧 状況	上下水道課 建設課	
下水道施設	下水道施設の被害・復旧状況	上下水道課	
農林水産畜産 業関係	田畑、農作物、山林、畜産、港湾、施設 等の被害・復旧状況	農林水産課 産業建設課	農協・共済組合 森林組合 土地改良区
商工業関係	工業・商業施設の被害・復旧状況	商工観光課 地域振興課	商工会議所 商工会
その他ライフ ライン施設	電気、電話、ガス、公共交通機関の被 害・復旧状況	総務課 地域振興課	九州電力送配電 （株）、N T T ガス供給業者、各駅 いわさきコーポ
その他公共施 設	上記以外の公共施設	所管課	

13-3 災害報告等様式

(1) 参集途上情報報告書

オモテ

○目撃日： 年 月 日

○報告者： _____

【所属】

部名	班名	課名
----	----	----

【参集ルート及び参集手段】

参集ルート	例) △△地区→役場
参集手段	例) タクシー、徒歩

【目撃した被害状況】

家屋・建物の倒壊、火災・浸水、道路の通行障害 等

場所	被災施設	箇所数	状況
----	------	-----	----

13-3 災害報告等災害情報・被害情報の収集・伝達に関する資料様式

ウラ

場所	被災施設	箇所数	状況
----	------	-----	----

※この報告書は、参集後、自班の班長に渡します。

13-3 災害報告等災害情報・被害情報の収集・伝達に関する資料様式

(2) 災害調査員用災害報告書（人的被害用）

（人的被害用）

災 害 報 告 書

災害名

調査員

印

調査日 （ 年 月 日）

報告日 （ 年 月 日）

自治会名						
区分		人数	被害の判定基準			
死者		人	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。			
行方不明			当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。			
負傷者			災害のため負傷し、医師の治療を受けたもの又は受ける必要がある者で次の区分による。			
うち重傷者			当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。			
うち軽傷者			当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。			
計						
人的被害詳細	区分	氏名	性別	年齢	職業	被害の状況・程度

※調査報告の際は、伊集院地域は本庁総務課防災係、その他の地域は各支所地域振興課総務係へ報告を行ってください。

(3) 災害調査員用災害報告書（建物用）

(建物用)

(枚中 枚目)

災 害 報 告 書

災害名

調査員

印

調査日 (年 月 日)

報告日 (年 月 日)

自治会名							
建物被害 (棟数)	区分	住家 ※要詳細	非住家				公共 建物
			空家	厩舎	倉庫	その他()	
	全壊(焼)	棟	棟	棟	棟	棟	棟
	半壊(焼)						
	流失						
	一部損壊						
	床上浸水						
	床下浸水						
	家財道具等						
計							
住家詳細	区分		所在地	日置市			
	世帯員名	性別	被害の状況・程度				
住家詳細	区分		所在地	日置市			
	世帯員名	性別	被害の状況・程度				
住家詳細	区分		所在地	日置市			
	世帯員名	性別	被害の状況・程度				
住家詳細	区分		所在地	日置市			
	世帯員名	性別	被害の状況・程度				

※区分については別紙判定基準に基づき記入してください。

※調査報告の際は、伊集院地域は本庁総務課防災係、その他の地域は各支所地域振興課総務係へ報告を行ってください。

13-3 災害報告等災害情報・被害情報の収集・伝達に関する資料様式

(4) 災害調査員用災害報告書（公共施設等用）

(公共施設等用)

災 害 報 告 書

災害名

調査員

印

発生日 (年 月 日)

報告日 (月 日)

自治会名							
土木災害 道路・河川・橋梁等	河川路線名	位置	高さ	幅員	延長	被害額	摘要
農地埋没・流失 農業施設 山林関係 その他	災害場所	面積 m ²	金額 千円	災害場所	面積 m ²	金額 千円	
	(災害箇所, 延長, 金額等)						
	水路						
	堤防						
	農道						
	その他						
	(災害箇所, 面積, 金額等)						
	地すべり						
	がけ崩れ						
(災害箇所, 延長, 金額等)							
林道							
(災害箇所, 被害量, 金額等)							
その他							
(災害名称, 災害箇所, 被害量, 金額等)							

※調査報告の際は、伊集院地域は本庁総務課防災係、その他の地域は各支所地域振興課総務係へ報告を行い、併せて被害施設に係る所管課へ報告してください。

13-3 災害報告等災害情報・被害情報の収集・伝達に関する資料様式

災害判定基準

区 分		被害の判定基準
死 者		当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの又は遺体は確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
行方不明		当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
負傷者		災害のため負傷し、医師の治療を受けたもの又は受ける必要がある者で次の区分による。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヵ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1ヵ月未満で治癒できる見込みの者とする。
住家		現実にその建物を居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
非住家		住家以外の建物で他の項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
公共建物		例えば市庁舎や公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。（市営住宅等は、公共建物とする。）
住家全壊 （全焼・流失）		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達したもののまた住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 （半焼）		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊又は消失した部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊		住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水		浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものとする。
床下浸水		浸水がその住家の床以上に達しない程度のものとする。
棟		独立した棟ごとに算定する。ただし、炊事場、浴場、又は便所が別棟であったり、離座敷が別棟であるような場合はこれら生活に必要なものは併せて算定すること。
世 帯		生計を1つにしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯とする。またマンションのように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを1世帯とする。

(5) 避難状況記録様式（避難者用）

【避難者用】

(※避難所名：)

※No. _____

避難者名簿

① 入所年月日		年 月 日		② 自治会名		
③ あなたの家族で「ここに避難した人だけ」記入してください				④ 住 所 電話番号	住所	
ふりがな 氏 名		年齢	性別		() - ()	
世帯主			男・女	⑤ 家 屋 の 被害状況	全壊 ・ 半壊 ・ 一部損壊 断水・停電・ガス停止・電話不通	
家 族			男・女	⑥ 親族など 連絡先	住所	
			男・女		氏名 () - ()	
			男・女	⑦ 避難情報	あなたの家族は全員避難していますか	
			男・女		イ 全員避難した	
			男・女		ロ まだ残っている → どなたですか () ()	
			男・女	⑧ 安否確認	あなたの家族は全員連絡がとれましたか	
		男・女	イ 全員連絡がとれた			
		男・女	ロ まだとれていない → どなたですか () ()			
⑨ 特別な配慮		ご家族に、病気、入れ歯やめがねの不備などの特別な配慮を必要とする方がいるなど、注意点があったらお書きください				
⑩ 車 (使用者のみ)	車種 色 ナンバー	⑪ 安否の問い合わせがあった場合、 住所・氏名を答えてもよいですか			はい ・ いいえ	
⑫ 退出年月日	年 月 日		※入所		:	
⑬ 転出先	住所		※退出		:	
	氏名 () - ()		※配慮		有 ・ 無	

● 内容に変更がある場合は、速やかに申し出て修正してください。

● ※印の欄は記入しないでください。

【避難者用】

(※避難所名：)

※No. _____

記入例

避難者名簿

① 入所年月日		■■年★★月▲▲日		② 自治会名		×××自治会	
③ あなたの家族で「ここに避難した人だけ」記入してください				④ 住所 電話番号		住所 日置市伊集院町郡1-100 (099)-273-2111	
ふりがな 氏名		年齢	性別				
世帯主 家族	ひおき だし 日置 正		45	男	⑤ 家屋の 被害状況	全壊・半壊・一部損壊 断水・停電・ガス停止・電話不通	
	ひおき きよこ 日置 清子		40	男	⑥ 親族など 連絡先	住所 日置市東市来町長里87-1 氏名 日置 一郎 (099)-274-2111	
	ひおき かずよし 日置 和義		13	男			
	ひおき たろう 日置 太郎		72	男	⑦ 避難情報	あなたの家族は全員避難していますか イ 全員避難した □ まだ残っている → どなたですか () ()	
				男・女	⑧ 安否確認	あなたの家族は全員連絡がとれましたか イ 全員連絡がとれた □ まだとれていない → どなたですか () ()	
				男・女			
			男・女				
⑨ 特別な配慮		ご家族に、病気、入れ歯やめがねの不備などの特別な配慮を必要とする方がいるなど、注意点があったらお書きください 高齢の父は足が弱いので、立ち歩くときに便利なよう、壁際の位置に避難させて欲しい。					
⑩ 車 (使用者のみ)		車種 色 ナンバー		⑪ 安否の問い合わせがあった場合、住所・氏名を答えてもよいですか		はい・いいえ	
⑫ 退出年月日		■■年★★月▲▲日		※入所		:	
⑬ 転出先		住所 鹿児島市鴨池新町10-1		※退出		:	
		氏名 鹿児島 次郎 (099)-286-2111		※配慮		有・無	

● 内容に変更がある場合は、速やかに申し出て修正してください。

● ※印の欄は記入しないでください。

【避難所管理者用】

避難所管理者：

[illegible]

記入例

【避難所管理者用】

開設日時： 年 月 日 時 分

閉鎖日時： 年 月 日 時 分

避 難 所 名 :

避難所管理者：_____

避難状況記録

[illegible]

14 広報に関する資料

14-1 住民への広報内容の例

区分	広報内容の例
気象情報・被害状況等	● 気象情報（発令・解除） ● 気象予・警報（発令・解除） ● 災害発生地域、人的・物的被害状況 ● その他必要な事項
避難に関する事項	● 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急） ● 避難所の設置及び収容の状況 ● その他必要な事項
とるべき行動	● 出火防止、初期消火の喚起・指示 ● 転倒プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示 ● 非常用食糧及び飲料水の持ち出し準備 ● 自動車による移動の自粛 ● 電話の使用の自粛 ● 外出等の自粛 ● 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ ● 混乱防止の呼びかけ（不確実な情報にまどわされない、テレビ・ラジオから情報入手するようになるなど。） ● その他必要な事項
防災活動への協力依頼	● 倒壊家屋等に生き埋めになっている人命の救出活動の喚起・指示 ● 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示 ● 家族で実施すべき防災対策 ● 自主防災組織に対する防災活動の要請 ● その他必要な事項
各機関の応急対策実施状況に関する事項	● 交通機関、運輸、通信等の規制・復旧に関すること ● ライフライン等の復旧に関すること ● その他必要な事項
安否情報	● 災害伝言ダイヤル「171」について ● その他必要な事項
被災者支援情報	● 救護所の開設及び保健衛生に関すること ● 給水や救援物資の支給に関すること ● 応急仮設住宅への入居募集に関すること ● 被災者援護制度に関すること ● 被災相談所の開設に関すること ● その他必要な事項

14-2 放送機関へ要請・発表する内容

- 災害対策本部の設置の有無〔発表〕
- 雨量・河川水位等の状況〔発表〕
- 火災状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕
- 家屋損壊件数、浸水状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕
- 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼び掛け〔要請〕
- 周辺受入れ可能病院及びその診療科目、ベッド数〔要請〕
- 避難状況等〔発表〕
- 被災地外の住民へのお願い〔要請〕

【例】

ア 被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないほしい。

イ 安否情報については、N T Tの災害用伝言ダイヤルを活用してほしい。

ウ 個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。

エ まとまった義援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう（梱包を解かなくて済むよう）、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。

オ ボランティア活動の呼び掛け

カ 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕

キ 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）〔発表、要請〕

ク 電気、電話、上下水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等）〔発表、要請〕

ケ 河川、道路、橋梁等土木施設状況（被害、復旧等）〔発表、要請〕

15 その他の資料

15-1 救助・救急用装備・資機材等の整備内容

(1) 救助用装備・資機材等

関係機関	整備内容
日置市消防本部	① 一般救助用器具 ⑥ 呼吸保護用器具 ② 重量物排除用器具 ⑦ 隊員保護用器具 ③ 切断用器具 ⑧ 水難救助用器具 ④ 破壊用器具 ⑨ 山岳救助用器具 ⑤ 検知・測定用器具 ⑩ その他の救助用器具
日置市消防団 消防団係長	① 消防団員用救助用資機材 大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）、削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（1巻200mを適宜切断） ② 担架（毛布・枕を含む。） ③ 救急カバン
自主防災組織	① 担架（毛布・枕を含む。） ② 救急カバン ③ 簡易救助器具等（バール、鋸、ハンマー、スコップ他） ④ 防災資機材倉庫等

(2) 救急用装備・資器材等

区分	整備内容
車両	高規格救急車
救急資器材	① 観察用資器材 ⑤ 感染防止・消毒用資器材 ② 呼吸・循環管理用資器材 ⑥ 通信用資器材 ③ 創傷等保護用資器材 ⑦ その他の資器材 ④ 保温・搬送用資器材

15-2 応急仮設住宅建設候補地一覧表

(1) 建設候補地一覧

192戸→551戸

応急仮設住宅必要戸数
551 戸

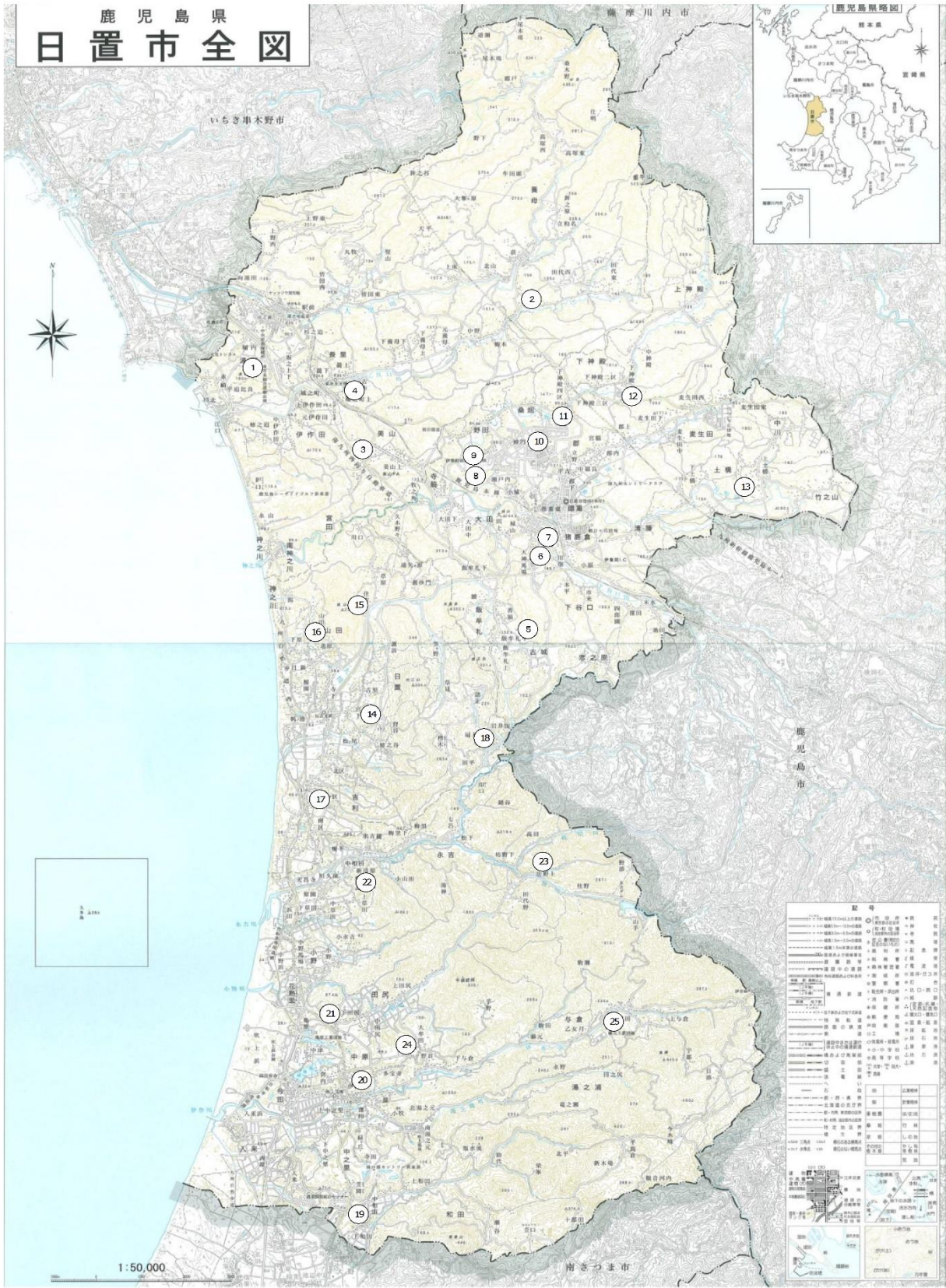
整理番号	地名地番	小学校区名	敷地の現状	敷地面積(㎡)		建設可能戸数	優先判定	津波被害
				全体敷地面積	建設可能敷地面積			
1	日置市東市来町伊作田1038番地2	湯田小学校区 伊作田小学校区	東市来総合運動公園	29,200	6,000	148	A	
2	日置市東市来町養母11393番地1	上市来小学校区	東市来町農業構造改善センター運動場	16,000	11,200	35	A	
3	日置市東市来町美山414番地	美山小学校区	美山池自然公園	2,700	2,500	14	A	
4	日置市東市来町長里3049番地1	鶴丸小学校区	東市来中学校校庭	24,700	5,000	61	B	
5	日置市伊集院町飯牟礼1049-1	飯牟礼小学校区	飯牟礼小学校校庭	4,384	1,500	25	A	
6	日置市伊集院町下谷口1557-1	伊集院小学校区	伊集院中学校校庭	18,398	9,900	60	A	
7	日置市伊集院町下谷口1852-1	伊集院小学校区	伊集院小学校校庭	10,174	3,500	30	B	
8	日置市伊集院町寺脇545	伊集院小学校区	伊集院総合運動公園	181,674	11,400	190	A	
9	日置市伊集院町野田1792	妙円寺小学校区	伊集院総合運動公園	181,674	4,000	65	A	
10	日置市伊集院町妙円寺一丁目2200-571	妙円寺小学校区	妙円寺中央公園	62,000	4,000	40	A	
11	日置市伊集院町下神殿1154	伊集院北小学校区	伊集院北中学校校庭	17,367	3,600	60	A	
12	日置市伊集院町下神殿1995	伊集院北小学校区	伊集院北小学校校庭	14,368	1,200	19	B	
13	日置市伊集院町土橋989-1	土橋小学校区	土橋中学校校庭	6,156	1,500	25	A	
14	日置市日吉町日置5218番地	日置小学校区	日吉運動公園	7,900	4,200	56	A	
15	日置市日吉町日置11241番地	住吉小学校区	住吉小学校校庭	12,300	2,600	14	B	
16	日置市日吉町日置343番地	日新小学校区	日新小学校校庭	10,400	2,000	14	B	
17	日置市日吉町吉利4330番地	吉利小学校区	吉利小学校校庭	15,600	4,800	24	B	
18	日置市日吉町吉利7266番地	扇尾小学校区	扇尾小学校校庭	9,600	1,800	3	B	
19	日置市吹上町和田2104番地	和田小学校区	和田小学校校庭	11,400	1,700	28	B	
20	日置市吹上町中原3021番地	伊作小学校区	中央公園	10,700	5,200	80	A	
21	日置市吹上町田尻239番地	花田小学校区	花田小学校校庭	11,500	1,700	28	B	
22	日置市吹上町永吉5947番地	永吉小学校区	永吉地区公民館	12,600	2,200	36	A	
23	日置市吹上町吉永10227番地	永吉小学校区	坊野地区公民館	8,223	650	8	A	
24	日置市吹上町田尻6037番地	伊作小学校区	野首地区公民館	5,811	860	12	A	
25	日置市吹上町与倉3149番地	伊作小学校区	旧藤元小学校校庭	9,413	1,500	24	A	
※用紙が足りない場合は、適宜行を継ぎ足してください。			合計	694,242	94,510	1,099		

集計

優先判定	箇所数	建設可能敷地面積計(㎡)	建設可能戸数
A	16	70,210	878
B	9	24,300	221
C	0	0	0
計	25	94,510	1,099

津波被害を受ける建設候補地	箇所数	建設可能敷地面積計(㎡)	建設可能戸数
	0	0	0

(2) 建設候補地位置図



15-3 防災訓練計画（例示）

訓練種別	実施主体	実施時期	実施場所	実施方法
総合防災訓練	県、市、関係機関	台風襲来期もしくは、最も訓練効果のあると思われる時期	広範囲に渡り災害が発生すると予測される地域、もしくは訓練効果が期待されると思われる地域	県、市、隣接市町、警察、自衛隊、その他関係指定公共機関及び地域住民が一体となって、災害を想定し予測される事態に即応した地震及び風水害等の総合防災訓練並びに応急対策活動を実施する。
水防訓練	市 消防本部 消防団	水害が予測される時期前	水害危険区域	図上訓練及び実地訓練、必要に応じて県及び関係諸機関と合同で実施する。他の訓練との併合も考慮する。
消防訓練	消防本部 消防団	必要かつ適切な時期	火災危険地区	図上又は実地訓練を団及び分団単位で適宜実施する。他の訓練との併合も考慮する。
災害救助訓練	県、市、消防機関、関係指定公共団体等	必要かつ適切な時期	被災の恐れのある地域の適当と思われる場所	災害想定により、救助・救援を円滑に遂行するために、医療、救護、人命救出、炊き出し、その他関連活動を個別に又は併合して実施する。
災害情報連絡及び通信連絡訓練	各部 各機関	適宜	適宜	気象予警報、各種情報、指示命令及び報告等を円滑に行うために実施する。
非常参集訓練 動員訓練	各部 各機関	適宜	適宜	応急対策を円滑に行うため、必要な職員等を迅速、かつ確実に招集できるように実施する。
避難訓練	各部 各機関	適宜	適宜	被災の恐れのある地域内及び学校、育児施設、病院、集会所等の建築物の人命保護を目的として実施する。

15-4 施設の安全確認チェックリスト

オモテ

○点検日： 年 月 日

○点検者： _____

施設名称

区分	点検箇所	被害の有無	被害の状況
----	------	-------	-------

【状況】

火災 有・無

☐圧壊
☐折損
☐鉄筋露出
☐その他（具体的に）

柱 有・無

建物
☐破壊
☐X字クラック
☐非X字クラック
☐その他（具体的に）

壁面 有・無

【状況】

その他 有・無

区分	点検箇所	被害の有無	被害の状況
			☐ 爆発 ☐ ガス漏れ ☐ ガス臭有 ☐ その他（具体的に）
	ガス	有・無	
			☐ 管損傷 ☐ 漏水 ☐ 給水停止 ☐ その他（具体的に）
	水道	有・無	
			☐ 停電 ☐ ショート ☐ その他（具体的に）
設備	電気	有・無	
			☐ 不通 ☐ その他（具体的に）
	電話	有・無	
			【状況】
	その他	有・無	

15-5 指定（登録）文化財一覧

地域	区分	種別	名称	所在地	指定等年月日
東市来	国	天然記念物	ヤッコソウ発生地	湯田向湯田	大正11年3月8日
		有形民俗	養母の田の神	養母元養母	昭和43年3月29日
		有形民俗	湯之元の田の神	湯田1821-2	昭和43年3月29日
		史跡	美山薩摩焼窯	美山973、974	平成18年4月21日
	市	記念物（史跡）	島津立久公墓地跡	長里3281	昭和46年3月25日
		記念物（史跡）	伊作田兵部大夫道材の墓地	伊作田2535	昭和48年2月22日
		有形（建造物）	荻前田橋	養母荻	昭和62年8月10日
		有形（建造物）	下原の治水溝	湯田1592の先	平成3年1月21日
		有形（建造物）	智賀尾神社の鳥居	養母7352	平成17年3月29日
		有形（彫刻）	狛犬像二体及び仁王像二体	湯田3955-1	昭和49年3月25日
		有形（彫刻）	阿弥陀如来像三体	養母6746	平成1年10月2日
		記念物（史跡）	大明寺跡の石塔	湯田4010-2	平成10年5月22日
		有形（彫刻）	青面金剛像	湯田稻荷神社内	平成10年5月22日
		有形（考古資料）	堂平窯跡	美山1142	平成17年3月29日
		有形民俗	石敢當	長里1569	昭和57年2月20日
		有形民俗	稻荷神社お田植え祭りの牛面	湯田稻荷神社内	平成10年5月22日
		無形民俗	伊作田踊り	伊作田	昭和60年7月19日
		無形民俗	北山の火振り	養母北山集落	平成10年5月22日
		記念物（史跡）	薩摩焼古窯五本松窯跡一基	美山498-2、500	昭和57年2月20日
		記念物（史跡）	薩摩焼古窯南京皿山窯跡二基	美山975	昭和57年2月20日
		記念物（史跡）	かくれ念仏洞穴	長里5311	平成1年10月2日
		記念物（史跡）	市来鶴丸城跡	長里361-1	平成17年3月29日
		天然記念物	ヤッコソウ発生地	湯田3878	平成3年1月21日
伊集院	国	登録有形（建造物）	九州電力大田発電所本館	太田3109-1	平成20年3月19日
		無形民俗	大田太鼓踊り	大田	昭和39年6月5日
		無形民俗	徳重大バラ太鼓踊り	徳重	平成5年3月24日
	市	記念物（史跡）	本田兄弟の墓碑	大田	昭和39年3月24日
		記念物（史跡）	有馬新七先生墓碑	下谷口1530	昭和40年10月12日
		記念物（史跡）	石谷高久墓碑	徳重341	昭和46年7月21日
		有形（建造物）	地頭仮屋門	下谷口1836	昭和46年7月21日
		有形（彫刻）	徳重神社島津義弘公御神体	徳重1786	昭和39年3月24日
		有形（彫刻）	梅岳寺舜有和尚木像	伊集院地区館	昭和39年3月24日
		有形（彫刻）	阿弥陀如来立像	竹之山931	平成1年11月21日
		有形（彫刻）	磨崖佛	下谷口1887	平成1年11月21日
		記念物（史跡）	伊集院忠国公夫婦の墓碑を含む円福寺墓地群	寺脇663	昭和40年10月12日
		記念物（史跡）	麦生田平等寺跡史跡の入定窟及び石塔を含む25㎡	麦生田42	昭和50年7月21日
		有形（古文書）	伊集院由緒記	下谷口1813	昭和39年3月24日
		有形（古文書）	上村得三藤原清緝の道中記	猪鹿倉96	昭和46年7月21日
伊集院	市	有形（古文書）	外城三番隊日誌	下谷口1892	昭和53年4月26日
		有形（古文書）	せんさく記	下谷口1887	昭和50年7月21日
		有形（建造物）	大渡橋記念碑	大田	昭和39年3月24日
		有形（建造物）	永平橋記念碑	下谷口	昭和39年3月24日
		有形（歴史資料）	山王神社棟札	徳重	昭和39年3月24日
		有形（彫刻）	石屋真梁木造	徳重521	平成23年10月25日

15-5 指定（登録）文化財その他の資料一覧

地域	区分	種別	名称	所在地	指定等年月日
伊集院	市	記念物(史跡)	木脇大炊介祐兄墓塔	恋之原	平成16年2月5日
		有形(工芸品)	伏波の額	徳重1786	昭和46年7月21日
日吉	県	有形(古文書)	吉村郷惣絵図	黎明館	平成25年4月23日
		有形(民俗)	乳地藏	吉利岩井田	昭和44年12月1日
		有形(彫刻)	釈迦木像	日置寺ノ下	昭和52年8月12日
		有形(彫刻)	六代木像	吉利尾之上	昭和52年8月12日
		有形(彫刻)	石屋和尚手彫りの石地藏	日置中原	平成4年1月31日
		有形(工芸品)	小松家の鎧一式	黎明館	昭和55年2月20日
		有形(書跡)	扁額「医王宝殿」	日置寺ノ下	昭和52年8月12日
		記念物(史跡)	岩屋観音	日置山田下	昭和44年12月1日
		有形民俗	山田の田の神	日置山田下	昭和44年12月1日
		無形民俗	お田植え踊	日置八幡	昭和58年9月12日
		無形民俗	太鼓踊	日置諏訪	昭和58年9月12日
		記念物(史跡)	八幡神社	日置八幡	昭和44年3月14日
		記念物(史跡)	大乘寺跡	日置古里	昭和44年3月14日
		記念物(史跡)	鬼丸神社	吉利鬼丸	昭和44年3月14日
		記念物(史跡)	園林寺跡	吉利天司	昭和44年3月14日
		記念物(史跡)	深固院跡	吉利岩井田	昭和44年3月14日
		記念物(史跡)	鹿児島塚跡	吉利片町	昭和44年12月1日
		記念物(史跡)	吉利神社	吉利吉野	昭和44年12月1日
		記念物(史跡)	光禅寺跡	日置麓	昭和52年8月12日
		記念物(史跡)	桂山寺跡	日置城ノ下	昭和52年8月12日
		記念物(史跡)	熊野神社	日置中原	昭和52年8月12日
		記念物(史跡)	毘沙門天	日置毘沙門	平成14年5月30日
吹上	国	登録有形(建造物)	旧黒木回春堂医院	永吉14307	平成19年10月22日
		有形(彫刻)	吹上町田尻の菩薩立像	黎明館	平成19年4月24日
		有形民俗	中田尻の田の神	中田尻	昭和43年3月29日
		無形民俗	伊作太鼓踊	湯之浦、和田、入来、中之里、田尻、花熟里	昭和41年3月31日
		無形民俗	大汝牟遅神社の流鏑馬	大汝牟遅神社	昭和56年3月27日
		記念物(史跡)	常楽院	田尻	昭和29年3月22日
		記念物(史跡)	亀丸城跡	中原	昭和30年7月13日
		記念物(史跡)	黒川洞穴	永吉	平成16年4月20日
		芸能	妙音十二楽	下田尻	昭和46年5月31日
		有形(古文書)	伊作郷御飯屋文書	吹上歴史民俗資料館	平成21年4月21日
	市	有形(建造物)	浜田橋	浜田後	昭和54年12月21日
		有形(彫刻)	蛭子像	中原2980-3	昭和40年1月22日
		有形(工芸品)	琵琶	中原2568	昭和45年6月1日
吹上	市	有形(絵画)	掛軸	中原2568	昭和45年6月1日
		有形(古文書)	吹上古文書	中原2568	昭和40年1月22日
		有形(古文書)	古文書	中原2568	昭和45年6月1日
		有形(歴史資料)	日新柱	伊作小学校	昭和40年1月22日
		記念物(史跡)	多宝寺跡	中原3143、3243	昭和40年1月22日
		記念物(史跡)	天徳寺跡	湯之浦2275の一部	昭和40年1月22日
		記念物(史跡)	天昌寺跡	永吉14884-6	昭和40年1月22日
		記念物(史跡)	田中城跡	和田2145-1の一部	昭和40年1月22日
		記念物(史跡)	南郷城跡	永吉14011-1	昭和40年1月22日
		記念物(史跡)	梅天寺跡	永吉3761-2	昭和44年5月2日
		記念物(史跡)	小緑山西福寺跡	入来326	昭和44年5月2日
		記念物(史跡)	海蔵院跡	湯之浦	昭和44年5月2日
		天然記念物	千本楠	中原2303-1、-3	昭和40年1月22日
		有形(彫刻)	吹上町小牧の阿弥陀如来像	吹上歴史民俗資料館	平成25年3月21日

15-6 従事命令等の種類と概要

(1) 命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
消防作業	従事命令	消防法第 29 条第 5 項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者、消防長
災害救助作業	従事命令	災害救助法第 7 条 1 項	知事
	協力命令	災害救助法第 8 条	知事
災害応急対策作業 (除：災害救助法救助)	従事命令	災害対策基本法第 71 条	知事
	協力命令	災害対策基本法第 71 条	知事
災害応急対策作業（全般）	従事命令	災害対策基本法第 65 条 第 1 項	市長
		災害対策基本法第 65 条 第 2 項	警察官、海上保安官
災害応急対策作業（全般）	従事命令	警察官職務執行法第 4 条	警察官

(2) 命令の従事対象者

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助、災害応急対策作業 (災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令)	①医師、歯科医師又は薬剤師 ②保健師、助産師又は看護師 ③土木技術者又は建築技術者 ④大工、左官又はとび職 ⑤土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 ⑥地方鉄道事業者及びその従業者 ⑦軌道経営者及びその従業者 ⑧自動車運送事業者及びその従業者 ⑨船舶運送業者及びその従業者 ⑩港湾運送業者及びその従業者
災害救助、災害応急対策作業の知事の協力命令	救助を要する者及びその近隣者
災害応急対策全般(災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官の従事命令)	市区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害応急対策全般(警察官職務執行法による警察官の従事命令)	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

15-7 一般災害ボランティアの活動内容

活動項目	活動内容等
情報伝達・広報	①避難所内及び災害発生地域での被災者に伝達すべき情報連絡・広報・広報紙配布等 ②外国語による外国人への情報伝達・広報・広報紙の配布等
情報収集 (調査活動)	①災害発生地域での被害実態、不足品調査、その他緊急的に必要な措置物資等の調査 ②避難所内及び災害発生地域での被災者情報・避難所情報等の収集及び災害対策本部への連絡
物資の仕分け	①救援物資集積所、避難所、公共施設での住民や他市町村からの物資の受入れ及び搬入作業 ②物資の数量、品目種類等の整理、把握 ③必要物資・数量の把握及び災害対策本部への連絡、避難者への公平・適正な配分
物資の搬送	①救援物資集積場を中心とした避難所等への配送 ②輸送手段、要員等の計画・確保
物資の寄贈	①企業、団体等からの物資提供の要請・受入れ
炊き出し (食糧供給)	①炊き出し拠点施設、避難所等 ②炊き出しのための物資の調達、必要数量の把握
避難所の運営	①指定施設・緊急的に設営した施設等での活動 ②避難者の実態把握、避難所生活での自立のための支援活動 ③避難者の自立のための情報提供・援助、避難所生活のコミュニティづくりの支援 ④問い合わせ等への対応
被災者受入れ	①高齢者・要援護者等で、在宅又は避難所等での生活が困難な人を対象（施設・個人）とした支援
災害ボランティアの受入れ事務	①災害ボランティアの問い合わせへの対応や派遣に関連する様々な事務の支援

15-8 行方不明者の搜索方法

搜索範囲等	搜索方法
搜索の範囲が 広い場合	①搜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。 ②搜索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。 ③各地区では、合理的、経験的に行方不明の所在の重点を定め、重点的に行う。
搜索範囲が 比較的狭い場合	①災害前における当該地域、場所、建物など正確な位置を確認する。 ②災害後における地形、建物などの移動変更などの状況を検討する。 ③り災時刻などから搜索対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し、搜索の重点を定め、効果的な搜索に努める。
搜索場所が 河川、湖沼の場合	①平素の水流、湖沼の実情をよく調査する。 ②災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。 ③合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、搜索を行う。

15-9 農林水産業災害防止のための指導対象作物

(1) 農産物

対象作物	対象災害									
	風害	水害	干害	寒害	凍霜害	降灰害	潮風害	霜害	塩害	潮害
水稻	○	○	○	○					○	
陸稲	○	○	○						○	
麦		○		○					○	
大豆	○	○	○						○	
そば	○	○							○	
甘しょ	○	○	○	○			○	○	○	
たばこ	○	○	○	○		○		○	○	
さとうきび	○		○				○		○	
野菜	○	○	○	○		○	○	○	○	
果樹	○	○	○	○		○	○	○	○	
花き・花木	○	○	○	○		○	○	○	○	
茶			○	○		○	○	○	○	
桑	○	○	○		○	○			○	
飼料作物	○	○				○			○	

(2) 林産物

対象作物	対象災害									
	風害	水害	干害	寒害	凍霜害	降灰害	潮風害	霜害	塩害	潮害
苗畑			○			○				
造林木	○		○							○
たけのこ専用林	○	○	○							
しいたけ			○			○				

15-10 避難確保計画の作成対象施設一覧

水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関わる法律では、被災のおそれのある地域において、市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設等の所有者又は管理者に避難確保計画の作成が義務付けられています。

対象施設一覧は、以下の通りとなります。

番号	分類	施設等名称	住所	対象災害	
				洪水	土砂
1	公立小学校	鶴丸小	東市来町長里165番地2	—	○
2	公立小学校	伊作田小	東市来町伊作田2056番地1	—	○
3	公立小学校	湯田小	東市来町湯田4042番地3	—	○
4	公立小学校	上市来小	東市来町養母11421番地	—	○
5	公立小学校	永吉小	吹上町永吉14126番地	—	○
6	公立小学校	和田小	吹上町和田2104番地	—	○
7	公立中学校	東市来中	東市来町長里2684番地2	—	○
8	公立中学校	伊集院中	伊集院町下谷口1547番地	—	○
9	私立中学校	育英館中	伊集院町猪鹿倉550番地	—	○
10	公立高校	伊集院高校	伊集院町郡1984番地	○	○
11	私立高校	育英館高校	伊集院町猪鹿倉550番地	—	○
12	私立高校	城西高校	伊集院町清藤1938番地	—	○
13	保育所	清光保育園	伊集院町下谷口1895番地2	○	—
14	保育所	朝日ヶ丘ジュニア保育園	伊集院町猪鹿倉570番地	—	○
15	保育所	扇尾保育園	日吉町吉利7274番地1	—	○
16	保育所	常楽寺保育園	吹上町湯之浦2592番地	—	○
17	幼稚園	朝日ヶ丘幼稚園	伊集院町猪鹿倉570番地	—	○
18	医療機関	康生クリニック	伊集院町徳重3丁目1番地3	○	—
19	医療機関	守屋病院	伊集院町徳重2丁目5番地5	○	—
20	医療機関	黒岩整形外科内科	伊集院町郡2丁目75番地	○	—
21	医療機関	松崎内科ひふ科	伊集院町大田798番地1	○	—
22	医療機関	永浜小児科内科	伊集院町徳重395番地	○	—
23	医療機関	浅谷小児科医院	東市来町長里252番地	—	○
24	医療機関	大石医院	東市来町湯田2153番地	—	○
25	医療機関	博悠会温泉病院	東市来町湯田4648番地	—	○
26	医療機関	本庄病院	伊集院町下谷口1942番地	○	—
27	医療機関	野口クリニック	伊集院町郡1097番地	○	—
28	医療機関	じんごあん整形外科内科 クリニック	伊集院町下谷口2122番地	○	—
29	医療機関	いじゅういん脳神経外科	伊集院町徳重1丁目12番地2	○	—
30	医療機関	橋本耳鼻咽喉科	伊集院町郡2丁目41番地	○	—
31	医療機関	伊集院病院	伊集院町徳重3丁目1番地1	○	○
32	医療機関	百花クリニック	伊集院町徳重338番地1	○	—
33	医療機関	黒岩眼科	伊集院町郡2丁目47番地	○	—
34	医療機関	うちやま眼科クリニック	伊集院町徳重3丁目1番地6	○	—
35	養護老人 ホーム	聖寿園	伊集院町猪鹿倉510番地2	○	○

15-10 避難確保計画の作成対象施設その他の資料一覧

36	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム 花々館	伊集院町徳重3丁目3番地14	○	—
37	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム やぼのさと	東市来町長里5202番地1	—	○
38	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム あったかハウス東市来	東市来町長里880番地15	—	○
39	介護老人 福祉施設	寿福園	伊集院町下神殿224番地2	—	○
40	介護老人 福祉施設	喜楽奈村	吹上町湯之浦2781番地	—	○
41	地域密着型介護老 人福祉施設	喜楽奈家	吹上町湯之浦2758番地	—	○
42	介護老人 保健施設	アンダンテ伊集院	伊集院町妙円寺3丁目1303番地10	—	○
43	介護医療院	博悠会温泉病院	東市来町湯田4648番地	—	○
44	地域密着型通 所介護	デイサービス健康はうす湯之元	東市来町湯田3633番地15	—	○
45	通所介護	喜楽奈村 通所介護事業所	吹上町湯之浦2758番地	—	○
46	通所介護	デイサービスセンターゆめいろ	伊集院町下谷口2168番地	○	—
47	通所介護	デイサービス百花	伊集院町徳重338番地1	○	—
48	地域密着型通 所介護	里山デイサービス ひむかの郷	日吉町日置7952番地	—	○
49	介護予防 通所介護	寿福園デイサービスセンター	伊集院町下神殿224番地2	—	○
50	通所リハビリ テーション	じんごあん整形外科内科クリ ニック	伊集院町下谷口2122番地	○	—
51	通所リハビリ テーション	百花クリニックデイケアセン ター	伊集院町徳重342番地3	○	—
52	通所リハビリ テーション	守屋病院	伊集院町徳重2丁目5番地5	○	—
53	通所リハビリ テーション	アンダンテ伊集院	伊集院町妙円寺3丁目1303番地10	—	○
54	通所リハビリ テーション	博悠会温泉病院 通所リハビリテーション	東市来町湯田4648番地	—	○
55	通所リハビリ テーション	いじゅういん脳神経外科 通所リハビリテーション	伊集院町徳重1丁目12番地2	○	—
56	特定施設入居 者生活介護	介護付有料老人ホーム ビクトリア街	伊集院町徳重342番地3	○	—
57	小規模多機能 型居宅介護	小規模多機能型ホーム やぼのさと	東市来町長里5213番地2	—	○
58	軽費老人 ホーム	吹上寿荘	吹上町湯之浦2758番地	—	○
59	サービス付き 高齢者向け住 宅	百花	伊集院町徳重338番地1	○	—

15-10 避難確保計画の作成対象施設その他の資料一覧

60	住宅型有料老人ホーム	悠久の郷 伊集院	伊集院町下谷口2168番地	○	—
61	住宅型有料老人ホーム	やぼのさと	東市来町長里5202番地1	—	○
62	通所型ミニデイサービス	寿福園	伊集院町下神殿224番地2	—	○
63	通所型ミニデイサービス	ビクトリアハーツ	伊集院町徳重342番地3	○	—
64	施設入所支援	みどりの里	伊集院町下神殿1420番地1	—	○
65	共同生活援助	宙☆雪	伊集院町郡2丁目89番地	○	—
66	共同生活援助	向陽ホーム	伊集院町郡2丁目33番地	○	—
67	就労移行支援	学校法人日章学園 障害福祉サービス事業所	伊集院町清藤1938番地	—	○
68	就労継続支援A型	夢の里	伊集院町郡2丁目29番地1	○	—
69	就労継続支援B型	障害者支援施設みどりの里	伊集院町下神殿1420番地1	—	○
70	就労継続支援B型	作業所 穂	伊集院町飯牟礼3368番地1	—	○
71	就労継続支援B型	Legacy神宮	東市来町養母5613番地1	—	○
72	放課後健全育成事業所	銀天児童クラブ	伊集院町下谷口1873番地	—	○
				31	44

15-11 日置市内テレビ共同受信施設組合一覧

日置市内テレビ共同受信施設組合一覧

番号	組合名称	番号	組合名称
1	高山テレビ共同受信施設組合	38	柿狩共同受信施設組合
2	田代立錡テレビ共同受信施設組合	39	笠ヶ野上・下テレビ共同受信施設組合
3	萩テレビ共同受信施設組合	40	毘沙門地区テレビ共同受信施設組合
4	養母地区テレビアンテナ組合	41	草原テレビ共同受信施設組合
5	麓上テレビ共同受信施設組合	42	内門・中区テレビ共同受信施設組合
6	麓下テレビ共同受信施設組合	43	扇尾地区テレビ共同受信施設組合
7	城之町上テレビ共同受信施設組合	44	諸正テレビ共同受信施設組合
8	杉之迫テレビ共同受信施設組合	45	小牧テレビ共同受信施設組合
9	美山テレビ共同受信施設組合	46	北湯之元共同受信施設組合
10	下山・向江・岩平テレビ共同受信施設組合	47	南湯之元共同受信施設組合
11	皆田西テレビ共同受信施設組合	48	窪田テレビ共同受信施設組合
12	内之田池テレビ共同受信施設組合	49	中之里テレビ共同受信施設組合
13	柿ノ迫テレビ受信施設組合	50	下中之里共同受信施設
14	江口テレビ共同受信施設組合	51	中田尻テレビ共同受信施設組合
15	みなとテレビ共同受信施設組合	52	田尻テレビ共同受信施設組合
16	川原テレビ共同受信施設組合	53	上田尻テレビ共同受信施設組合
17	末永テレビ共同受信施設組合	54	芋野テレビ共同受信施設組合
18	池田テレビ共同受信施設組合	55	下与倉テレビ共同受信施設組合
19	瀬戸内テレビ共同受信施設組合	56	藤元駒田テレビ共同受信施設
20	清藤テレビ共同受信施設組合	57	赤仁田テレビ共同受信施設
21	平戸テレビ共同受信施設組合	58	上与倉共同受信施設
22	郡下テレビ共同受信施設組合	59	並松テレビ共同受信施設組合
23	大田上テレビ共同受信施設組合	60	永野・田之尻共同受信施設
24	大田中テレビ共同受信施設組合	61	平鹿倉テレビ共同受信施設組合
25	久木野々テレビ共同受信施設組合	62	竜之瀬テレビ共同受信施設
26	飯牟礼大下テレビ共同受信施設組合	63	日添テレビ共同受信施設組合
27	下土橋地区共同受信施設組合	64	吹上観音河内テレビ共同受信施設組合
28	下土橋テレビ共同受信施設組合	65	苧口協同アンテナ組合
29	上土橋テレビ共同受信施設組合	66	瀬谷テレビ共同受信施設組合
30	町田地域テレビ共同受信施設組合	67	助代地区テレビジョン共同受信施設組合
31	中川テレビ共同受信施設組合	68	上和田地区テレビ共同アンテナ組合
32	竹之山テレビ共同受信施設組合	69	中和田地域テレビ共同受信施設組合
33	麦生田テレビ共同受信施設組合	70	小永吉テレビ共同受信施設組合
34	上神殿テレビ共同受信施設組合	71	梅里・松下・七呂・鍋谷・印口共同受信施設
35	下神殿テレビ共同受信施設組合	72	坊野地域テレビ共同受信施設組合
36	幸福団地テレビ共同受信施設組合	73	柱野・山手地上デジタル放送共同受信施設組合
37	山田地区テレビ共同受信施設組合		